

人・まち・みどり みんなで創る
“豊かさ”実感都市・かごしま

第五次鹿児島市総合計画

人・まち・みどり みんなで創る “豊かさ” 実感都市・かごしま

第五次鹿児島市総合計画





本市は、桜島や錦江湾に代表される豊かな自然、個性あふれる歴史・文化など素晴らしい特性を有し、60万市民の生活を支え、来街者を楽しませる多様な都市機能が集積する南九州の中核都市としてこれまで着実に発展してまいりました。

一方、時代は、少子高齢化の進行や人口減少局面への移行、グローバル化の進展、さらには地球レベルでの環境問題の進行など、これまで経験したことのない大きな変化が急激に進む、歴史的な転換期を迎えております。

このような時代の潮流に的確に対応し、本市が将来に向けて持続可能な発展を遂げていくため、このたび平成33年度を目標年度とする「第五次鹿児島市総合計画」を策定いたしました。

この計画は、市政の最上位計画であるとともに、市民と行政がともに考え、ともに行動する協働・連携のまちづくりを進めるための計画であり、目指す都市像として「人・まち・みどり みんなで創る“豊かさ”実感都市・かごしま」を掲げております。

これは、これからの10年において、市民一人ひとりの鹿児島に寄せる愛情と未来へかける熱い想いや行動力を結集し、“心の豊かさ”、“都市の豊かさ”、“自然の豊かさ”の実現を基軸に、真に豊かさを実感できるまちを創造していかうとするものです。

策定にあたっては、「協働・連携重視の計画とする」という大きな取組指針の下、市議会をはじめ、総合計画審議会やパブリックコメント手続、テーマ別・地域別の市民意見交換会、学生会議など、これまで以上にさまざまな機会を通して市民の皆様のご意見をいただきながら計画づくりを進めてまいりました。

今後、本計画をまちづくりのあらゆる主体の共通ビジョンとして着実に推進し、掲げた都市像の実現に向け全力を傾けてまいりまいる所存でございますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定にあたりまして、ご意見やご助言をいただきました市民並びに市議会の皆様をはじめ、鹿児島市総合計画審議会委員の皆様、関係機関各位に心から感謝申し上げます。

平成24年5月

鹿児島市長 森 博幸

総合計画策定の趣旨

- 1 策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画の区域・範囲 …… 8
- 4 構成と期間 …… 9
- 5 策定にあたっての取組指針 …… 10

総合計画の体系図

- 総合計画の体系図 …… 14

総合計画策定の前提

- 1 時代の潮流 …… 18
- 2 本市の特性 …… 20
- 3 将来推計 人口 …… 22
財政 …… 23

基本構想

- 1 都市像 …… 26
- 2 基本目標 …… 28

基本計画

- 政策・施策一覧 …… 34

基本目標別計画

- 基本目標別計画 …… 39
- 基本目標別計画の見方 …… 40

1 市民と行政が拓く 協働と連携のまち

- 1 地域社会を支える協働・連携の推進 …… 44
- 2 自主的・自立的な行財政運営の推進 …… 46

2 水と緑が輝く 人と地球にやさしいまち

- 1 低炭素社会の構築 …… 52
- 2 循環型社会の構築 …… 54
- 3 うるおい空間の創出 …… 56
- 4 生活環境の向上 …… 58

3 人が行き交う 魅力とにぎわいあふれるまち

- 1 地域特性を生かした観光・交流の推進 …… 64
- 2 中心市街地の活性化 …… 66
- 3 地域産業の振興 …… 68
- 4 農林水産業の振興 …… 72

4 健やかに暮らせる 安全で安心なまち

- 1 子育て環境の充実 …… 76
- 2 高齢化対策の推進 …… 78
- 3 きめ細かな福祉の充実 …… 80
- 4 健康・医療の充実 …… 84
- 5 生活の安全性の向上 …… 88
- 6 総合的な危機管理・防災力の充実 …… 90

5 学ぶよろこびが広がる 誇りあるまち

- 1 学校教育の充実 …… 96
- 2 生涯学習の充実 …… 100
- 3 市民文化の創造 …… 104
- 4 スポーツ・レクリエーションの振興 …… 106
- 5 人権尊重社会の形成 …… 108

6 市民生活を支える 機能性の高い快適なまち

- 1 機能性の高い都市空間の形成 …… 112
- 2 快適生活の基盤づくり …… 116
- 3 市民活動を支える交通環境の充実 …… 120

■ 豊かさ実感リーディングプロジェクト

| | |
|--------------------------|-----|
| 豊かさ実感リーディングプロジェクト | 127 |
| ■ “地域で守る”生涯安心安全プロジェクト | 128 |
| ■ “ディスカバーかごしま”文化創造プロジェクト | 132 |
| ■ “食の都かごしま”チャレンジプロジェクト | 136 |
| ■ “花と緑の回廊”環境創出プロジェクト | 140 |
| ■ “地域のきずな”活性化プロジェクト | 144 |

■ 地域別計画

| | |
|-------------|-----|
| 1 地域別計画の考え方 | 151 |
| 2 地域の現況 | 154 |
| I 中央地域 | |
| (Ⅰ) 中央地区 | 156 |
| (Ⅱ) 上町地区 | 158 |
| (Ⅲ) 鴨池地区 | 160 |
| (Ⅳ) 城西地区 | 162 |
| (Ⅴ) 武・田上地区 | 164 |
| II 谷山地域 | |
| (Ⅰ) 谷山北部地区 | 166 |
| (Ⅱ) 谷山地区 | 168 |
| III 伊敷地域 | 170 |
| IV 吉野地域 | 172 |
| V 桜島地域 | 174 |
| VI 吉田地域 | 176 |
| VII 喜入地域 | 178 |
| VIII 松元地域 | 180 |
| IX 郡山地域 | 182 |

■ 個別計画との関係

| | |
|------------|-----|
| 1 基本的な考え方 | 187 |
| 2 主な個別計画一覧 | 188 |

■ 目標指標一覧

| | |
|---------------------|-----|
| 1 基本目標別計画 | 192 |
| 2 豊かさ実感リーディングプロジェクト | 197 |

◇資料編

| | |
|---------------------------------|-----|
| • 第五次総合計画の策定経過 | 200 |
| • 市民参画の状況 | 203 |
| • 鹿児島市総合計画策定条例 | 204 |
| • 第五次総合計画の策定体制 | 205 |
| • 鹿児島市総合計画審議会条例 | 206 |
| • 諮問 | 207 |
| • 答申書 | 207 |
| • 鹿児島市庁議規程 | 209 |
| • 鹿児島市総合計画策定委員会 設置要綱 | 210 |
| • 鹿児島市次期総合計画研究会 設置要綱 | 211 |
| • 鹿児島市次期総合計画研究 ワーキンググループ設置要綱 | 212 |
| • 用語解説(五十音順) | 213 |

総合計画策定の趣旨



総合計画策定の趣旨

1. 策定の趣旨

- ◇本市では平成14年に策定し、平成17年に改訂した第四次鹿児島市総合計画（目標年度：平成23年度）に基づき、都市像である「人とまち 個性が輝く 元気都市・かごしま」の実現を目指し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。
- ◇この第四次総合計画が平成23年度で計画期間終了となったことから、社会経済情勢の変化など時代の潮流を見据えた、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる新たな総合計画「第五次鹿児島市総合計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

- ◇第五次鹿児島市総合計画は、本市の将来像と長期的なまちづくりの基本目標を明らかにし、その実現に向けた施策の基本的方向や体系を示した上で、市民と行政がともに考え、ともに行動する協働・連携のまちづくりを進めていくための計画です。
- ◇また、行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画であり、各分野の個別計画や施策は、この計画に即して策定され、展開されるものです。

3. 計画の区域・範囲

- ◇計画区域は原則として市域を対象としていますが、必要に応じて広域的な視点に立っています。
- ◇また、関連する国・県等の計画や施策・事業との整合に留意しています。

4. 構成と期間

基本構想

本市のまちづくりの最高理念であり、都市像及び基本目標を示すもの

【期間】：10年間（平成24年度～平成33年度）

基本計画

基本構想に基づく市政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び施策の体系を示すもの

（基本目標別計画、豊かさ実感リーディングプロジェクト、地域別計画で構成）

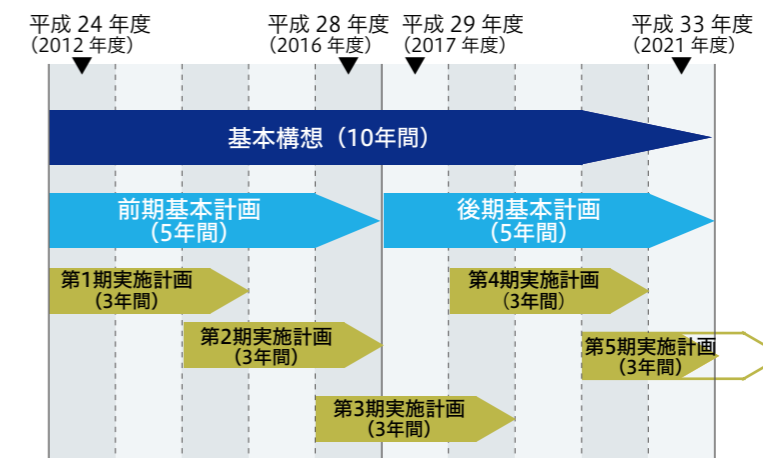
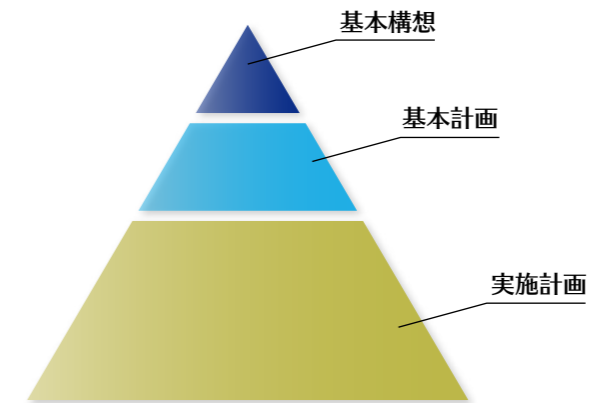
【期間】：前期5年間（平成24年度～平成28年度）
：後期5年間（平成29年度～平成33年度）

実施計画

基本計画に基づく財源の裏付けを伴う市政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すもの

【期間】：第1期～第5期（各3年間）

※各期策定後2年で見直し、次期を策定



総合計画策定の趣旨



5. 策定にあたっての取組指針

◇第五次鹿児島市総合計画は、次に掲げる指針に基づき策定しています。

指針① 「実効性のある計画」とします

“策定”重視 ▶ “実行”重視

- 少子高齢化の進行や人口減少局面への移行など、社会経済情勢の変化を的確に把握するとともに、本市の特性を踏まえ、長期的視点に立って策定します。
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革が進む中、将来展望を持った自主的・自立的な行政運営方針の基礎となる「自らつくり自ら実行する計画」を策定します。
- 財政面での持続可能性、個別計画との関係及び計画策定後の進行管理のあり方も見据え策定します。

指針② 「市民目線に立ち、施策・事業を選択する計画」とします

総花的 ▶ 重点的

- 自治体財政を取り巻く環境が一層厳しさを増す一方で、市民ニーズは複雑化・多様化していることから、費用対効果を念頭に置きながら、より市民目線に立った施策・事業の取捨選択を図ります。

指針③ 「ハードからソフトへを基本とした市民サービス重視の計画」とします

造る ▶ 創る

- 少子高齢化の進行に伴う将来世代の負担増へ配慮し、また、環境負荷の軽減も考慮しながら、市民満足度の向上を図るため、これまでの公共投資の蓄積を有効活用するとともに、ソフト施策の充実に努めます。

指針④ 「協働・連携重視の計画」とします

行政主導 ▶ 市民参画・市民協働

- 市民や地域団体、NPO※、事業者などまちづくりのあらゆる主体との協働・連携を重視した施策の展開を図ります。
- 策定過程において市民意見を広く反映するとともに、市民にとってより分かりやすい、まちづくりのあらゆる主体の共通ビジョンとなる計画を策定します。

※NPO：Non Profit Organization(非営利組織)の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う民間の組織、団体のこと。



総合計画の 体系図



総合計画の体系図

総合計画策定の前提

時代の潮流

- ◆ 少子高齢化の進行と人口減少局面への移行
- ◆ グローバル化の進展
- ◆ 地球レベルでの環境問題の進行
- ◆ 自主的・自立的なまちづくりの気運の高まり

本市の特性

- ◆ 愛着や誇りにつながる個性あふれる歴史や文化
- ◆ 東アジアに近接する陸・海・空の交通結節点
- ◆ 多彩で豊かな自然と多様な都市機能の集積

将来推計
(人口、財政)

基本構想

都市像

人・まち・みどり

みんなで創る“豊かさ”実感都市・かごしま

基本目標

① 市民と行政が拓く協働と連携のまち
【信頼・協働政策】

② 水と緑が輝く人と地球にやさしいまち
【うるおい環境政策】

③ 人が行き交う魅力とにぎわいあふれるまち
【にぎわい交流政策】

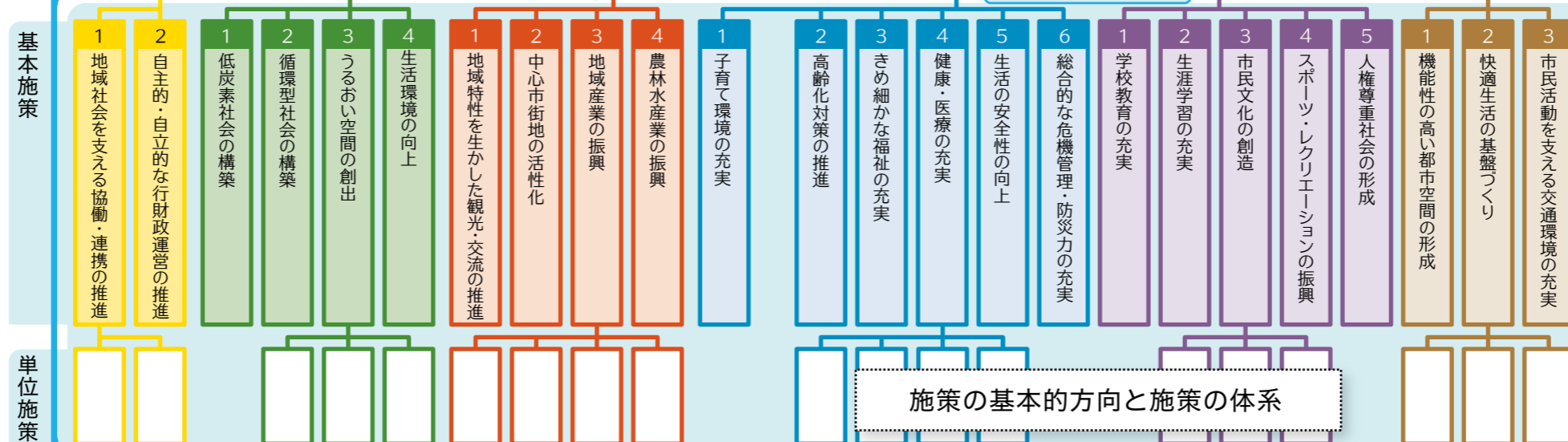
④ 健やかに暮らせる安全で安心なまち
【すこやか安心政策】

⑤ 学ぶよろこびが広がる誇りあるまち
【まなび文化政策】

⑥ 市民生活を支える機能性の高い快適なまち
【まち基盤政策】

基本計画

基本目標別計画



施策の基本的方向と施策の体系

実施計画

事業

実施する事業

豊かさ実感リーディングプロジェクト

人 “地域で守る”生涯安心安全プロジェクト

まち “ディスカバーかごしま”文化創造プロジェクト

みどり “食の都かごしま”チャレンジプロジェクト

みんなで創る “花と緑の回廊”環境創出プロジェクト

みんなで創る “地域のぎずな”活性化プロジェクト

地域別計画

総合計画策定の 前提



総合計画策定の前提

1 時代の潮流

◇総合計画期間内のまちづくりを考える上で踏まえるべき特に大きな時代潮流

少子高齢化の進行と人口減少局面への移行

- 我が国の人口は、平成17年（2005年）から長期の人口減少過程に入っているとされており、少子高齢化の進行と相まって、これまで国を支えてきた社会経済システムの持続可能性が危惧されています。
- また、近年の景気の低迷に加え、今後においても、人口減少等に伴う国内消費の縮小により、経済の大幅な伸びは見込みにくい状況にあります。
- このような中、各都市においても定住人口の減少が予想されることから、交流人口のさらなる増加に向けた取組や生産年齢人口の減への対応策などにより都市活力を創出するとともに、地域社会における連帯感の希薄化を踏まえ、地域コミュニティの活性化を図る必要性がこれまで以上に高まっています。
- また、国・地方ともに厳しい財政状況下において、高齢者人口の増加に伴い社会保障費などの財政負担は増大することが見込まれており、費用対効果を念頭にハード・ソフト両面から既存資源をフル活用するなど、少子高齢化や人口減少を見据えた都市づくりを一層進めることが求められています。



グローバル化の進展

- 経済活動のグローバル化※や、情報通信技術（ICT:Information and Communications Technology）の発達などに伴い、人・もの・情報等が、国境を越え活発に交流しています。
- 観光や産業の振興などにおいて、こうした国際化やグローバル化の動きを踏まえた取組を進めることにより、地域経済の発展につなげていくことが求められています。

※グローバル化：国を超えて地球規模で活動が拡大すること。



地球レベルでの環境問題の進行

- 地球規模で進む温暖化は、海面水位の上昇や台風の大型化、干ばつや洪水の発生への影響が懸念されるなど、人類の存立基盤を揺るがす深刻な問題となっています。
- 環境問題を世界共通の喫緊の課題として捉え、環境負荷の少ない低炭素社会の構築に向けた都市づくりを進め、人と自然が共生する豊かな環境を未来に引き継いでいくことが求められています。

自主的・自立的なまちづくりの気運の高まり

- 国から地方へ権限や財源を移譲し、地域の自主性及び自立性を高めるための改革が進む中、住民にとって最も身近な基礎自治体の果たす役割と責任は、これまで以上に大きくなってきます。
- より創意と工夫に満ちた、自主的・自立的なまちづくりを展開していくためには、行政のみならず、市民、事業者などあらゆる主体が、適切な役割分担の下で参画し、協働していくことが求められています。

総合計画策定の前提



2. 本市の特性

◇総合計画期間内のまちづくりを考える上で生かすべき本市の特性

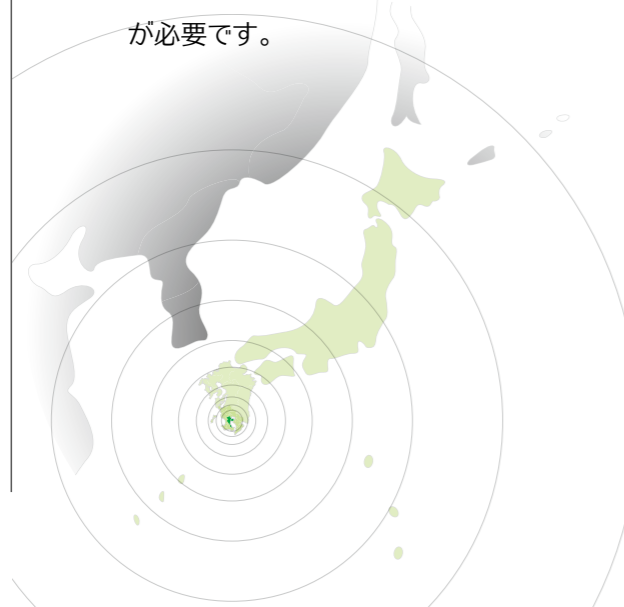
愛着や誇りにつながる個性あふれる歴史や文化

- ・本市は、島津氏の城下町として発展してきた歴史を有し、幕末から明治維新にかけ数多くの偉人を輩出するなど、個性あふれる歴史と文化は、本市独自の魅力として全国に広く知られています。
- ・これらを生かし、より一層の魅力向上を図り、積極的な情報発信を行うことにより、都市イメージの向上や交流人口の増加などにつなげるとともに、郷土への愛着を持つ人づくりや、市民が誇りを持てる都市づくりを進めていく必要があります。



東アジアに近接する陸・海・空の交通結節点

- ・日本の南に位置する本市は、沖縄を含む南西諸島や東アジアと近接しており、古くから交流のゲートウェイとしての機能を果たしてきた歴史を有しています。
- ・平成23年の全線開業により北部九州や関西圏との時間的距離を格段に短縮した九州新幹線をはじめ、九州縦貫自動車道や南九州西回り自動車道などの高速交通網、さらには、離島航路の発着機能を持つ鹿児島港や、本市と短時間で結ばれ国際線を有する鹿児島空港など、陸・海・空の交通結節点としての機能を備えています。
- ・これらを生かし、成長著しい東アジアの活力を地域経済の発展につなげるなど、国内外から数多くの来街者が行き交う、にぎわいと交流の都市づくりを進めていく必要があります。



多彩で豊かな自然と多様な都市機能の集積

- ・本市は、活火山・桜島や錦江湾という世界的にも稀有な自然景観をはじめ、南北に広がるウォーターフロント、泉源豊富な温泉、温暖な気候、豊かな食材など、多彩な資源に恵まれるとともに、60万市民の生活を支え、来街者を楽しませる、業務・商業機能などの都市機能が集積しています。
- ・これらを生かし、豊かな自然と多様な都市機能の集積が調和・共存する中で、人々が潤いのある環境や快適性、利便性を享受しながら、自然との共生を実現していく、地球環境時代をリードする都市づくりを進めていく必要があります。

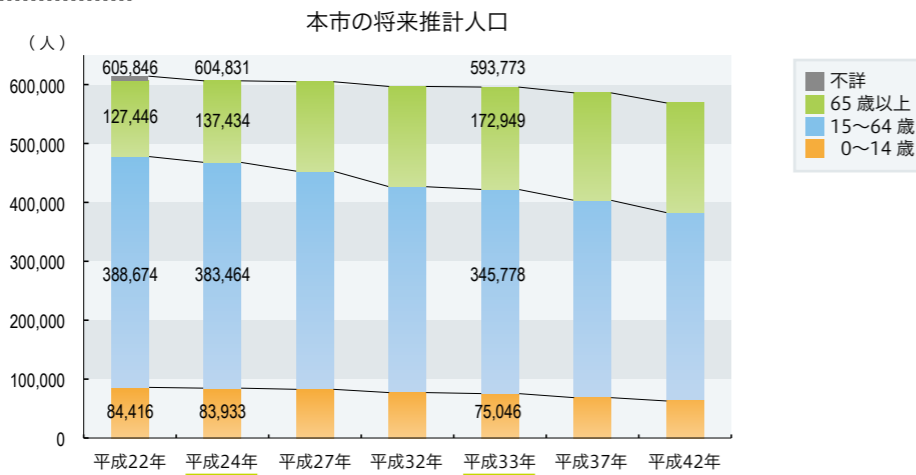


総合計画策定の前提

3 将来推計

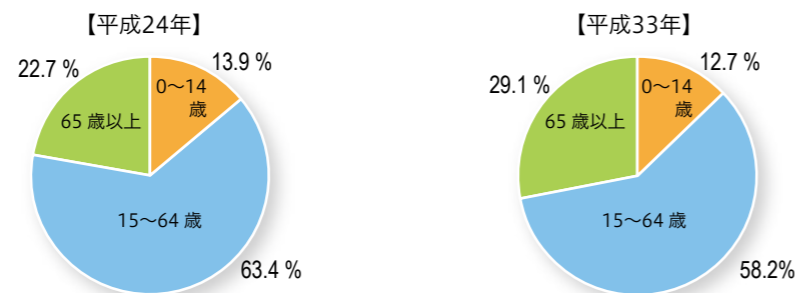
人口

総人口



| | 平成24年 (2012年) | 平成33年 (2021年) |
|------------------------|------------------|------------------|
| 鹿児島市人口(人) | 604,831 | 593,773 |
| 鹿児島県人口(人) | 1,686,600 | 1,581,300 |
| 県人口に占める 本市人口のシェア(%) | 35.9 | 37.5 |

年齢3区分別人口構成

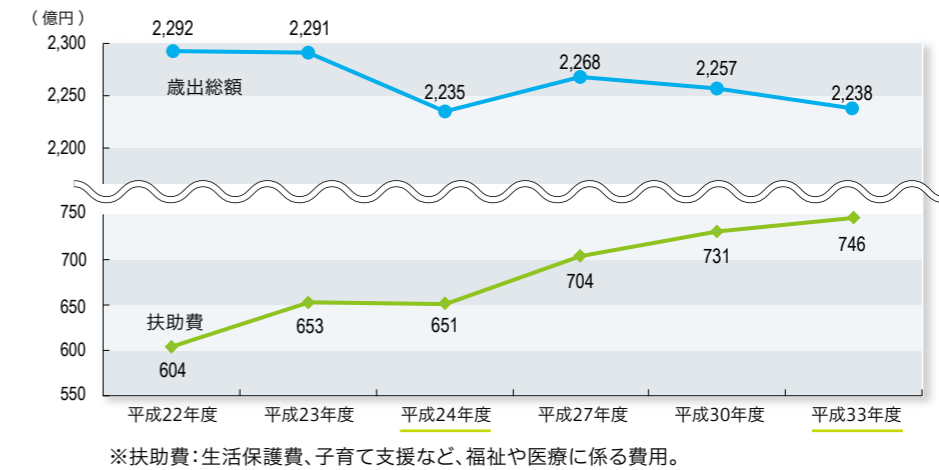


| | 人口(人) | | 構成比(%) | |
|----------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 平成24年 (2012年) | 平成33年 (2021年) | 平成24年 (2012年) | 平成33年 (2021年) |
| 総人口 | 604,831 | 593,773 | 100.0 | 100.0 |
| 65歳以上人口 | 137,434 | 172,949 | 22.7 | 29.1 |
| 15～64歳人口 | 383,464 | 345,778 | 63.4 | 58.2 |
| 0～14歳人口 | 83,933 | 75,046 | 13.9 | 12.7 |

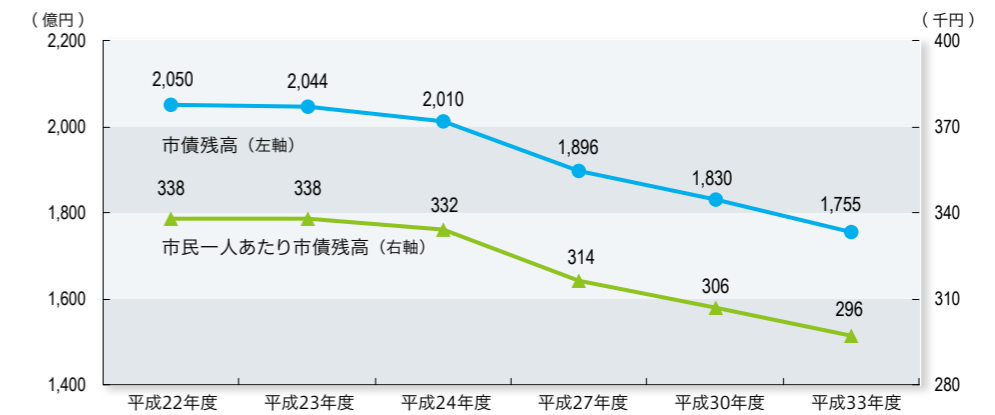
(注1) 平成22年(2010年)は国勢調査による実績値(総人口には、年齢不詳5,310人を含む)。
 (注2) 平成24年及び平成33年の鹿児島市人口は、平成22年の国勢調査による実績値等を基に算出した推計値であり、平成24年及び平成33年の県人口は、平成22年の国勢調査による実績値と県の「かごしま将来ビジョン」で示された将来推計の数値を基に算出した推計値。

財政

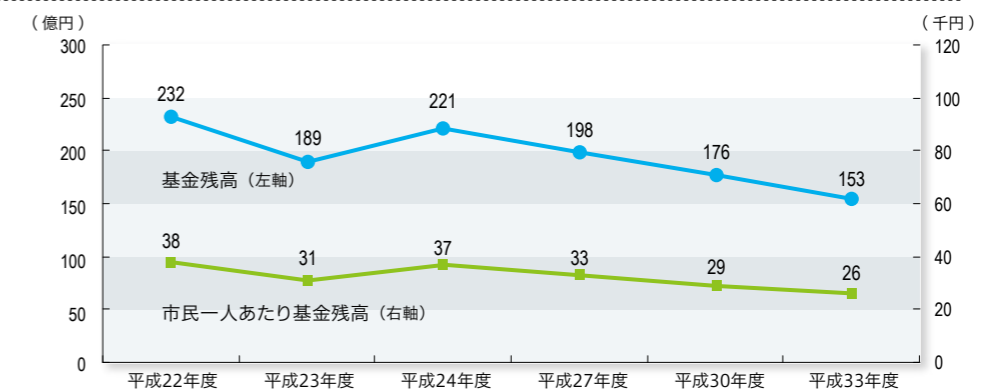
本市の一般会計歳出総額と扶助費*の将来推計



本市の市債残高と市民一人あたり市債残高の将来推計(臨時財政対策債を除く)



本市の財源調整可能な基金残高と市民一人あたり基金残高の将来推計



(注) 平成22年度は決算ベース。平成23・24年度は当初予算ベース。以降は現行の地方財政制度を基に算出した推計値。

基本構想



基本構想

1 都市像

◇総合計画期間内で目指す、将来のまちの姿

少子高齢化が進行し、人口減少局面へ移行する中において、本市がその特性を最大限に生かしながら、将来に向けて持続可能な発展を遂げていくためには、今後のまちづくりにおいて、量的拡大志向から質的充実志向への転換を、一層本格的なものとしていかななくてはなりません。

私たちは、そのことを基本とし、市民一人ひとりの鹿児島に寄せる愛情と未来へかける熱い想いや行動力を結集し、南九州の中核都市にふさわしい多様な都市機能の集積と、桜島や錦江湾などの自然が共存する、真に豊かさを実感できるまちを創造するため、次の都市像を掲げます。

人・まち・みどり みんなで創る“豊かさ”実感都市・かごしま

私たちの目指すまちでは、水と緑が輝く多彩な自然と、快適で機能性の高い都市環境が調和しており、地域固有の魅力が多くの人々を惹きつけ、まちににぎわいと活力を生み出しています。

私たち市民は、人と人がつながる温もりに満ちた地域社会において、生きる喜びを感じながら健やかな生活を営んでいます。そこでは、先人達が築いた歴史や文化への愛着と誇りが醸成され、次代を担う人材が育まれています。

そして、まち全体には、市民みんなで自分たちのまちを創り、未来へ引き継いでいこうという想いがあふれています。



都市像に掲げる“豊かさ”



基本構想



2. 基本目標

◇「都市像」を実現するための基本目標

1 市民と行政が拓く 協働と連携のまち

市民が主役の鹿児島市の実現を基本に、市民参画や、地域団体、NPO、事業者などとの協働を通して、市民目線に立った施策と市民主体のまちづくりを展開します。

多様な地域団体の連携により、「自助」・「公助」に加え「共助」の取組が、まちづくりの推進力となるような地域社会を構築します。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革が進む中、効率的で質の高い市民サービスの提供、将来を見据えた健全な財政運営、市域を越えた広域的な連携などを通して、創意と工夫に満ちた自主的・自立的なまちづくりを進めます。



【信頼・協働政策】



2 水と緑が輝く 人と地球にやさしいまち

市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら地球温暖化対策に取り組むことにより、低炭素社会を構築します。

ごみの減量化や資源化など3R（発生抑制：リデュース、再利用：リユース、再生利用：リサイクル）を推進していくことにより、循環型社会を構築します。

市民みんなで美しいまちづくりを進めるとともに、雄大な桜島や錦江湾、郊外に広がる田園風景や清らかな川、鮮やかな緑など豊かな自然に恵まれ、すべての市民が潤いと安らぎを感じながら快適な生活を送ることのできる、人と自然が共生する環境を創出します。



【うるおい環境政策】

3 人が行き交う 魅力とにぎわいあふれるまち

自然・歴史・文化・食など本市が有する多彩な魅力により、地域特性を生かした観光・交流を推進するとともに、情報発信力を高め、国の内外から多くの人を訪れるまちを創造します。

市民や観光客にとって魅力ある中心市街地の活性化に取り組むことなどにより、交流人口の増加によるにぎわいと活力を創出します。

産学官の連携や農工商等連携による地域資源を生かした新産業の創出と地元企業の競争力強化を図るとともに、社会経済環境の変化やニーズに対応した企業立地と地域産業の育成を進めるほか、農林水産業の振興に取り組むことを通して、雇用を拡大し、地域経済を活性化します。



【にぎわい交流政策】

基本構想



4 健やかに暮らせる 安全で安心なまち

家庭や地域における子育てへの支援を通して、誰もが安心して生み育てることができる環境を整えるとともに、きめ細かな福祉サービスの充実により、高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が生きがいを持って健やかに暮らせる、人と人がつながり温もりに満ちた地域社会を構築します。

健康づくりや病気の予防、市立病院における機能の拡充や救急医療体制の確保などにより、保健・医療を充実します。

豪雨・地震による災害、犯罪、事故などの危険から市民の生命と財産を守るため、危機管理や消防・救急体制の強化、治水や桜島爆発対策、防犯対策などハード・ソフト両面から取組を進め、安心安全なまちをつくります。



【すこやか安心政策】

5 学ぶよろこびが広がる 誇りあるまち

次代を担う子どもたちの個性や可能性を伸ばし、確かな学力、思いやりの心、健康・体力などの「生きる力」を育む学校教育を充実するとともに、学校、家庭、地域の連携による教育を推進します。

市民が、学ぶよろこびを感じながら、生涯を通じた学習やスポーツ活動を行うことのできる環境を整えるとともに、歴史や文化芸術を楽しむ機会の充実を図ることにより、生きがいと心の豊かさ、郷土に対する愛着と誇りを醸成する市民文化を創造します。

人権意識の高揚や男女共同参画を推進することにより、一人ひとりの人権が尊重される社会を築きます。



【まなび文化政策】

6 市民生活を支える 機能性の高い快適なまち

豊かな自然と多様な都市機能の集積が調和した、コンパクトな都市を実現するための取組を推進するとともに、都市拠点の整備や良好な景観づくりを進めることにより、高質で機能的な都市空間を形成します。

上下水道や生活道路など、市民の日常生活を支える都市基盤について、これまで整備してきた社会資本の有効活用を図りながら、効果的な整備を推進し、生活しやすい住環境を創出します。

広域的な交通ネットワークの機能強化や、市内の幹線道路網の整備、電車・バス・フェリーなど効率性の高い公共交通体系の構築により、便利で快適な交通環境を創造します。



【まち基盤政策】



基本計画



政策・施策一覧



基本構想

| 都市像 | 基本目標 (6) |
|-------------------------------|-------------------------------------|
| 人・まち・みどり みんなで創る「豊かさ」実感都市・かごしま | 1 市民と行政が拓く協働と連携のまち 【信頼・協働政策】 |
| | 2 水と緑が輝く人と地球にやさしいまち 【うるおい環境政策】 |
| | 3 人が行き交う魅力とにぎわいあふれるまち 【にぎわい交流政策】 |
| | 4 健やかに暮らせる安全で安心なまち 【すこやか安心政策】 |
| | 5 学ぶよこぎりが広がる誇りあるまち 【まなび文化政策】 |
| | 6 市民生活を支える機能性の高い快適なまち 【まち基盤政策】 |

基本計画

| 基本目標別計画 | | 単位施策 (79) | | | | |
|---------------------|---------------------|----------------------|------------------------|-------------|-----------------------|--|
| 基本施策 (24) | | | | | | |
| 1 地域社会を支える協働・連携の推進 | I 市民との協働の推進 | II 地域コミュニティの活性化 | | | | |
| 2 自主的・自立的な行財政運営の推進 | I 市政情報の公開・提供の推進 | II 効率的で健全な行財政運営の推進 | III 人材育成の推進 | IV 地域情報化の推進 | V 多角的な連携・交流の推進 | |
| 1 低炭素社会の構築 | I 地球温暖化対策の推進 | II エコスタイルへの転換 | | | | |
| 2 循環型社会の構築 | I 一般廃棄物の減量化・資源化の推進 | II 産業廃棄物の適正処理の促進 | | | | |
| 3 うるおい空間の創出 | I 生物多様性の保全 | II 緑の保全と花や緑の充実 | III 公園緑地の充実 | | | |
| 4 生活環境の向上 | I 住みよい環境の保全 | II 清潔で美しいまちづくりの推進 | III 墓地・斎場の整備 | | | |
| 1 地域特性を生かした観光・交流の推進 | I 観光・コンベンションの振興 | II 国際交流の推進 | III グリーン・ツーリズムの推進 | | | |
| 2 中心市街地の活性化 | I にぎわい創出と回遊性の向上 | II 都市型観光の振興 | III 商業・業務機能の集積促進 | | | |
| 3 地域産業の振興 | I 商業・サービス業の活性化 | II 工業・地場産業の活性化 | III 貿易・流通の振興 | | IV 雇用環境の充実 | |
| 4 農林水産業の振興 | I 活力ある農業・農村の振興 | II 多様な機能を持つ森林の育成 | III 豊かな漁場造成と生産基盤の充実 | | | |
| 1 子育て環境の充実 | I 少子化対策の推進 | II 支援を要する家庭の福祉向上 | | | | |
| 2 高齢化対策の推進 | I 生きがい対策の充実 | II 高齢者福祉の充実 | III 介護保険事業の充実 | | | |
| 3 きめ細かな福祉の充実 | I 地域福祉の推進 | II 障害者福祉の充実 | III 社会保障制度の円滑な運営 | | | |
| 4 健康・医療の充実 | I 健康づくりの推進 | II 保健予防の充実 | III 安心安全な医療体制の確保 | | IV 市立病院の機能拡充 | |
| 5 生活的安全性の向上 | I 交通安全対策の推進 | II 市民総ぐるみの防犯対策の推進 | III 健全な消費生活の実現の推進 | | IV 暮らしを守る生活衛生の向上 | |
| 6 総合的な危機管理・防災力の充実 | I 機動的な危機管理体制の充実 | II 市民と取り組む防災対策の推進 | III 質の高い消防・救急の充実 | | IV 流域と一体となった治水対策の推進 | |
| | | | | | V 総合的な桜島爆発・降灰対策の推進 | |
| 1 学校教育の充実 | I 心を育む教育の推進 | II 個性と能力を伸ばす教育の推進 | III 体育・健康・安全の充実 | | IV 信頼される学校づくりの推進 | |
| 2 生涯学習の充実 | I 青少年の健全育成 | II 家庭・地域の教育力の向上 | III 生涯学習環境の充実 | | | |
| 3 市民文化の創造 | I 文化振興 | II 文化財の保護と活用 | III 近代化産業遺産の保存と活用 | | | |
| 4 スポーツ・レクリエーションの振興 | I 生涯スポーツの推進 | II 競技スポーツの推進 | | | | |
| 5 人権尊重社会の形成 | I 人権の尊重 | II 男女共同参画の推進 | III 平和意識の醸成 | | | |
| 1 機能性の高い都市空間の形成 | I きめ細かな土地利用の推進 | II 個性と魅力ある都市空間の創出 | III 豊かで多様なウォーターフロントの形成 | | IV 魅力ある都市景観の形成 | |
| 2 快適生活の基盤づくり | I 良質で快適な都市基盤施設の整備 | II 環境や健康に配慮した生活基盤づくり | III 多様なニーズに対応した住環境の形成 | | IV 既存都市基盤施設の有効活用と長寿命化 | |
| 3 市民活動を支える交通環境の充実 | I 総合的な広域交通ネットワークの形成 | II 快適で機能的な交通基盤の整備 | III 便利で効率的な公共交通体系の構築 | | IV 人と環境にやさしい交通環境の充実 | |

豊かさ実感リーディングプロジェクト

地域別計画

基本目標別計画

- ① 市民と行政が拓く 協働と連携のまち
- ② 水と緑が輝く 人と地球にやさしいまち
- ③ 人が行き交う 魅力とにぎわいあふれるまち
- ④ 健やかに暮らせる 安全で安心なまち
- ⑤ 学ぶよろこびが広がる 誇りあるまち
- ⑥ 市民生活を支える 機能性の高い快適なまち

基本目標別計画

- ◇ 基本目標（政策）ごとに施策の基本的方向と施策の体系を明らかにする
- ◇ 基本目標として最初に掲げている「市民と行政が拓く 協働と連携のまち【信頼・協働政策】」については、他の5つの基本目標すべての実現においてベースとなるものであり、「地域社会を支える協働・連携の推進」と「自主的・自立的な行財政運営の推進」を基本として、想定される厳しい財政状況の下、少子高齢化や人口減少などを見据えた都市づくりへの対応を図ることとする

1 市民と行政が拓く 協働と連携のまち 【信頼・協働政策】

- 1 地域社会を支える協働・連携の推進
- 2 自主的・自立的な行財政運営の推進

2 水と緑が輝く 人と地球にやさしいまち 【うるおい環境政策】

- 1 低炭素社会の構築
- 2 循環型社会の構築
- 3 うるおい空間の創出
- 4 生活環境の向上

3 人が行き交う 魅力とにぎわいあふれるまち 【にぎわい交流政策】

- 1 地域特性を生かした観光・交流の推進
- 2 中心市街地の活性化
- 3 地域産業の振興
- 4 農林水産業の振興

4 健やかに暮らせる 安全で安心なまち 【すこやか安心政策】

- 1 子育て環境の充実
- 2 高齢化対策の推進
- 3 きめ細かな福祉の充実
- 4 健康・医療の充実
- 5 生活の安全性の向上
- 6 総合的な危機管理・防災力の充実

5 学ぶよろこびが広がる 誇りあるまち 【まなび文化政策】

- 1 学校教育の充実
- 2 生涯学習の充実
- 3 市民文化の創造
- 4 スポーツ・レクリエーションの振興
- 5 人権尊重社会の形成

6 市民生活を支える 機能性の高い快適なまち 【まち基盤政策】

- 1 機能性の高い都市空間の形成
- 2 快適生活の基盤づくり
- 3 市民活動を支える交通環境の充実

基本目標別計画の見方

基本目標別計画では、基本構想に掲げた6つの基本目標(政策)に含まれる24の基本施策の内容を示しています。

基本構想に掲げた6つの基本目標の中での基本目標に含まれる基本施策であることを記載しています。

基本施策の名称とサブタイトルを記載しています。

「現状と課題」の「I」と、「基本的方向」の「I」及び「施策の体系」の「I」という形で、同じ番号どうし内容が対応しています。

この基本施策における本市の現状と課題、その主な関連データを記載しています。

「現状と課題」を踏まえた、今後における施策の基本的方向を記載しています。

ページ番号 44

基本計画／基本目標別計画

1 市民と行政が拓く 協働と連携のまち

----- 【信頼・協働政策】

1 地域社会を支える協働・連携の推進

～市民とともに活力ある豊かな地域づくりを目指します!～

現状と課題

基本的方向

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の進展や少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化など、社会経済情勢が大きく変化する中で、市民のまちづくりに対する参画意識が高まってきており、また、自発的に地域課題の解決に取り組むNPO等の市民活動が活発化してきています。今後、市民自らが愛着と誇りを持てる地域社会の実現に向け、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、ともに手を携え、協働・連携によるまちづくりを一層推進していく必要があります。

地域コミュニティをめぐる環境が変化中、市民の価値観やライフスタイルが多様化し、地域コミュニティ活動への参加の度合いが弱まってきていることから、町内会等の多様な地域コミュニティ組織が連携し「共助」の力が発揮できる活力ある豊かな地域づくりを推進していく必要があります。

【関連データ】

| 項目 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 (推定) |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|
| 町内会数 (左軸) | 827 | 826 | 811 | 807 | 801 | 799 |
| 町内会加入率 (右軸) | 63.4% | 62.3% | 61.5% | 60.4% | 59.7% | 59.1% |
| NPO法人数 (左軸) | 180 | 216 | 245 | 277 | 316 | 350 |

(資料)本市調査

町内会の活動

【現状と課題】

I 町内会数(左軸)の減少傾向

II 町内会加入率(右軸)の低下傾向

【基本的方向】

I 市民に関する情報について市民との共有を図る中で、広く市民の声を聴く機会をさらに充実するとともに、パブリックコメント手続等を着実に実施することにより、市民参画を積極的に進めます。また、NPO等の市民活動を促進することにより、市民との協働によるまちづくりを進めます。

II 地域の課題を自ら発見・解決していくための地域コミュニティ連携組織の立ち上げを、「結い」づくりとして支援しながら、意識啓発や人づくり、活動支援の環境整備を行い、地域の特性を生かした協働によるコミュニティづくりを進めます。

基本計画／基本目標別計画

このようなまちを目指します!

施策の体系

目標指標

市民みんな

I 市民との協働の推進

- 市民参画の推進
 - ◆パブリックコメント手続等の実施
 - ◆子どもミーティングの開催
- 市民活動の促進
 - ◆企画提案型まちづくりモデル事業の実施
 - ◆市民とつくる協働のまち事業の実施
 - ◆NPO等の交流・連携の促進

II 地域コミュニティの活性化

- 多様な主体の連携
 - ◆コミュニティビジョンの推進
- 意識啓発と人づくり
 - ◆役割別の人材育成施策の推進
- 活動支援の環境整備
 - ◆地域の連携・協働活動支援

◆は「主な取組」

このようなまちを目指します!

「市民との協働によるまちづくりが進んでいる」と感じる市民の割合

現況 31.9% → 目標 (H28) 42.0%

主な指標

過去1年間に何らかの機会を通じて市政に参画したことがある市民の割合

現況 7.7% → 目標 (H28) 11.0%

市内のNPO法人数

現況 350 団体 → 目標 (H28) 440 団体

過去1年間に地域コミュニティ活動に参加したことがある市民の割合

現況 41.4% → 目標 (H28) 52.0%

町内会加入率

現況 59.1% → 目標 (H28) 65.0%

市民

- ◇自分たちのまちは自分たちでつくると意識を持ちましょう。
- ◇市民活動への理解を深め、積極的に参加しましょう。

地域・NPO等

- ◇同じ地域で生活する仲間として助け合いましょう。
- ◇地域課題の解決に向けて連携・協力しましょう。

事業者

- ◇市民活動への理解を深め、積極的に参加しましょう。

この基本施策を推進するための「単位施策」(ここでは「I 市民との協働の推進」等)と、その単位施策を進めるための「事業の柱」(ここでは「市民参画の推進」等)などを記載しています。

この基本施策によって目指すまちの姿を記載しています。「このようなまちを目指します!」では、この基本施策についての市民の実感を表す指標を掲げています。「主な指標」では、統計データ等による数値目標を中心に主なものを掲げています。

この基本施策について、市民や地域・NPO等、事業者において担うそれぞれの役割を記載しています。

※印を付した用語の解説をそれぞれの基本施策の末尾に記載しています。

※地域コミュニティ活動：町内会の活動(自主防災組織、衛生連、あいご会等の活動を含む。)、校区での活動(校区公民館運営審議会、校区社協等の活動を含む。)、その他の活動(防犯パトロール、老人クラブ等の活動を含む。)、NPO等の非営利活動(ボランティア、その他市民活動等を含む。)のこと。

45

基本計画

基本目標別計画

市民と行政が拓く協働と連携のまち

1

【信頼・協働政策】





1 地域社会を支える協働・連携の推進

～市民とともに活力ある豊かな地域づくりを目指します！～

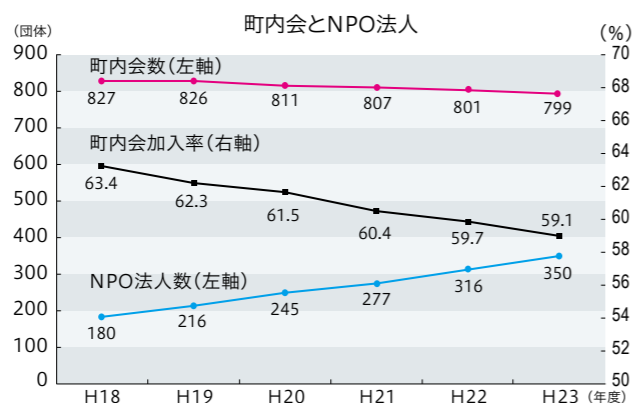
「◆」は「主な取組」

現状と課題

I 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の進展や少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化など、社会経済情勢が大きく変化する中で、市民のまちづくりに対する参画意識が高まってきており、また、自発的に地域課題の解決に取り組むNPO等の市民活動が活発化してきています。今後、市民自らが愛着と誇りを持てる地域社会の実現に向け、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、ともに手を携え、協働・連携によるまちづくりを一層推進していく必要があります。

II 地域コミュニティをめぐる環境が変化する中、市民の価値観やライフスタイルが多様化し、地域コミュニティ活動*への参加の度合いが弱まってきていることから、町内会等の多様な地域コミュニティ組織が連携し「共助」の力が発揮できる活力ある豊かな地域づくりを推進していく必要があります。

【関連データ】



(資料)本市調査



町内会の活動

基本的方向

I 市政に関する情報について市民との共有を図る中で、広く市民の声を聴く機会をさらに充実するとともに、パブリックコメント手続等を着実に実施することにより、市民参画を積極的に進めます。また、NPO等の市民活動を促進することにより、市民との協働によるまちづくりを進めます。

II 地域の課題を自ら発見・解決していくための地域コミュニティ連携組織の立ち上げを、“結い”づくりとして支援しながら、意識啓発や人づくり、活動支援の環境整備を行い、地域の特性を生かした協働によるコミュニティづくりを進めます。

施策の体系

地域社会を支える協働・連携の推進

I 市民との協働の推進

市民参画の推進

- ◆パブリックコメント手続等の実施
- ◆子どもミーティングの開催

市民活動の促進

- ◆企画提案型まちづくりモデル事業の実施
- ◆市民とつくる協働のまち事業の実施
- ◆NPO等の交流・連携の促進

多様な主体の連携

- ◆コミュニティビジョンの推進

意識啓発と人づくり

- ◆役割別の人材育成施策の推進

活動支援の環境整備

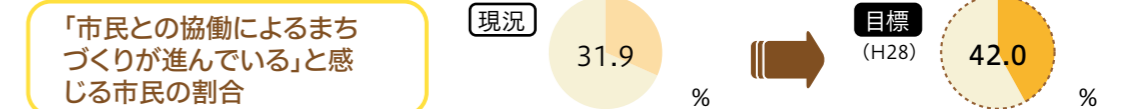
- ◆地域の連携・協働活動支援

II 地域コミュニティの活性化

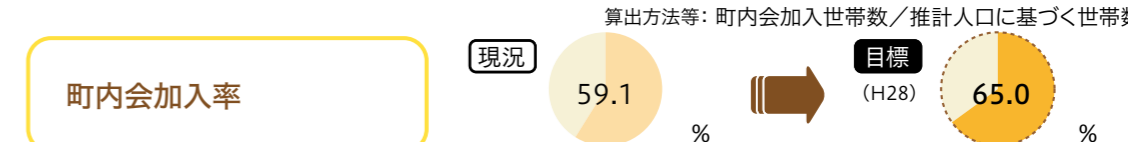
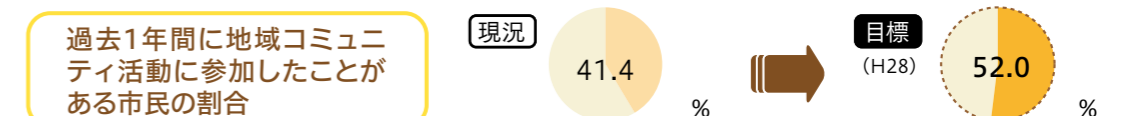
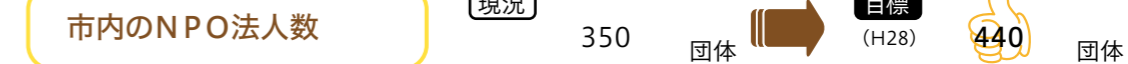
目標指標



このようなまちを目指します!



主な指標



市民みんなで



市民

- ◇自分たちのまちは自分たちでつくるという意識を持ちましょう。
- ◇市民活動への理解を深め、積極的に参加しましょう。



地域・NPO等

- ◇同じ地域で生活する仲間として助け合いましょう。
- ◇地域課題の解決に向けて連携・協力しましょう。



事業者

- ◇市民活動への理解を深め、積極的に参加しましょう。

※地域コミュニティ活動: 町内会の活動(自主防災組織、衛生連、あいご会等の活動を含む。)、校区での活動(校区公民館運営審議会、校区社協等の活動を含む。)、その他の活動(防犯パトロール、老人クラブ等の活動を含む。)、NPO等の非営利活動(ボランティア、その他市民活動等を含む。)のこと。



2 自主的・自立的な行財政運営の推進

～さらに効率的で適応力に富んだ行財政運営を進めます！～

現状と課題

I 市民が主役の開かれた市政を推進するためには、情報公開を推進し市政の透明度を高めるとともに、タイムリーで分かりやすい広報により市政を身近に感じてもらうなど、さらなる市政情報の公開・提供を推進することが必要です。

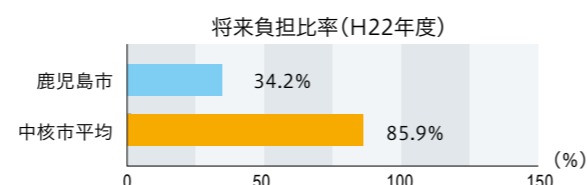
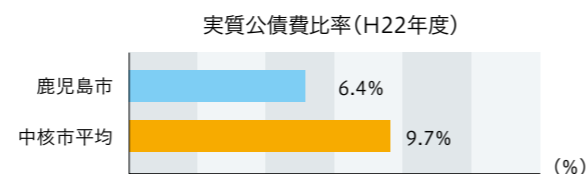
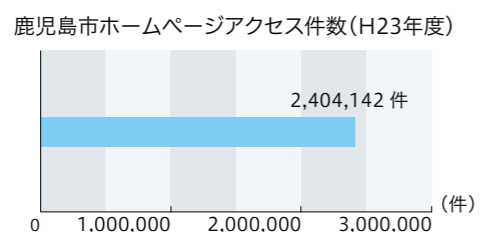
II 少子高齢化の進行や地域の自主性及び自立性を高めるための改革の進展など、本市を取り巻く行財政環境は大きく変化していることから、限られた財源の重点的・効率的配分、一層の権限移譲や税財源の充実・確保など、将来を見据えた効率的で健全な行財政運営を行うことが必要です。

III 本市が都市としての魅力を一段と高めるとともに、市民とのパートナーシップを推進するためには、常に挑戦する姿勢を持ち、さまざまな課題を克服する能力や市民の信頼を得るための資質を身に付けた職員を育成することが必要です。

IV 情報通信技術は市民生活の利便性の向上などにますます重要な役割を果たしてきていることから、これを積極的、効果的に活用して、市民サービスの向上や行政事務の効率化など、地域の情報化を推進することが必要です。

V 本市の都市機能や地域資源を生かしつつ、地域経済の活性化や豊かな地域社会を実現するためには、行政相互間はもとより大学、企業等との人材や技術の交流を通じて、効果的な施策の展開を図っていくことが必要です。

【関連データ】

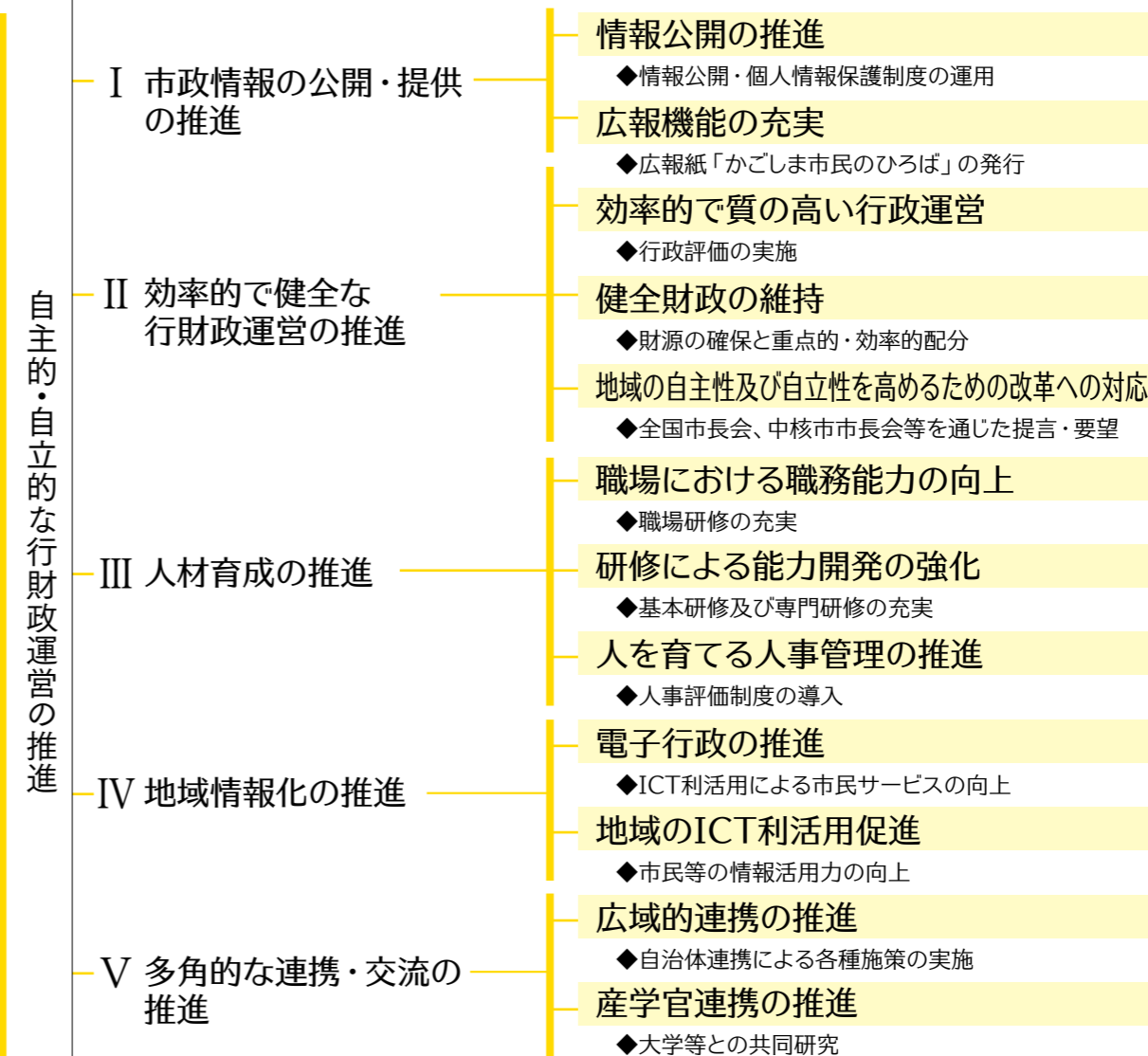


基本的方向

- I 市民ニーズなどを踏まえた市政情報の充実や市政広報への積極的な市民参加などにより広報機能を充実するとともに、情報公開を推進し、市民と行政の情報の共有化を進めます。
- II 効率的で質の高い市民サービスを提供し、将来を見据えた計画的かつ柔軟な財政運営により健全財政を維持するとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革に的確に対応し、主体的なまちづくりを進めます。
- III 職場における職務能力の向上や研修による能力開発の強化、人を育てる人事管理の推進により人材育成を進めます。
- IV 電子行政を推進し、市民サービスの向上、行政事務の効率化、情報セキュリティ対策の強化に努めるとともに、地域のICTの利活用を促進します。
- V 国、県、関係市町村等と役割や機能を分担しながら、連携・協力を進めるとともに、大学等が有する豊富な人的・知的資源を有効に活用した産学官連携を推進します。

「◆」は「主な取組」

施策の体系



市民と行政が拓く 協働と連携のまち 【信頼・協働政策】



目標指標



このようなまちを目指します！

「必要な市民サービスが効率的に提供されている」と感じる市民の割合

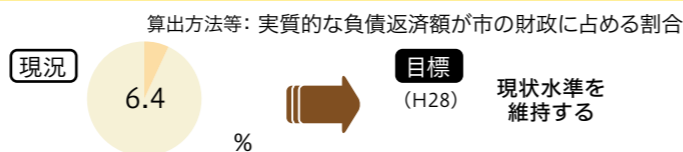


主な指標

鹿児島市ホームページアクセス件数



実質公債費比率※



将来負担比率※



市民みんな

- 市民** ◇市の広報紙やホームページを積極的に活用し、市政に参画しましょう。
- 地域・NPO等** ◇適切な役割分担の下、連携・協力してまちづくりを推進しましょう。
- 事業者** ◇行政等と連携を図りながら、まちづくりを推進しましょう。



市民参加による広報紙の発行



本庁舎整備事業バース図



職員研修

※実質公債費比率、将来負担比率：これらの数値が財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）で定める早期健全化基準（実質公債費比率25%、将来負担比率350%）以上の場合、早期健全化計画の策定と外部監査の要求が義務付けられる。

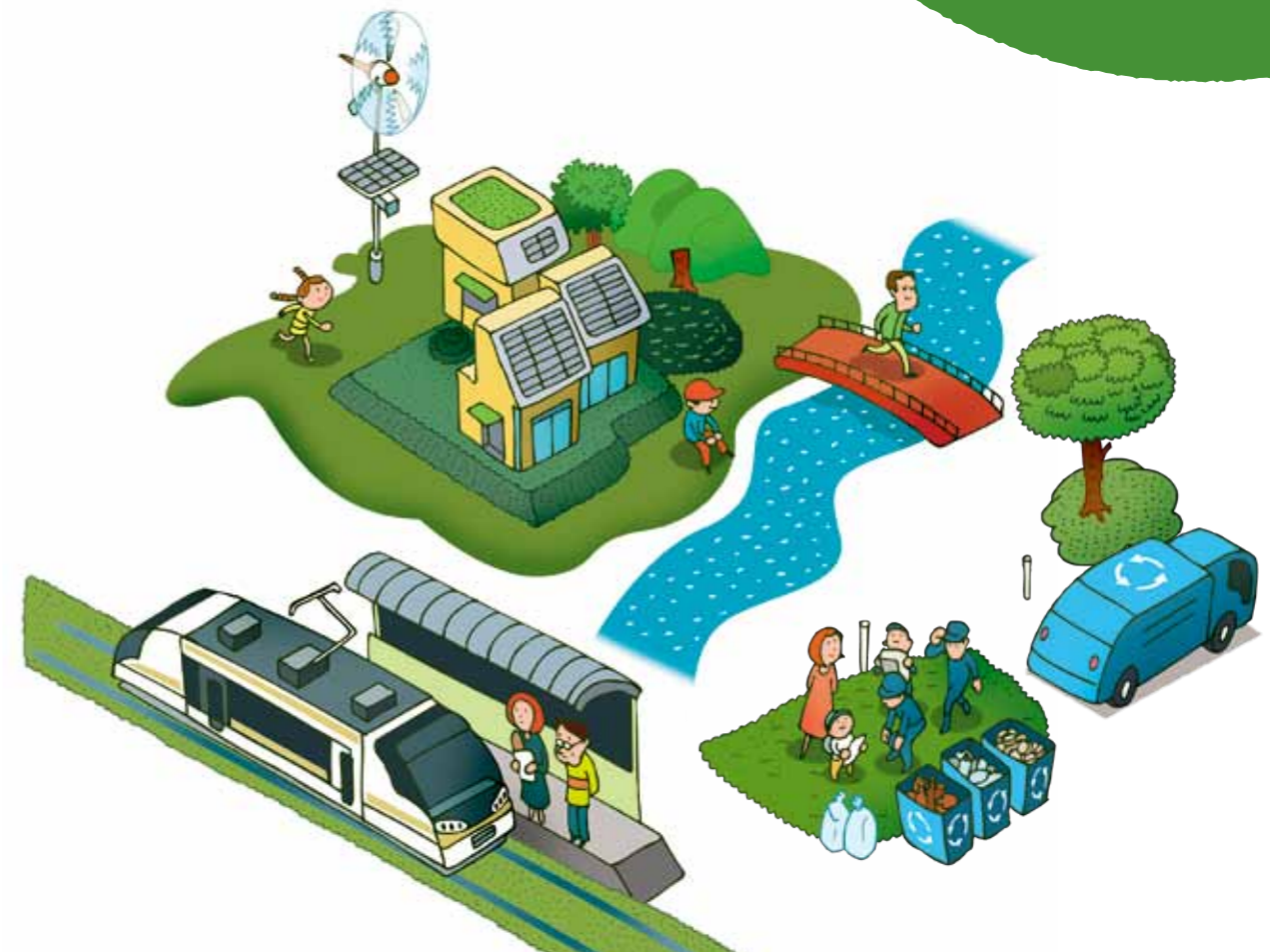
基本計画

基本目標別計画

水と緑が輝く 人と地球にやさしいまち

2

【うるおい環境政策】





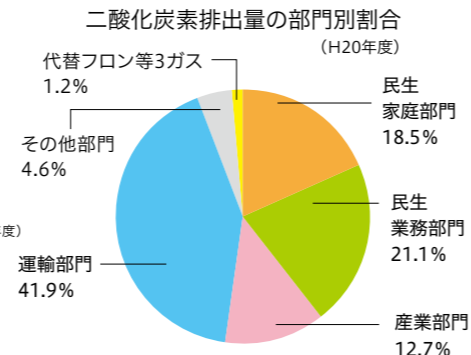
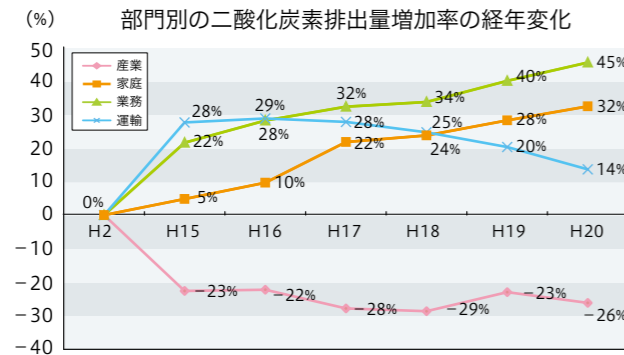
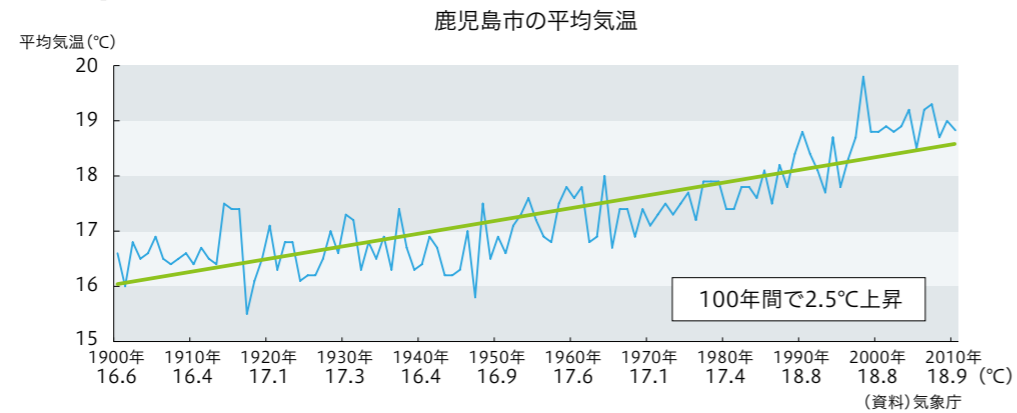
1 低炭素社会の構築

～温室効果ガスの排出量を削減し、持続可能な社会を築きます！～

I 地球温暖化の急速な進行は、世界的な異常気象や自然災害の増加などをもたらすことが指摘されています。本市においても地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の削減目標を掲げ、取組を進めてきていますが、今後は、温室効果ガスの排出を大幅に削減した低炭素社会の実現に向け、より積極的な温暖化対策を進めていく必要があります。

II 本市においては、家庭や事業所などからの二酸化炭素排出量の増加率が高いことから、市民、事業者、行政等が連携を図りながら、より一層環境にやさしい取組を進め、温室効果ガス排出量を削減していく必要があります。

【関連データ】



現状と課題

基本的方向

I 二酸化炭素の発生源となる石油・石炭など化石燃料の使用を減らすため、太陽光など再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー技術の普及促進を図ります。

II 環境教育・環境学習の充実や環境情報の提供などにより、環境に配慮したライフスタイル及びビジネススタイルへの転換を促し、特に家庭や事業所における温室効果ガスの排出削減を図ります。

施策の体系

低炭素社会の構築

I 地球温暖化対策の推進

再生可能エネルギーの利用促進

◆太陽エネルギー・バイオガス等の再生可能エネルギーの利用促進

温室効果ガスの排出抑制

◆省エネルギー技術の普及促進

環境教育・環境学習の推進

◆かごしま環境未来館を中心とした環境学習の推進

II エコスタイルへの転換

エコライフスタイルの実践

◆市民活動等との連携

エコビジネススタイルの実践

◆事業所等との連携

「◆」は「主な取組」

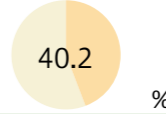


このようなまちを目指します!

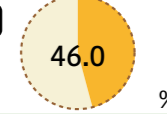
算出方法等: 市民意識アンケート調査

「地球温暖化対策が進んでいる」と感じる市民の割合

現況



目標



主な指標

算出方法等: 平成2年度を基準とした、排出量の増減率

温室効果ガス排出量の削減率 (平成2年度比)

現況

13.4%増

目標

(H28) 3.0%減

住宅用太陽光発電システム設置累計

現況

5,054 件

目標

(H28) 15,000 件

算出方法等: 補助件数

環境管理事業所※1の認定事業所数

現況

426 事業所

目標

(H28) 1,000 事業所

市民みんなで



市民

◇地球温暖化に関心を持ち、省エネ・創エネ※2に積極的に取り組みましょう。
◇環境に関する学習会やイベントなどに積極的に参加しましょう。



地域・NPO等

◇行政や他の団体と連携しながら、専門性や知識などを生かし、地球温暖化対策を推進しましょう。



事業者

◇地域貢献の視点に立ち、環境マネジメントシステム※3の導入など環境に配慮した事業活動に取り組みましょう。

※1 環境管理事業所:鹿児島市環境保全条例に基づいて適正に環境管理を行い、環境への負荷の少ない事業活動を自主的に行っている事業所。

※2 創エネ:太陽光発電システムや家庭用燃料電池などを利用してエネルギーをつくり出すこと。

※3 環境マネジメントシステム:組織が自ら環境方針を設定し、計画の立案(Plan)、実施・運用(Do)、点検・是正(Check)、見直し(Action)という一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施していく仕組み。



2 循環型社会の構築

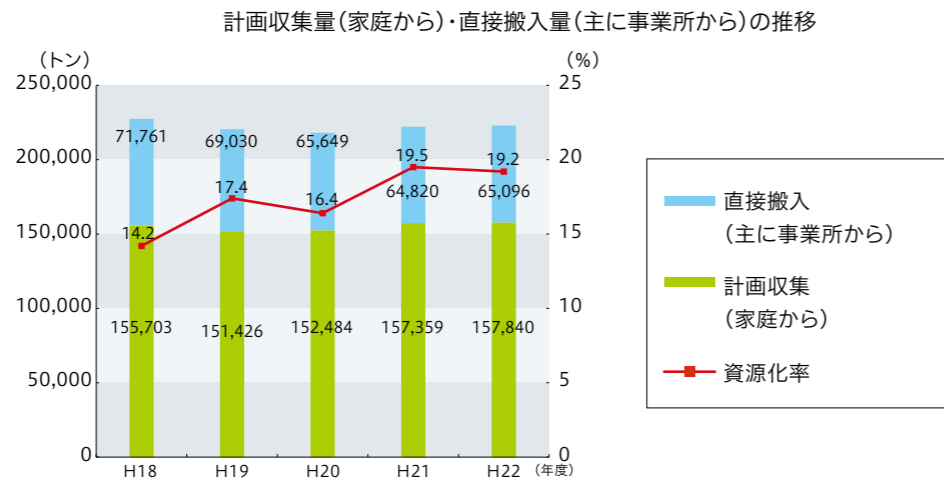
～3R※活動を推進し、資源の有効活用を図ります！～

現状と課題

I ごみ・資源物の排出量は、家庭ごみ、事業所ごみともに横ばい傾向にありますが、ごみの処理には多額の経費がかかり、地球温暖化防止の観点からもさらなるごみ・資源物の排出量を削減するとともに、限りある資源の有効活用を図る必要があります。

II 産業廃棄物については、排出者が減量化や資源化に努めるとともに、自ら適正に処理・処分することになっていますが、不法投棄や不適正保管などが後を絶たないことから、不適正処理を未然に防止するための監視・指導強化を図るなど、適正処理を促進する必要があります。

【関連データ】



ごみの3R教室こども出前塾

基本的方向

I 3R活動を推進して資源の有効活用を図るとともに、安全かつ適正な収集・運搬・処理・処分を実施するほか、事業所ごみの自己処理原則の徹底を図ります。

II 産業廃棄物の不適正処理未然防止のための監視・指導の強化を図るとともに、排出抑制、減量化、資源化などの啓発に努めます。

施策の体系

循環型社会の構築

I 一般廃棄物の減量化・資源化の推進

3R運動の推進

◆広報啓発活動の充実、市民活動等への支援

適正な収集・運搬・処理・処分の実施

◆効率的な収集・運搬体制の整備

事業所ごみの自己処理原則の徹底

◆排出事業者に対する啓発

適正処理の促進

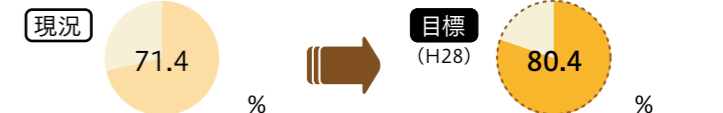
◆不法投棄等の監視・指導

減量化・資源化の啓発

◆発生量や処理処分量の実態把握

このようなまちを目指します！

「ごみと資源物の分別が徹底されている」と感じる市民の割合



主な指標

市民1人1日あたりのごみ・資源物の排出量



資源化率



不法投棄確認件数



市民みんな

市民 ◇市民みんなで3R活動に取り組みましょう。

地域・NPO等 ◇地域活動の中での資源物回収活動に積極的に取り組みましょう。

事業者 ◇過剰包装の抑制や資源化の推進に取り組みましょう。

※3R: Reduce(リデュース:発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再生利用)の3つの頭文字をとったもの。



3 うるおい空間の創出

～まちと自然が調和する空間の創出に取り組みます！～

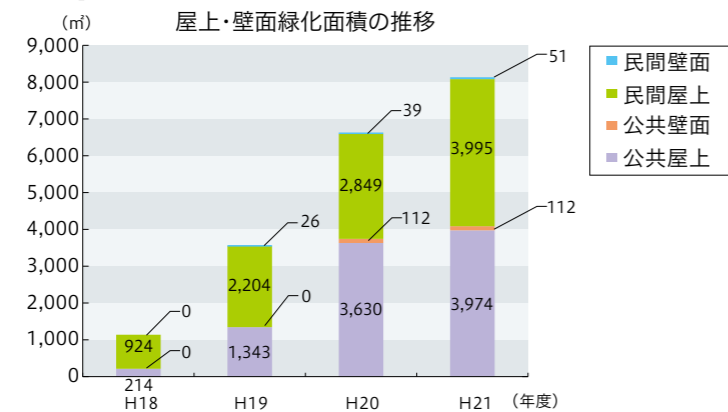
現状と課題

I 温暖化をはじめとする地球環境問題の深刻化や外来種の侵入などによる生き物の生息生育に影響を及ぼす問題が生じてきていることから、本市の豊かな自然環境を保全するとともに、市民、事業者の意識の高揚を図り、一体となって生物多様性※1の保全に取り組む必要があります。

II 緑は、人と自然が共生する環境や景観の形成、余暇活動の場の提供など、さまざまな役割を担っていることから、都市内に残る緑を保全するとともに、新たな緑を創出し、緑豊かな環境を次世代に継承していく必要があります。

III 市民1人当たりの都市公園面積は全国平均に比べ依然として低い水準にあり、今後も引き続き、利用者の視点に立った多様なニーズに対応した公園づくりを進め、公園緑地の充実を図っていく必要があります。

【関連データ】



かごしま環境未来館

基本的方向

I 生物多様性の保全に関する基本的な計画を策定し、森林や河川等の自然からの恵みへの理解を深め、人と自然の共生に向けて、自然環境の保全や自然とのふれあいの創出などの施策を市民、事業者等の参加・連携の下に総合的・計画的に推進します。

II 市民や事業者等との協働による緑化活動の仕組づくりを進め、緑の保全、創出に取り組むとともに、街なかでも市民が憩い、潤い豊かな自然環境を感じることができる都市の杜（花緑拠点）を創るなど、花と緑が彩るまちづくりに取り組みます。

III 公園緑地の調和のとれた配置・拡充やすべての人にとって利用しやすい公園づくりを市民と協働の下に取り組みます。

施策の体系

うるおい空間の創出

I 生物多様性の保全

自然環境の保全

◆生物多様性地域戦略の策定による施策推進

自然保護意識の高揚

◆水辺、森林等とのふれあいの創出

II 緑の保全と花や緑の充実

緑の保全、緑の育成・創出と機能の充実

◆J跡地の緑地整備 ◆城山公園の保全

花と緑のまちづくり

◆協働による花いっぱい運動の促進

III 公園緑地の充実

身近な公園・広場の創出・拡充

◆民有地等の借上げなどによる公園の整備

広く市民に親しまれる公園の充実

◆平川動物公園のリニューアル
◆平川動物公園と錦江湾公園の一体的活用

「◆」は「主な取組」

目標指標



このようなまちを目指します！

算出方法等：市民意識アンケート調査

「緑や水辺等の自然とのふれあいの場や機会がたくさんある」と感じる市民の割合

現況



目標



主な指標

算出方法等：公共、民間施設の屋上緑化及び壁面緑化の整備面積の合計

屋上・壁面緑化の整備面積

現況

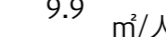


目標



市民1人あたりの施設緑地※2面積

現況



目標



市民みんなで



市民

◇自然とのふれあいを通して自然保護意識を高めましょう。
◇次世代のために、積極的に環境保全活動に参加しましょう。



地域・NPO等

◇自然観察会などのイベントを通して環境保全活動の輪を広げましょう。
◇地域の公園や緑をみんなで大切に守りましょう。



事業者

◇自然環境に配慮した事業活動に取り組みましょう。
◇花や緑で潤いと安らぎのある職場環境づくりに努めましょう。

※1 生物多様性：すべての生物の間に違いがあることで、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルでの多様性がある。

※2 施設緑地：都市公園や、都市公園以外の公共用地で都市公園に準じる公園・緑地の機能を持つ公共施設。

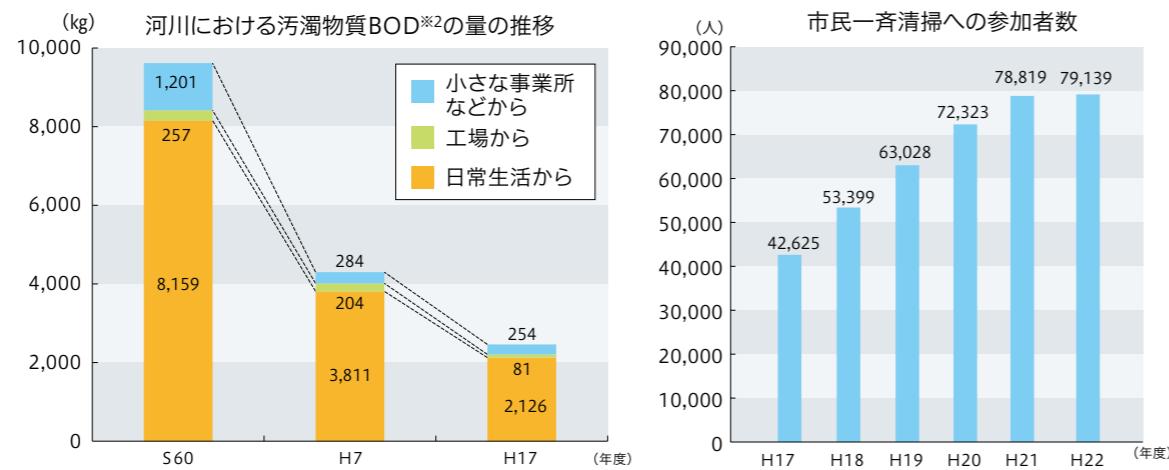


4 生活環境の向上

～きれいで住みよい生活環境づくりを推進します！～

- I 公共下水道の普及や自動車排出ガス規制などにより川の水や空気はきれいになってきていますが、一方で、光化学オキシダント※¹の濃度上昇など新たに発生している広域的な環境問題への的確な対応が求められています。
- II 市民一斉清掃へ参加する市民や環境美化に取り組む団体は増えてきていますが、ごみのポイ捨て防止など引き続き、市民や市民活動団体と連携しながら、環境美化、衛生活動を促進する必要があります。また、犬猫等による被害軽減のため、飼い主のマナーの向上が求められています。
- III 墓地については少子高齢化の進行などの影響による管理の行き届かない墓の増加への対応や、参道・水道栓など墓参者の利便性を高めるための対応を図るとともに、斎場については火葬炉の改修を行うなど施設の充実を図る必要があります。

【関連データ】

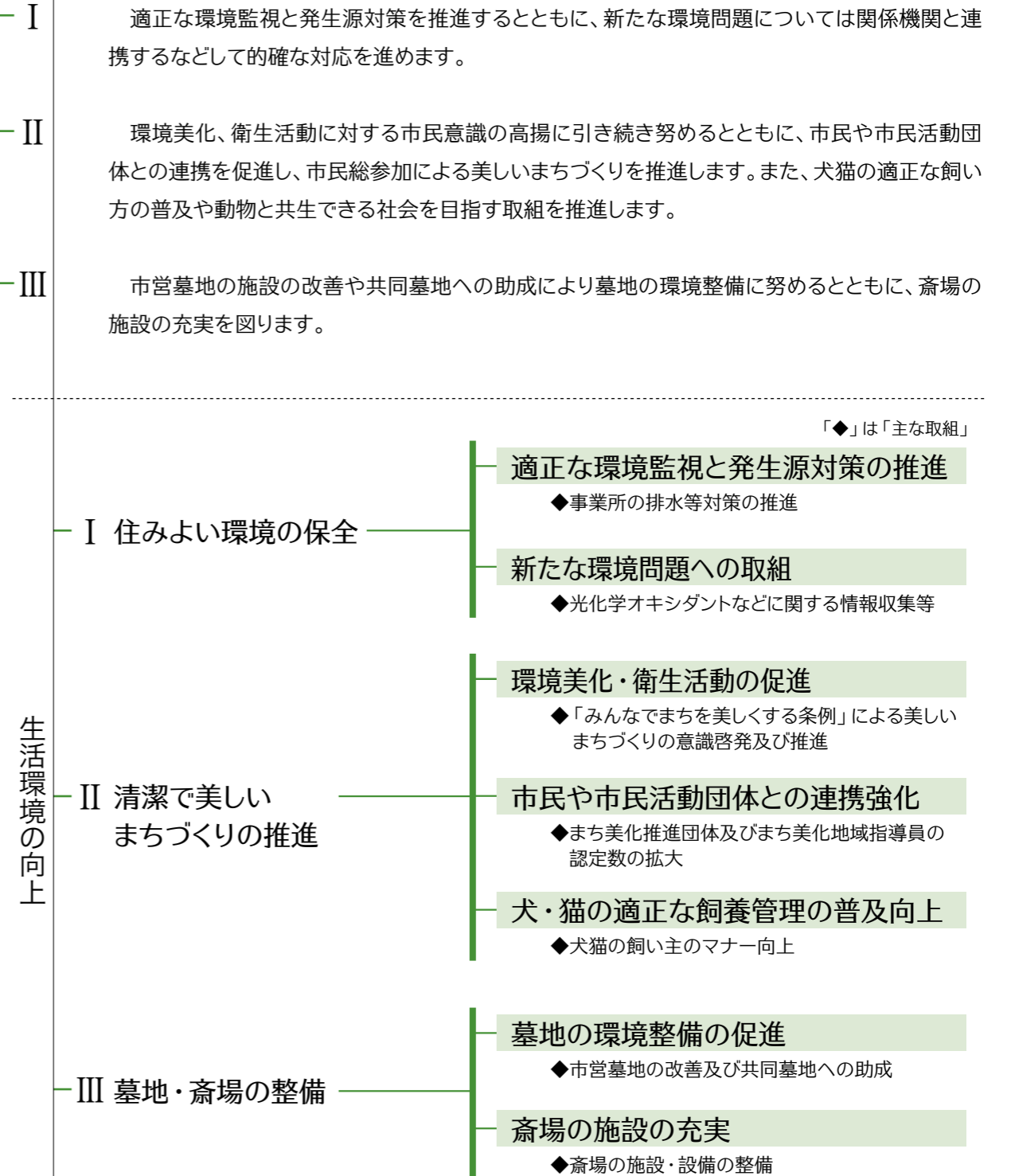


市民一斉清掃活動

現状と課題

基本的方向

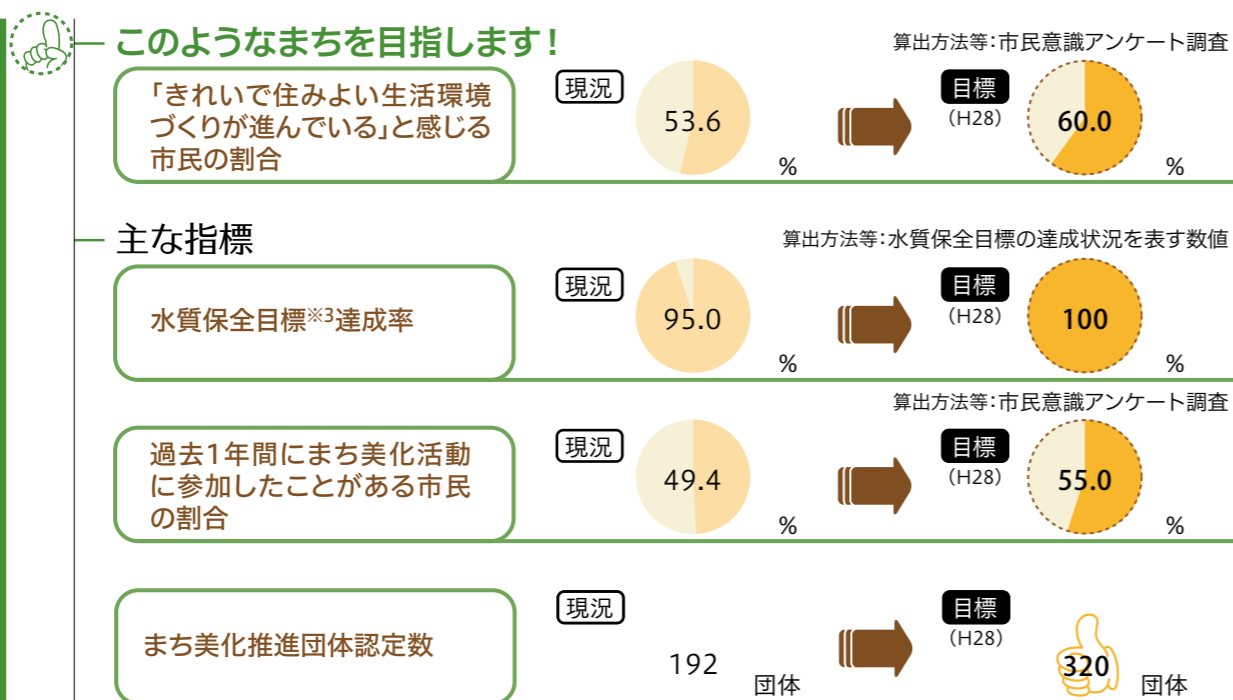
施策の体系



水と緑が輝く 人と地球にやさしいまち【うらおい環境政策】



目標指標



市民みんなで

- 市民**

 - ◇廃食用油の適正処理など家庭でできる環境にやさしい取組を心がけましょう。
 - ◇まち美化活動に積極的に取り組みましょう。
- 地域・NPO等**

 - ◇水辺の清掃活動や環境学習活動などの自発的な環境保全活動に取り組む人の輪を広げましょう。
 - ◇まち美化活動にみんなで取り組みましょう。
- 事業者**

 - ◇環境汚染物質等の排出抑制、環境管理の導入など環境負荷の低減に取り組みましょう。
 - ◇地域貢献の視点に立ち、行政等と一緒に、まち美化活動に積極的に取り組みましょう。

※1 光化学オキシダント: 大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。

※2 BOD(生物学的酸素要求量): 有機物などによる水質汚濁の指標で、この数値が高いほど汚濁が大きくなる。

※3 水質保全目標: 水遊びなどの親水活動にふさわしい水質を保全することを目的に設定された本市独自のBODの目標値。



大気汚染物質の自動測定器による監視



定期的な河川・地下水の水質試験



甲突川

基本計画

基本目標別計画

人が行き交う 魅力とにぎわいあふれるまち

3

【にぎわい交流政策】





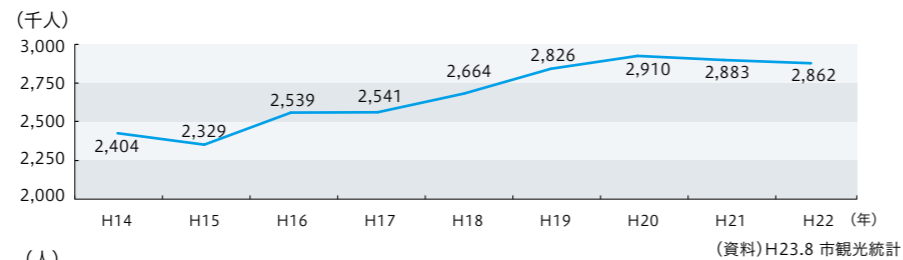
1 地域特性を生かした観光・交流の推進

～自然・歴史・文化など多彩な魅力を生かした観光交流都市の創造に取り組みます！～

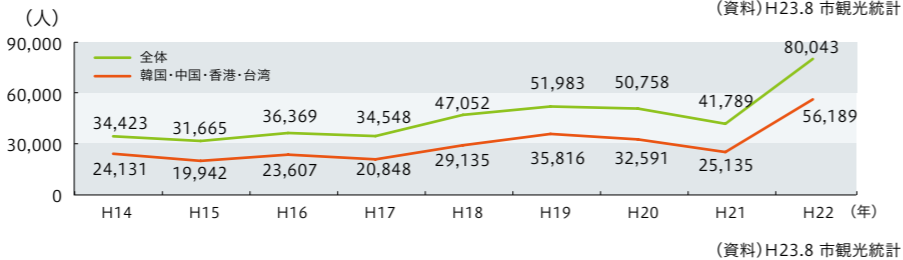
現状と課題

- I 少子高齢化の進行や都市間競争が激化する中、全線開業した九州新幹線などの高速交通機関を活用してこれまで以上に交流人口を増加させ、地域経済の活性化を図るために、観光・コンベンションのさらなる振興に取り組む必要があります。観光交流都市としての魅力の向上や、受入体制の充実、効果的な情報発信に努める必要があります。
- II 国際化の進展があらゆる分野で地域社会に大きな影響を与える中で、国際意識の高揚や受入体制の整備、海外への情報発信など、地域レベルでの国際化に向け、多様な連携による取組が求められています。
- III 近年、都市部住民を中心に自然の中で「ゆとり」「やすらぎ」「いやし」を求めるグリーン・ツーリズムが注目されてきています。このようなニーズに対応するとともに、農村地域の活性化を図る方策の一つとして、グリーン・ツーリズムを推進する必要があります。

【関連データ】
宿泊観光客数の推移



外国人宿泊観光客数の推移



基本的方向

- I 観光客のニーズを踏まえた効率的・効果的な情報発信により、本市への誘客を図るとともに、地域の多彩な資源を活用した観光の魅力向上や誘致・受入体制のさらなる充実、イベントの振興や各種コンベンションの誘致などにより観光・コンベンションの振興を図ります。
- II 市民、事業者、関係団体などの各主体と連携・協働しながら、成長著しい中国をはじめとするアジア諸国など多くの国々との経済面、観光面を含めた多彩な交流と誘客を進めるとともに、市民と在住外国人がお互いに認めあい、学びあう国際意識の高揚などを通じ、国際交流を推進します。
- III 都市部住民の多様なニーズに応えるとともに、農村地域の活性化を図る方策の一つとして、農家の営みや豊かな自然、食、文化に触れ人々との交流を体験、体感できる取組の充実など、グリーン・ツーリズムを推進します。

施策の体系

地域特性を生かした観光・交流の推進

- I 観光・コンベンションの振興
 - ◆地域特性を生かした観光の魅力づくりと受入体制の充実
 - ◆桜島や歴史・文化・食などの魅力の活用
 - ◆着地型観光・滞在型観光の充実
 - ◆きめ細かな情報発信と誘致・宣伝の強化
 - ◆効果的なプロモーション活動の展開
 - ◆多彩なイベントの振興や各種コンベンションの誘致
 - ◆魅力ある観光イベントの創出・充実
 - ◆各種コンベンションの誘致
 - ◆多彩な交流の促進
 - ◆市民レベルの交流の促進や姉妹友好都市等との交流の推進
 - ◆アジアとの交流と誘客の推進
 - ◆アジアとの交流の推進と受入体制の整備
 - ◆東アジアへの本市のPRと観光客の誘致
 - ◆国際化・相互理解の推進
 - ◆市民レベルの国際化・相互理解の促進
 - ◆都市部住民の農村地域における交流促進
 - ◆農作業体験や農家民泊など体験交流の促進
 - ◆観光農業公園・県茶業指導農場跡地の整備・活用
 - ◆人材の育成と関係団体への支援・連携
 - ◆グリーン・ツーリズム登録団体等の育成・支援
 - ◆農村地域の魅力の情報発信
 - ◆農村地域でのPRイベントの開催と情報発信
- II 国際交流の推進
- III グリーン・ツーリズムの推進

目標指標

このようなまちを目指します！

算出方法等：市民意識アンケート調査

「観光交流都市である」と感じる市民の割合
 現況 42.0% → 目標 (H28) 48.0%

算出方法等：市観光統計

宿泊観光客数
 現況 2,862 千人 → 目標 (H28) 3,500 千人

算出方法等：市観光統計

外国人宿泊観光客数
 現況 80 千人 → 目標 (H28) 160 千人

算出方法等：市観光統計

グリーン・ツーリズム登録団体数
 現況 32 団体 → 目標 (H28) 38 団体

市民みんな

- 市民 ◇来訪者に満足してもらえるよう、市民みんながおもてなしの心を持ちましょう。◇多くの国々の文化の理解に努め、交流を進めましょう。
- 地域・NPO等 ◇地域が有する自然や景観、食、文化、伝統行事などを守り育て、生かしましょう。◇地域の美化などにより、市民や観光客にとって快適な環境づくりを進めましょう。
- 事業者 ◇外国の方々や観光客に対応できる受入体制づくりを進めましょう。



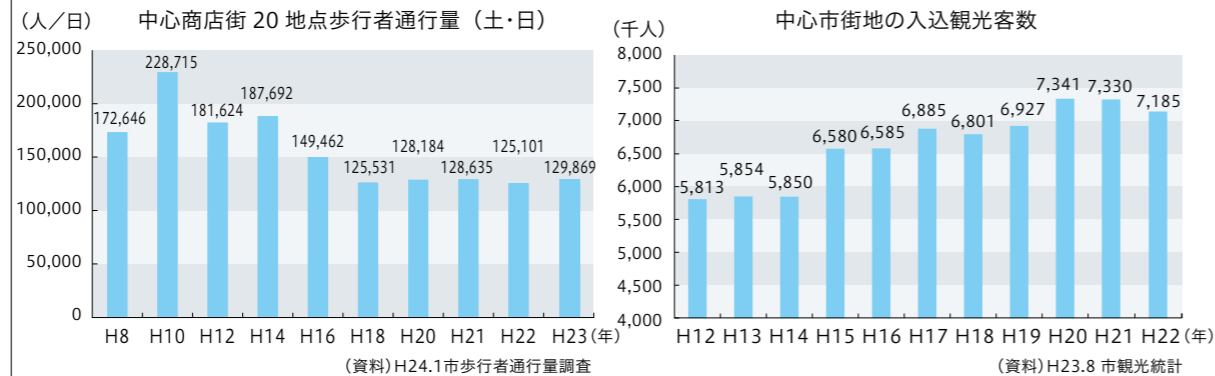
2 中心市街地の活性化

～観光・商業・交流によるにぎわいのあふれる中心市街地のまちづくりに取り組みます！～

現状と課題

- I 中心市街地は、商業・文化・アミューズメント※機能、オフィス・官公庁等のさまざまな都市機能が集積しており、人口・世帯・児童数が堅調に推移している中、歩行者通行量は減少傾向から横ばい傾向にあります。まちの顔として今後さらに発展していくためには、土地の有効利用を図り、新たな集客拠点の整備のほか、気軽にまち歩きを楽しめる回遊性の高いまちづくりを進めるとともに、路面電車など公共交通の利便性の一層の向上を図る必要があります。
- II 中心市街地の入込観光客数は堅調に推移していますが、九州新幹線の全線開業により、今後都市間競争がますます激化することが予想されることから、鹿児島県の特性を生かした都市型・滞在型観光の推進などにより、交流人口のさらなる増大を図る必要があります。
- III 中心市街地の小売業年間商品販売額は減少傾向にあり、今後も中心市街地外への大型商業施設の進出や電子商取引の成長等により、集客力の低下が懸念されるため、大型店や商店街等が一体となり、ソフト・ハード両面で商業・サービス業の魅力を高める必要があります。

【関連データ】



基本的方向

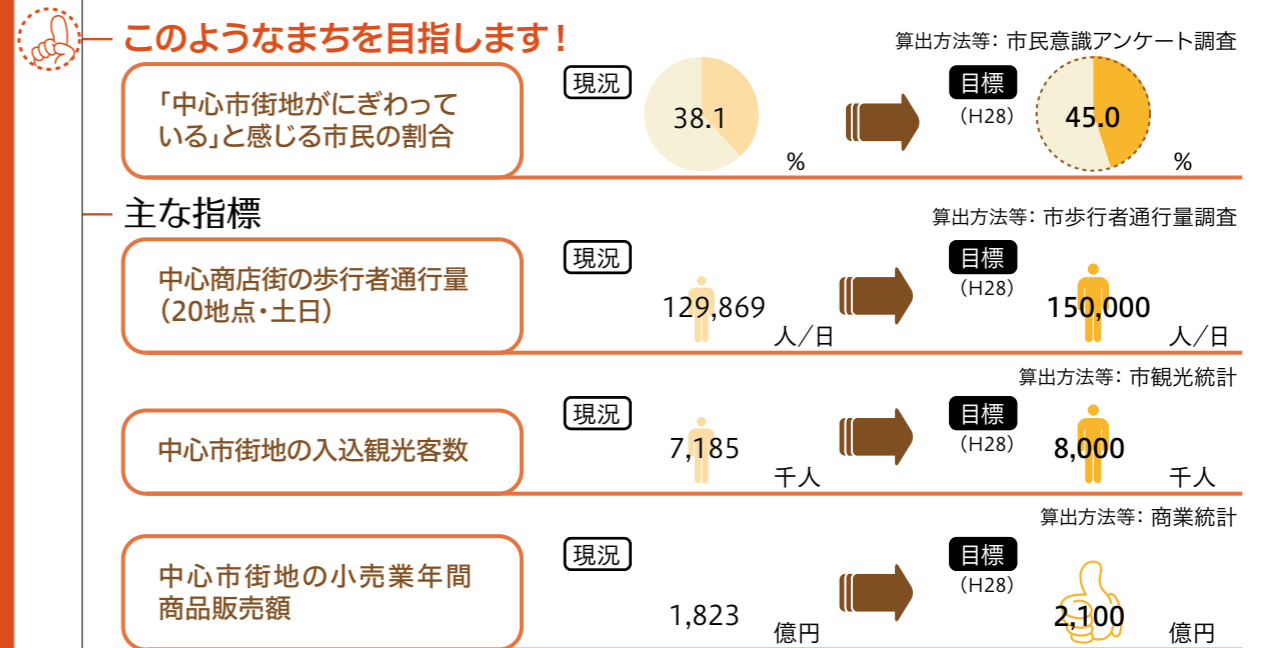
- I 中心市街地の既存の社会資本を生かしたにぎわい創出拠点の整備や都市空間の有効活用を推進し、多様な公共施設や商業施設等の都市機能のさらなる充実を図ります。また、新たな魅力として、市民が憩える都市の杜（花緑拠点）の創出を図るとともに、特色ある公共交通を生かし、来街しやすく気軽にまち歩きを楽しめる回遊性のあるまちづくりを推進します。
- II 本市固有の歴史や文化が育んだ中心市街地の個性を生かした都市型・滞在型観光を展開し、情報発信を行い、本市への誘客を図ることにより、多くの観光客が訪れる活気のあるまちづくりを推進します。
- III 広域から集客できる中心市街地の核となる商業・サービス業の機能充実を図るとともに、働く場として業務機能のさらなる集積を図り、快適で楽しく過ごせる多面的な魅力とにぎわいあふれるまちづくりを推進します。

施策の体系

- I にぎわい創出と回遊性の向上
- II 都市型観光の振興
- III 商業・業務機能の集積促進

- 「◆」は「主な取組」
- にぎわい創出拠点の整備
 - ◆JT跡地の緑地整備
 - 都市空間の有効活用
 - ◆中央駅周辺の一体的なまちづくりの推進
 - 人にやさしい回遊空間づくりの推進
 - ◆いづろ・天文館地区の回遊空間づくり
 - 環境にやさしい公共交通の有効活用
 - ◆路面電車の観光路線の検討
 - 個性を生かした観光の魅力づくり
 - ◆“美味のまち鹿児島”の魅力づくり
 - 多彩なイベントの振興による交流空間づくり
 - ◆おはら祭等の観光イベントの充実
 - 南九州随一の商業・業務機能の集積促進
 - ◆新規創業者等の育成支援
 - 魅力ある中心商店街づくりの促進
 - ◆頑張る商店街への支援

目標指標



市民みんな

- 市民 ◇交流の場である中心市街地に来て見てまちづくりに参加しましょう。
- 地域・NPO等 ◇中心市街地一体となって、来街者をおもてなしの心で迎え入れましょう。◇歴史・文化や都市機能を生かし、新たな魅力づくりに取り組みましょう。
- 事業者 ◇来街者のニーズを満たし、持続可能な商店街づくりを進めましょう。◇地域住民や行政と連携し、にぎわいの創出に協力して取り組みましょう。

※アミューズメント：娯楽。楽しみ。



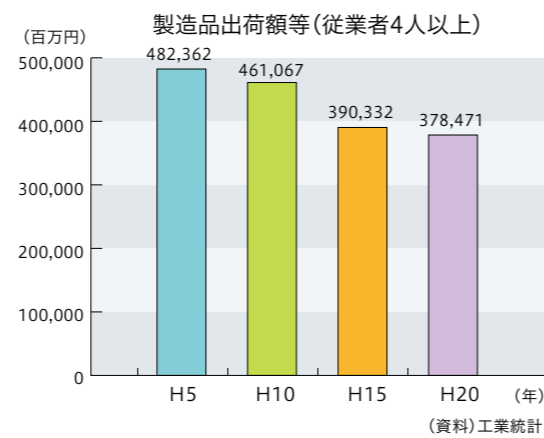
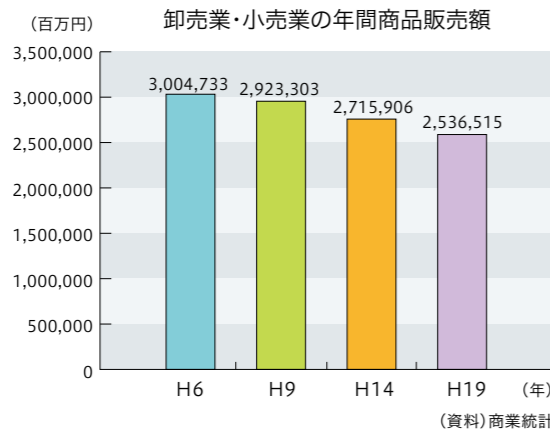
3 地域産業の振興

～多彩な人と豊かな資源で織りなすにぎわい活力都市を目指します！～

現状と課題

- I 少子高齢化の進行や人口減少局面への移行のほか消費者の価値観・ライフスタイルの多様化、情報通信技術社会の進展などにより、商業・サービス業は大きな転換期を迎えているため、事業革新や他産業との連携等により、地域の特性やニーズに対応した魅力ある商品・サービスの提供を図っていくとともに、経営基盤の強化や人材の育成を図る必要があります。
- II 多様化する消費者ニーズや地球環境問題などへの対応を迫られている工業・地場産業は、これまで臨海工業地帯を中心に発展してきましたが、今後は、多様な連携による付加価値の高い製品づくりや事業革新に取り組むとともに、新産業の創出及び育成支援や企業立地の推進のほか、さらなる販路拡大を図っていく必要があります。
- III 九州内の港湾や高速道路網の整備充実、多様化する商取引などにより、貿易・流通を取り巻く環境は大きく変化しており、今後は、港湾・空港・道路等の貿易・流通関連基盤の機能強化や整備促進を図るとともに、アジアとの近接性などを生かして、アジアを中心とした海外との取引を強化する取組が求められています。
- IV 近年、雇用情勢は厳しい状況が続いており、特に若者の雇用のミスマッチや不安定就労の増加が懸念される中で、就業機会の拡大を図っていくとともに、勤労者が生きがいやゆとりを実現できる環境を整備することが求められています。

【関連データ】



天文館学校ファッションショー



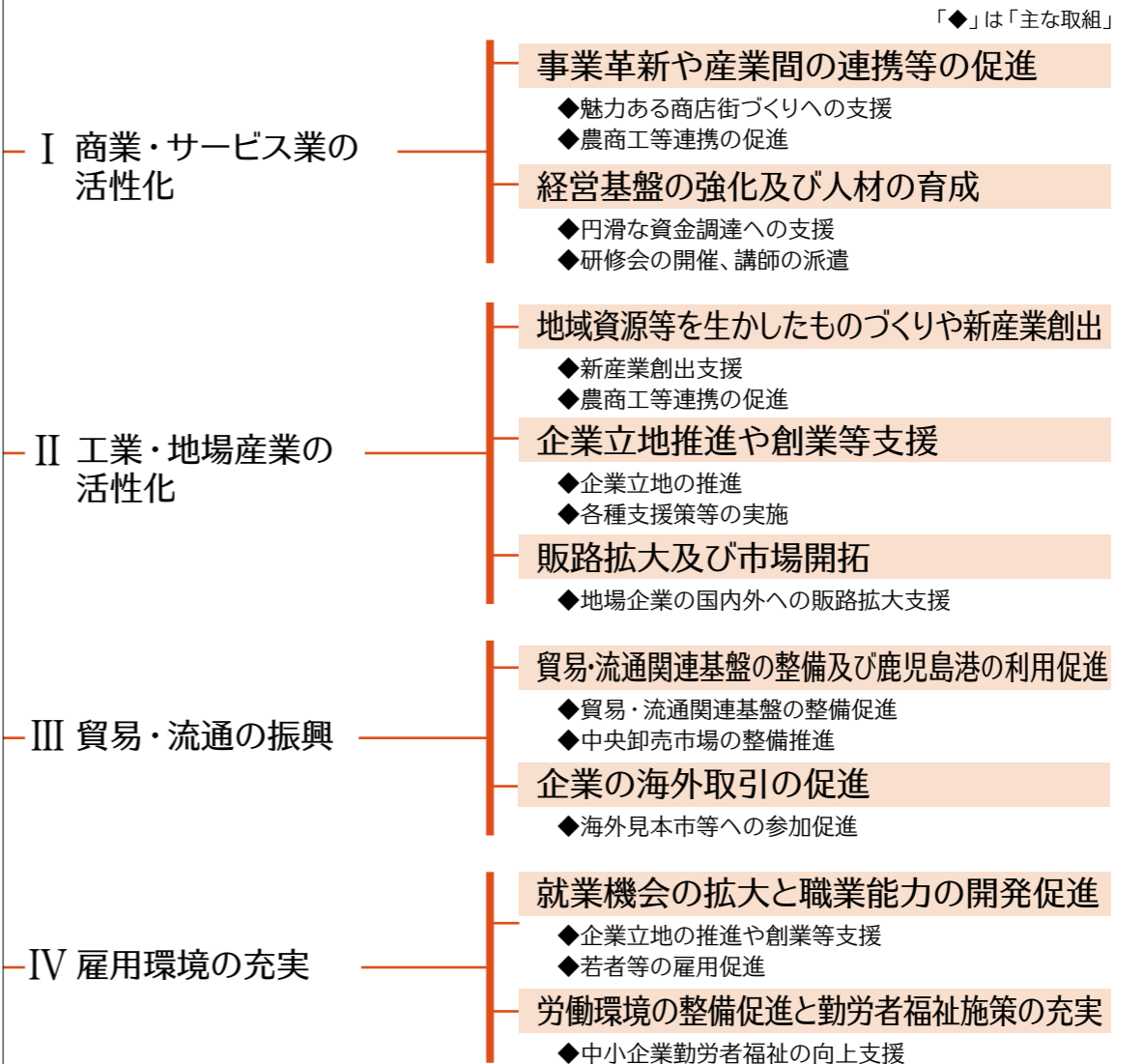
かごしまの新特産品コンクール入賞商品

基本的方向

- I 事業革新や産業間の連携等を促進するとともに、経営基盤の強化及び人材の育成に努め、地域の特性やニーズに対応した商業・サービス業の活性化を図ります。
- II 地域資源を生かしたものづくりや製品の高付加価値化への支援、国内外への販路拡大を図るとともに、新産業の創出や創業等への支援、企業立地の推進により、工業・地場産業の活性化を図ります。
- III 貿易・流通関連基盤の機能強化や整備促進を図るほか、企業の海外取引に対する支援や情報提供の充実等により貿易・流通の振興に努めます。
- IV 企業立地の推進や創業支援等を通じて、就業機会の拡大に努めるとともに、若者や高齢者、障害者等の雇用促進や勤労者の福祉の増進を図るなど雇用環境の充実に努めます。

施策の体系

地域産業の振興



人が行き交う 魅力とにぎわいあふれるまち ……【にぎわい交流政策】



目標指標



このようなまちを目指します！

「産業振興が図られ雇用機会に恵まれるなど、地域経済が活性化している」と感じる市民の割合

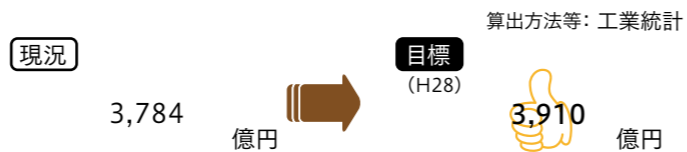


主な指標

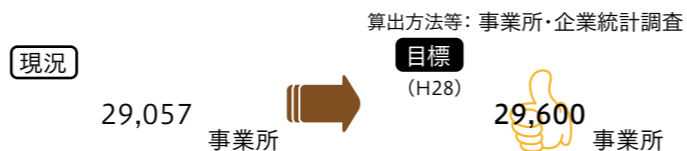
卸売業・小売業年間商品販売額



製造品出荷額等 (従業者4人以上)



事業所数(民間)
[農林漁業除く]



市民みんなで

- 市民**
 - ◇地元の製品に対する理解を深めるとともに、地元の商店やサービスを積極的に利用するよう努めましょう。
- 地域・NPO等**
 - ◇地域のニーズに対応し、市民交流の場となる商店街づくりに努めましょう。
- 事業者**
 - ◇社会経済環境の変化やニーズに対応した商品・サービスの提供に努めましょう。
 - ◇行政をはじめ、各種機関と連携して事業革新や新事業に取り組みましょう。



高校生ステップアップセミナー



海外商談会



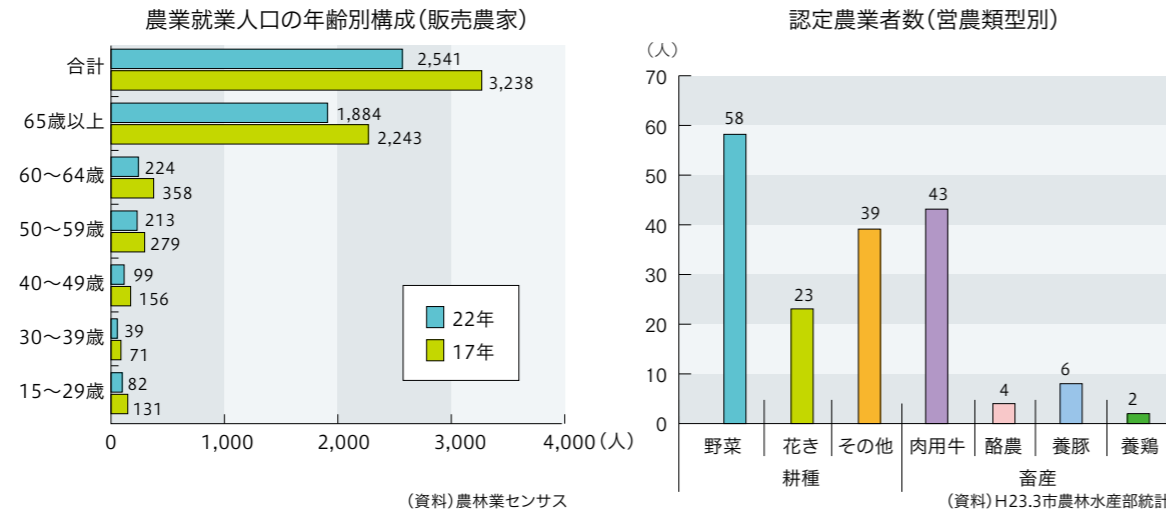
4 農林水産業の振興

～農林水産業の持続的発展と活力ある農村地域づくりに取り組みます！～

現状と課題

- I 農業、農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足、遊休農地の増加、降灰被害や家畜防疫への対応など厳しい状況にあります。今後は、経営能力の高い担い手の育成、生産基盤の整備などによる生産性の高い農業の振興、消費者ニーズを踏まえた農産物の提供などを進める必要があります。
- II 木材価格の低迷や林業就業者の減少により、間伐などの適切な管理が行われていない森林がみられます。今後は、木材生産のほか、地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能を高めるとともに、市民の森林に対する意識の高揚を図り、適正な森林づくりを進める必要があります。
- III 水産業は錦江湾を主な漁場とし、カンパチ、ブリなどの海面養殖業と一本釣り、刺網などの漁船漁業が行われていますが、赤潮の発生や水産資源の減少、魚価の低迷など、経営の不安定要因があります。今後は、生産性の高い漁場の確保や漁業生産基盤の充実を図る必要があります。

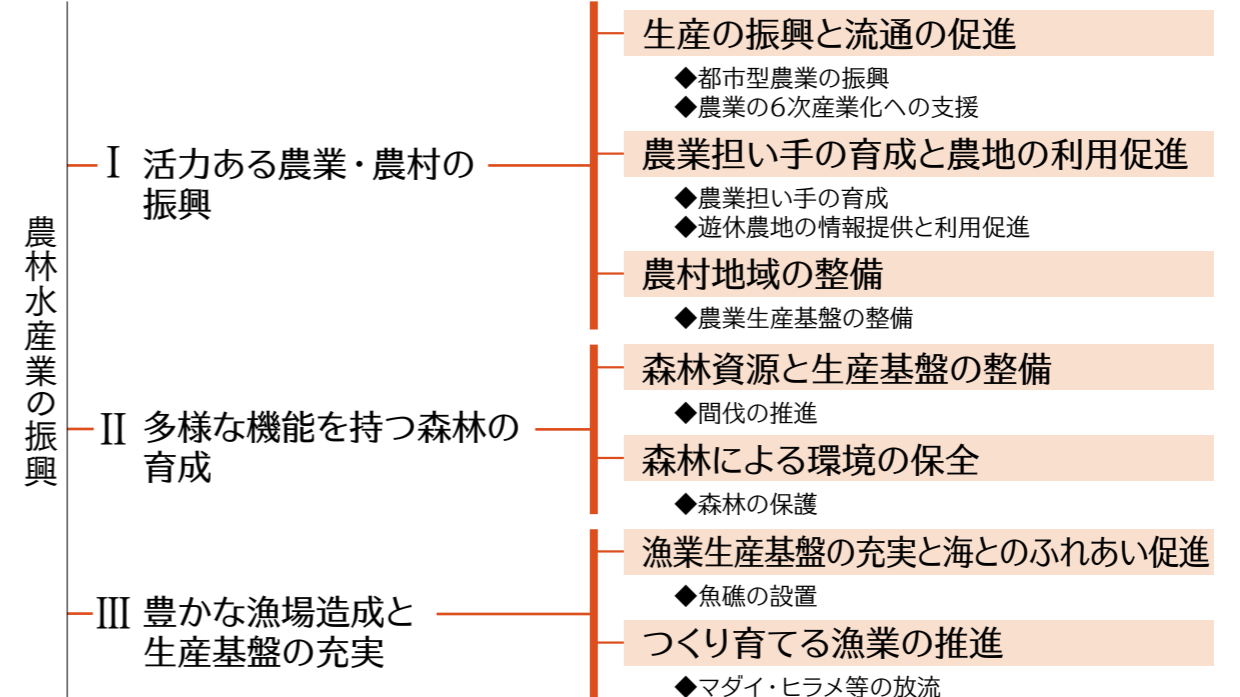
【関連データ】



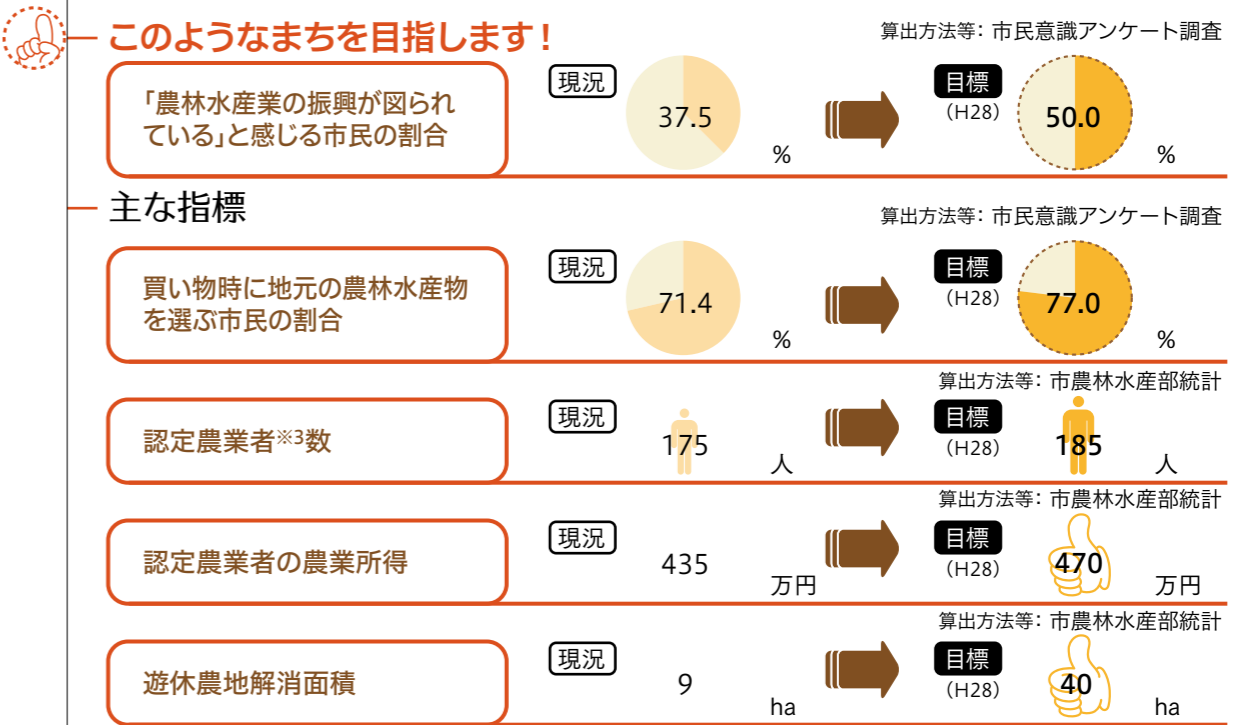
基本的方向

- I 優良農地の保全や遊休農地の解消、降灰等の災害対策などに取り組みながら、都市型農業※1や地域の特性を生かした農業の振興に努めるとともに、黒牛・黒豚の資質改善を進めます。また、安全安心かつ新鮮で良質な市内産農畜産物の市民への提供に努めるほか、食の新たな魅力づくりなど、農業の6次産業化※2への支援も行う中で、活力ある農業・農村の振興を図ります。
- II 木材生産のほか、温暖化防止など多様な機能を持つ森林の保全を図るため、森林整備や林内道路などの生産基盤の整備を進め、あわせて「森林づくり」に対する市民の意識の醸成を図ります。
- III 漁港や海づり公園の維持、管理や漁業施設の充実を図るとともに、マダイやヒラメ等の稚魚放流や魚礁の設置による、つくり育てる漁業を推進します。

施策の体系



目標指標



市民みんなで

- 市民
 - ◇地元農林水産業(物)の魅力を理解し、多くの人に伝えましょう。
 - ◇地元農林水産物の消費に努めましょう。
- 地域・NPO等
 - ◇各地域の課題について、話し合い活動を進めながら、解決につなげましょう。
 - ◇地域住民の連帯感の醸成に努めましょう。
- 事業者
 - ◇消費者が求める安全安心かつ新鮮で良質な農林水産物の安定的な提供に努めましょう。
 - ◇減農薬栽培など、環境負荷の低減に努めましょう。

※1 都市型農業：地域の特性を生かした農畜産物を生産し、安全安心かつ新鮮で良質な農畜産物を供給するとともに、防災や緑地保全などの農業の持つ公益的機能の点から都市と農業の共存を図ろうとする農業。
 ※2 農業の6次産業化：農業者が、農産物の生産(1次産業)だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売等(3次産業)に主体的かつ総合的に関わることで、高付加価値化を図るもの。
 ※3 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者自らが作成した農業経営改善計画の認定を受け、経営感覚に優れた農業経営体を目指している農業者。

基本計画

基本目標別計画

健やかに暮らせる 安全で安心なまち

4

【すこやか安心政策】





「◆」は「主な取組」

1 子育て環境の充実

～次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進します！～

現状と課題

I

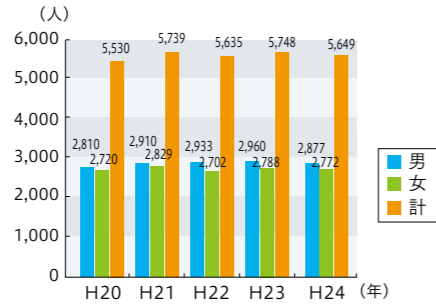
少子化の進行などさまざまな社会環境の変化に伴い、家庭や地域の子育て力が低下しており、子育て家庭の孤立化や育児への不安、負担感を感じている親が多くいます。また、保育需要の増加やニーズの多様化等も見られます。このため、国の子育て支援制度に係る動向も踏まえた子育て支援の対策が必要です。

II

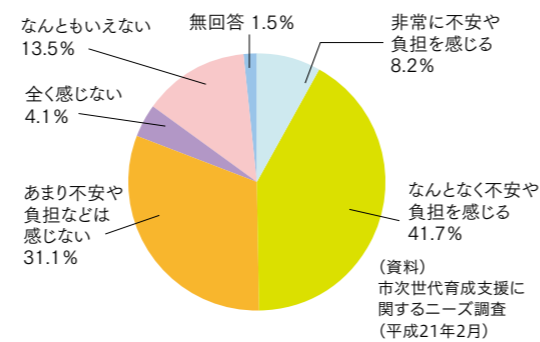
核家族化の進行や住民同士の交流等が希薄になる中で、ひとり親家庭が増加し、育児上の不安やストレスによる相談が増えており、また、依然として児童虐待も発生しています。このため、安心して出産し育児ができる環境、ひとり親家庭の経済的自立、児童虐待の予防や早期発見に努める必要があります。

【関連データ】

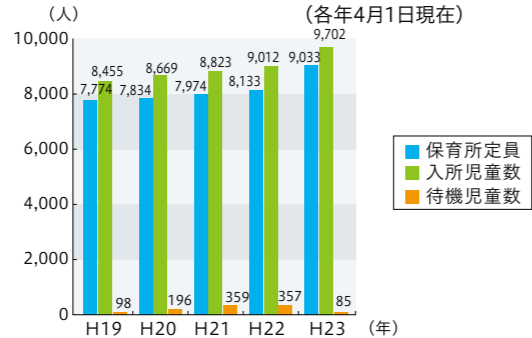
乳児数(各年3月31日現在)



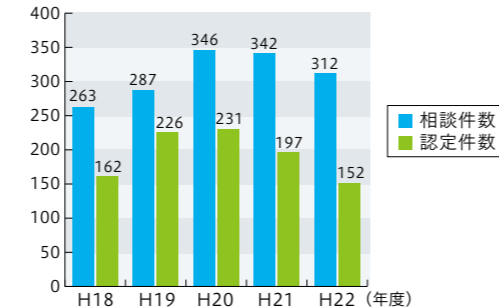
就学前児童の子育てに関して不安や負担を感じるか



保育所の定員、入所児童数及び待機児童数(各年4月1日現在)



児童虐待相談件数



基本的方向

I

妊娠期からの継続した母子への支援、家庭における子育てへの支援、地域ぐるみの子育て家庭の見守り・支援、職業生活と家庭生活の両立支援を推進するとともに、さらに地域、保健、学校等と連携した施策を推進し、安心して子どもを生み育てることのできる環境の整備など、さまざまな面から少子化対策を推進します。また、国の子育て支援制度については、その動向を踏まえ適切に対応していきます。

II

入院助産や療育に対する支援や、ひとり親家庭の自立に向けた日常生活支援、就業支援及び経済的支援等の充実を図り、関係機関との連携強化による児童虐待の早期の発見や対応に努め、虐待防止に向けた広報啓発に取り組むとともに、子どもや女性、ひとり親家庭へのきめ細かな相談を実施します。

施策の体系

子育て環境の充実

I 少子化対策の推進

II 支援を要する家庭の福祉向上

母と子の保健・医療の充実

- ◆妊婦健康診査・健康相談の実施
- ◆新市立病院における成育医療センターの設置

家庭における子育て支援

- ◆乳幼児等の医療費の助成

地域における子育て支援

- ◆子育て支援ネットワークの構築と支援の推進

職業生活と家庭生活の両立

- ◆病児・病後児保育事業の実施
- ◆保育所の待機児童解消対策

地域、保健、学校等との連携

- ◆すこやか子ども元気プランの推進

出産・療育への経済的支援

- ◆入院助産の支援の実施

ひとり親家庭等への支援

- ◆児童扶養手当の支給

児童虐待等への対応

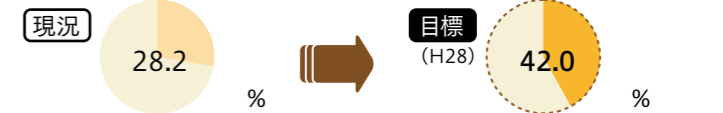
- ◆「子どもを守る地域ネットワーク」の機能強化と相談体制の充実



このようなまちを目指します！

算出方法等：市民意識アンケート調査

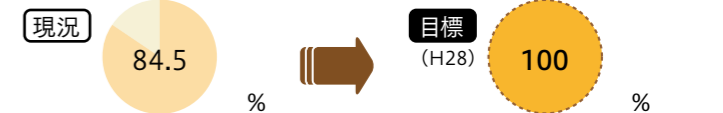
「安心して子どもを生み育てられる環境が整っている」と感じる市民の割合



主な指標

算出方法等：11週以下での届出者数/届出者数

妊娠11週以下での妊娠届出率



算出方法等：年度当初の待機児童数

保育所の待機児童数



市民みんな



市民

- ◇妊娠期から親と子の健康の維持、増進に努めましょう。
- ◇父親も母親も、ともに協力し子育てに取り組みましょう。
- ◇児童虐待予防、早期発見のため、子どもの変化に常に注意を払いましょう。



地域・NPO等

- ◇地域で子どもと子育て家庭を見守りましょう。
- ◇子どもが地域の人たちと交流できる環境づくりに努めましょう。



事業者

- ◇育児休業等の制度の周知や、制度を利用しやすい職場の環境づくりに努めましょう。
- ◇授乳室やおむつ替えスペースの設置など、子育て家庭にやさしい環境づくりに努めましょう。



2 高齢化対策の推進

～高齢者が生きがいを持って健やかに安心して暮らせるまちづくりを市民と連携して推進します!～

現状と課題

- I 団塊世代が高齢期を迎えるなど、人口の高齢化が急速に進む中、高齢者が健康で生きがいを持って生活することが、健康を保持していくためにも重要です。このため、今後より一層高齢者の社会参画活動や健康・生きがいづくりを推進していく必要があります。
- II 高齢者人口が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して快適に過ごせるよう、高齢者に必要な福祉サービスの充実や地域で助けあい支えあう環境づくりを推進するとともに、バリアフリーの普及・推進を図っていく必要があります。
- III 認知症高齢者など介護を必要とする高齢者が年々増加している中、多くの高齢者は在宅で生活を続けたいという希望を持っていることから、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護や医療などのサービスを推進していく必要があります。

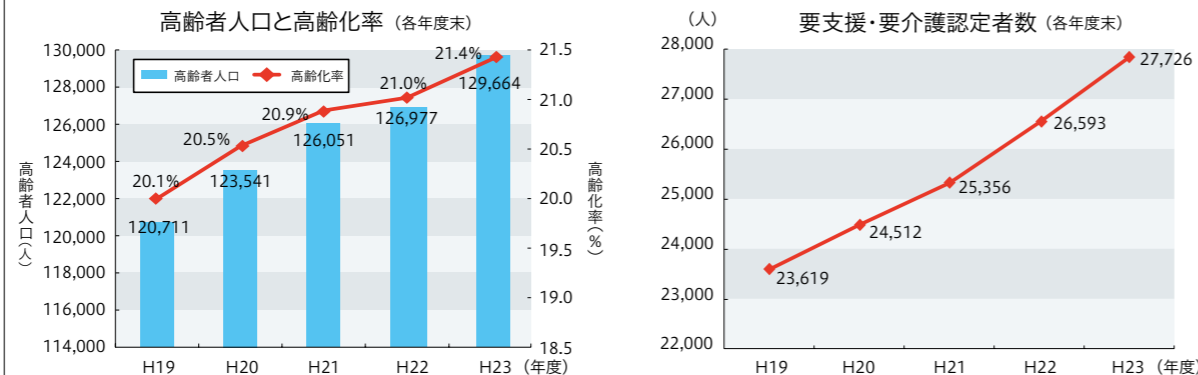
【関連データ】

高齢者人口等の推移

(単位:人)

| 区分 | 年度 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口(a) | | 601,682 | 601,790 | 603,444 | 604,133 | 605,120 |
| 高齢者人口(b) | | 120,711 | 123,541 | 126,051 | 126,977 | 129,664 |
| | 65～74歳 | 61,200 | 61,946 | 62,213 | 61,182 | 61,974 |
| | 75歳以上 | 59,511 | 61,595 | 63,838 | 65,795 | 67,690 |
| 要支援・要介護認定者(c) | | 23,619 | 24,512 | 25,356 | 26,593 | 27,726 |
| 高齢化率 = (b)/(a) | | 20.1% | 20.5% | 20.9% | 21.0% | 21.4% |

・「総人口」及び「高齢者人口」は、住民基本台帳による。
 ・一般的に高齢化率が21%を超えると超高齢社会といわれている。

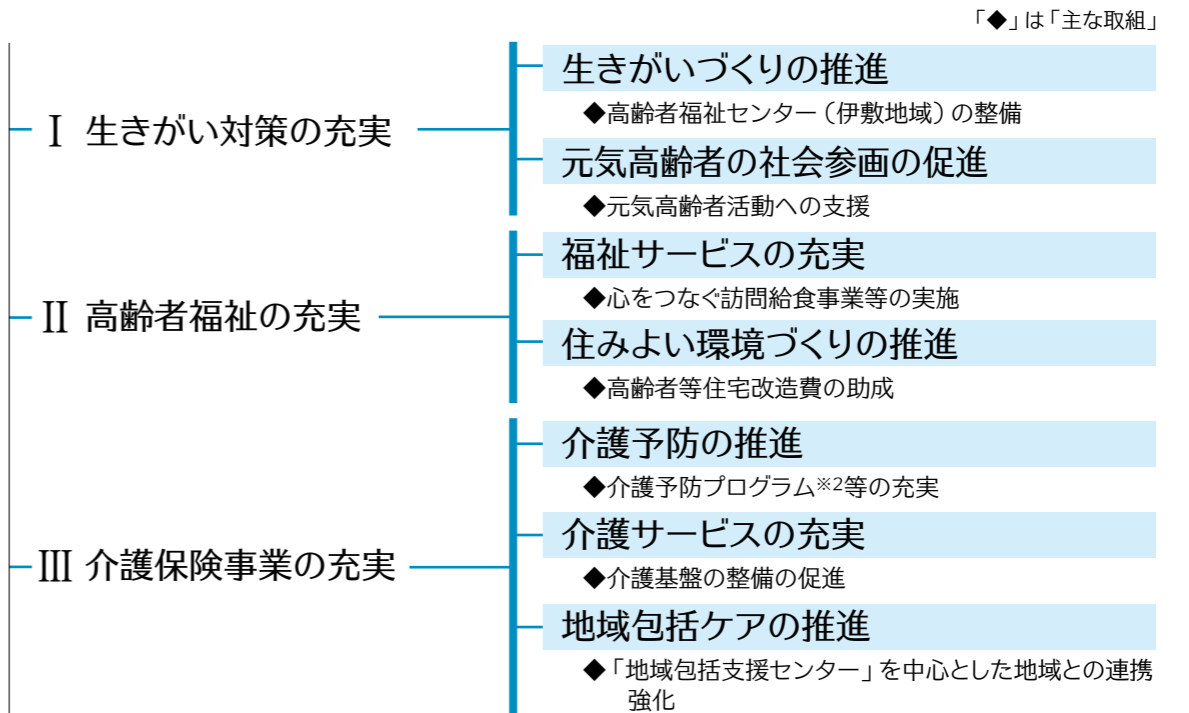


基本的方向

- I 明るく活力に満ちた高齢社会を築くために、生きがいづくりを推進するとともに元気高齢者の積極的な社会参画を促進し、高齢者の生きがい対策を充実します。
- II 在宅サービス等の福祉サービスの充実を図るとともに、住みよい環境づくりなどのバリアフリー化を推進し、高齢者が安心して快適な生活を送れるよう、高齢者の福祉を充実します。
- III 介護予防の推進や介護サービスの充実に取り組むとともに、地域包括ケア※1を推進し、介護保険事業等の充実を図ります。

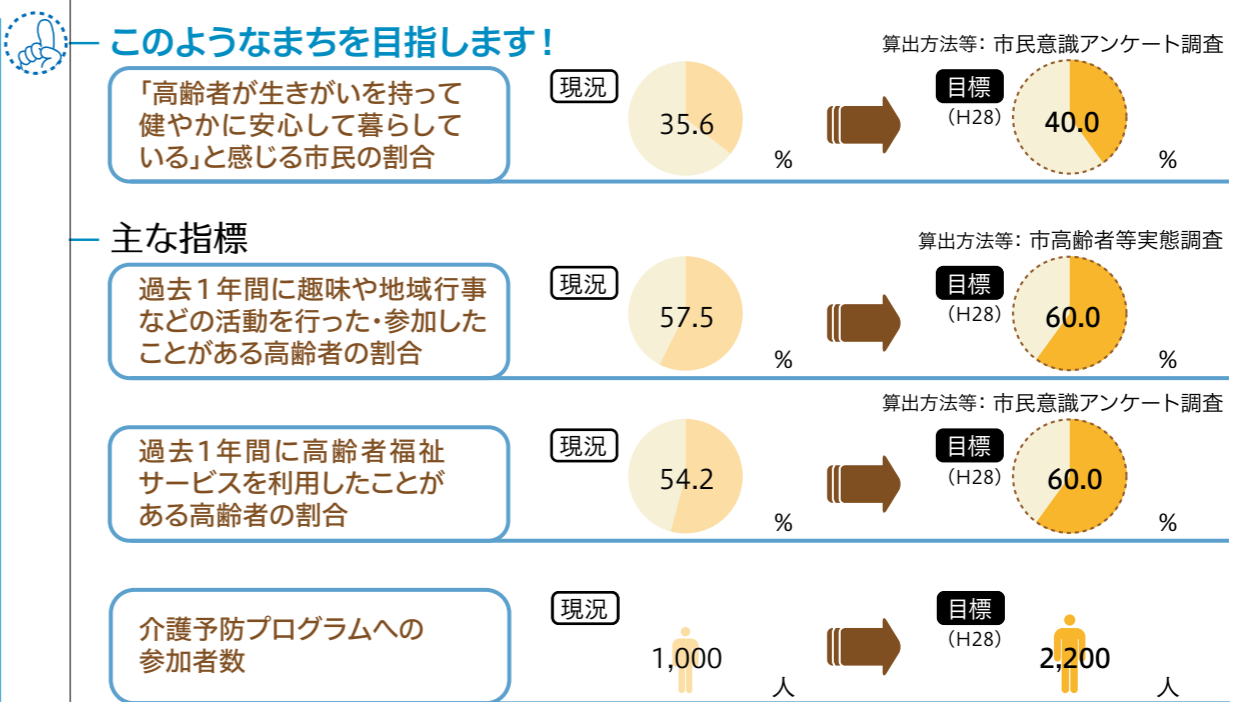
施策の体系

高齢化対策の推進



「◆」は「主な取組」

目標指標



市民みんな

- 市民
 - ◇高齢者自ら生きがいづくり、社会参画に積極的に取り組みましょう。
 - ◇高齢者自ら健康づくりや介護予防の取組を進めましょう。
- 地域・NPO等
 - ◇高齢者自らが社会参画できるよう地域団体相互に協力して活動しましょう。
 - ◇高齢者が暮らしやすい地域にするため、声かけや見守りなどに取り組みましょう。
- 事業者
 - ◇高齢者にやさしいまちづくりなどに積極的に協力しましょう。
 - ◇高齢者が永年培ってきた知識や経験を活用しましょう。

※1 地域包括ケア: 地域の高齢者に対し、介護・医療サービスのほか見守りなどのさまざまな生活支援を、包括的、継続的に提供すること。
 ※2 介護予防プログラム: 要支援又は要介護になるおそれのある高齢者「元気づくり高齢者」を対象に、楽しく運動し、バランス良くおいしく食事がとれるよう支援するなど、機能向上を目的とした教室や個別支援。



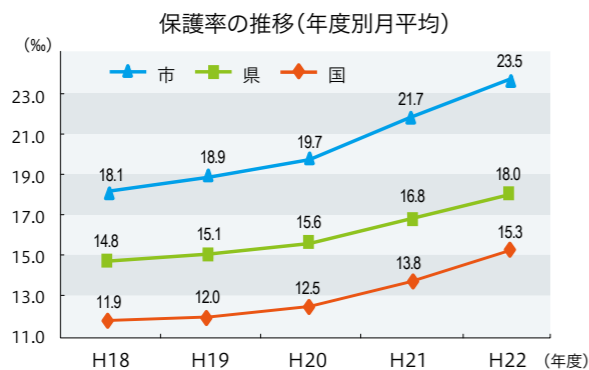
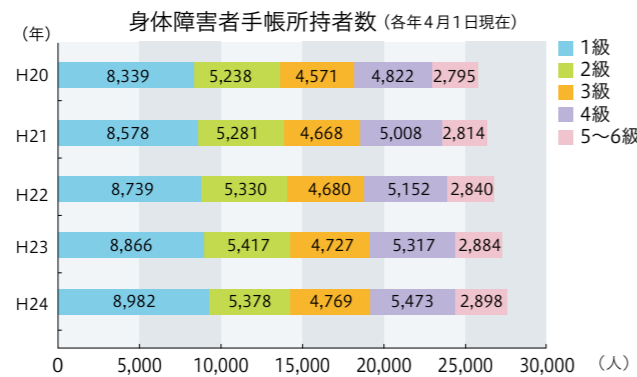
3 きめ細かな福祉の充実

～市民が安心していきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進します！～

現状と課題

- I 地域福祉の担い手となる人材の確保が困難な状況にある一方、一人暮らし高齢者への対応など福祉ニーズは高まっており、地域における福祉活動を活性化していく必要があります。また、厳しい経済情勢のなかで生活困窮者等が増加し、そのための支援が必要となっています。
- II 障害者手帳の所持者数が年々増加し、障害者のニーズが多様化している中、障害のある人が住みなれた地域で安心して生活を送ることができるよう、日常生活の自立・安定に向けた福祉サービスや社会環境づくりが求められています。また、発達障害と診断される人が増加しています。
- III 国民年金制度は老後などの生活安定に欠かせない社会保障制度で、今後も将来に向けて持続される年金制度の構築が求められています。
国民健康保険の加入者は、高齢者や低所得者層が多く、財政基盤が脆弱で、運営は厳しい状況となっています。今後、高齢化の進行に対応した医療保険制度の構築並びに長期安定化に向けての制度の改善が必要となっています。
生活保護の保護率は年々伸びており、高齢者世帯及び傷病者・障害者世帯等が被保護世帯の7割以上を占めるとともに、厳しい経済情勢により就労困難な人が増加しています。被保護世帯に対する相談・支援や就労可能な被保護者への支援のさらなる取組が必要です。

【関連データ】



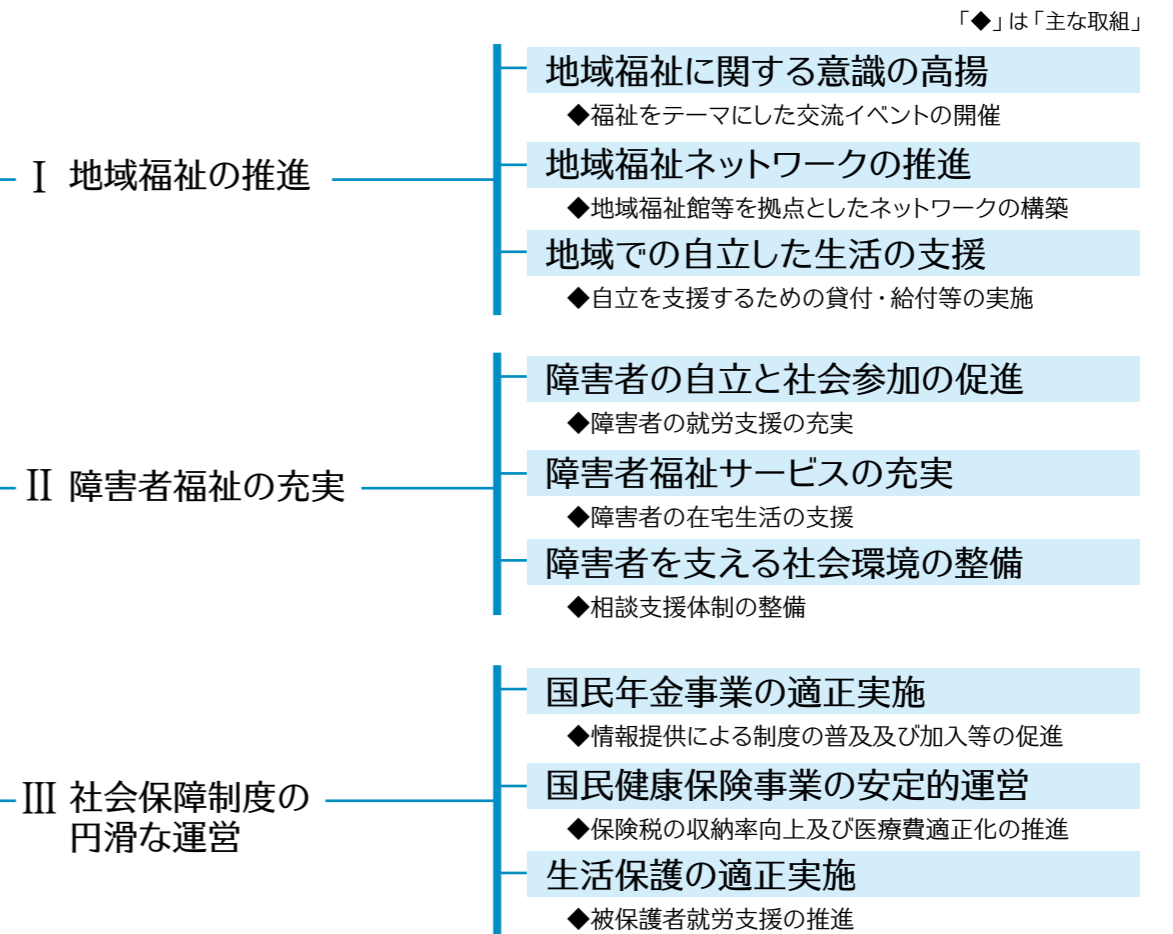
地域福祉館イベント

基本的方向

- I 福祉についての情報提供や地域福祉ネットワークの推進などにより、市民の福祉意識の高揚と地域福祉活動の活性化を図るとともに、生活困窮者等の自立に向けた支援を行います。
- II ノーマライゼーション※の理念を踏まえ、障害者の自立した生活や社会参加を促進するための事業や、障害の特性に応じた福祉サービスを充実するほか、障害者を支えるための社会環境を整備します。
- III 国民年金制度の理解と加入促進により市民の年金受給権確保に努めます。
国民健康保険事業の長期安定的な運営が図られるよう、制度の趣旨普及の徹底と相互扶助意識の高揚を図ります。
被保護者に十分な相談・生活指導等を行うとともに、自立更生のための事業を推進し、生活基盤の確保に努めます。

施策の体系

きめ細かな福祉の充実



健やかに暮らせる 安全で安心なまち【すこやか安心政策】



目標指標



このようなまちを目指します！

「福祉が行き届き安心していきいきと生活できる」と感じる市民の割合



主な指標

過去1年間にボランティア活動に参加したことがある市民の割合



地域福祉館及び市社協支部における福祉団体の利用件数



児童デイサービス(児童発達支援事業)を利用している子どもの数(月平均)



生活保護自立更生件数



市民みんな



市民

- ◇地域福祉の担い手として福祉活動やボランティア活動に参加しましょう。
- ◇ノーマライゼーション社会の実現を目指しましょう。
- ◇国民健康保険の被保険者自ら健康に関心を持ち、健康の保持増進に努めましょう。



地域・NPO等

- ◇民生委員・児童委員や校区社会福祉協議会など互いに連携・協働しながら、地域の福祉活動やボランティア活動を積極的に推進しましょう。



事業者

- ◇地域が実施する福祉活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ◇障害者の雇用促進に取り組みましょう。
- ◇退職者等への国民健康保険制度の周知に努めましょう。

※ ノーマライゼーション：障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。



障害者施設でのパンづくり



子どもと高齢者の集い



国保の広報紙「ひまわり」



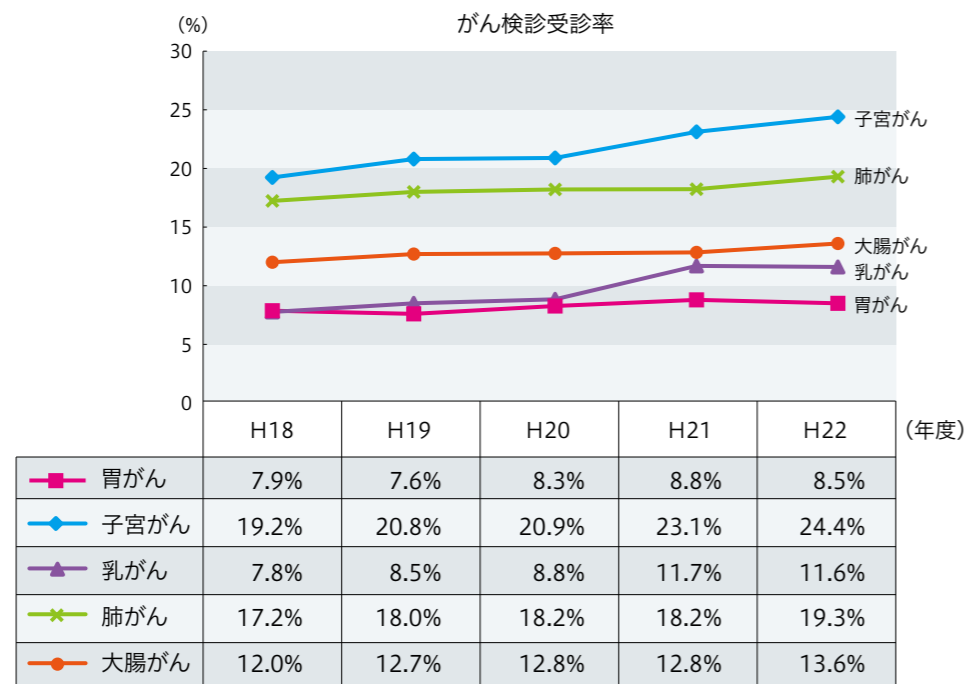
4 健康・医療の充実

～市民の健康づくりと医療の充実に取り組みます！～

現状と課題

- I がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病の克服が課題となっており、市民一人ひとりが自分にあつた健康づくりや食生活などの健康的な生活習慣を確立する必要があります。
- II がんなどの生活習慣病やこころの病を抱える人が増加していることから、がん検診や生活習慣病予防のための健康支援、こころの病へのサポートが必要となっています。また、新型インフルエンザ等の感染症が健康や社会生活に不安を与えていることや、難病指定の疾患が増加していることから、感染症の発生や蔓延の防止、難病患者への支援が必要となっています。
- III 救急医療も含め、安心安全な医療体制は整っていますが、特に小児科の初期救急医療機関において、診療に従事する医師の負担増や急病とは考えにくい患者の利用が多いことなどから、救急医療機関の適正利用などによる医療体制の堅持が求められています。
- IV 市立病院は地域の中核的医療機関として、総合的な診療機能に加え周産期や救急など高度で専門的な第三次救急医療※を提供する役割を担っており、医療技術の向上や診療体制の再整備に努めるとともに、健全経営を行いながら新病院の整備を推進していく必要があります。

【関連データ】

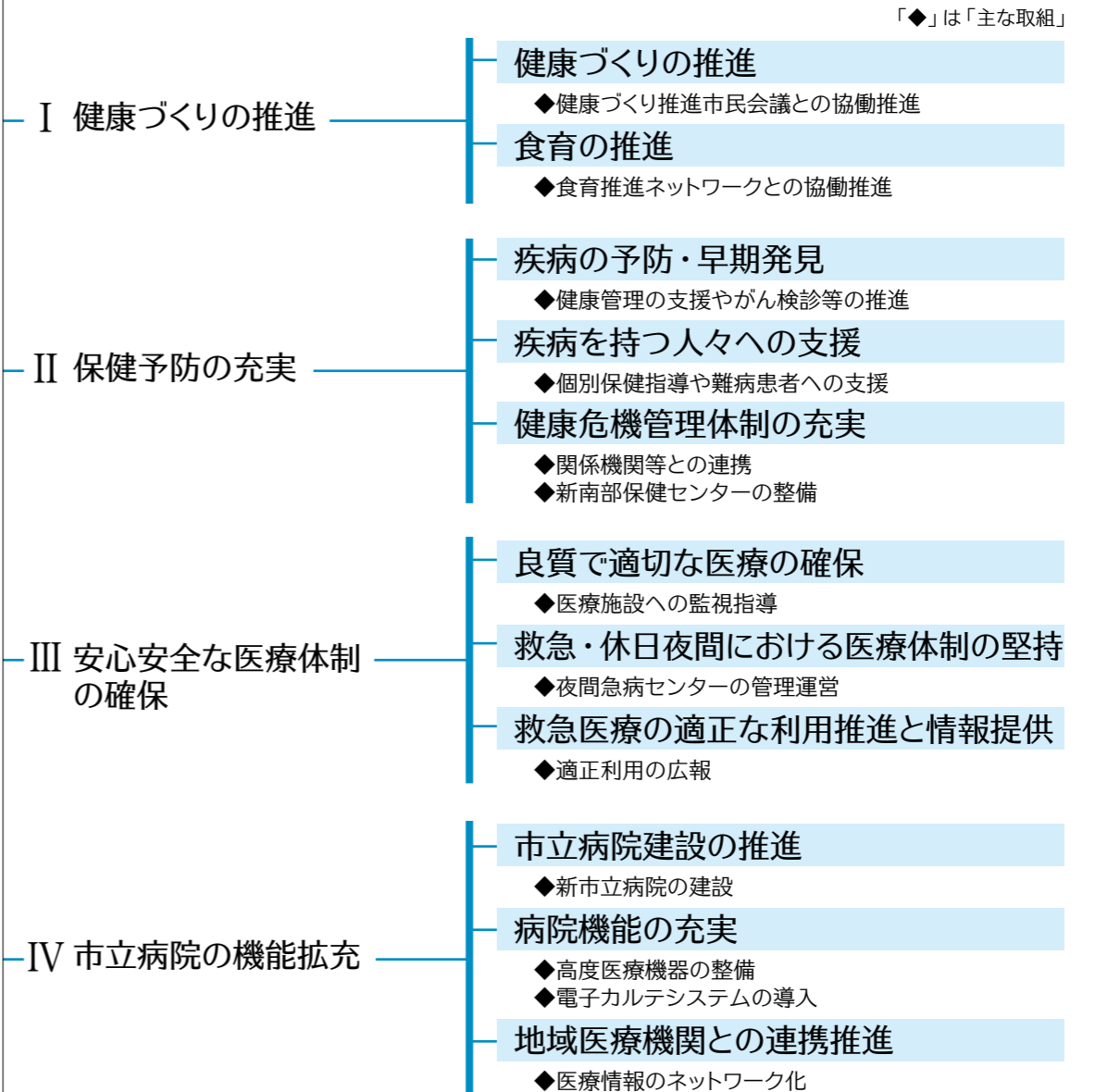


基本的方向

- I 健康増進計画に基づいた健康づくりを推進するとともに、食育推進計画に基づいた食育を推進することで、市民の主体的な健康づくりを目指していきます。
- II がん検診等の体制整備、健康管理や生活習慣改善への支援を行うとともに、必要な情報の提供や療養の助言、感染症などの発生・蔓延防止の対策や健康危機管理体制の充実を図ります。
- III 医療機関等と連携し、安心安全な医療体制の確保に努めるとともに、特に小児科の救急医療体制を堅持するために、救急医療機関の適正利用の推進、救急医療に関する情報の提供を図ります。
- IV 安心安全な質の高い医療の提供を行うため、新市立病院の開院に向けて、ハード、ソフトの両面から病院機能の充実に努めるとともに、地域医療機関との連携を図ります。

施策の体系

健康・医療の充実



健やかに暮らせる 安全で安心なまち【すこやか安心政策】

目標指標



このようなまちを目指します！

「健康づくりへの支援や医療体制が充実している」と感じる市民の割合

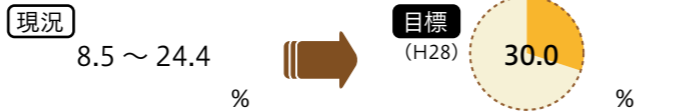


主な指標

日常生活の中で意識的に体を動かすなどの運動をしている市民の割合



がん検診受診率



市民みんな



市民

- ◇自分に合った健康づくりや食育に取り組むとともに、検診の受診や生活習慣の見直しにより、健康管理に努めましょう。
- ◇感染症予防や蔓延防止に努めましょう。
- ◇救急医療に関する知識を習得し、救急医療機関の適正利用に努めましょう。



地域・NPO等

- ◇自殺対策にみんなで取り組みましょう。
- ◇地域のボランティアと協力し、介護予防に取り組めましょう。



事業者

- ◇職場や飲食店など、受動喫煙防止対策に努めましょう。

※ 第三次救急医療：ただちに救命処置を要する重篤な救急患者に対する医療



ドクターヘリ



新市立病院パース図



健康づくりイベント



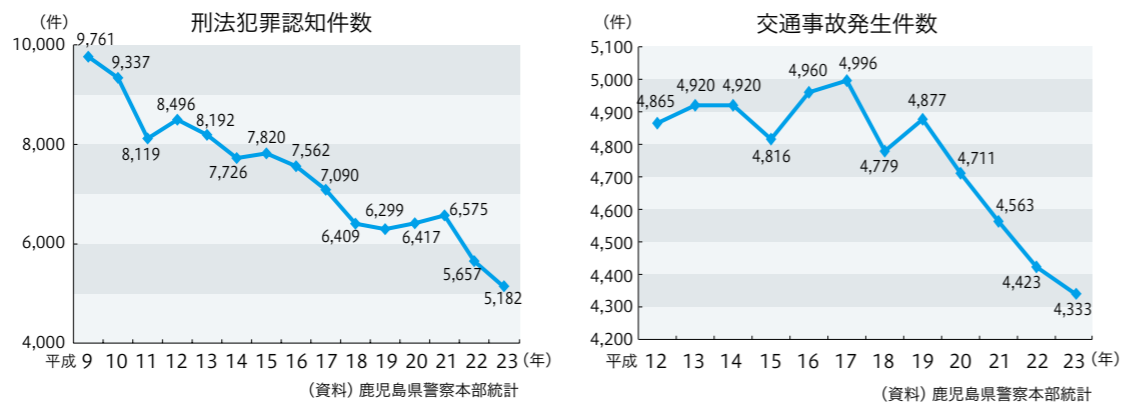
5 生活の安全性の向上

～安心・安全を実感できるまちづくりを目指します！～

現状と課題

- I 高齢化の進行や運転免許保有人口の増加、交通マナーの低下など、厳しい交通環境にある中、交通安全計画を策定し、道路交通環境の整備、交通安全教育の実施など総合的な対策に取り組むとともに、事故の実情に応じた対策を行っていく必要があります。
- II 市民総ぐるみの犯罪防止活動などにより、刑法犯罪の認知件数は年々減少傾向にありますが、さらに関係機関や事業者等と連携し、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図る必要があります。また、地域の人と人とのつながりによる防犯の取組を支援し促進していく必要があります。
- III 高度情報化、高齢化の進行、取引形態の複雑多様化等に伴い、新たな消費者問題や高齢者等への悪質商法が発生しています。これらに対応していくには、啓発や消費者教育の充実、また、関係機関との連携、相談体制の充実など、被害防止のための積極的な取組が必要です。
- IV 食品の偽装表示等の発生により、市民の食の安全への関心は高まり、食に対するニーズも多様化・高度化してきています。また、理美容や浴場等の生活衛生関連施設においても、清潔な状態の保持など衛生管理の徹底を図っていく必要があります。

【関連データ】

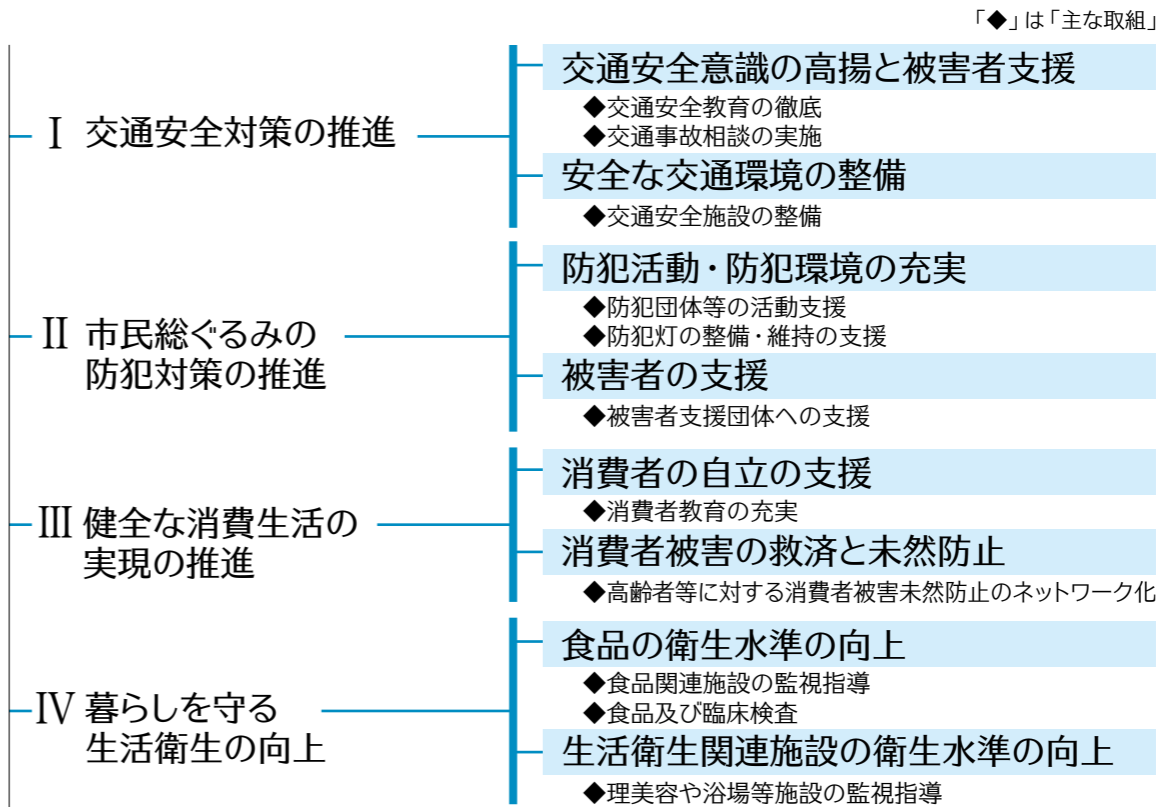


基本的方向

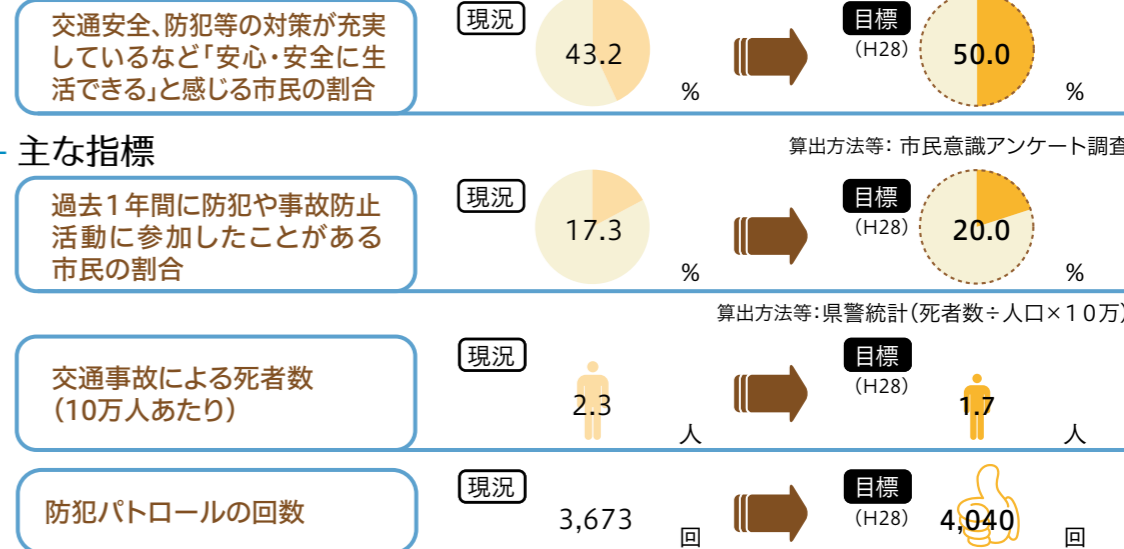
- I 人命尊重の理念の下に、交通安全施設の整備改善、効果的な交通規制等を促進し、市民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図り、市民総ぐるみの交通安全対策を推進します。
- II 市、地域、関係団体等で構成する協働連携組織の設置や既存事業の再編等を行うことにより、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、人と人がお互いに信頼しあえる地域を再生し、犯罪を防止するとともに、明るく住みよいまちづくりを推進します。
- III 地域、学校等における消費者教育の充実に努めるなど、消費者の自立の支援や消費者被害の救済と未然防止に取り組み、健全な消費生活の実現を推進します。
- IV 食品及び生活衛生関連施設の監視指導、事業者や市民への衛生知識の普及啓発及び情報提供、流通食品の検査等を実施することにより、市民の健全な暮らしの実現に努めます。

施策の体系

生活の安全性の向上



このようなまちを目指します！



市民みんなで

- 市民
 - ◇安心・安全に関する知識の習得等に努めましょう。
 - ◇地域の安心安全なまちづくりにみんなで取り組みましょう。
- 地域・NPO等
 - ◇お互いに協力して、地域の安心安全なまちづくりを推進しましょう。
- 事業者
 - ◇研修等を通じて、従業員に安心安全なまちづくりに関する知識や技術を習得させるよう努めましょう。
 - ◇市や関係機関と連携して、地域と一緒に安心安全なまちづくりを推進しましょう。

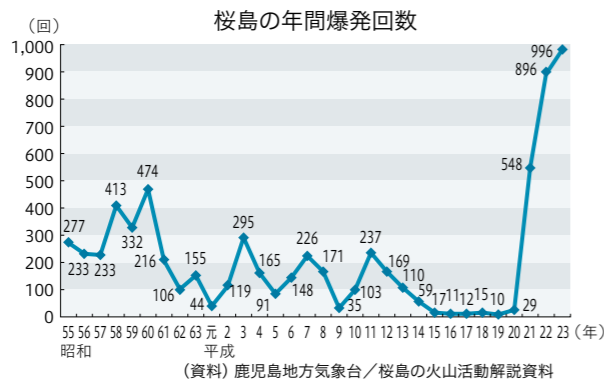
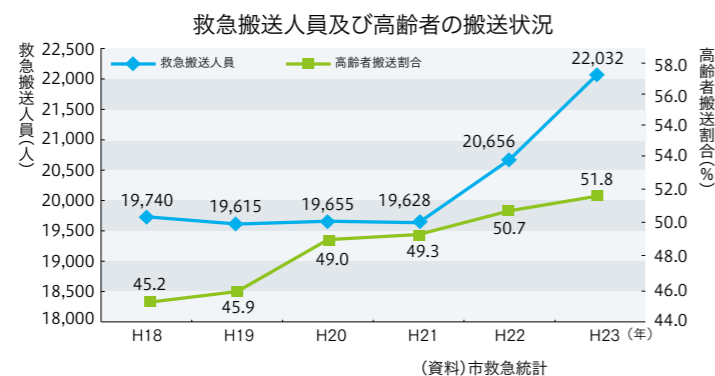


6 総合的な危機管理・防災力の充実 ～危機や災害に強い安心安全なまちづくりを進めます！～

現状と課題

- I 東日本大震災における原発事故をはじめ、新型インフルエンザ、凶悪事件、重大事故など、従来想定していなかった危機事象も数多く発生しており、これらに対する迅速かつ確な対応を図るため、さらなる危機管理体制の構築が求められています。
- II 台風の常襲地であり、シラス質の脆弱な特殊土壌であるなど、豪雨災害を受けやすい環境にあります。また、都市化の進展や高齢化の進行等、社会環境の変化に対応する防災対策を、市民及び関係機関と協力して推進する必要があります。
- III 高齢化の進行、都市形態や生活形態の多様化に伴い、火災をはじめ救助事案や救急需要は複雑に変化していることから、安心して暮らせるまちを目指して、市民と連携しながら総合的な消防・救急対策の推進に取り組んでいく必要があります。
- IV 全国的な大雨の頻度増加や台風の激化により、大量の雨水流が短時間に集中することに伴う浸水被害への対策として、河川水路整備推進と雨水流出抑制が求められています。また、東日本大震災を教訓に、地震及び津波に対するソフト・ハード両面からの対策に取り組む必要があります。
- V 桜島の昭和火口の活動が活発化する中、迅速な情報収集・伝達体制の充実、防災訓練の実施などを通じて、市民の防災意識の高揚を図るとともに、降灰除去体制の充実など、降灰に強いまちづくりを推進する必要があります。

【関連データ】



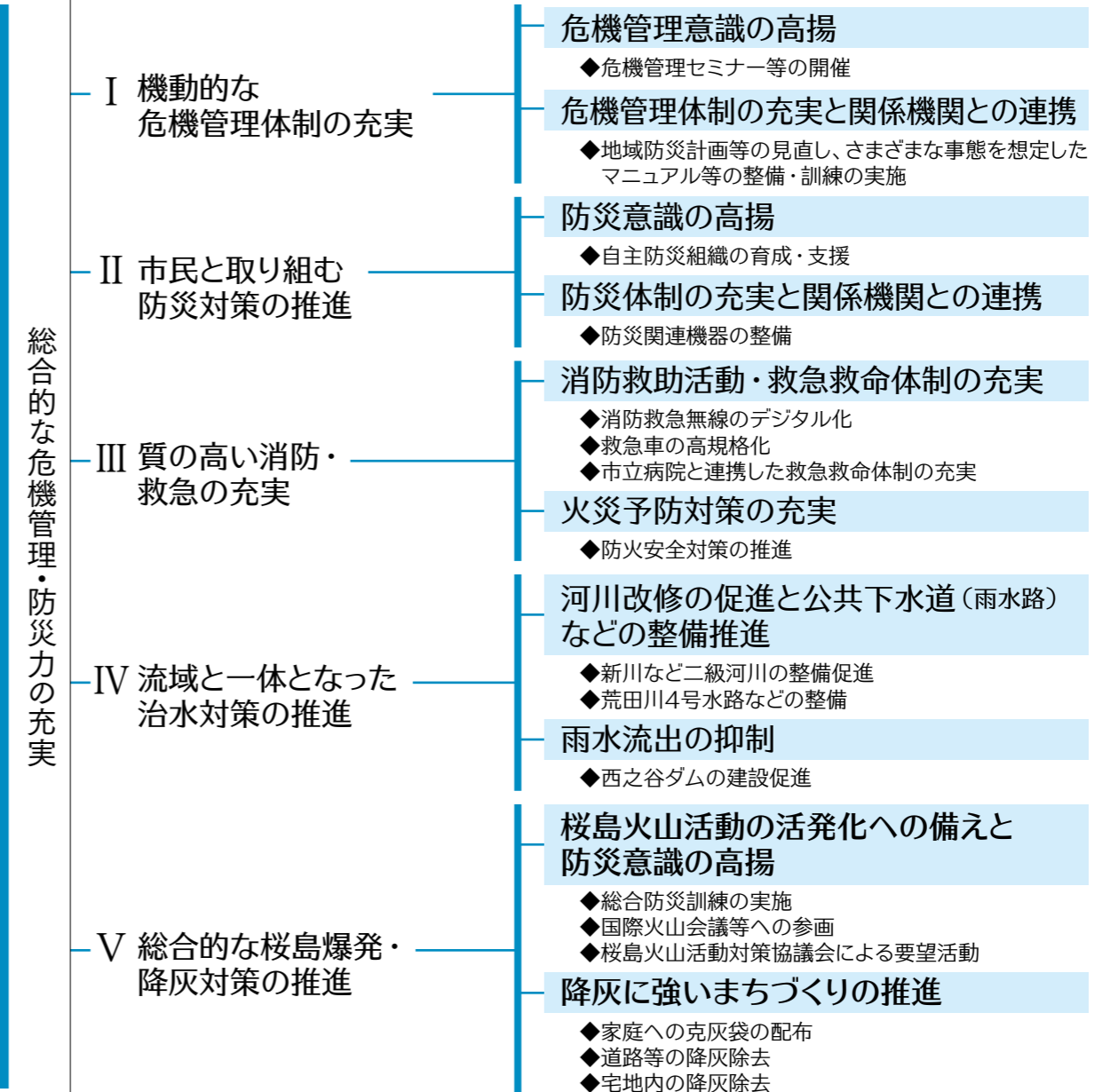
桜島爆発避難訓練

基本的方向

- I 危機事象に対するマニュアル整備や訓練の実施を通じて、行政としての危機管理体制を強化するほか、市民意識の高揚及び関係機関との連携により総合的な危機管理体制を充実します。
- II 災害危険箇所等の把握や、地震・津波による被災抑制等の防災対策事業を促進するとともに、市民及び国・県などの関係機関との緊密な連携と協力による総合的な防災体制を充実します。
- III 各種災害に迅速的確に対応できる消防救助活動体制と救命効果の向上を目指した救急救命体制の充実を図るとともに、火災の防止及び被害の軽減に向けた火災予防対策の充実に努めます。
- IV 二級河川の整備を促進し、公共下水道(雨水路)などの整備や低地区の浸水対策を進めるとともに、雨水の流出抑制を図るなど、流域と一体となった総合治水対策を推進します。
- V 桜島火山活動の活発化への備えとして、関係機関と連携した観測研究体制の強化や市民の避難体制の充実を図るほか、降灰に強いまちづくりに取り組みます。

「◆」は「主な取組」

施策の体系



健やかに暮らせる 安全で安心なまち【すこやか安心政策】



目標指標



このようなまちを目指します！

「災害に強いまちである」と感じる市民の割合



主な指標

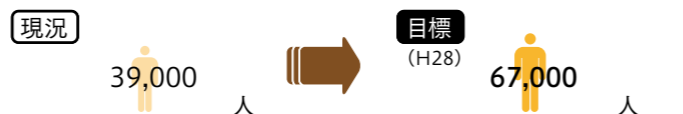
災害時への備えを心がけている市民の割合



自主防災組織のカバー率



普通救命講習受講者数



市民みんなで



市民

◇「自らの安全は自ら守る」、「ともに助け合う」という自助、共助の精神に基づき安心安全なまちづくりを一緒に進めましょう。



地域・NPO等

◇自主防災組織を作り、地域の安全は地域で守りましょう。
◇災害時に援護が必要な方を地域で支援しましょう。



事業者

◇地域と一緒に安心して安心安全なまちづくりを進めましょう。



倒壊家屋救助訓練



脇田川護岸整備

基本計画

基本目標別計画

学ぶよろこびが広がる 誇りあるまち

5

【まなび文化政策】





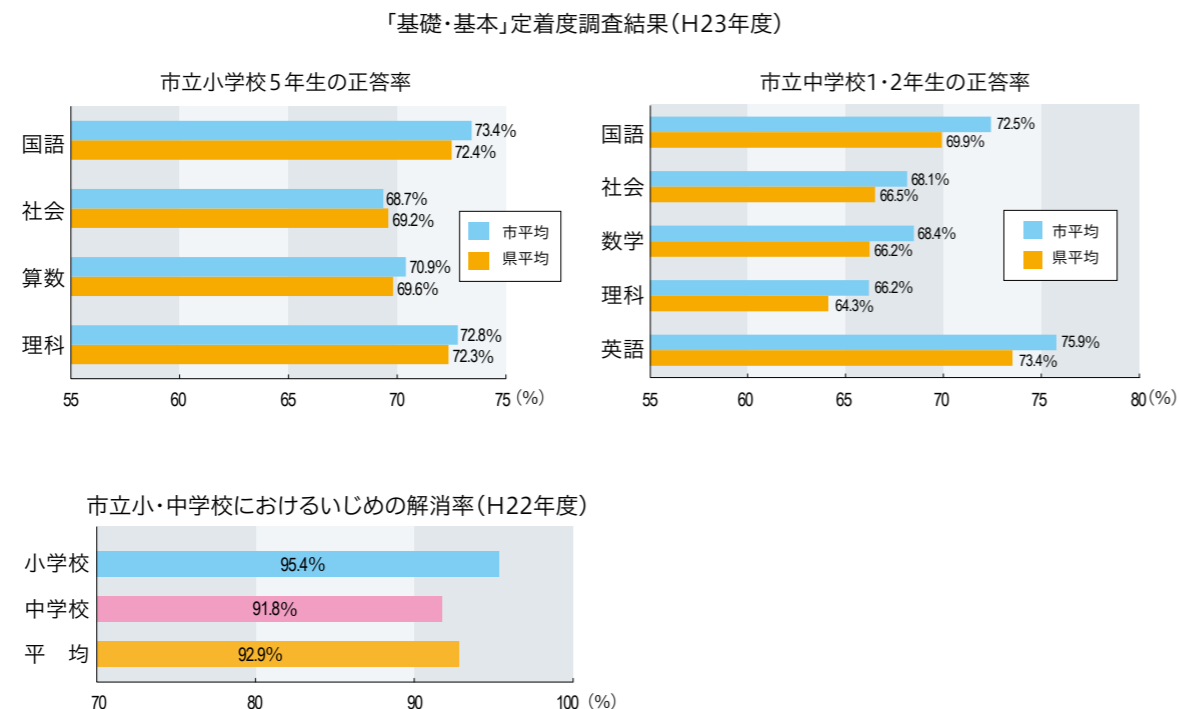
1 学校教育の充実

～次代を担う子どもたちに生きる力を育む学校教育を充実します！～

現状と課題

- I 少子化、核家族化の進行や情報化の進展、価値観やライフスタイルの多様化などにより、人間関係や共同体意識の希薄化、規範意識や倫理観の低下などが指摘されている中、豊かな人間性や社会性、自他への思いやりや情操を育むことがより一層必要となっています。
- II 知識・情報・技術の急速な進歩やグローバル化など変化の激しい社会にあって「生きる力」の育成が求められる中、幼・小・中・高の各段階で、個の能力に応じた指導の充実や分ける授業の実践により、確かな学力の定着が望まれています。
- III 生活環境の急激な変化に伴い、運動する子とそうでない子の二極化や、食を含む生活習慣の乱れ等が指摘されている中、今後も、指導方法の工夫改善及び家庭・地域との連携等により、一層の体力の向上、健康の保持増進及び学校安全に向けた取組が望まれています。
- IV 少子化、情報化の進展、価値観の多様化などの社会の急激な変化に伴い、学校にも教育活動の透明性や教員の幅広い資質・能力が求められている中、学校経営目標の具体化や特色ある教育課程の編成、より一層の教職員の専門性の向上に努める必要があります。
- V 子どもに健康的かつ安全で快適な学習環境を確保するとともに、環境にも配慮した施設づくりや、経済的理由により就学困難な子どもに対する教育費の負担軽減、本市の教育の一翼を担っている私立学校等との連携などに引き続き取り組んでいく必要があります。

【関連データ】



基本的方向

- I 道徳教育や人権教育の充実により道徳的実践力や人権感覚を培うとともに、いじめの問題や不登校への対応など生徒指導体制を確立し、教育相談活動等を推進します。
- II 幼稚園等から小学校への円滑な移行を図るとともに、各学校段階で特別支援教育や国際理解教育、キャリア教育等を積極的に推進し、確かな学力の定着を支援します。
- III 生涯にわたって運動に親しむとともに、健康的なライフスタイルを確立するための取組を、積極的に支援します。
- IV 学校経営充実のために学校評価の結果を生かし、特色ある教育課程の編成を支援するとともに、経験や職能に応じた研修や専門性を高める研修など教職員研修を充実します。
- V 教育施設の整備充実を進めるとともに、教育費の負担軽減や大学、私立学校等のほか教育に関連する団体との連携を図り、子どもたちの学びを支援する教育環境の充実に取り組みます。

「◆」は「主な取組」

施策の体系

学校教育の充実

- I 心を育む教育の推進
 - ◆道徳・人権教育の充実
 - ◆「市道徳教育研究会」等の開催
 - ◆郷土の偉人に学ぶ心の教育の実施
 - ◆生徒指導・教育相談等の充実
 - ◆いじめの解消や不登校児童生徒支援事業等の充実
 - ◆幼児教育・学習指導の充実
 - ◆幼稚園・保育園等補助と学力検査事業の実施
- II 個性と能力を伸ばす教育の推進
 - ◆特別支援教育の充実
 - ◆特別支援教育体制等の充実
 - ◆国際理解教育・キャリア教育等の充実
 - ◆AEA・ALT※派遣、夢・挑戦キャリア教育推進事業の実施
- III 体育・健康・安全の充実
 - ◆体育の充実
 - ◆学校体育実技講習会等の充実
 - ◆健康・安全の充実
 - ◆健康・安全教育及び食に関する指導の充実
- IV 信頼される学校づくりの推進
 - ◆学校評価の充実と教育課程の改善・充実
 - ◆学校関係者評価、教育課程研修等の実施
 - ◆教職員の資質向上
 - ◆経験や職能等に応じた研修等の開催
- V 学びを支援する教育環境の充実
 - ◆施設の整備充実
 - ◆校舎・屋内運動場等の整備
 - ◆学校クーラー設置や鹿児島女子高多目的グラウンド整備
 - ◆教育費の負担軽減や大学、私立学校等との連携
 - ◆奨学資金貸付制度や就学援助制度等の利用促進
 - ◆大学生を活用した学校支援、私立高等学校等への補助金交付

学ぶよろこびが広がる 誇りあるまち 【まなび文化政策】



目標指標



このようなまちを目指します！

「学校における教育活動が充実している」と感じる市民の割合



主な指標

「基礎・基本」定着度調査平均正答率の県との比較



市立小・中学校におけるいじめの解消率



市民みんなで



市民

- ◇家庭で、子どもの生活や健康、学習習慣づくりに取り組みましょう。
- ◇学校との連携を密にし、情報を共有しましょう。



地域・NPO等

- ◇地域活動等を通じ、子どもの成長を見守る環境づくりに努めましょう。
- ◇得意な分野で学校の教育活動に積極的に関わしましょう。



事業者

- ◇保護者が子育てに関わりやすい環境づくりに努めましょう。
- ◇専門分野を生かして学校の教育活動に積極的に関わしましょう。

※ AEA・ALT:AEA(小学校の英会話活動協力員)・ALT(中学校や高校の外国語指導助手)



ALT授業



情報学習



2 生涯学習の充実

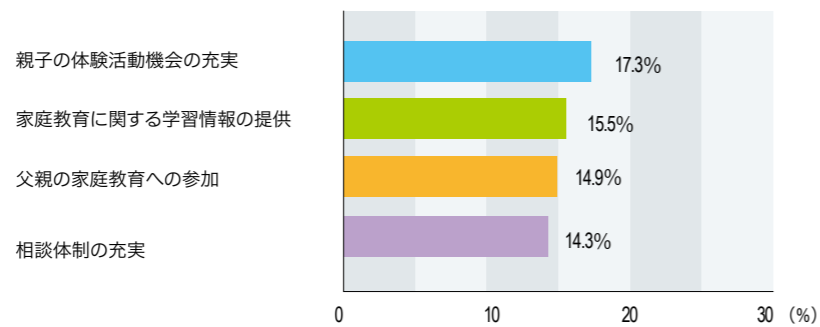
～生涯学習の充実を図り、生涯学習に支えられた市民参画のまちづくりを推進します!～

現状と課題

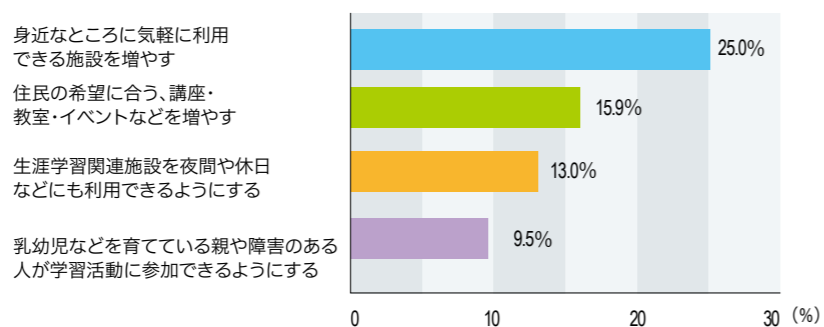
- I 社会の急速な変化により、異年齢集団における体験活動などの不足が指摘されています。学校・家庭・地域社会及び関係機関等がさらに連携を深め、活動の機会や場を提供するとともに、青少年が安心して学べる環境づくりを進めるなど、地域ぐるみによる青少年の育成を推進する必要があります。
- II 市民が、生涯を通じて学習に取り組み、充実した人生を送ろうとする気運が高まっており、一人ひとりの学習ニーズに応じた学習機会の提供が求められています。また、家庭が本来有している教育機能を向上させるため、親の学習機会の拡充などが求められています。
- III 社会が変化する中で生まれる教育課題や地域課題に対応した生涯学習を推進していくため、関係機関・民間団体・企業等が密接な連携を図り、課題解決に向けた取組を展開していくことが重要です。また、生涯学習施設の老朽化やバリアフリー化等への対応、市民への生涯学習情報の提供、学習相談体制の充実も図る必要があります。

【関連データ】

家庭教育の充実のためにどのようなことが必要か



生涯学習を活性化するために大切なことは何か



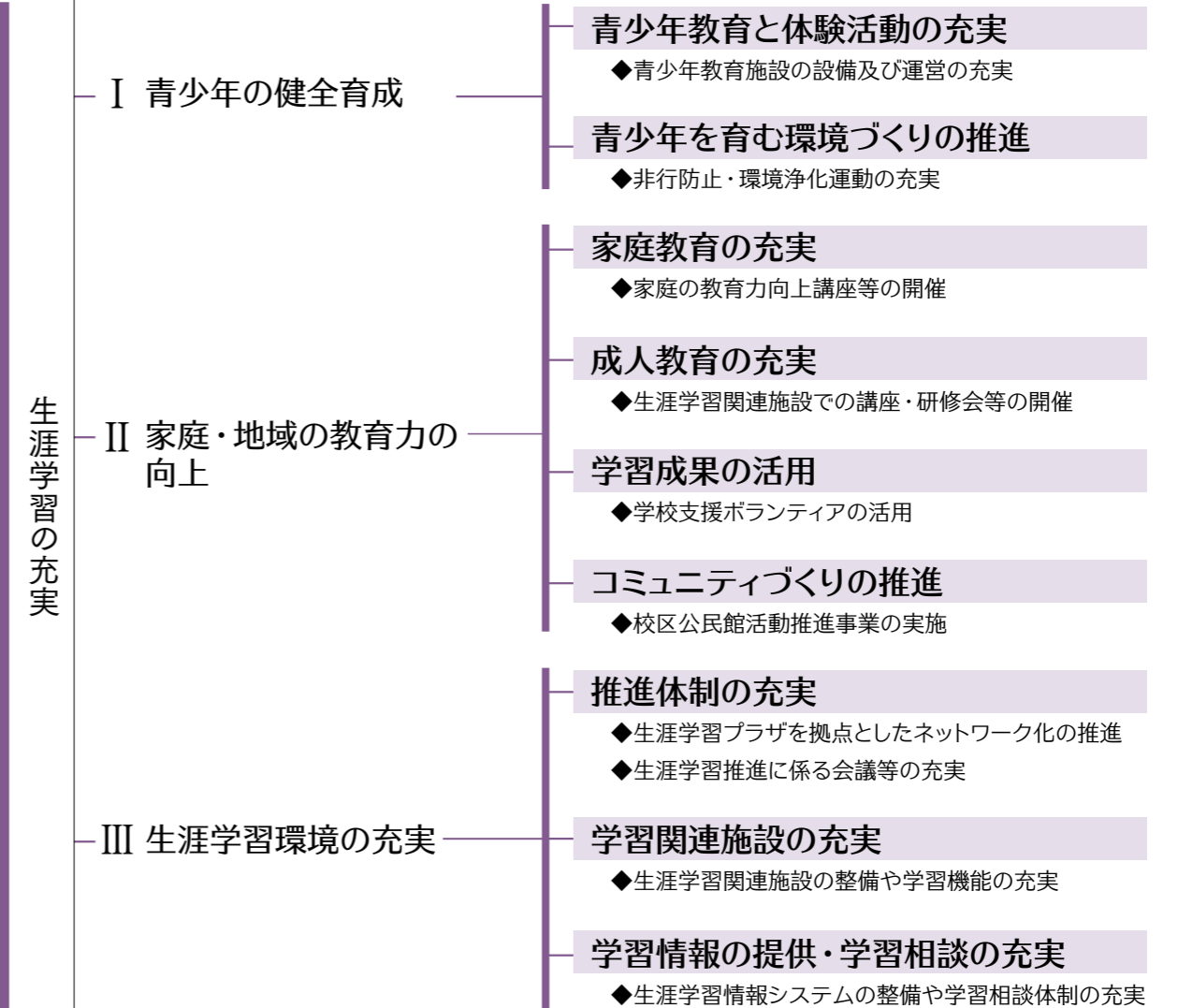
(資料) H21.7教育に関する市民意識調査

基本的方向

- I 学校、家庭、地域社会やあいご会などの関係機関等が一体となり、青少年を育てる気風づくりや体験活動等の機会・場の拡充を図り、青少年を取り巻く社会環境等の変化から生じる課題への対応に努めます。
- II 地域や社会全体で家庭教育を支援する環境を整え、生涯学習関連施設における成人教育を推進するとともに、学びの成果が地域住民によるまちづくりに生かされるなど、生涯学習成果の活用促進や校区公民館を核としたコミュニティづくりの推進に努めます。
- III 関係機関等との連携を深め生涯学習推進体制をさらに充実させるとともに、審議会からの提言内容等を効果的に施策へ生かすように努めます。市民の学びの場としての学習関連施設の整備、学習機能の充実、学習相談体制の整備を推進します。

「◆」は「主な取組」

施策の体系



学ぶよろこびが広がる 誇りあるまち 【まなび文化政策】

目標指標



このようなまちを目指します！

「生涯にわたり、学び続けることができる環境が整っている」と感じる市民の割合



主な指標

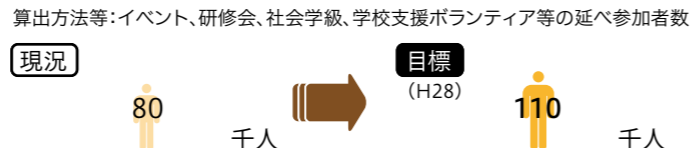
過去1年間に生涯学習を行ったことがある市民の割合



生涯学習関連施設の利用状況



家庭・地域の教育力向上を図る研修会等への参加状況



市民みんな



市民

◇生涯学習に積極的に取り組み、潤いと活力のある人生を楽しみましょう。
◇学んだことや経験等を青少年の健全育成などのボランティア等に生かしましょう。



地域・NPO等

◇地域の特色を生かしたまちづくりを地域住民が主体となって進めましょう。
◇「地域の子どもは地域で育てる」気風づくりの推進に努めましょう。



事業者

◇「よき企業人、よき家庭人、よき地域人」の育成のために学習環境づくりを進めましょう。
◇地域貢献の視点に立ち、青少年の健全育成に積極的に関わらしましょう。



生涯学習フェスティバル



生涯学習フェスティバル



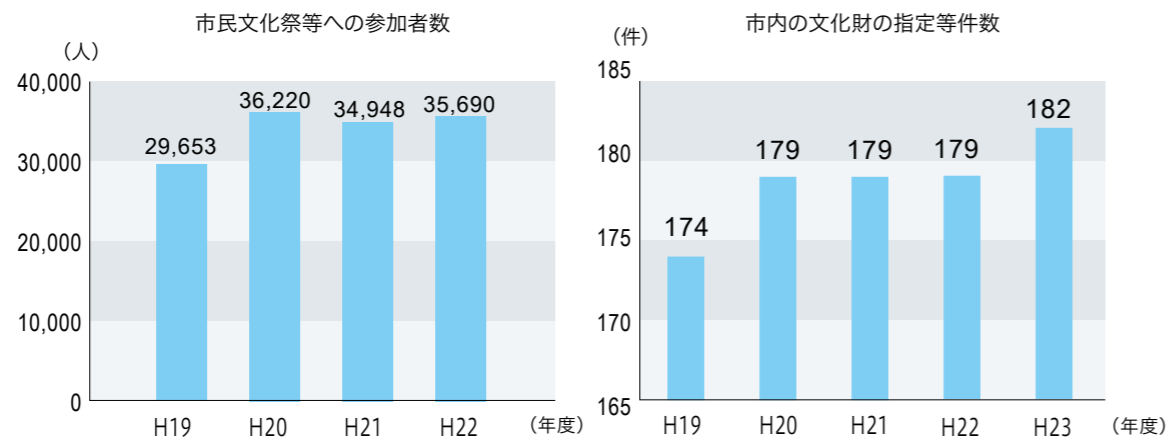
3 市民文化の創造

～暮らしの中に心の豊かさをもたらす市民文化の創造に取り組みます！～

現状と課題

- I 文化は豊かな人間性を育み生活に潤いをもたらすと同時に、まちを彩る都市の個性となることから、市民が文化芸術を身近に鑑賞できる機会の充実を図るとともに、地域文化の担い手の育成や、文化施設等を積極的に利活用できるようにすることなどの取組が重要です。
- II 本市には地域で生まれ、保存・伝承されてきた文化財、地域の祭り、伝統芸能や風物詩などが数多く存在しており、これらを未来へ継承するために、文化財の保存と活用を積極的に進め、文化財を大切にすることを育てるとともに、郷土に愛着と誇りを持つ「人づくり」を図ることが必要です。
- III 磯地区の旧集成館機械工場や異人館（旧鹿児島紡績所技師館）などの工場群は、日本で最初の工業コンビナートであり、薩摩の先人たちの知恵と情熱を感じることができる貴重な文化遺産であることから、将来世代に継承していくことが必要です。

【関連データ】



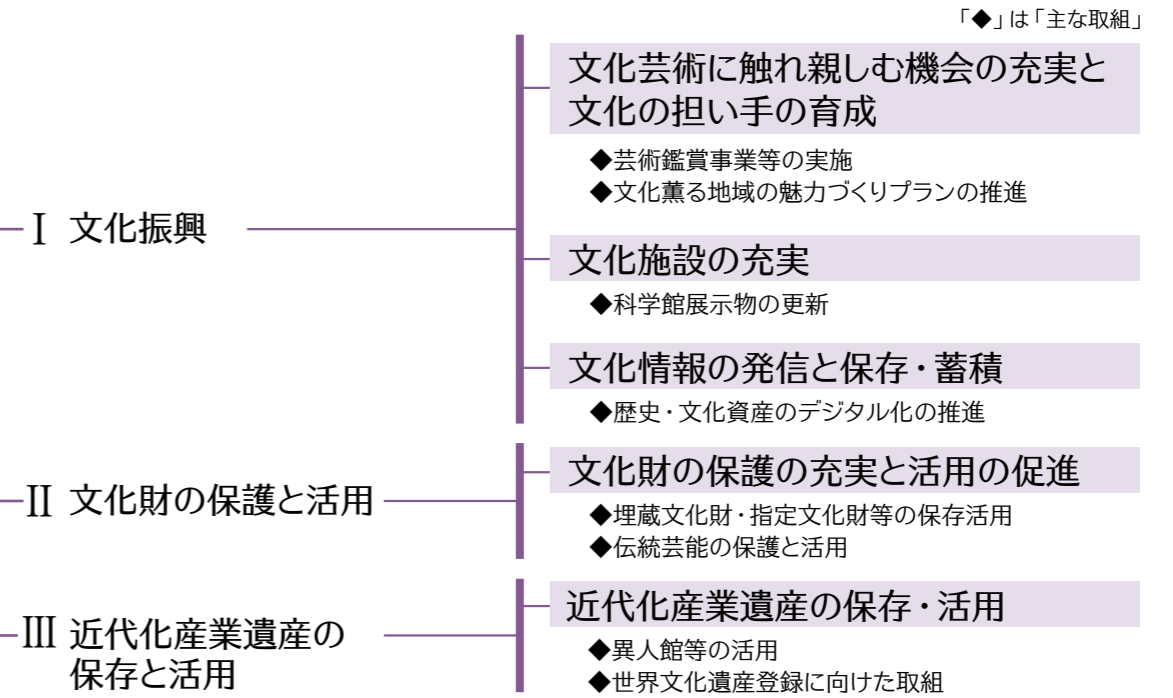
(資料)市文化課統計

基本的方向

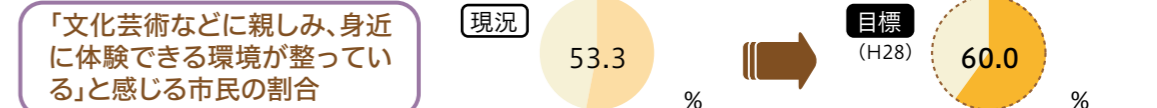
- I 文化芸術等に触れ親しむ機会の充実と文化を担う人材の育成及び地域に根ざした多彩な文化活動の支援に努めるとともに、文化施設の充実・活用及び文化情報の発信と保存等に努めます。
- II 未来に継承すべき文化財の保護と活用に努めるとともに、地域の伝統芸能や祭りなどを守り育てる中で、新たな魅力を加え、文化振興を通じた元気な地域づくりを進めます。
- III 「九州・山口の近代化産業遺産群」として世界文化遺産の登録を目指すとともに、本市の近代化産業遺産を生かした個性あふれるまちづくりを進めます。

施策の体系

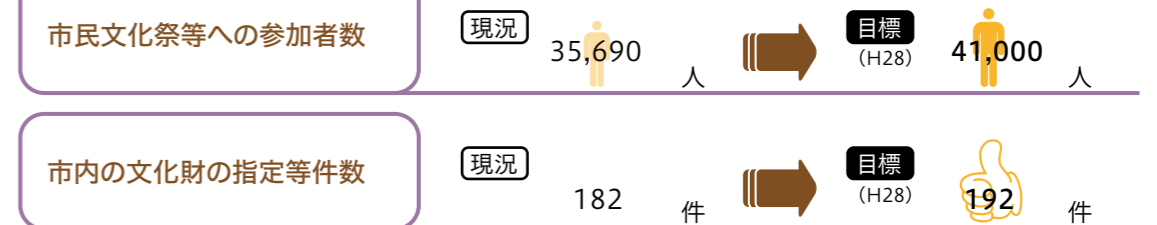
市民文化の創造



このようなまちを目指します！



主な指標



市民みんなで

- 市民 ◇文化芸術活動に関心を持ち、体験しましょう。
◇文化財を知り、次世代のために保存・継承しましょう。
- 地域・NPO等 ◇文化芸術活動や文化財の保存・継承の活動の輪を広げましょう。
- 事業者 ◇文化芸術活動や文化財の保存・継承に、それぞれの特性を生かしながら、市民・地域・NPO等とともに取り組みましょう。



伝統芸能

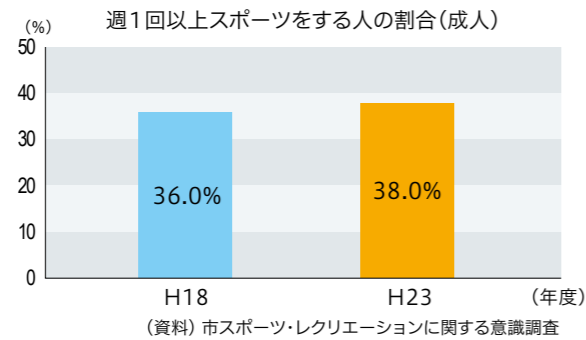


4. スポーツ・レクリエーションの振興 ～市民がいつでも、どこでも親しめる「スポーツライフ」の充実に取り組みます！～

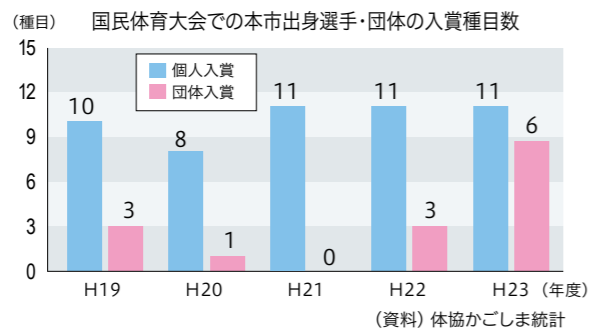
現状と課題

- I 少子高齢化の進行や高度情報化の進展、自由時間の増大に伴い、健康志向の高まりや多様化・高度化する市民のニーズに対応し、誰もが生涯を通して身近にスポーツに親しむことができる環境づくりが必要です。
- II 本市出身のスポーツ選手が国際大会や全国規模の大会で活躍することは、市民に夢と感動を与え、スポーツへの関心を高めます。競技団体と連携し、競技スポーツの推進を図るとともに、市民の競技スポーツへの関心を高める必要があります。

【関連データ】



チビっ子サッカー教室



基本的方向

- I 社会環境やライフスタイルの変化にあわせて市民が主体的にスポーツを行うことができるよう、体育施設の充実、スポーツ・レクリエーションイベントの拡充と情報の提供に努めるとともに、指導者の資質向上やスポーツボランティアの育成等により、市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に取り組みます。
- II 高いレベルのパフォーマンスが、市民の感動やあこがれにつながり、スポーツを始める動機付けにもなることから、スポーツ選手の計画的な育成や活動支援、トップレベルの選手及びチームとの連携を図るとともに、大規模なスポーツイベントの開催やスポーツキャンプ等の誘致など、競技スポーツの推進に取り組みます。

施策の体系

スポーツ・レクリエーションの振興

- I 生涯スポーツの推進
- II 競技スポーツの推進

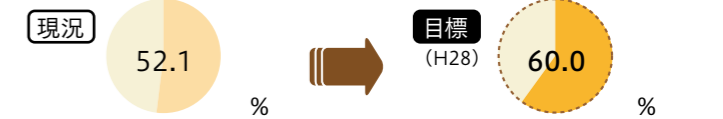
- スポーツ・レクリエーションに親しむ環境づくり
 - ◆地域スポーツクラブの運営活性化
 - ◆体育施設の充実
- 関係団体の育成と指導者の養成
 - ◆生涯スポーツ指導者養成
- 競技レベルの向上
 - ◆競技力向上対策事業の実施
- スポーツ大会の開催やスポーツキャンプ等の誘致
 - ◆国民体育大会（(仮称)鹿兒島国体）に向けた取組

「◆」は「主な取組」



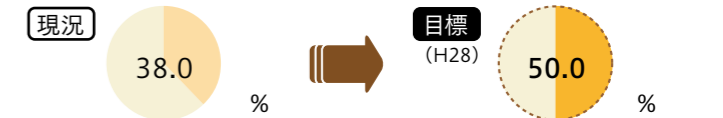
このようなまちを目指します！

「スポーツ・レクリエーションを楽しめる環境が整っている」と感じる市民の割合



主な指標

週1回以上スポーツをする人の割合(成人)



国民体育大会での本市出身選手・団体の入賞種目数



市民みんなで

- 市民 ◇健康で心豊かな生活を過ごすため、市民一人一スポーツを目指しましょう。
- 地域・NPO等 ◇地域のスポーツ活動等に積極的に参加しましょう。
- 事業者 ◇地域貢献の視点に立ち、スポーツ振興に関わりましょう。



ニュースポーツ(ピロポロ)



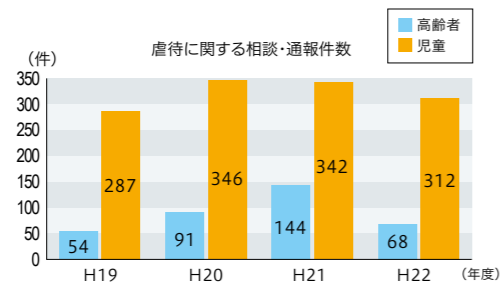
5 人権尊重社会の形成

～一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めます！～

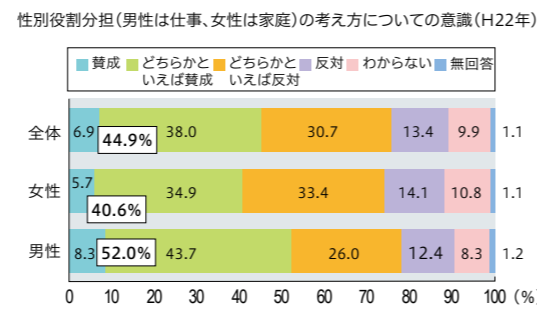
現状と課題

- I 子どもや高齢者への虐待、女性への暴力、障害者への差別など社会生活においてさまざまな人権問題が存在していることに加え、社会情勢の変化に伴い、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題も発生してきています。今後もなお一層の人権教育・啓発を推進し、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを進めていくことが必要です。
- II 性別による役割分担意識の是正や、政策・方針決定過程への女性の参画など、男女共同参画の取組は進みつつあるものの、十分とは言えない状況です。今後さらに男性も女性も、個性と能力に応じ、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画を一層推進するため、性別役割分担意識の是正に向けた意識啓発や、家庭、学校、職場、地域などでの男女共同参画の実践の促進、男女間における暴力の根絶に向けた取組の強化が必要です。
- III 平和な社会の中で安寧に暮らすことはすべての人の願いです。しかし、世界では今なお地域間、民族間の紛争が絶え間なく続いています。一方、我が国においては、国民の4人に3人が戦争を知らない世代となり、戦争の記憶は薄れつつあるとされています。このような中、世界の恒久平和を達成し、平和で豊かな郷土を次の世代に引き継ぐため、平和を尊重する意識の醸成を図ることが一層重要となっています。

【関連データ】



(資料)市長寿支援課統計、市こども福祉課統計
 ・高齢者は、本庁、各支所、地域包括支援センター受付分
 ・児童は、鹿児島市受付分及び県中央児童相談所受付の鹿児島市内分



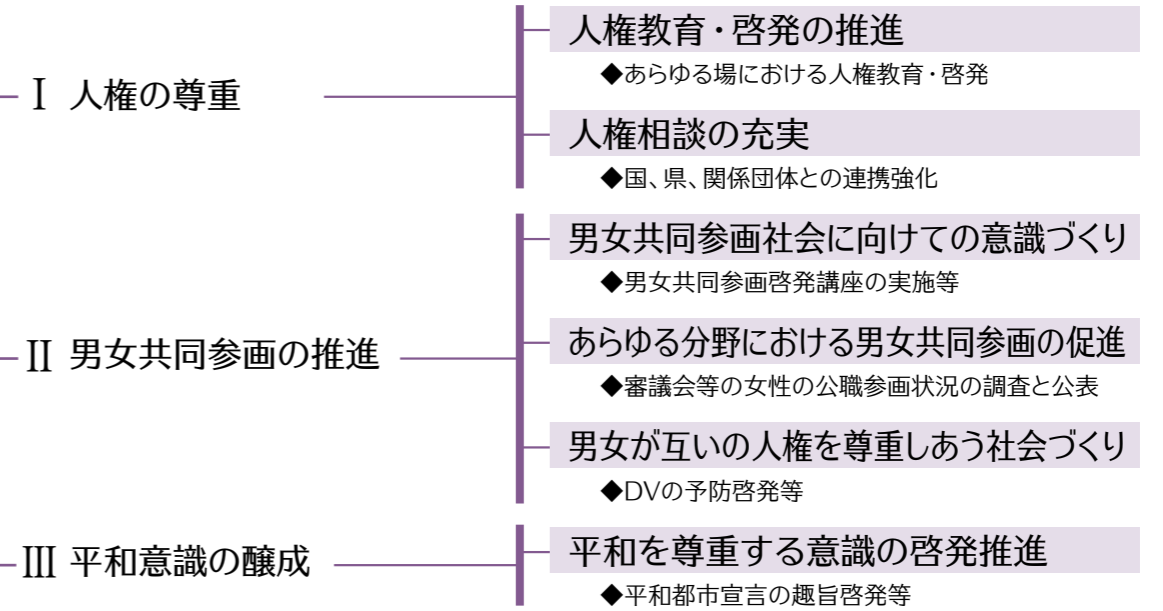
(資料)本市調査
 ・□内の%は、「賛成」、「どちらかといえば賛成」の合計値

基本的方向

- I 市民の人権意識を高めるため、学校、家庭、地域社会及び職場などで、あらゆる機会を捉えて人権教育や人権啓発を推進します。
- II 男女共同参画の理念の浸透を図り、あらゆる場での男女共同参画の推進に向けた環境の整備に努めるとともに、重大な人権侵害であるDV※の予防啓発や被害者支援の充実を図ります。
- III 平和を尊重する意識を醸成するため、各種平和啓発事業を推進します。

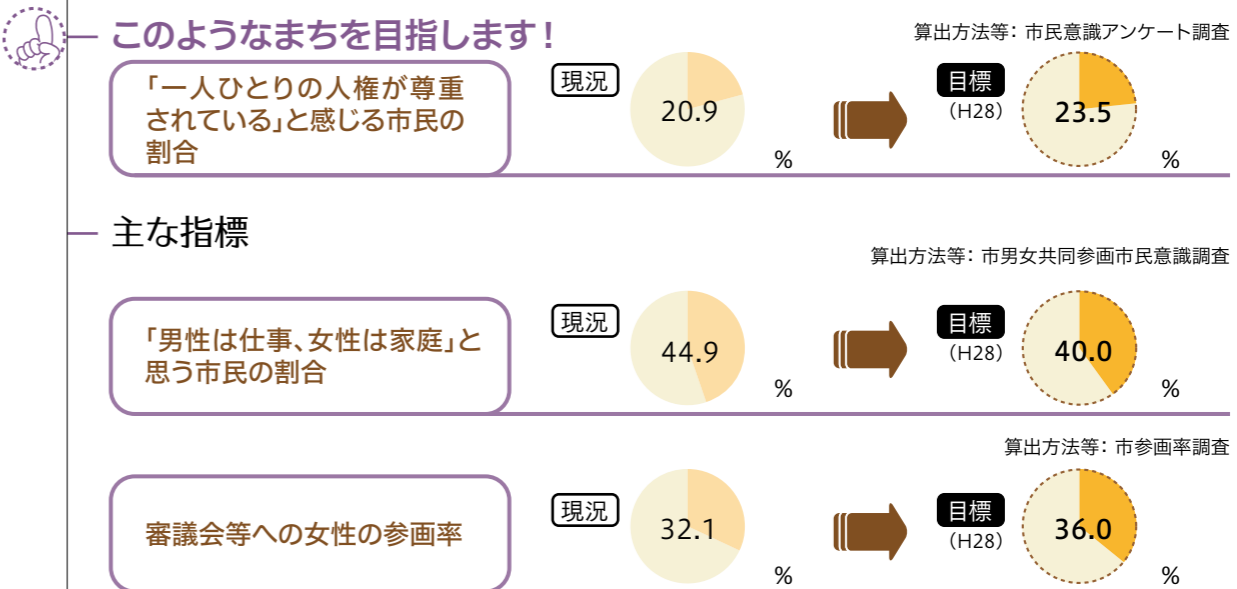
施策の体系

人権尊重社会の形成



「◆」は「主な取組」

目標指標



市民みんなで

- 市民
 - ◇人との接し方や日々の言動に、相手の気持ちを思いやる習慣を持ちましょう。
 - ◇男女共同参画の意義を理解し、家庭、地域、職場への浸透を図りましょう。
 - ◇平和を尊重し、平和の大切さを次の世代に伝えましょう。
- 地域・NPO等
 - ◇ボランティア活動などの多様な体験活動や高齢者・障害者との交流を深めましょう。
 - ◇地域社会の一員として男女ともに町内会活動などの地域活動に積極的に参画しましょう。
- 事業者
 - ◇人権を尊重する職場づくり、公正な採用選考及び雇用の促進に努めましょう。
 - ◇方針決定過程への女性の参画を進め、多様な働き方に対応した職場環境づくりに努めましょう。

※ DV(ドメスティック・バイオレンス):配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

基本計画

基本目標別計画

市民生活を支える 機能性の高い快適なまち

6

【まち基盤政策】





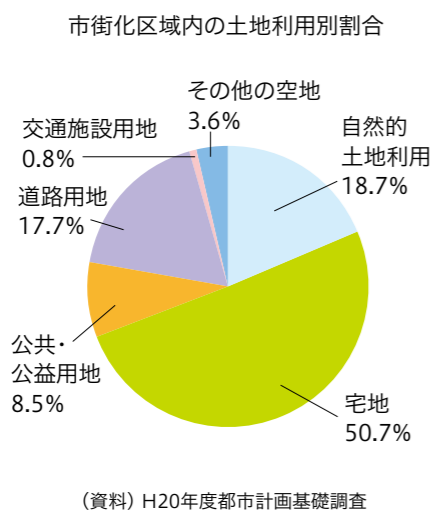
1 機能性の高い都市空間の形成

～地域特性に応じた都市機能^{※1}を備える魅力ある都市空間を形成します！～

現状と課題

- I 空洞化が懸念される中心市街地等の活性化に向け、土地の高度利用や低未利用地の有効活用を図るとともに、今後のさらなる少子高齢化の進行を踏まえ、それぞれの地域の特성에 応じ、多様な都市機能を集約して、快適で利便性の高いコンパクトなまちづくりを推進する必要があります。
- II 個性と魅力ある都市空間を創出し、広域的交通網の整備に伴う交流人口の増大に対応するため、交通結節拠点を中心とした土地の高度利用と都市機能の集積を進めるとともに、社会資本ストックを生かした、安全で効率的かつ効果的な市街地整備を図る必要があります。
- III 港湾空間の高度化、海洋性レクリエーション基地の整備、人・もの・情報の行き交う交流拠点の形成などを促進するとともに、ウォーターフロントの魅力を生かしたまちづくりを進める必要があります。
- IV 桜島と錦江湾をはじめとする雄大で美しい自然や豊富な歴史資源、斜面緑地を背景とした市街地など、世界に誇れる鹿児島らしい良好な景観を守り、地域特性を十分に生かしながらその魅力をさらに高め、地域活性化や観光振興に活用していく必要があります。

【関連データ】



地区計画の決定状況 [H24年4月1日現在]

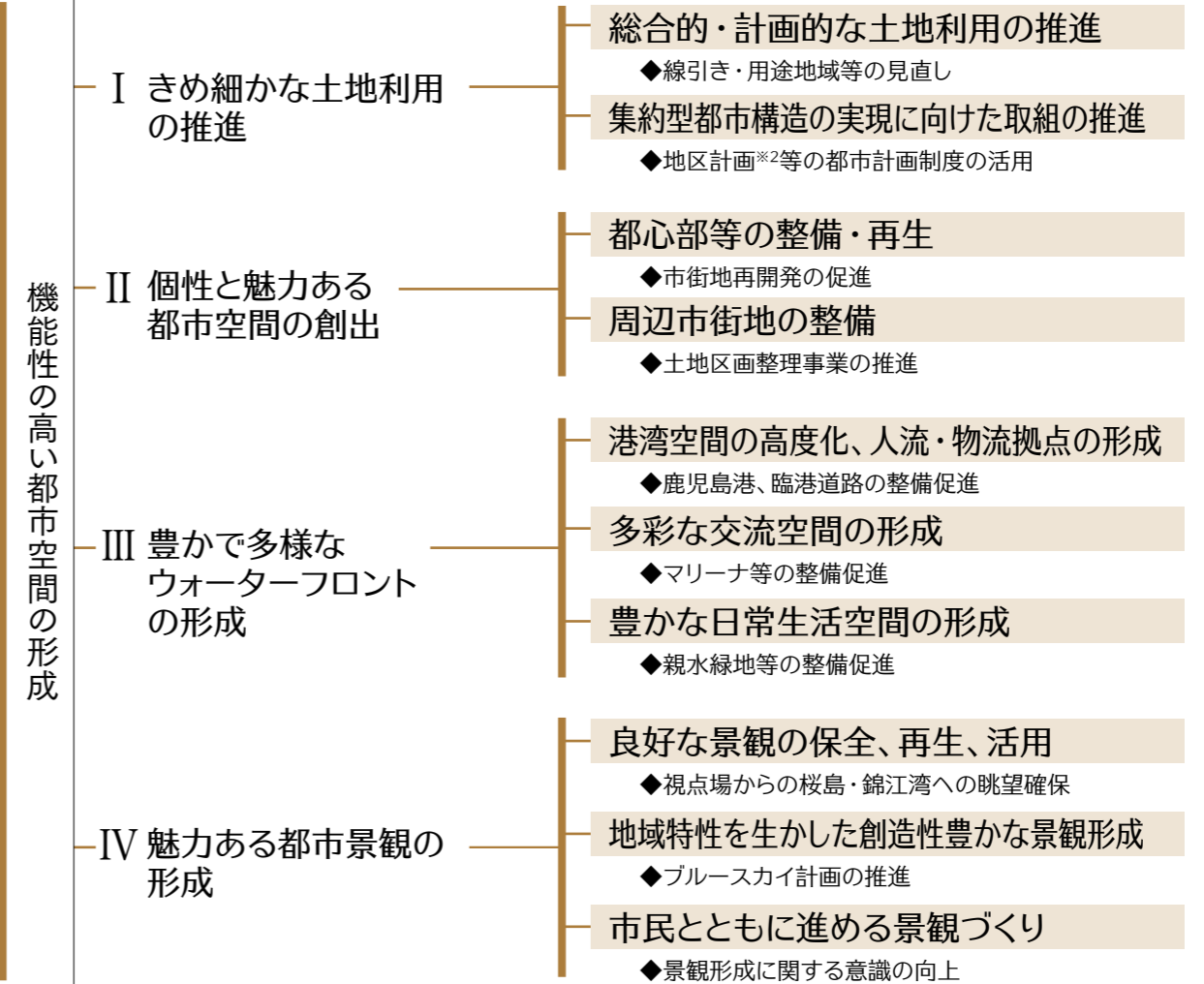
| 年度 | 地区名 |
|-----|---|
| H11 | ①鴨池ニュータウン業務地区、②寺山風致地区神月タウン地区 |
| H13 | ③明ヶ窪地区、④伊敷グリーンヒル地区、⑤武岡台地区、⑥星ヶ峯南地区、⑦南皇徳寺台地区、⑧ニュータウン慈眼寺団地地区 |
| H14 | ⑨慈眼寺風致地区慈眼寺台地区 |
| H16 | ⑩与次郎ヶ浜地区、⑪木材団地及び木材加工団地地区、⑫南栄一丁目地区、⑬ガーデンヒルズ松陽台 |
| H19 | ⑭寺山風致地区丸坊団地地区、⑮COMMONシティ御所の杜地区 |
| H21 | ⑯石谷町伏野・堤ヶ迫地区、⑰谷山文教・福祉地区 |
| H22 | ⑱上福元町高柳地区、⑲ロハスの杜地区 |
| H23 | ⑳武岡ピュアタウン地区 |

基本的方向

- I 樹林地などの自然的土地利用と住宅地などの都市的土地利用の調和・共生を図りながら、少子・超高齢社会の暮らしを支えるため、コンパクトな市街地を形成する集約型都市構造の実現に向け、土地の有効活用や高度利用など、社会経済環境の変化に対応した、快適で利便性の高い、きめ細かな土地利用を推進します。
- II 中心市街地内の回遊性の向上を図るとともに、周辺市街地の面的整備など生活環境の整備を行い、にぎわいとゆとりある都市空間を創出し、個性と魅力あるまちづくりを推進します。
- III 豊かで多様なウォーターフロントの形成を目指して、鹿児島港港湾計画に位置づけられた各港区の整備計画及び利用計画を促進します。
- IV 自然環境の保全や景観に配慮した都市基盤整備に取り組むとともに、景観形成に関するルールに基づき、市民、事業者、行政の協働による良好な景観形成を推進します。

「◆」は「主な取組」

施策の体系



市民生活を支える 機能性の高い快適なまち…【まち基盤政策】

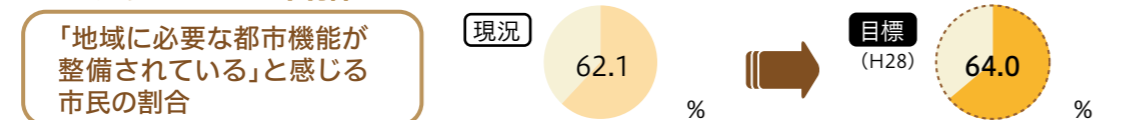


目標指標

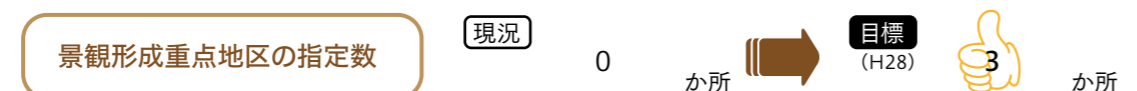


このようなまちを目指します！

算出方法等：市民意識アンケート調査



主な指標



市民みんなで



市民

- ◇まちづくりに関心を持ち、都市計画提案制度などの取組を通じて、まちづくりに進んで参加しましょう。
- ◇都市景観に関心を持ち、さまざまな景観形成の取組に進んで参加しましょう。



地域・NPO等

- ◇地域の情報について、住民や行政への情報提供を積極的に行いましょう。
- ◇地域の景観形成に関する取組に積極的に参加しましょう。



事業者

- ◇周辺環境に配慮した市街地の整備及び地域住民との調整に努めましょう。
- ◇地域や行政が実施するまちづくりに積極的に協力しましょう。

※1 都市機能：店舗、病院、銀行などの生活利便施設や、道路、公園、学校などの公共公益施設。

※2 地区計画：比較的小さい地区を単位として、それぞれの特性に応じたきめ細かなまちづくりを行うための計画で、道路、公園などの配置や規模、建築物の建て方のルールなどについて、住民等の意見を反映して定めるもの。



歴史と文化の道



JR谷山駅(高架駅)パース図



桜島を臨む鹿児島港本港区



2 快適生活の基盤づくり

～良質で快適な生活のための基盤づくりを行います!～

現状と課題

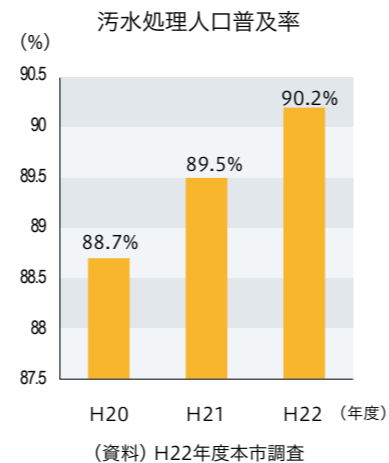
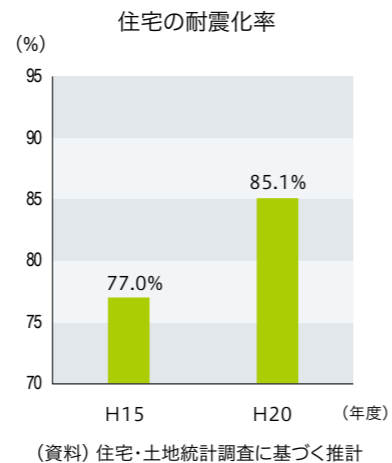
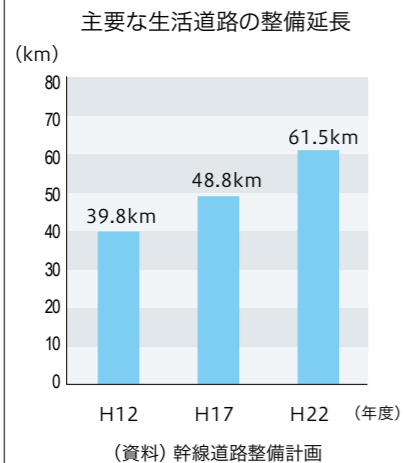
I 生活道路、水道、污水处理施設、市営住宅等の生活に密着した都市基盤施設などは、今後も未整備地域や再整備を必要とする地域があることから、これからの少子高齢化の進行や人口減少局面への移行を見据えた、より効率的で効果的な整備と普及が求められています。

II 市民の省エネやリサイクルなど環境問題への意識や健康志向の高まりなどから、環境負荷の低減や良好な景観形成にも配慮した、健康で快適な住まいづくりの普及促進や住環境の整備等が求められています。

III 少子高齢化の進行に伴い、地域コミュニティの希薄化や高齢単身世帯の増加など、住まいをめぐる環境は複雑化してきており、今後は、多様なニーズに応じた住まいと住環境の形成等が求められています。

IV これまでに整備された都市基盤施設の多くは、老朽化に伴う大規模な改修や更新の時期を迎えており、既存施設の予防保全的な維持管理等を行い、長寿命化を図り、有効活用と更新費用の縮減が求められています。

【関連データ】



基本的方向

- I 地震や風水害などに強く、すべての人が安全で安心して快適に生活できるよう、生活に密着した都市基盤施設などの効率的で効果的な整備などに努めます。
- II 省エネやリサイクルなどを通じて自然環境への負荷の低減を行うとともに、新エネルギーの導入や自然素材の活用など、環境、健康や景観にも配慮した生活の基盤づくりを行います。
- III 地域コミュニティの希薄化や高齢単身世帯の増加などに伴う、市民の多様なニーズに応じた住まいと住環境の形成等により、地域の活性化を図ります。
- IV 既存の都市基盤施設について、市民ニーズの変化等を基にしたあり方を踏まえた上で、有効活用を図り、計画的な維持保全などによる施設の長寿命化や環境対策等を推進していきます。

「◆」は「主な取組」

施策の体系

- I 良質で快適な都市基盤施設の整備
 - ◆自然災害に強く地域特性に応じた公共施設の整備
 - ◆生活道路、上下水道等の整備
 - ◆誰もが安心して暮らせる安全な住環境の整備
 - ◆バリアフリーに配慮した住環境整備
- II 環境や健康に配慮した生活基盤づくり
 - ◆環境や景観に配慮した公共施設の整備
 - ◆環境に配慮した公共施設整備の推進
 - ◆地域資源を活用した個性的な住まいづくりの促進
 - ◆住宅における地域木材等の活用促進
- III 多様なニーズに対応した住環境の形成
 - ◆多様な居住ニーズに対応した生活環境の形成
 - ◆多様な住まいの供給促進
 - ◆地域の活性化などに役立つ住環境の整備
 - ◆地域活性化のための施設の整備
- IV 既存都市基盤施設の有効活用と長寿命化
 - ◆施設のあり方を踏まえた有効活用
 - ◆ストックマネジメント※事業等の推進
 - ◆計画的な維持保全と長寿命化の推進
 - ◆橋りょう・下水道等長寿命化計画の推進
 - ◆低炭素・循環型社会に対応した都市基盤施設整備
 - ◆公共建築物での環境対策の推進

市民生活を支える 機能性の高い快適なまち ……【まち基盤政策】



目標指標



このようなまちを目指します！

「生活道路や上下水道などの都市基盤施設の整備により、安全・快適な生活の基盤づくりが進んでいる」と感じる市民の割合



主な指標

主要な生活道路の整備延長



住宅の耐震化率



汚水処理人口普及率



市民みんな



市民

- ◇住まいの省エネ化に努め、環境負荷の低減に心がけましょう。
- ◇地震に備え、住宅の耐震性に配慮し、安全な住まいづくりに努めましょう。



地域・NPO等

- ◇地域の人々と協力して、安心・安全な生活環境の形成に取り組みましょう。
- ◇行政と連携して、地区の特性にふさわしい住環境の将来像を定めましょう。



事業者

- ◇良質な建物を供給し、安心・安全で快適な住環境づくりに努めましょう。
- ◇既存ストックの適正な管理で、有効活用と長寿命化に努めましょう。

※ スtockマネジメント：既存の施設(ストック)を有効に活用し、長寿命化等を図る体系的な手法のこと。



市営住宅(辻ヶ丘住宅)パース図



水道管(耐震管)の布設



管更生工法による汚水管の長寿命化



3 市民活動を支える交通環境の充実

～市民生活と都市活動を支える快適・便利な交通環境の充実に取り組みます！～

現状と課題

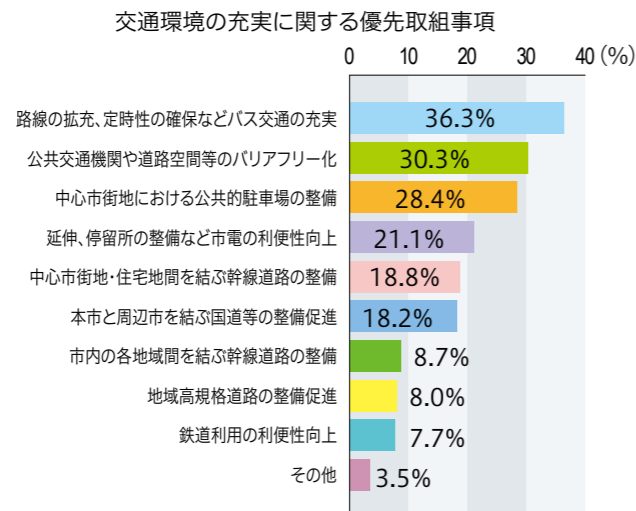
I 広域的な交流が活発化する中、本市が南の交流拠点としてさらなる飛躍をとげるためには、高規格幹線道路等の道路網、九州新幹線等の鉄道網、鹿児島港における航路網、鹿児島空港における航空網など、陸・海・空の広域交通網の一層の充実と連携強化を図る必要があります。

II 環境対策の面からも渋滞緩和が求められる中、依然として市街地の流入入部等において、広域交通と都市内交通の集中による交通渋滞が発生していることから、交通需要に対応した機能的な道路網の整備など、交通基盤の充実強化に引き続き取り組む必要があります。

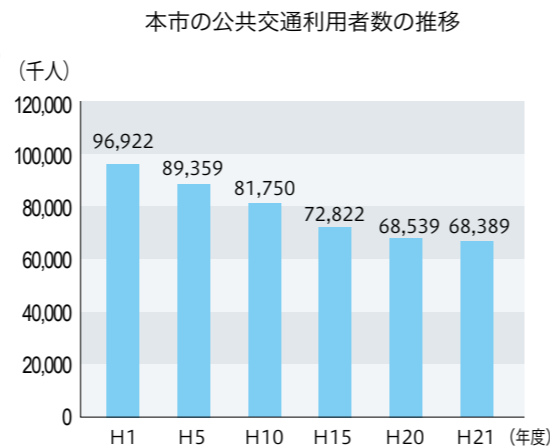
III クルマ社会の進行により公共交通利用者の減少や都市機能の拡散化の傾向がみられることから、人口減少局面に対応した集約型都市構造の実現に向け、クルマに過度に依存しない社会への誘導を図るため、都市機能として不可欠な公共交通の維持・活性化を図る必要があります。

IV 今後における人口減少局面への移行や少子高齢化の一層の進行を見据え、年齢、障害の有無等にかかわらず、誰もが、安全・快適に移動できる交通環境の実現が望まれるとともに、地球温暖化など環境問題が深刻化する中、交通政策の面からも、環境負荷の低減に向けた一層の取組が求められています。

【関連データ】



(資料) H17年度新市まちづくり市民意識調査



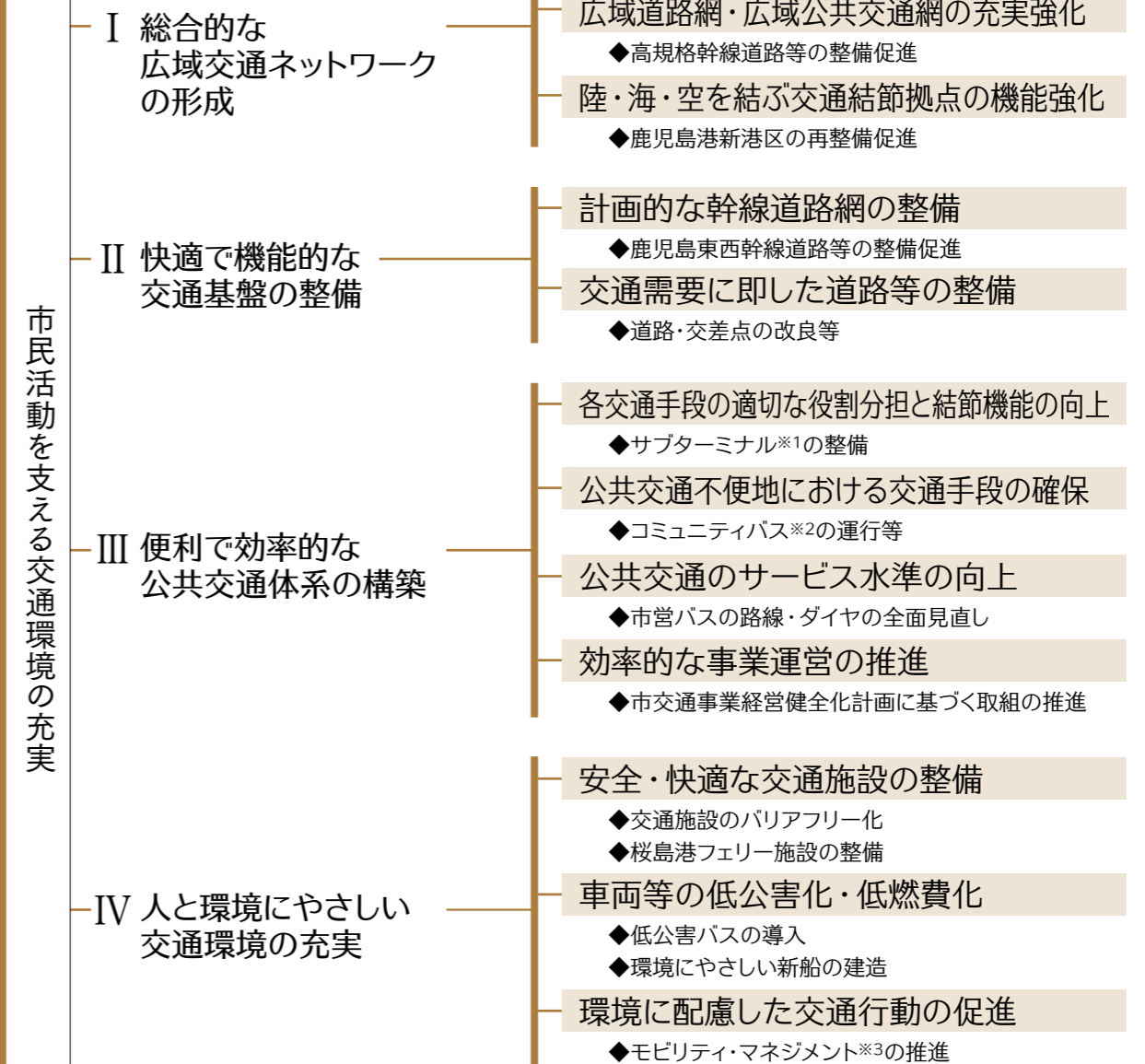
・鉄道(鹿児島中央駅除く)、路面電車、路線バス(県内)及び桜島フェリーの合計
(資料) 各交通事業者資料を基に作成

基本的方向

- I 広域道路網や広域公共交通網の充実強化、陸・海・空を結ぶ交通結節拠点の機能強化など、本市と国内外との円滑な交流を支える総合的な広域交通ネットワークを形成します。
- II 全市的な視点からの計画的な幹線道路網の整備や交通需要に即した道路等の整備など、自動車交通の円滑化と各地域間のアクセス向上を図る、快適で機能的な交通基盤の整備を進めます。
- III 各交通手段の適切な役割分担の下、結節機能の向上や公共交通不便地における交通手段の確保を図るとともに、公共交通のサービス水準のさらなる向上や効率的な事業運営の一層の推進を図るなど、誰もがどこでも自由に移動できる、利便性・効率性の高い持続可能な公共交通体系を構築します。
- IV 歩行者・自転車を優先した安全・快適な交通施設の整備や車両等の低公害化・低燃費化の推進、環境に配慮した交通行動の促進など、人と環境にやさしい交通環境の充実を図ります。

「◆」は「主な取組」

施策の体系



市民生活を支える 機能性の高い快適なまち…【まち基盤政策】



目標指標



このようなまちを目指します！

「道路や公共交通などの交通環境が充実している」と感じる市民の割合



主な指標

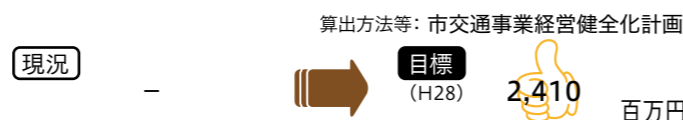
都市計画道路整備率



公共交通利用者数



市交通事業経営健全化計画推進による目標効果額



市民みんな



市民

◇クルマの利用を控え、環境にやさしい公共交通などでの移動を心掛けましょう。
◇日常生活を通して子供の頃から公共交通に慣れ親しむ機会を設けましょう。



地域・NPO等

◇地域の日常生活になくてはならない公共交通を、住民みんなで支え育てましょう。



事業者

◇利用者ニーズに応じた安全で快適な運行サービスの提供に努めましょう。
◇バリアフリーや環境に配慮した車両や施設等の整備に努めましょう。

※1 サブターミナル：さまざまな交通機関が集まり、補助的な役割をする交通の結節拠点のこと。

※2 コミュニティバス：地域住民の利便性向上等のために一定地域内を運行するバスで、主に自治体が主体となって導入するバスのこと。

※3 モビリティ・マネジメント：公共交通の便利な利用方法や環境面・健康面でのメリットなどの情報を提供することにより、一人ひとりのモビリティ（移動）が望ましい方向へ自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通政策のこと。



コミュニティバス「あいばす」



低公害バス



鹿兒島市公共交通ビジョン

基本計画

豊かさ実感リーディングプロジェクト

“地域で守る”生涯安心安全プロジェクト

“ディスカバーかごしま”文化創造プロジェクト

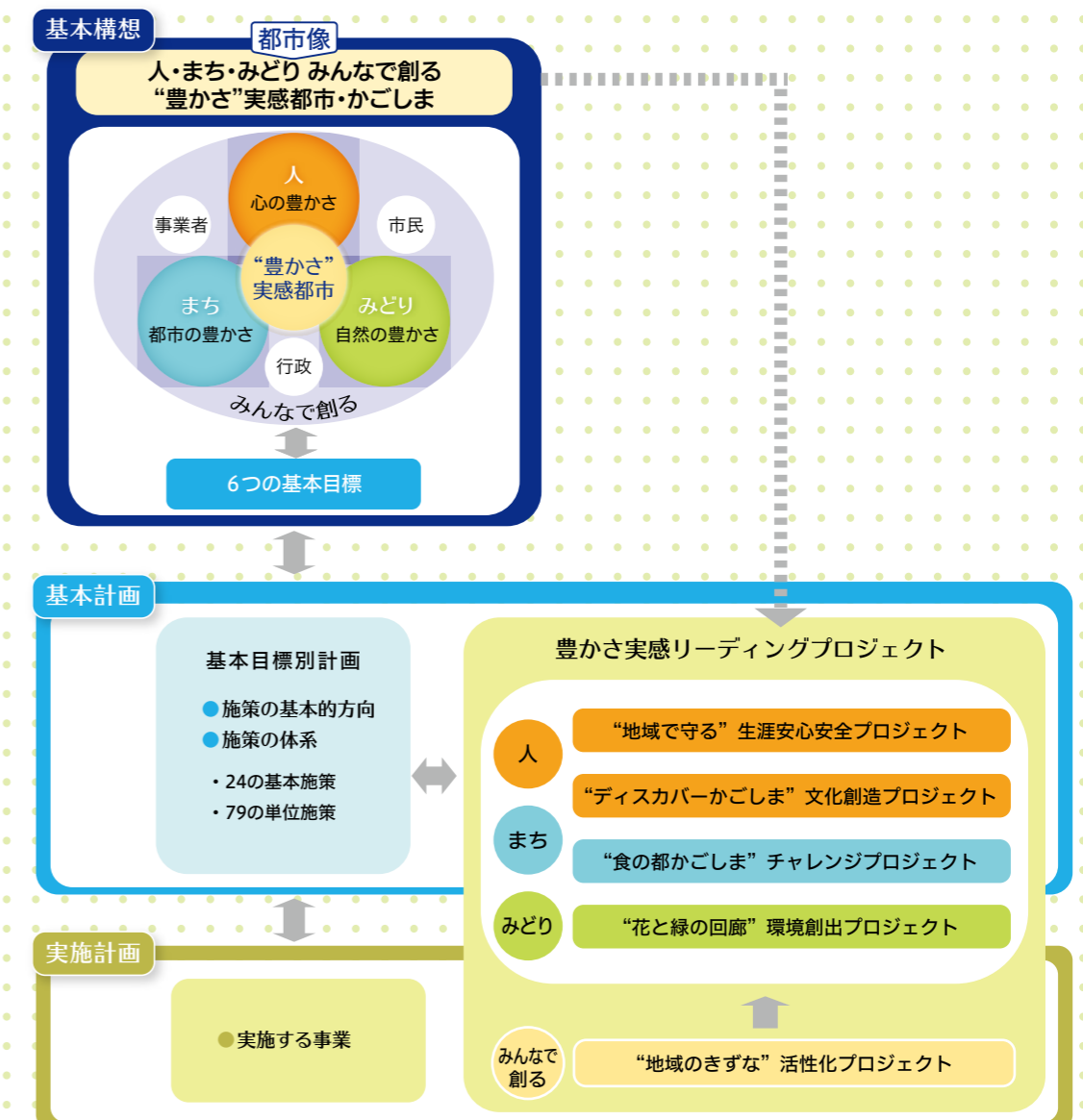
“食の都かごしま”チャレンジプロジェクト

“花と緑の回廊”環境創出プロジェクト

“地域のきずな”活性化プロジェクト

豊かさ実感リーディングプロジェクト

- ◇ 基本構想に掲げた都市像は、6つの基本目標の達成、基本計画及び実施計画に掲げる基本・単位施策及び事業を展開することを通じて実現していくことが基本となるが、この施策・事業を展開していくにあたり、都市像に掲げる“豊かさ”～「人」、「まち」、「みどり」～を実現していく観点から、特に先導的かつ重点的に取り組むべきものを「豊かさ実感リーディングプロジェクト」として掲げる
- ◇ 「豊かさ実感リーディングプロジェクト」に掲げる施策・事業群は、基本計画「基本目標別計画」及び「実施計画」に掲げる施策・事業の中にも含まれるものであり、6つの基本目標を横断的に展開することを通じて、基本目標の達成ひいては都市像の実現を一層推進していく役割を担うものである



豊かさ実感リーディングプロジェクト

“地域で守る”生涯安心安全プロジェクト

～世界基準の安心安全都市を目指します！～

本市は、安心安全まちづくり条例に基づき、犯罪・事故・自然災害の未然防止に取り組んでいます。これらの取組に加え、事故やけがの原因を調査し、年齢層別、生活環境別に科学的な分析を行い、地域ごとの課題を抽出し、それに対して住民や関係団体、行政が協働して防止策の検討・実施を行う、セーフコミュニティの手法を導入した取組を行います。これにより地域の多様な人材や資源の活用・活性化を図り、鹿児島ならではの地域の特性を生かした対策を行うことで、安全性を高め、生涯にわたって安心安全に暮らせるまちづくりの推進を目指します。



目的と概要・協働連携体制

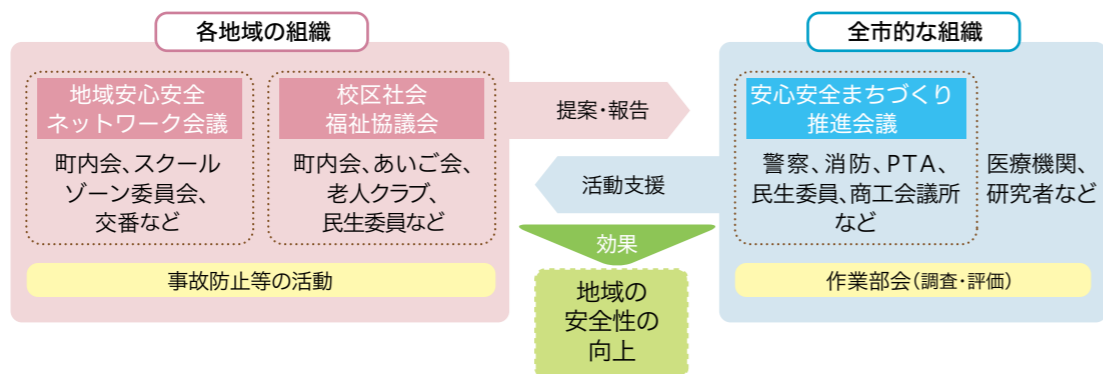
セーフコミュニティとは？

地域住民自らが関係団体や行政と連携して、事故やけがの防止に取り組む活動を行っている自治体を世界保健機関(WHO)セーフコミュニティ認証センターが認証する制度のことで、京都府亀岡市などが認証を受けています。

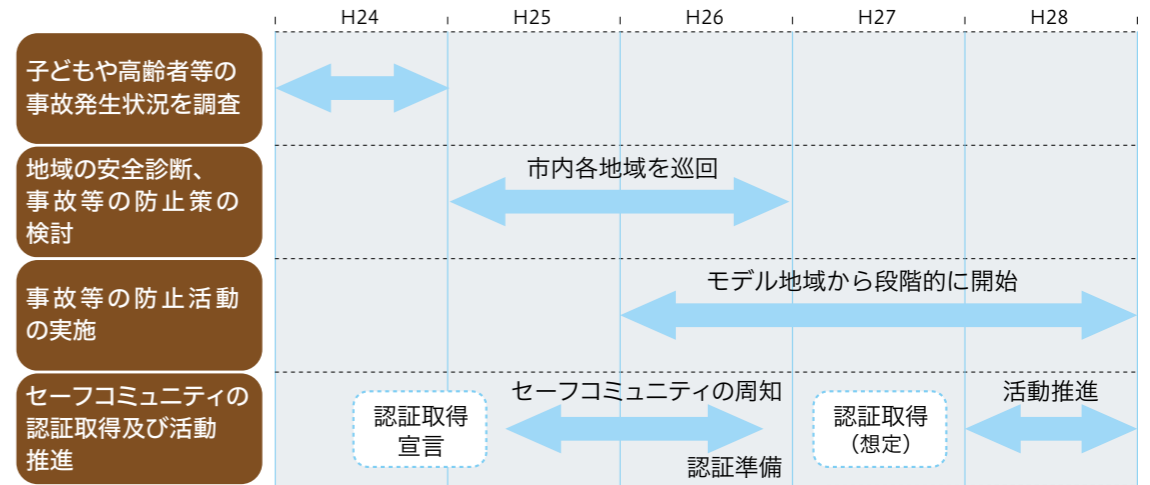
年齢層別・生活環境別に想定される事故やけが (例示)

| 分類 | | 子ども | 青少年 | 成年 | 高齢者 |
|------|-------|--------|--------|-----------|---------|
| 生活環境 | 家庭 | 風呂での溺水 | やけど | 火事 | 転倒 |
| | 学校・職場 | 学校での事故 | 学校での事故 | 職場での事故 | 作業中のけが |
| | 余暇 | 公園でのけが | 運動中のけが | レジャーの事故 | レジャーの事故 |
| | 交通 | 登下校の事故 | 自転車の事故 | 車の事故 | 歩行中の事故 |
| その他 | 暴力 | 児童虐待 | 非行 | 家庭内暴力(DV) | 高齢者の虐待 |
| | 自殺 | いじめ | いじめ | 心の健康 | 心の健康 |

プロジェクトのイメージ図



推進スケジュール



実施する主な取組

- ① 子どもや高齢者等の事故発生状況を調査
 - 子どもや高齢者などの事故発生状況を、各種統計や市民アンケートなどにより調査し、年齢層別や生活環境別の傾向などを地域ごとに分析します。
 - 市民局・健康福祉局・教育委員会
- ② 地域の安全診断、事故等の防止策の検討
 - 各地域の組織と連携して、事故発生状況の調査結果等に基づき、地域ごとに課題を抽出し、事故等を防止するために必要な対策を検討します。
 - 市民局・健康福祉局・教育委員会
- ③ 事故等の防止活動の実施
 - 事故等の防止活動を実施する体制が整った地域(モデル地域)から段階的に取組を進め、市域全体への展開を図ります。
 - 市民局・健康福祉局・教育委員会
- ④ セーフコミュニティの認証取得及び活動推進
 - 地域の安全診断や研修会等を通じてセーフコミュニティの手法による地域の安全性向上に関する意識の啓発を図るとともに、各地域における事故等の防止活動の実施状況を踏まえて認証取得に取り組みます。
 - 防止策の成果を評価し、評価結果に基づいた改善を行う体系的な仕組みをつくることと、国内外の認証都市との連携を図り、より安全性を高める取組を進めます。
 - 市民局・健康福祉局



豊かさ実感リーディングプロジェクト



目標指標

みんなの役割



このようなまちを目指します！

算出方法等：市民意識アンケート調査

地域の安心安全のための活動に関心を持っている市民の割合



主な指標

算出方法等：県警統計

市内の交通事故による子どもの負傷率 (子ども1万人あたり)



算出方法等：県警統計

市内の交通事故による高齢者の負傷率 (高齢者1万人あたり)



- 市民**
 - ◇事故防止等に関する知識の習得に努めましょう。
 - ◇地域の一員として、安心安全向上のための取組に参画しましょう。
- 地域・NPO等**
 - ◇専門分野を生かし、地域の活動を先導しましょう。
 - ◇団体間の横断的な連携を図り、役割を分担しましょう。
- 事業者**
 - ◇専門分野の知識や能力を生かし、住民の力になりましょう。
 - ◇従業員に事故防止等に関する知識や技術を習得させましょう。
- 行政**
 - ◇市民局、健康福祉局等が中心となり、官・民・地域一体となって進めます。
 - ◇国内外の都市との連携を通じて情報を収集し、地域へ提供します。



児童の見守り活動



げんきいきいき運動器機能向上プログラム

豊かさ実感リーディングプロジェクト

“ディスカバーかごしま”文化創造プロジェクト

～みんなで地域文化を育み、地域の活性化につなげます！～

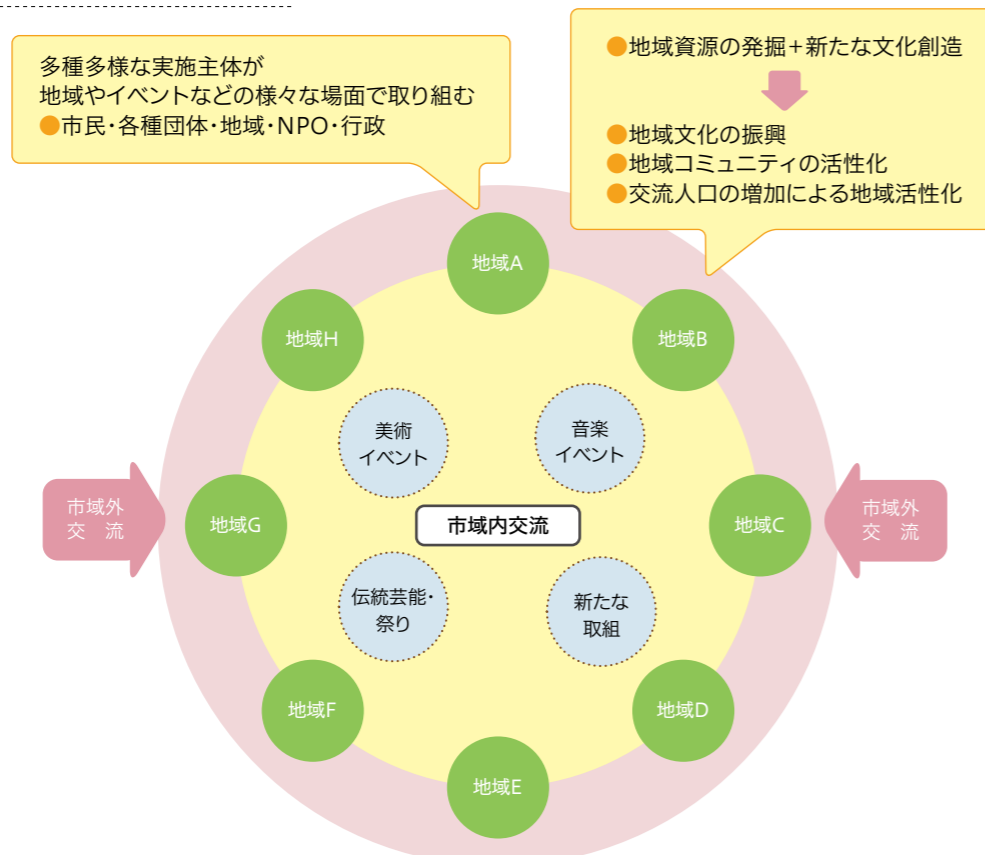
都市化の進展や少子高齢化の進行により、これまで永年にわたって育まれてきた伝統芸能や祭り、風物詩を継承していくことが難しくなっています。また、歴史のイメージが強い鹿児島ですが、美術や音楽にもゆかりの深い都市です。

こうした地域資源を掘り起こし、地域の人々はもとよりNPOやボランティア、事業者など市民みんなで地域文化を守り、育てるとともに、各地域で行われる取組に光を当て、“まち全体がステージ”のイメージで、分野別・季節別・地域別などさまざまな切り口で、県内外に情報発信を行うことなどにより、文化振興を通じた元気な地域づくり、人づくりを進めます。

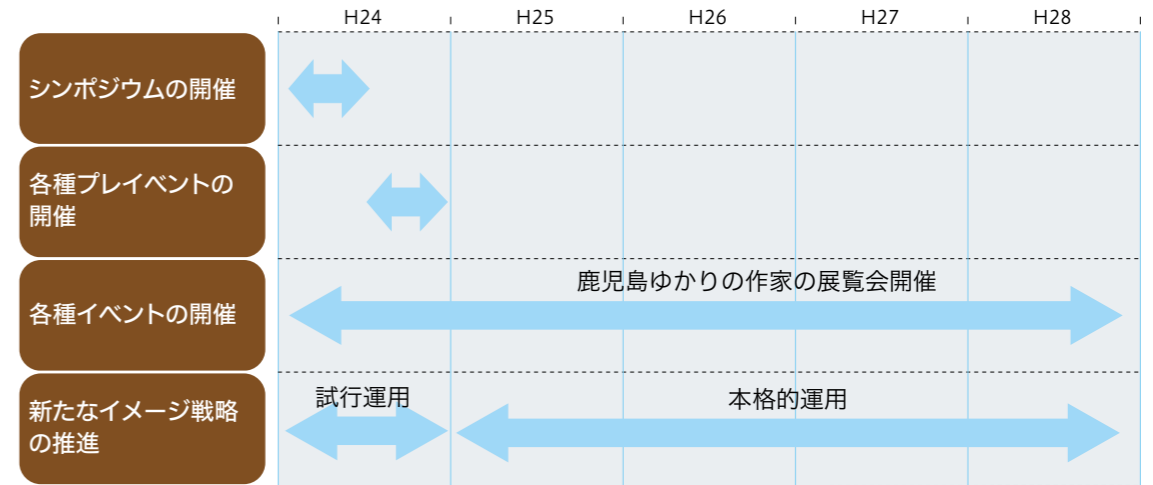


- 伝統芸能や祭り、風物詩などの伝統文化・行事の振興
- 黒田清輝、藤島武二、松方幸次郎（松方コレクション：国立西洋美術館）などの出身地であること、日本吹奏楽のさきがけである薩摩藩軍楽隊を生み出したことなど、本市特性を生かした美術（アート）＆音楽イベントの開催
- これらの取組に四季の変化、季節の風物詩などの自然の彩りを加えた、新たなイメージ戦略による「文化薫る“美のまち鹿児島”」の情報発信

プロジェクトのイメージ図



推進スケジュール



実施する主な取組

| | | |
|---------------------------------|--|-------------------|
| ①シンポジウムの開催 | ■平成23年度に策定した「文化薫る地域の魅力づくりプラン」に基づく取組を広報・啓発するため、シンポジウムを開催します。 | 教育委員会 |
| ②音楽イベントの開催 | ■日本吹奏楽のさきがけである薩摩藩軍楽隊を生み出したことなどを踏まえ、各地域で音楽を楽しめるイベントの開催などを通じ、音楽でまちや暮らしを彩ります。 | 教育委員会 |
| ③美術イベントの開催 | ■鹿児島ゆかりの作家の展覧会の開催を検討するほか、本市の地域資源を生かした美術イベントの開催などを通じ、美のまち鹿児島をアピールします。 | 教育委員会 |
| ④地域の伝統芸能やイベントなどの魅力アップや新たな取組の推進 | ■地域の伝統芸能やイベントなどの魅力アップや地域ぐるみの参加の促進、地域の文化の掘り起こしを行うとともに、新たな取組を推進し、それぞれの地域資源を守り育てます。 | 市民局・経済局・建設局・教育委員会 |
| ⑤上記①から④の取組をパッケージ化し、新たなイメージ戦略を推進 | ■各地域での取組に、四季の変化、季節の風物詩などの自然の彩りを加えてパッケージ化し、新たなイメージ戦略により、県内外へ情報発信します。 | 市民局・経済局・建設局・教育委員会 |



吹奏楽

豊かさ実感リーディングプロジェクト

目標指標



このようなまちを目指します！

「音楽、美術、伝統芸能等の文化振興を通じて、まちの魅力が高まっている」と感じる市民の割合



主な指標

文化活動に参加している市民の割合



文化関連施設の利用者数



みんなの役割

- 市民**
 - ◇地域の一員として、地域文化に関心を持ち、活動しましょう。
 - ◇地域文化を振興し、保存・継承に努めましょう。
- 地域・NPO等**
 - ◇専門分野を生かし、地域文化活動を先導していきましょう。
 - ◇横断的な連携を図り、役割を分担しましょう。
- 事業者**
 - ◇自らも地域の一員として、地域文化に関心を持ち、それぞれの特性を生かしながら、住民とともに活動しましょう。
- 行政**
 - ◇教育委員会、経済局等が中心となって進めていきます。
 - ◇プロジェクトの取組について、支援を行うとともに、県内外へ情報発信を行います。



地域で育まれてきた伝統芸能



市民参加型の美術イベント



石垣のある八重の棚田



季節の風物詩(夏のひまわり)

豊かさ実感リーディングプロジェクト

“食の都かごしま”チャレンジプロジェクト

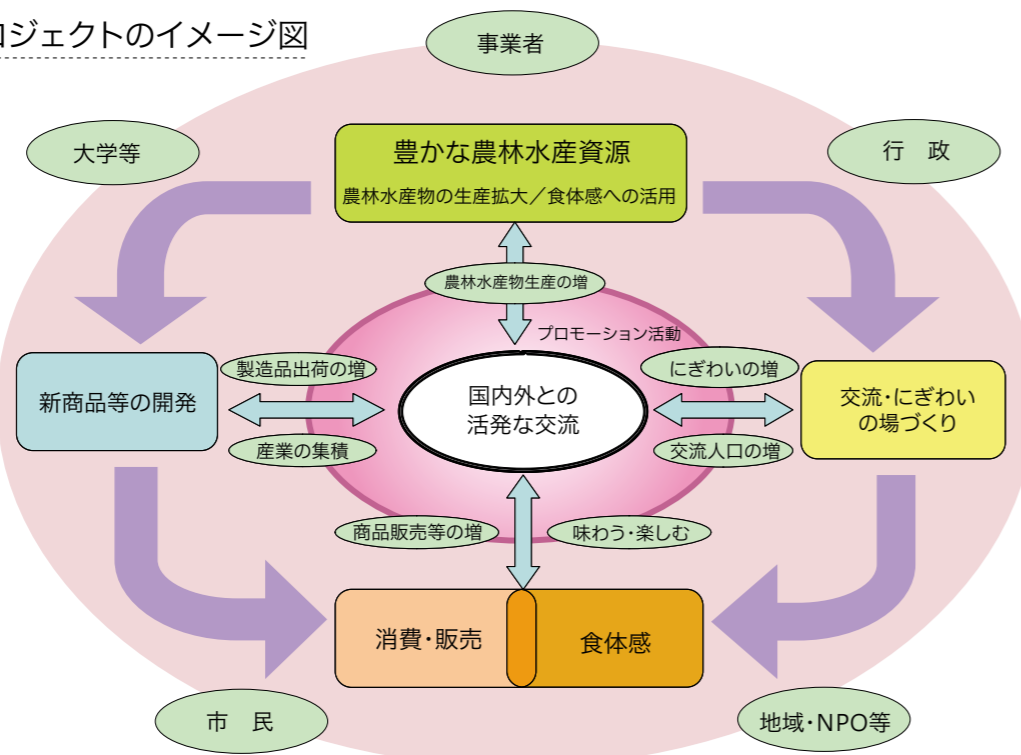
～みんなで「食」を通じた国内外との活発な交流を目指します！～

鹿児島島の豊かな農林水産資源を活用し、生産から加工、流通、消費まで一体となった取組を進めるとともに、鹿児島島の歴史・文化・自然などの風土を感じながら、市民や観光客等に“美味のまち鹿児島”を体感し、楽しんでもらえるような演出を行うなど、「食」を通じて国内外と活発に交流する“食の都”としての総合的なブランド力の向上を図ることにより、にぎわいと活力あふれるかごしまを目指します。



- 日本有数の農業産出額を誇る鹿児島島の豊富な食材をさらに活用するため、安全安心かつ新鮮で良質な農林水産物の生産拡大を図るとともに、農商工業者をはじめ産学官の多様な主体が連携する中で、新商品等を開発し、鹿児島島の「食」の魅力や市場における競争力の向上を図ります。
- 開発された新商品等の市域内における消費の拡大や国内外への積極的なPR等による販路拡大に取り組むとともに、食関連分野の新産業の創出や企業立地推進により、関連産業の集積を図ります。
- 市民や観光客等が「食」を生かして人や自然と触れ合う体験・交流型のグリーン・ツーリズムなどを推進するとともに、鹿児島島の“美味”を体感し、楽しんでもらえるような演出を行います。

プロジェクトのイメージ図



推進スケジュール

| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---------------------|---------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| プロジェクト策定記念シンポジウムの開催 | “食の都”の普及・啓発 | | | | |
| 広報ツールの作成・プロモーション活動 | 広報ツールの作成・戦略的なプロモーションの実施 | | | | |
| 新商品等の開発・販路拡大、企業立地推進 | 事業者の新商品等開発や海外を含めた販路拡大の促進、企業立地推進 | | | | |
| 観光農業公園や農産物直売施設等の活用 | 観光農業公園・県茶業指導農場跡地(直売施設等)の整備・活用 | | | | |
| 「食」を生かしたイベント等の開催 | 鹿児島島の“美味”を体感するイベント「薩摩美味維新」等の開催 | | | | |

実施する主な取組

| | | |
|--------------------|---|-----------------|
| ① 農林水産物の生産拡大 | ■ 農業の新たな担い手の育成や特産農産物の生産振興を図ることなどにより、競争力の高い特色ある農林水産物の生産拡大に取り組みます。 | 経済局 |
| ② 新商品等の開発の促進 | ■ 産学官の多様な主体が連携し、豊かな農林水産資源等を活用して魅力ある新商品等の開発に取り組むとともに、食関連分野の企業立地推進等により、関連産業の集積を図ります。 | 経済局 |
| ③ 交流・にぎわいの場づくりの推進 | ■ 観光農業公園や農産物直売所、中央卸売市場などを活用し、「食」を生かした市民・観光客等の交流やにぎわいの場づくりを推進します。 | 経済局・健康福祉局 |
| ④ 「食」を体感するイベント等の開催 | ■ “食の都”の普及・啓発を図る記念シンポジウムの開催や、市民・観光客等が「食」を体感し、楽しめる場づくりのため、飲食店等と連携したイベントなどを開催します。 | 経済局 |
| ⑤ 域内消費・販路拡大の促進 | ■ 地産地消や食育の推進などにより、市域内の消費を促進するとともに、鹿児島ブランドの商品価値の向上やプロモーション等の推進により、海外を含めた販路の拡大を促進します。 | 経済局・健康福祉局・教育委員会 |



農林水産物の消費・販路拡大

豊かさ実感リーディングプロジェクト



目標指標



このようなまちを目指します！

算出方法等：市民意識アンケート調査

「かごしまが“食の都”である」と感じる市民の割合



主な指標

算出方法等：工業統計

食料品製造業における粗付加価値額(従業者4人以上)



市内の農産加工グループが作った加工品数



みんなの役割



市民

- ◇鹿児島島の安全安心な産品や商品に対する理解を深め、地産地消に努めましょう。
- ◇鹿児島島の「食」の素晴らしさを市内外に広く伝えましょう。



地域・NPO等

- ◇地域が有する豊かな農林水産資源を活用し、事業者などさまざまな主体と連携しながら「食」を生かしたイベントの開催などに取り組みましょう。



事業者

- ◇競争力の高い特色ある農林水産物の生産に取り組みましょう。
- ◇魅力ある新商品等の開発や積極的な販路拡大に取り組みましょう。
- ◇飲食店等で鹿児島島の食材を積極的に活用し、食の魅力のPRに努めましょう。



行政

- ◇経済局が中心となり、事業者や大学など産・学・地域等と連携しながら、みんなで一体となって進めます。



観光農業公園パース図

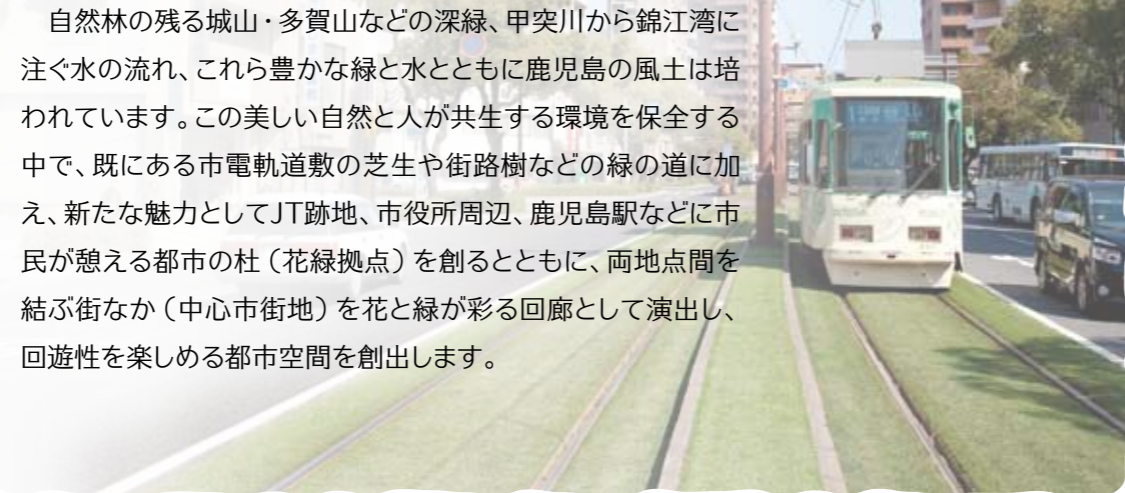


グリーン・ツーリズム農業体験

豊かさ実感リーディングプロジェクト

“花と緑の回廊”環境創出プロジェクト

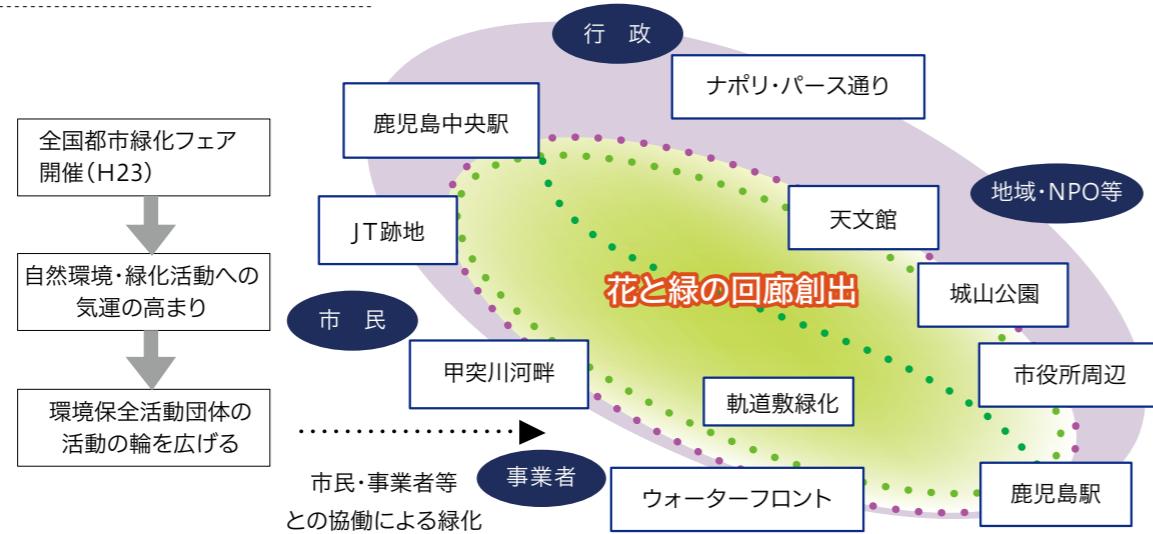
～環境を保全し、花と緑が彩るまちを創ります！～



自然林の残る城山・多賀山などの深緑、甲突川から錦江湾に注ぐ水の流れ、これら豊かな緑と水とともに鹿児島の風土は培われています。この美しい自然と人が共生する環境を保全する中で、既にある市電軌道敷の芝生や街路樹などの緑の道に加え、新たな魅力としてJT跡地、市役所周辺、鹿児島駅などに市民が憩える都市の杜（花緑拠点）を創るとともに、両地点間を結ぶ街なか（中心市街地）を花と緑が彩る回廊として演出し、回遊性を楽しめる都市空間を創出します。

- ヒートアイランド現象の緩和や都市の生態系の向上、地球温暖化対策等を図るため、城山公園の保全、街路樹や屋上・壁面緑化など連続した花と緑のネットワーク形成を市民、地域・NPO、事業者等と協働で進めていきます。
- 23年の都市緑化フェアの開催を1つの契機とし、街なかに市民が憩い、豊かさを感じることができる都市の杜（花緑拠点）を創るとともに、花や新緑、紅葉などの季節感を感じながら散策できる都市空間づくりを行います。
- また、市電の魅力活用やにぎわい創出につながるイベント等を支援するなど、花と緑の都市空間と一体的に楽しめる総合的な演出を行い、高速鉄道時代の核となる鹿児島中央駅からの回遊性を高めます。

プロジェクトのイメージ図



目的と概要・協働連携体制

推進スケジュール

実施する主な取組

| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-----------------|-----------------------|-----|-------------------------|-----|-----|
| 都市の杜の整備 | 天文館公園の再整備 | | JT跡地の緑地整備 市役所周辺の緑地整備 | | |
| 協働による緑化等の活動 | 緑化活動実施、にぎわい創出活動支援 | | | | |
| 環境保全活動のネットワーク構築 | 環境保全の活動を拡充 | | | | |
| 緑化等の活動支援 | 壁面緑化・屋上緑化支援、花いっぱい運動支援 | | | | |
| 観光レトロ電車の運行 | 観光レトロ電車製作 | | 観光レトロ電車運行 | | |

| | | |
|------------|--|-----------|
| ①都市の杜づくり | ● JT跡地、市役所周辺、鹿児島駅などを市民が憩える都市の杜（花緑拠点）として、市民等が参画する中で、整備していきます。 | 建設局・企画財政局 |
| ②花と緑の回廊づくり | ● 市民、企業、地域・NPO等の緑化活動を支援し、それぞれが役割分担しながら、街なか（中心市街地）に花と緑の回廊を協働で創っていきます。 | 建設局・教育委員会 |
| ③環境・景観保全活動 | ● 緑化活動への参加者、参加企業を集め、環境保全活動団体のネットワークを生かし、拡充することで活動の輪を広げます。また、環境保全（緑化）活動への支援を行います。 | 環境局・建設局 |
| ④にぎわい創出活動 | ● 花と緑の回廊整備に合わせ、商店街等が行うにぎわい創出に向けたイベント等を支援します。 | 経済局・建設局 |
| ⑤路面電車の魅力向上 | ● 観光レトロ電車を製作するとともに、花と緑の回廊と一体となって、多彩な路面電車を生かす取組を進めます。 | 交通局 |



観光レトロ電車パース図



市電軌道敷緑化とおはら祭

豊かさ実感リーディングプロジェクト



目標指標



このようなまちを目指します！

算出方法等：市民意識アンケート調査

「街なかに花と緑が充実している」と感じる市民の割合



主な指標

算出方法等：市民意識アンケート調査

公園、街路樹等の環境保全活動に関心を持っている市民の割合



中心市街地における屋上・壁面緑化の整備面積



みんなの役割

- 市民**
 - ◇将来世代のために、積極的に環境保全活動に参加しましょう。
 - ◇花いっぱい運動を広げ、彩りのある花壇を充実させましょう。
- 地域・NPO等**
 - ◇専門分野を活かし、市民の地域活動等を先導しましょう。
 - ◇横断的な連携を図り、役割を分担しましょう。
- 事業者**
 - ◇地域の一員として、環境保全活動に取り組みましょう。
 - ◇地域・NPO等と役割分担しながら、協働して取り組みましょう。
- 行政**
 - ◇建設局、環境局等が中心となって進めていきます。
 - ◇市民、地域・NPO、事業者等の協働事業が進むように活動を支援していきます。



中央公園の芝生と花壇



鹿児島中央駅東口広場の立体花壇



中心市街地のにぎわい

豊かさ実感リーディングプロジェクト

“地域のきずな”活性化プロジェクト

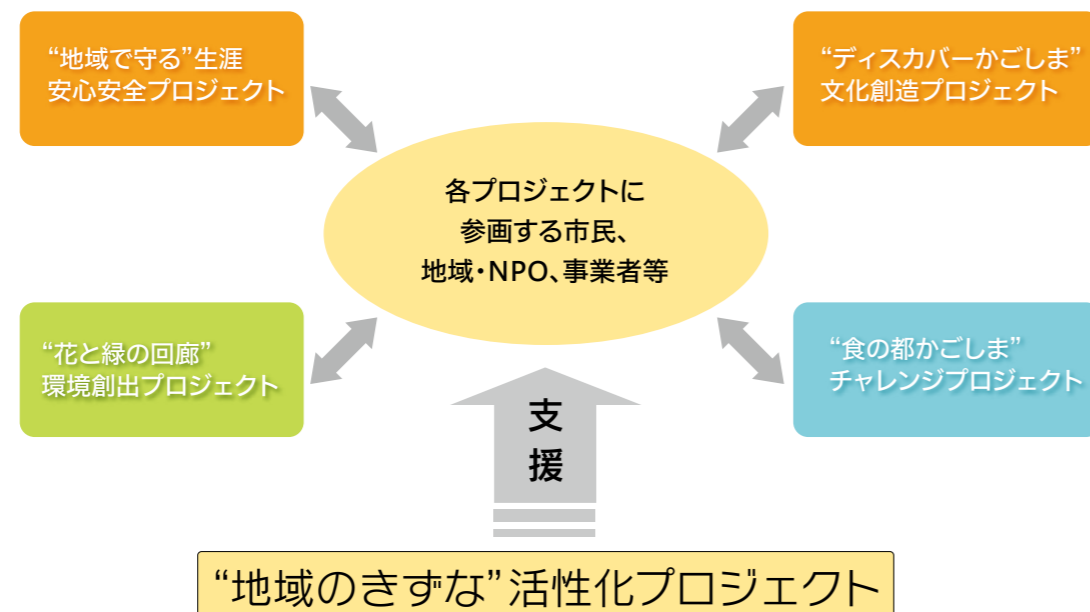
～市民が主役の協働のまちづくりを進めます！～

各プロジェクトを効果的に実施するためには、行政、市民、地域・NPO、事業者などが協働で取り組んでいくことが求められており、多様な主体が協働しやすい環境づくりを総合的に進めます。

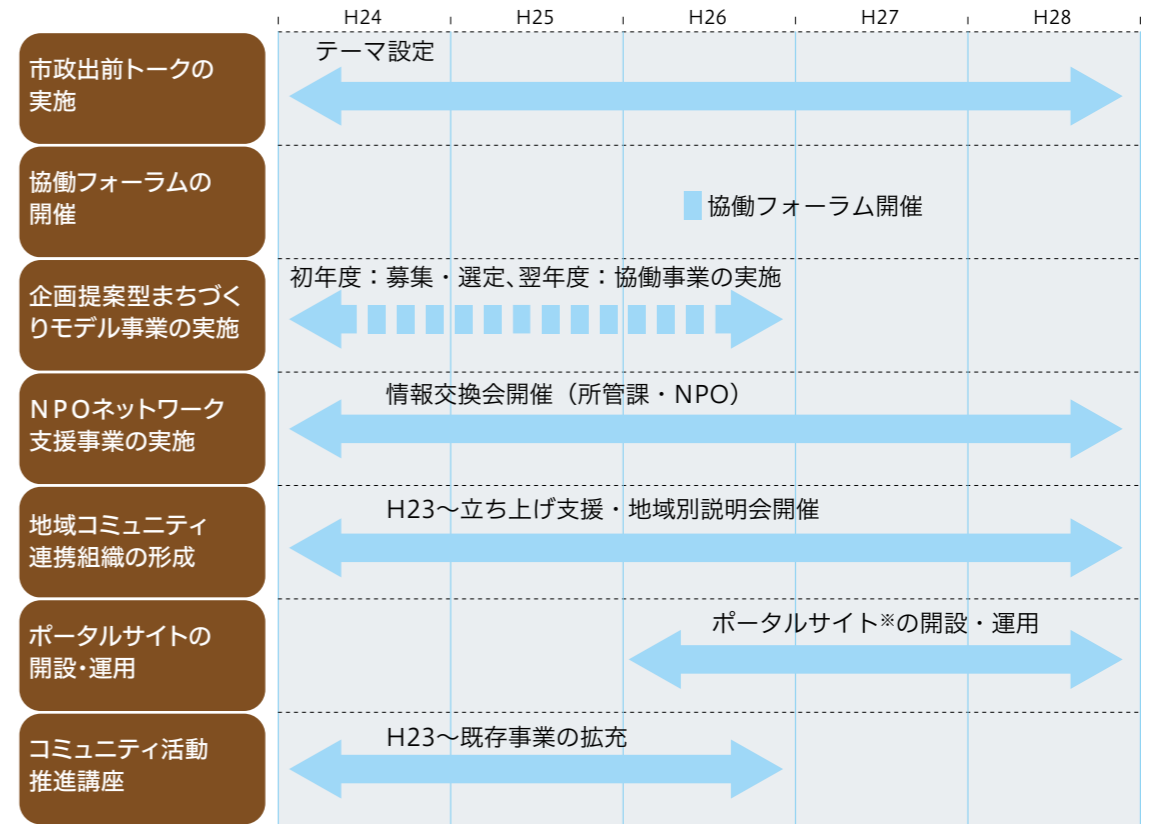


- 各プロジェクトのテーマに応じて、専門的な知識や技能を持った職員等を派遣するほか、協働の取組について市民の関心を高める“協働フォーラム”を開催することにより、協働意識を醸成します。
- 各プロジェクトに参画するNPOや企業等の発想を生かした事業提案を採用し、その活動を重点的に支援するほか、NPO間のネットワークづくりを支援することにより、協働事業の促進を図ります。
- 地域のきずなが活性化するよう、広く市民が参加し、さまざまな組織が連携する「地域コミュニティ連携組織」の立ち上げを支援し、コミュニティビジョンに掲げた方策の具体化を進め、活力ある地域コミュニティの実現を図ります。

プロジェクトのイメージ図



推進スケジュール



実施する主な取組

| | | |
|----------------|--|-----|
| ①協働意識の醸成 | ■各プロジェクトに参画する団体等の要請に応じて、各テーマに関する専門的な知識や技能を持った職員等を派遣するほか、NPO等が協働・連携した事例の発表や、相互の交流を図る「協働フォーラム」を開催します。 | 市民局 |
| ②協働事業の促進 | ■各プロジェクトの内容に沿ったテーマについて、NPO等の特性を生かした企画提案を公募・選定し、協働で事業を実施するほか、NPO活動の活性化や活動基盤の強化を図るため、NPO間のネットワークづくりを支援します。 | 市民局 |
| ③コミュニティビジョンの推進 | ■本庁と各支所が連携と情報共有を図りながら、新たな地域コミュニティ連携組織の立ち上げを、運営・活動両面から支援します。また、コミュニティビジョンの地域別説明会を全市で開催し、ポータルサイトを開設・運用するとともに、地域での連携を推進・調整する人材を育成します。 | 市民局 |



コミュニティ活動

豊かさ実感リーディングプロジェクト

目標指標



このようなまちを目指します！

市民や地域団体、NPO、事業者などが協力しながらまちづくりを進める“地域のきずな”を実感する市民の割合



主な指標

NPO法人との協働事業数 (委託、補助等)



地域コミュニティ連携組織数



みんなの役割



市民

- ◇各プロジェクトへの理解を深め、積極的に活動に参加しましょう。
- ◇自分たちの暮らす地域は自分たちでつくるという意識を持ちましょう。



地域・NPO等

- ◇専門分野を生かし、各プロジェクトに参画しましょう。
- ◇横断的な連携を図り、役割を分担しましょう。



事業者

- ◇専門分野を生かし、各プロジェクトに協力しましょう。
- ◇横断的な連携を図り、役割を分担しましょう。



行政

- ◇市民局、各プロジェクトの担当部局等が中心となって進めていきます。

※ポータルサイト：関連する分野別に情報が整理され、リンク先が表示されているウェブサイト。



平川校区 夏祭り



武町内会 夏祭り



基本計画

地域別計画

- Ⅰ 中央地域 (Ⅰ) 中央地区
(Ⅱ) 上町地区
(Ⅲ) 鴨池地区
(Ⅳ) 城西地区
(Ⅴ) 武・田上地区
- Ⅱ 谷山地域 (Ⅰ) 谷山北部地区
(Ⅱ) 谷山地区
- Ⅲ 伊敷地域
- Ⅳ 吉野地域
- Ⅴ 桜島地域
- Ⅵ 吉田地域
- Ⅶ 喜入地域
- Ⅷ 松元地域
- Ⅸ 郡山地域

地域別計画



◇市域の各地域・地区別に、まちづくりの基本的方向等を明らかにする

1 ● 地域別計画の考え方

地域・地区の区分

- * 本市は、多様な特性を備えた地域によって構成されていることから、行政所管区域を基本に市域を大きく9地域に区分します。
- * このうち、2地域（中央地域、谷山地域）については、地形等の自然条件、交通、都市機能の集積等の諸条件を踏まえ、さらに7地区に区分します。

計画の内容

- * 市域の各地域・地区別に、現状及び課題、まちづくりの基本的方向を明らかにするとともに、基本目標別計画の各種施策の主なもの等について掲載します。

地域別計画の今後の方向性

- * 各地域・地区別のまちづくりを進めていくにあたっては、今後、より身近な地域単位（小学校区単位を基本）における多様な地域コミュニティ組織の連携等を図り、地域資源の活用や地域課題に対して、自分たちの地域は自分たちでつくるという意識を育み、住民主体の「共助」のまちづくりを一層推進していく必要があります。
- * そのため、コミュニティビジョンや支所機能充実プランに基づく取組をはじめ、協働推進のためのさまざまな取組を進め、住民主体で地域の課題に向き合う仕組や体制づくりを積極的に展開します。
- * また、先導的かつ重点的に取り組む「豊かさ実感リーディングプロジェクト」においても、より身近な地域単位のまちづくりに寄与する取組を盛り込み、その一層の推進を図ります。
- * 今後、これらの取組を通じた成果や課題等も踏まえる中で、平成29年度からの後期基本計画における地域別計画策定も視野に入れながら、より身近な地域単位のまちづくりのあり方等について検討を進めます。

地域別計画



地域・地区の区分

- I 中央地域 : (I) 中央地区
: (II) 上町地区
: (III) 鴨池地区
: (IV) 城西地区
: (V) 武・田上地区

- II 谷山地域 : (I) 谷山北部地区
: (II) 谷山地区

- III 伊敷地域

- IV 吉野地域

- V 桜島地域

- VI 吉田地域

- VII 喜入地域

- VIII 松元地域

- IX 郡山地域

地域・地区の内訳

| 地域 | 地区 | 町丁目名 |
|--------------------|--------|---|
| H24年4月1日現在の町丁目名による | | |
| 中央地域 | 中央地区 | 名山町、平之町、東千石町、西千石町、中町、金生町、照国町、泉町、住吉町、堀江町、大黒町、呉服町、新町、船津町、城南町、松原町、南林寺町、甲突町、錦江町、新屋敷町、樋之口町、山之口町、千日町、加治屋町、中央町、上之園町、上荒田町 |
| | 上町地区 | 坂元町、西坂元町、東坂元1～4丁目、清水町、祇園之洲町、鼓川町、池之上町、稲荷町、春日町、柳町、浜町、上竜尾町、下竜尾町、冷水町、長田町、大竜町、上本町、小川町、本港新町、易居町、山下町、城山町、玉里団地1～3丁目、若葉町、吉野町の一部（磯、花倉、三船、竜ヶ水及び平松） |
| | 鴨池地区 | 高麗町、荒田1～2丁目、与次郎1～2丁目、下荒田1～4丁目、天保山町、鴨池新町、鴨池1～2丁目、唐湊3～4丁目、郡元町、郡元1～3丁目、南郡元町、東郡元町、真砂町、真砂本町、三和町、南新町、日之出町、紫原1～6丁目、西紫原町、宇宿町、桜ヶ丘7～8丁目、宇宿1～9丁目、中央港新町、新栄町、向陽2丁目 |
| | 城西地区 | 城山1～2丁目、新照院町、草牟田町、草牟田1～2丁目、玉里町、永吉1～3丁目、明和1～5丁目、原良町、原良1～7丁目、薬師1～2丁目、城西1～3丁目、鷹師1～2丁目、常盤町、常盤1～2丁目、西田1～3丁目 |
| | 武・田上地区 | 武1～3丁目、唐湊1～2丁目、紫原7丁目、向陽1丁目、広木1～2丁目、田上町、田上1～8丁目、田上台1～4丁目、西別府町、武岡1～6丁目、西陵1～8丁目、小野町の一部（西之谷） |
| 谷山地域 | 谷山北部地区 | 五ヶ別府町、星ヶ峯1～6丁目、皇徳寺台1～5丁目、山田町、中山町、中山1～2丁目、自由ヶ丘1～2丁目、桜ヶ丘1～6丁目、小原町、魚見町、東谷山1～7丁目、清和1～2丁目、希望ヶ丘町、小松原1～2丁目、東開町 |
| | 谷山地区 | 上福元町、谷山中央1～7丁目、下福元町、慈眼寺町、谷山塩屋町、和田町、和田1～2丁目、平川町、卸本町、南栄1～6丁目、セツ島1～2丁目、谷山港1～3丁目、錦江台1～3丁目、坂之上1～8丁目、光山1～2丁目 |
| 伊敷地域 | | 伊敷町、伊敷1～8丁目、伊敷台1～7丁目、西伊敷1～7丁目、千年1～2丁目、花野光ヶ丘1～2丁目、下伊敷町、下伊敷1～3丁目、小野町（西之谷を除く）、小野1～4丁目、犬迫町、小山田町、皆与志町 |
| 吉野地域 | | 岡之原町、緑ヶ丘町、川上町、下田町、吉野町（磯、花倉、三船、竜ヶ水及び平松を除く）、大明丘1～3丁目 |
| 桜島地域 | | 桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島西道町、桜島白浜町、桜島武町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島横山町、新島町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町 |
| 吉田地域 | | 西佐多町、東佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、牟礼岡1～3丁目 |
| 喜入地域 | | 喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入生見町、喜入前之浜町、喜入町、喜入一倉町 |
| 松元地域 | | 石谷町、入佐町、上谷口町、直木町、春山町、福山町、松陽台町、四元町、平田町 |
| 郡山地域 | | 花尾町、有屋田町、川田町、郡山町、郡山岳町、西俣町、東俣町、油須木町 |

地域別計画

2 ● 地域の現況

H22年10月1日現在の町丁目名による

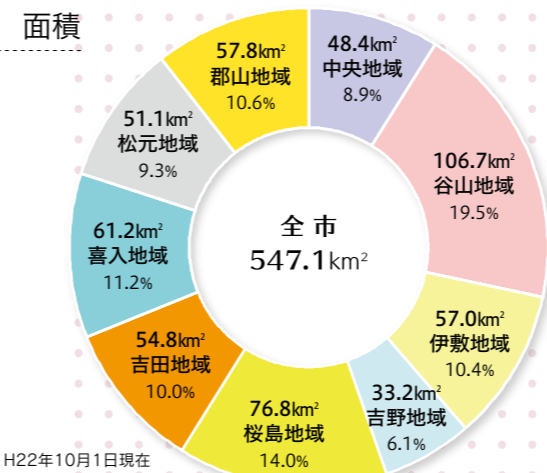
| 項目 | 中央地域 | | | | | | | | | | |
|---------------------|--------------------|---------|--------------------|---------|---------------------|---------|--------------------|---------|---------------------|---------|---------|
| | 中央地区 | | 上町地区 | | 鴨池地区 | | 城西地区 | | 武・田上地区 | | |
| | 中央地区 | 全市構成比 | 上町地区 | 全市構成比 | 鴨池地区 | 全市構成比 | 城西地区 | 全市構成比 | 武・田上地区 | 全市構成比 | |
| 面積 (H22年10月1日現在) | 3.9km ² | 0.7% | 8.8km ² | 1.6% | 13.0km ² | 2.4% | 7.6km ² | 1.4% | 15.1km ² | 2.8% | |
| 人口 | 39,558人 | 6.5% | 41,799人 | 6.9% | 106,257人 | 17.5% | 47,435人 | 7.8% | 60,506人 | 10.0% | |
| | 男 | 17,214人 | 6.1% | 18,767人 | 6.7% | 49,696人 | 17.7% | 21,643人 | 7.7% | 28,232人 | 10.0% |
| | 女 | 22,344人 | 6.9% | 23,032人 | 7.1% | 56,561人 | 17.4% | 25,792人 | 7.9% | 32,274人 | 9.9% |
| 世帯数 | 23,462世帯 | 8.9% | 18,884世帯 | 7.1% | 53,031世帯 | 20.0% | 21,606世帯 | 8.2% | 26,103世帯 | 9.9% | |
| 平均世帯人員 | 1.7人 | (2.3人) | 2.2人 | (2.3人) | 2.0人 | (2.3人) | 2.2人 | (2.3人) | 2.3人 | (2.3人) | |
| 年齢別人口構成比 | 0~14歳 | 10.1% | (14.1%) | 12.8% | (14.1%) | 13.7% | (14.1%) | 12.8% | (14.1%) | 13.5% | (14.1%) |
| | 15~64歳 | 69.4% | (64.7%) | 61.1% | (64.7%) | 67.6% | (64.7%) | 62.9% | (64.7%) | 65.3% | (64.7%) |
| | 65歳以上 | 20.5% | (21.2%) | 26.1% | (21.2%) | 18.7% | (21.2%) | 24.3% | (21.2%) | 21.2% | (21.2%) |
| 産業別就業者比率 | 第一次産業 | 0.3% | (1.8%) | 0.6% | (1.8%) | 0.3% | (1.8%) | 0.5% | (1.8%) | 0.5% | (1.8%) |
| | 第二次産業 | 9.5% | (17.0%) | 12.8% | (17.0%) | 13.7% | (17.0%) | 12.7% | (17.0%) | 17.2% | (17.0%) |
| | 第三次産業 | 89.1% | (80.6%) | 85.9% | (80.6%) | 85.3% | (80.6%) | 86.1% | (80.6%) | 81.7% | (80.6%) |

| 項目 | 谷山地域 | | | | 伊敷地域 | 全市構成比 | 吉野地域 | 全市構成比 | 桜島地域 | 全市構成比 | |
|---------------------|---------------------|---------|---------------------|---------|---------------------|---------|---------------------|---------|---------------------|--------|---------|
| | 谷山北部地区 | | 谷山地区 | | | | | | | | |
| | 谷山北部地区 | 全市構成比 | 谷山地区 | 全市構成比 | | | | | | | |
| 面積 (H22年10月1日現在) | 36.1km ² | 6.6% | 70.7km ² | 12.9% | 57.0km ² | 10.4% | 33.2km ² | 6.1% | 76.8km ² | 14.0% | |
| 人口 | 83,509人 | 13.8% | 75,545人 | 12.5% | 54,260人 | 9.0% | 46,310人 | 7.6% | 5,325人 | 0.9% | |
| | 男 | 39,762人 | 14.1% | 35,758人 | 12.7% | 24,730人 | 8.8% | 21,648人 | 7.7% | 2,426人 | 0.9% |
| | 女 | 43,747人 | 13.5% | 39,787人 | 12.3% | 29,530人 | 9.1% | 24,662人 | 7.6% | 2,899人 | 0.9% |
| 世帯数 | 32,720世帯 | 12.4% | 30,318世帯 | 11.5% | 21,175世帯 | 8.0% | 17,706世帯 | 6.7% | 2,309世帯 | 0.9% | |
| 平均世帯人員 | 2.6人 | (2.3人) | 2.5人 | (2.3人) | 2.6人 | (2.3人) | 2.6人 | (2.3人) | 2.3人 | (2.3人) | |
| 年齢別人口構成比 | 0~14歳 | 16.6% | (14.1%) | 15.6% | (14.1%) | 13.9% | (14.1%) | 14.7% | (14.1%) | 11.5% | (14.1%) |
| | 15~64歳 | 68.1% | (64.7%) | 65.7% | (64.7%) | 61.6% | (64.7%) | 60.8% | (64.7%) | 49.3% | (64.7%) |
| | 65歳以上 | 15.3% | (21.2%) | 18.8% | (21.2%) | 24.5% | (21.2%) | 24.5% | (21.2%) | 39.2% | (21.2%) |
| 産業別就業者比率 | 第一次産業 | 0.7% | (1.8%) | 1.1% | (1.8%) | 1.7% | (1.8%) | 3.4% | (1.8%) | 22.6% | (1.8%) |
| | 第二次産業 | 17.9% | (17.0%) | 22.2% | (17.0%) | 18.1% | (17.0%) | 18.4% | (17.0%) | 15.1% | (17.0%) |
| | 第三次産業 | 80.9% | (80.6%) | 76.1% | (80.6%) | 79.7% | (80.6%) | 77.4% | (80.6%) | 61.8% | (80.6%) |

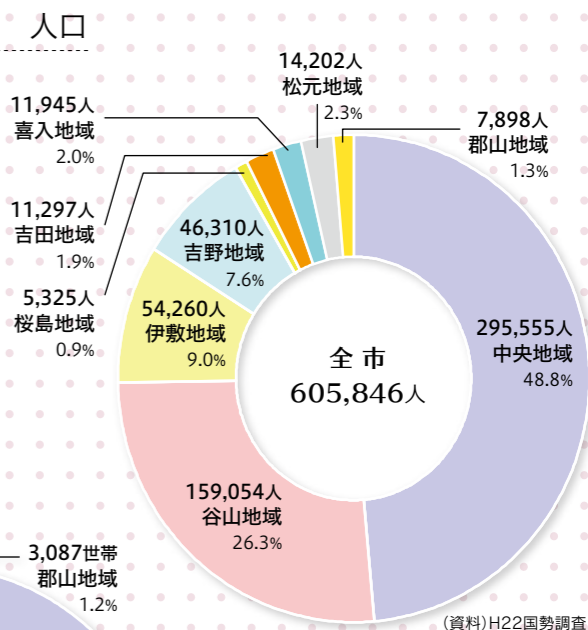
| 項目 | 吉田地域 | 全市構成比 | 喜入地域 | 全市構成比 | 松元地域 | 全市構成比 | 郡山地域 | 全市構成比 | |
|----------|---------------------|---------------------|---------|---------------------|---------|---------------------|---------|---------------------|---------|
| | 面積 (H22年10月1日現在) | 54.8km ² | 10.0% | 61.2km ² | 11.2% | 51.1km ² | 9.3% | 57.8km ² | 10.6% |
| 人口 | 11,297人 | 1.9% | 11,945人 | 2.0% | 14,202人 | 2.3% | 7,898人 | 1.3% | |
| | 男 | 5,272人 | 1.9% | 5,523人 | 2.0% | 6,741人 | 2.4% | 3,721人 | 1.3% |
| | 女 | 6,025人 | 1.9% | 6,422人 | 2.0% | 7,461人 | 2.3% | 4,177人 | 1.3% |
| 世帯数 | 4,249世帯 | 1.6% | 4,811世帯 | 1.8% | 5,225世帯 | 2.0% | 3,087世帯 | 1.2% | |
| 平均世帯人員 | 2.7人 | (2.3人) | 2.5人 | (2.3人) | 2.7人 | (2.3人) | 2.6人 | (2.3人) | |
| 年齢別人口構成比 | 0~14歳 | 12.3% | (14.1%) | 12.2% | (14.1%) | 17.8% | (14.1%) | 12.5% | (14.1%) |
| | 15~64歳 | 61.1% | (64.7%) | 58.7% | (64.7%) | 62.8% | (64.7%) | 58.2% | (64.7%) |
| | 65歳以上 | 26.6% | (21.2%) | 29.1% | (21.2%) | 19.4% | (21.2%) | 29.3% | (21.2%) |
| 産業別就業者比率 | 第一次産業 | 7.8% | (1.8%) | 13.4% | (1.8%) | 5.0% | (1.8%) | 10.8% | (1.8%) |
| | 第二次産業 | 24.3% | (17.0%) | 22.7% | (17.0%) | 26.7% | (17.0%) | 29.0% | (17.0%) |
| | 第三次産業 | 67.4% | (80.6%) | 63.3% | (80.6%) | 68.2% | (80.6%) | 59.7% | (80.6%) |

(注1) 表中の()は、全市の数値。産業別就業者比率は、このほかに分類不能分があり、合計100%にならない。
 (注2) H22年10月1日より後に住居表示が実施された町については、住居表示実施前の町丁目により地域・地区を分類し、上の表にデータを計上している。
 (資料) H22国勢調査(※産業別就業者比率はH17国勢調査)

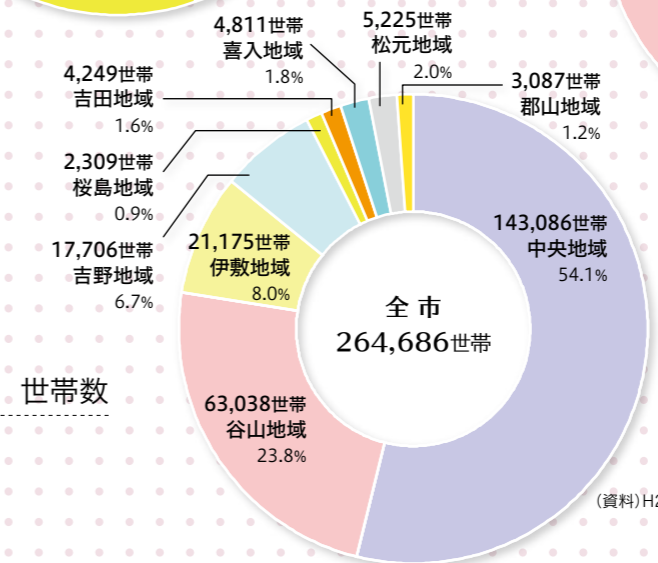
面積



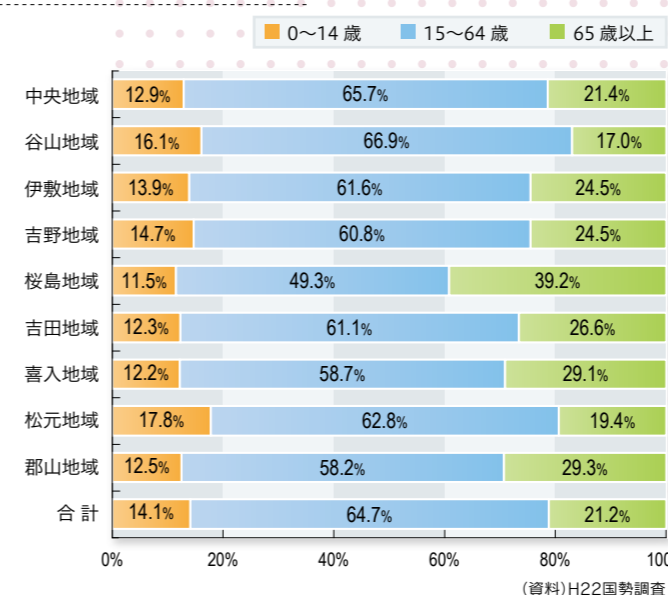
人口



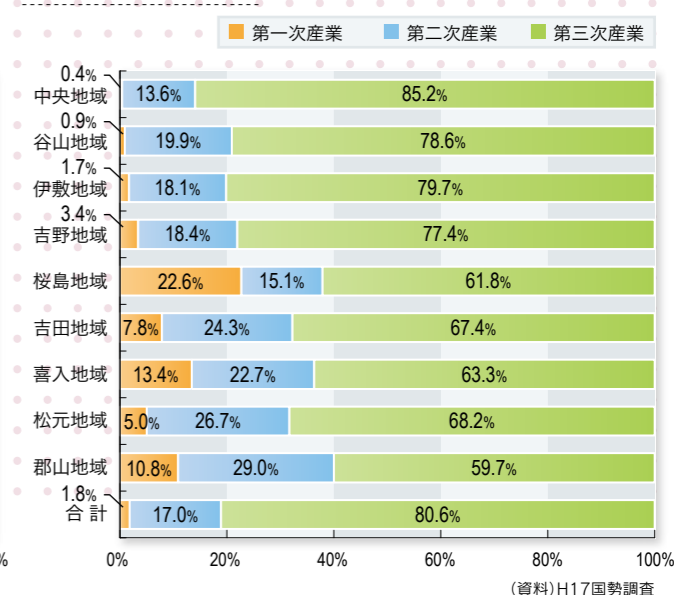
世帯数



地域別年齢別人口構成



産業別就業者比率



地域別計画

I 中央地域 (I)中央地区

現状

- ・中央地区は、本市のほぼ中央部に位置し、いづろ・天文館を含む平坦部の市街地と臨海部の新港区、鹿児島中央駅東口周辺から上之園町、上荒田町までを含む地区で構成されています。
- ・地区の人口は近年増加傾向にあり、他地域・地区との比較では、生産年齢人口比率が最も高く、平均世帯人員は最も少なくなっています。
- ・商業・業務・サービス機能が集積し、中心市街地を形成するとともに、天文館公園、緑化された市電軌道敷、甲突川と周辺の緑地など、潤いのある空間整備も進められてきています。
- ・陸の玄関である鹿児島中央駅をはじめ、唐湊線等の市電、新港区など主要な交通施設が整備されており、鹿児島中央駅東口周辺では、九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴い、再開発による商業施設やホテル等の整備が進んでいます。



・面積：3.9km²
 ・人口：39,558人
 ・世帯数：23,462世帯

H22国勢調査

課題

- ・商業・業務機能をはじめとする多様な都市機能の集積や、広域交通及び市内交通の拠点機能、さらには路面電車の走る市街地景観や、緑化された市電軌道敷と公園・街路樹等の緑を生かし、市民や観光客等が数多く訪れる中心市街地として、さらなる魅力向上を図る必要があります。
- ・鹿児島中央駅地区、いづろ・天文館地区、本港区を結ぶ都市軸及びその周辺においては特に、ハード・ソフト両面から回遊性の向上を図る必要があります。

基本的方向

- ・中心市街地活性化基本計画に基づく施策・事業の推進により、観光・交流機能の強化や商業の活性化、安心安全・快適な都市環境の創出を図ります。
- ・利便性の高い立地条件を生かし、商業施設と都市型住宅等の複合した再開発の促進、新市立病院の建設・緑地の整備・交通局施設の整備（JT跡地）、魚類市場の再整備を進めます。
- ・集積する都市機能の強化を図るとともに、特色ある都市景観、まちなかの緑や甲突川などの自然を生かし、にぎわいと潤いが共存する都市空間の創出を図ります。
- ・公共施設の機能向上を図るとともに、地域資源を生かした、住民主体の多様な地域活動を展開しやすい環境づくりを進めます。

主な施策・事業

- ・中心市街地活性化基本計画の推進
- ・維新ふるさと館、観光交流センター等の活用
- ・コミュニティサイクル※の導入検討、自転車走行空間づくりの推進
- ・いづろ・天文館地区・加治屋町周辺の回遊空間づくりの推進
- ・鹿児島中央駅周辺の一体的まちづくりの推進
- ・新市立病院の建設・緑地の整備・交通局施設の整備（JT跡地）
- ・魚類市場の再整備
- ・天文館公園の再整備

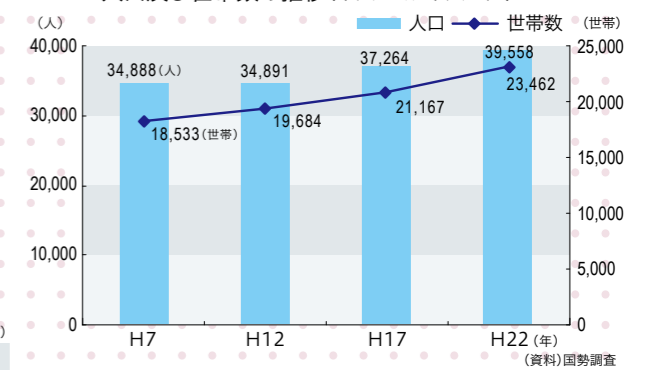
※コミュニティサイクル：複数のサイクルポート（自転車貸出拠点）を配置し、どのサイクルポートでも貸出・返却ができるようにしたシステムのこと。

地域の概要

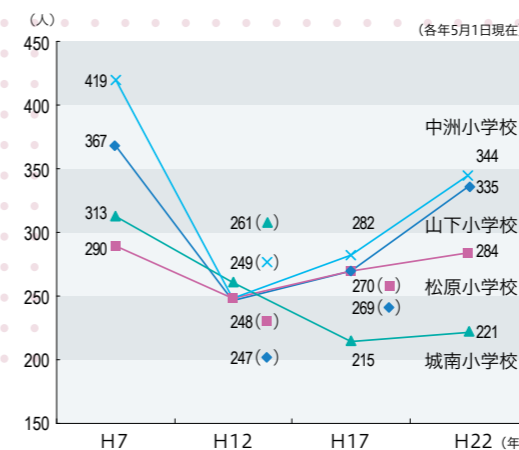


人口等の推移

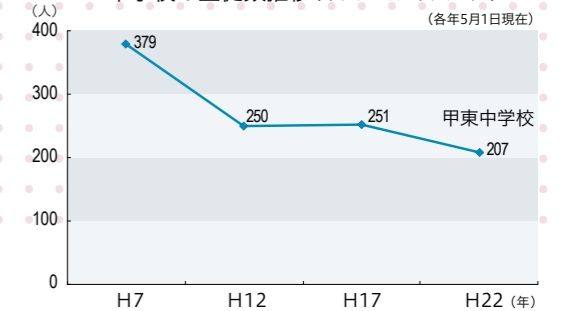
人口及び世帯数の推移(中央地域:中央地区)



小学校の児童数推移(中央地域:中央地区)



中学校の生徒数推移(中央地域:中央地区)



地域別計画

I 中央地域 (II) 上町地区

- ・上町地区は、本市の中央部北側に位置し、稲荷川下流域の平坦部の市街地と臨海部の本港区、磯周辺の自然海岸及びその後背の台地部で構成されています。
- ・地区の人口は近年減少傾向にあり、年齢別構成比では、老年人口比率が26.1%に達し、全市平均の21.2%より高い数値となっています。
- ・本地区は、桜島や錦江湾の眺望に優れ、市街地に近接した貴重な緑地や自然海岸、磯地区の近代化産業遺産や石垣・石塀が残る歴史的な風格ある街並みなど、歴史、文化と自然に恵まれた風土を有しています。
- ・また、市役所周辺には、歴史・文化などに関する市の中心的な公共施設が立地するとともに、鹿児島駅、桜島・離島航路を有する本港区、国道10号、県道鹿児島吉田線等の交通施設が集積する本市の北の玄関口となっています。



・面積：8.8km²
 ・人口：41,799人
 ・世帯数：18,884世帯

H22国勢調査

現状

課題

- ・鉄道、市電、バス、フェリーなど公共交通機関が集積している一方で、交通相互の連絡は十分とは言えず、また、公共公益施設の移転等に伴う地区の活力低下への対応も必要となっています。
- ・始良・吉野方面からの交通が国道10号などの限られた路線に集中することによる、交通混雑が発生しています。
- ・磯地区においては、近代化産業遺産の世界文化遺産登録に向けた取組が進められており、貴重な文化遺産や歴史資源を将来世代に継承するとともに、これらを生かした魅力ある地域づくりが求められています。

基本的方向

- ・鹿児島駅周辺地区においては、低未利用地となっている旧国鉄用地等を活用するとともに、交通結節機能の強化や魅力ある新たな都市拠点形成します。
- ・都市景観や観光資源の面から、路面電車や桜島フェリーのさらなる活用策や磯地区の近代化産業遺産と連動した交通体系について検討を行います。
- ・公共施設の機能向上を図るとともに、歴史、文化と自然に恵まれた風土などの地域資源を生かした、個性あふれる地域づくりを地域住民の多様な地域活動と連携しながら進めます。

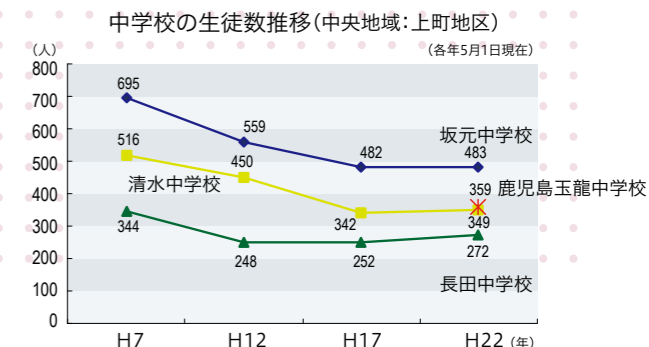
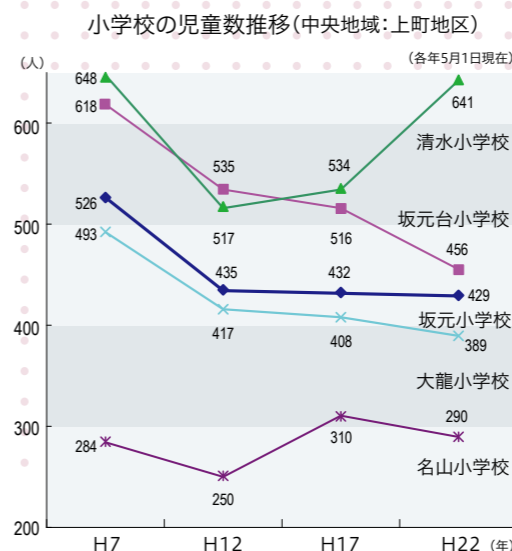
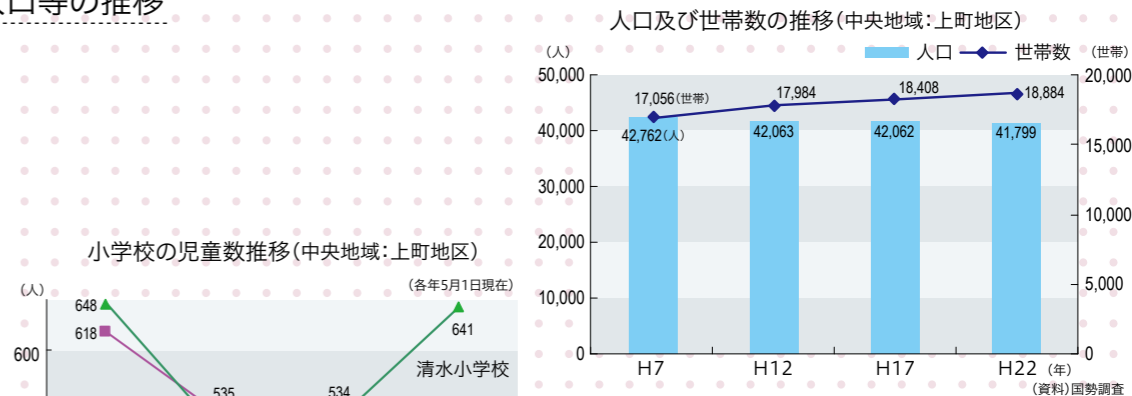
主な施策・事業

- ・鹿児島駅周辺都市拠点総合整備事業の推進
- ・路面電車や桜島フェリーの都市景観・観光資源としての活用検討
- ・国道10号鹿児島北バイパスの整備促進
- ・近代化産業遺産保存管理計画等策定事業の推進、異人館の活用
- ・かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館、市立美術館、西郷南洲顕彰館、かごしま水族館などにおける企画展やイベント等の開催
- ・市立美術館や中央公民館の整備
- ・イルミネーションによる夜の回遊空間づくりの推進
- ・城山公園の保全
- ・磯地区・南洲門前通り地区の景観形成重点地区指定

地域の概要



人口等の推移



地域別計画

I 中央地域 (Ⅲ) 鴨池地区

- ・鴨池地区は、本市の中央部に位置し、甲突川と新川に囲まれた平坦部と脇田川沿岸から新川にかけての丘陵部及び平坦部、与次郎ヶ浜から金属団地に至る臨海部で構成されています。
- ・地区の人口は近年増加傾向にあり、年齢別構成比では、生産年齢人口比率が67.6%と中央地区、谷山北部地区に次いで高くなっています。
- ・本地区には、鹿児島大学をはじめとする教育機関が多く、また、与次郎ヶ浜地区一帯には、市民文化ホール、市立図書館等の文化施設や鴨池運動公園等のスポーツ施設など、教育、文化、スポーツ・レクリエーション活動の拠点が集中しています。
- ・本地区には、鹿児島の南北方向を連絡する国道225号、産業道路や高麗通線など幹線道路が多数あります。



・面積：13.0km²
 ・人口：106,257人
 ・世帯数：53,031世帯

H22国勢調査

現状

課題

- ・臨海部の産業用地では、機械、金属等の企業が立地していますが、一部には低未利用地が見られ、今後、マリンポートかごしまの整備状況や社会経済動向に対応した土地利用への転換、再編を図ることが必要です。
- ・国道225号や産業道路の広域的な道路では、交通混雑が発生しています。
- ・近年、平坦部におけるマンション建設等が進み、人口の増加が見られる一方で、子ども、PTA、学生、高齢者など世代間の交流の場やふれあいの機会が不足してきています。
- ・地域経済の活性化や豊かな地域社会を実現するために、大学と行政、企業、市民等の交流を通じて、効果的な施策の展開を図っていくことが求められています。

基本的方向

- ・臨海部においては、土地利用の再編等により、業務、交流等の都市機能を一層充実し、地域の活性化を図ります。
- ・広域的な幹線道路の整備を促進するとともに、丘陵部の住宅団地と平坦部市街地を結ぶ幹線道路の整備を進めます。
- ・大学等有する豊富な知的、人的資源を有効に活用し、地域の活性化を図ります。
- ・公共施設の機能向上を図るとともに、世代間の交流の場やふれあいの機会を増やすために、住民主体の多様な地域活動を展開しやすい環境づくりを進めます。

主な施策・事業

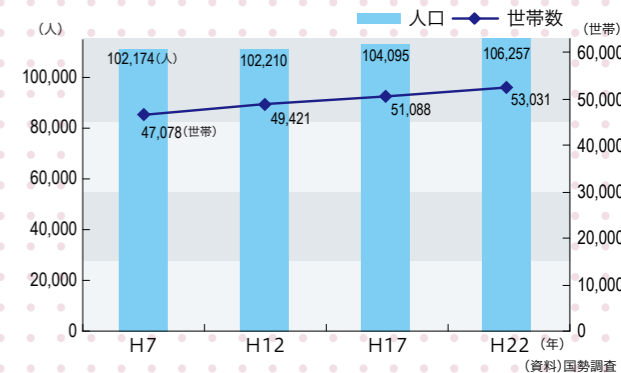
- ・地区計画等を併用した用途地域等の見直し
- ・臨港道路・鹿児島東西幹線道路・鹿児島南北幹線道路の整備促進
- ・街路事業の推進（宇宿広木線、高麗通線）
- ・鴨池公園の水泳プールや多目的屋内運動場等の体育施設の活用
- ・市民文化ホールや市立図書館、科学館等の文化施設の活用
- ・鹿児島大学との連携
- ・すこやか子育て交流館（りぼんかん）を拠点とした子育て支援の推進

地域の概要

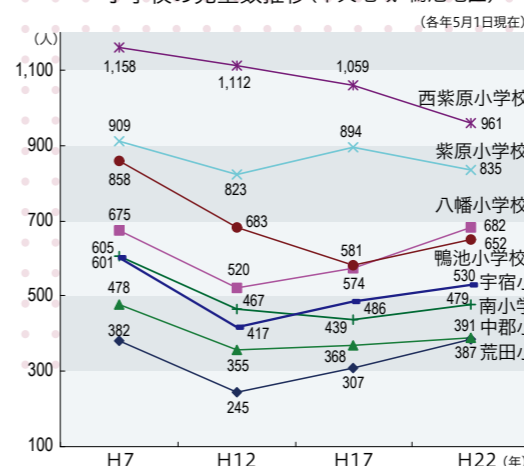


人口等の推移

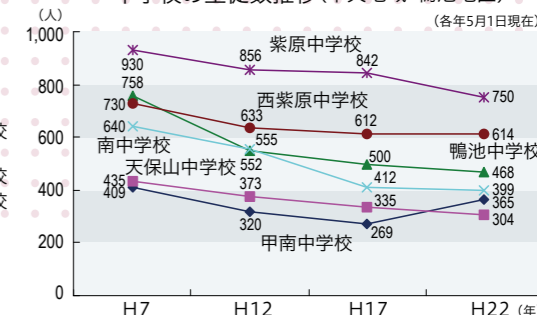
人口及び世帯数の推移(中央地域:鴨池地区)



小学校の児童数推移(中央地域:鴨池地区)



中学校の生徒数推移(中央地域:鴨池地区)



地域別計画

I 中央地域 (IV)城西地区

現状

- ・城西地区は、都心部の北西に隣接し、地区の中央を流れる甲突川沿岸の平坦地とそれを挟む丘陵地で構成されています。
- ・地区の人口は近年減少傾向にありますが、人口密度は、中央地区、鴨池地区に次いで高くなっています。
- ・本地区は、都心部に隣接する閑静な住宅地で、鹿児島アリーナなど多くの教育文化施設があり、文教市街地としての性格を有しています。
- ・かごしま環境未来館があり、環境保全活動の拠点施設として、環境学習やリサイクルなどさまざまな活動が行われています。
- ・鹿児島中央駅西口周辺においては、商業施設やホテルなど九州新幹線鹿児島ルートの新線開業に伴う環境整備が進んでいます。



・面積：7.6km²
 ・人口：47,435人
 ・世帯数：21,606世帯

H22国勢調査

課題

- ・多くの教育文化施設、かごしま環境未来館の立地や機能を十分生かしていくとともに、丘陵部の住宅団地と平坦部の交通の円滑化、防災性向上に向けた生活環境の改善、甲突川や都心部に近い貴重な緑の保全・活用を図る必要があります。
- ・近年、平坦部におけるマンション建設等が進んだことによる地域としての一体感の希薄化や高齢化の進行などにより、地域活動の維持・活性化が課題となっています。

基本的方向

- ・かごしま環境未来館や鹿児島アリーナ等の施設を活用し、環境学習、環境保全活動や健康・スポーツ、各種イベント等を通じた交流を促進します。
- ・土地区画整理事業の推進などにより、生活環境の改善や都心部への交通の円滑化を図ります。
- ・土地区画整理事業施行区域内の城西福祉館、薬師保育園、乳児院の建替を行います。
- ・甲突川や緑地を地域の身近な自然として保全・活用を図ります。
- ・公共施設の機能向上を図るとともに、地域資源を生かした、住民主体の多様な地域活動を展開しやすい環境づくりを進めます。

主な施策・事業

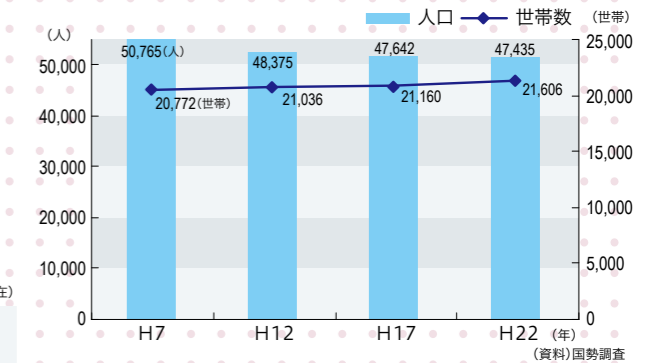
- ・かごしま環境未来館を中心とした環境学習、環境保全活動の推進
- ・鹿児島アリーナ等における各種イベント等の開催
- ・土地区画整理事業の推進（原良第二地区、原良第三地区）
- ・交通円滑化に向けた地域生活道路の整備
- ・城西福祉館、薬師保育園、乳児院の建替
- ・鹿児島女子高多目的グラウンドの整備 ※整備箇所は伊敷地域
- ・旧島津氏玉里邸庭園の整備

地域の概要

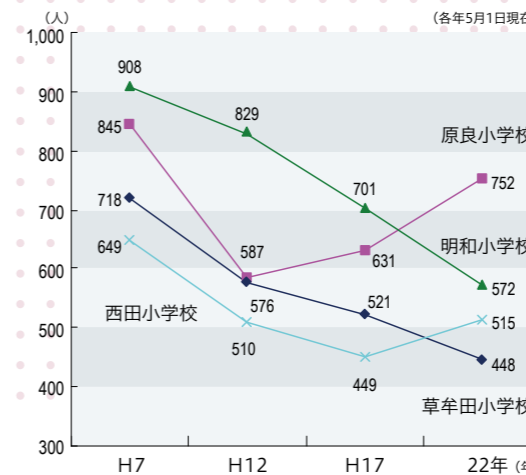


人口等の推移

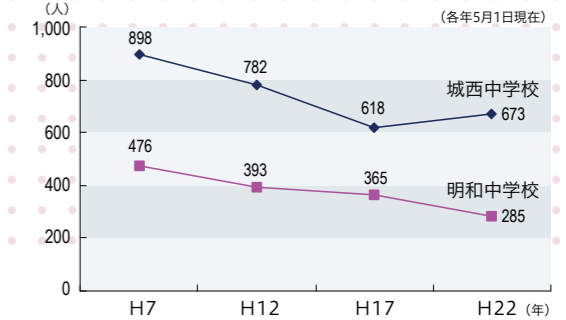
人口及び世帯数の推移(中央地域:城西地区)



小学校の児童数推移(中央地域:城西地区)



中学校の生徒数推移(中央地域:城西地区)

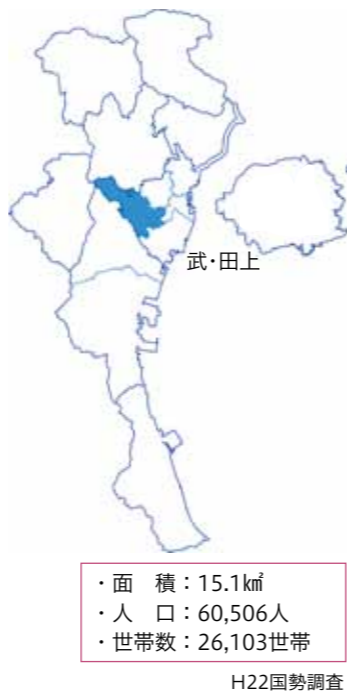


地域別計画

I 中央地域 (V) 武・田上地区

現状

- ・武・田上地区は、新川、脇田川の上流域に位置し、河川沿岸の平坦地と東部の丘陵、西部の山地で構成されています。
- ・地区の人口は近年減少傾向にあり、年齢別人口構成比は、全市構成比に近い、平均的な数値となっています。
- ・本地区の平坦部市街地においては、土地区画整理事業により基盤整備の進められた区域がある一方、狭隘な道路など生活基盤の脆弱な新川沿岸の住宅密集地などがあります。
- ・自動車専用道路のインターチェンジが集中するなど交通の要衝となっており、大峯の丘陵部に九州縦貫自動車道鹿児島インターに直結して鹿児島流通業務団地が形成され、運輸・卸売の事業者が数多く立地するなど、広域的な産業・物流の拠点となっています。



課題

- ・自動車専用道路などの広域交通の集中に加え、丘陵部の大型団地などから都心部へ向かう交通が県道鹿児島東市来線や県道永吉入佐鹿児島線など限られた道路へ集中することから、慢性的な交通渋滞が生じています。
- ・新川沿岸の田上小学校周辺などの密集住宅地については、地区の生活環境の改善及び治水対策が必要となっています。
- ・鹿児島中央駅の西口周辺においては、拠点性の向上を図るため、環境整備を進める必要があります。

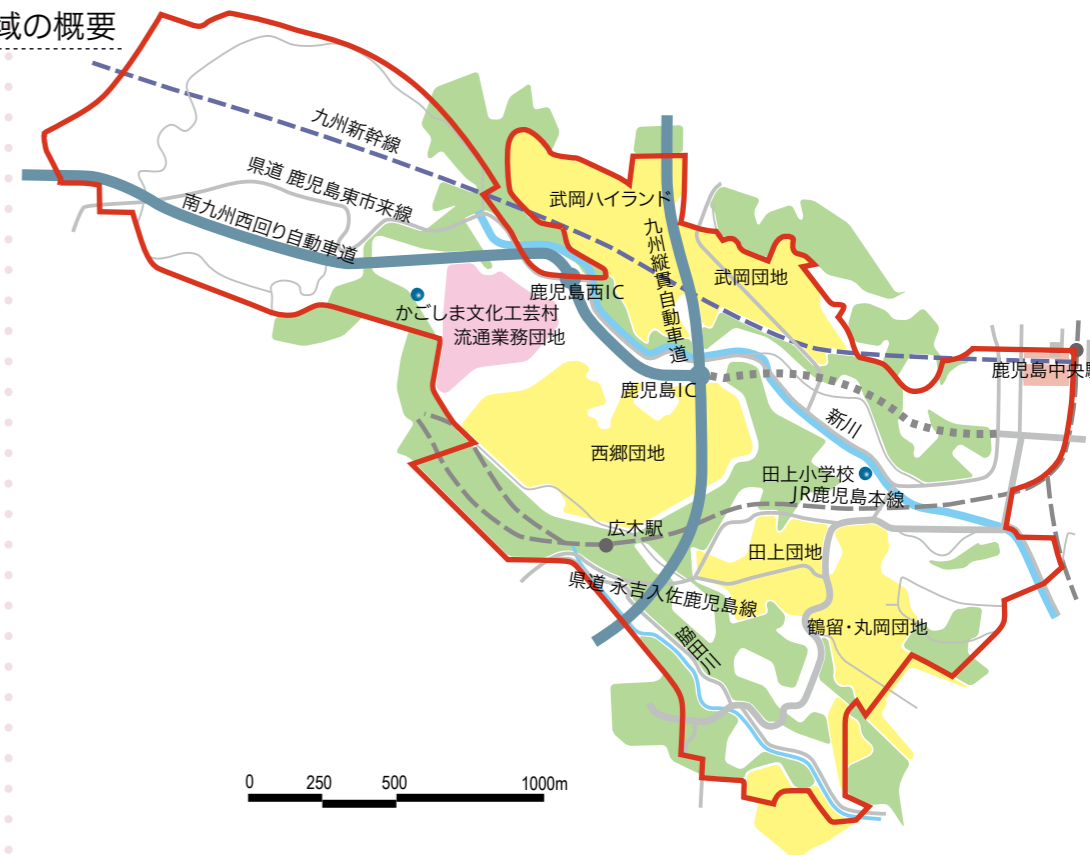
基本的方向

- ・都市内交通の円滑化と県道永吉入佐鹿児島線などの慢性的な交通渋滞を緩和するため、鹿児島東西幹線道路の整備を促進するとともに、幹線道路の整備を進めます。
- ・田上小学校周辺においては、生活環境の改善に向けた面的整備のあり方について検討します。
- ・新川の河川改修を促進するなど、総合的な治水対策を進めます。
- ・鹿児島中央駅の西口周辺においては、土地の高度利用などを通じて、陸の玄関にふさわしい、都市空間の創出を図ります。
- ・公共施設の機能向上を図るとともに、地域資源を生かした、住民主体の多様な地域活動を展開しやすい環境づくりを進めます。

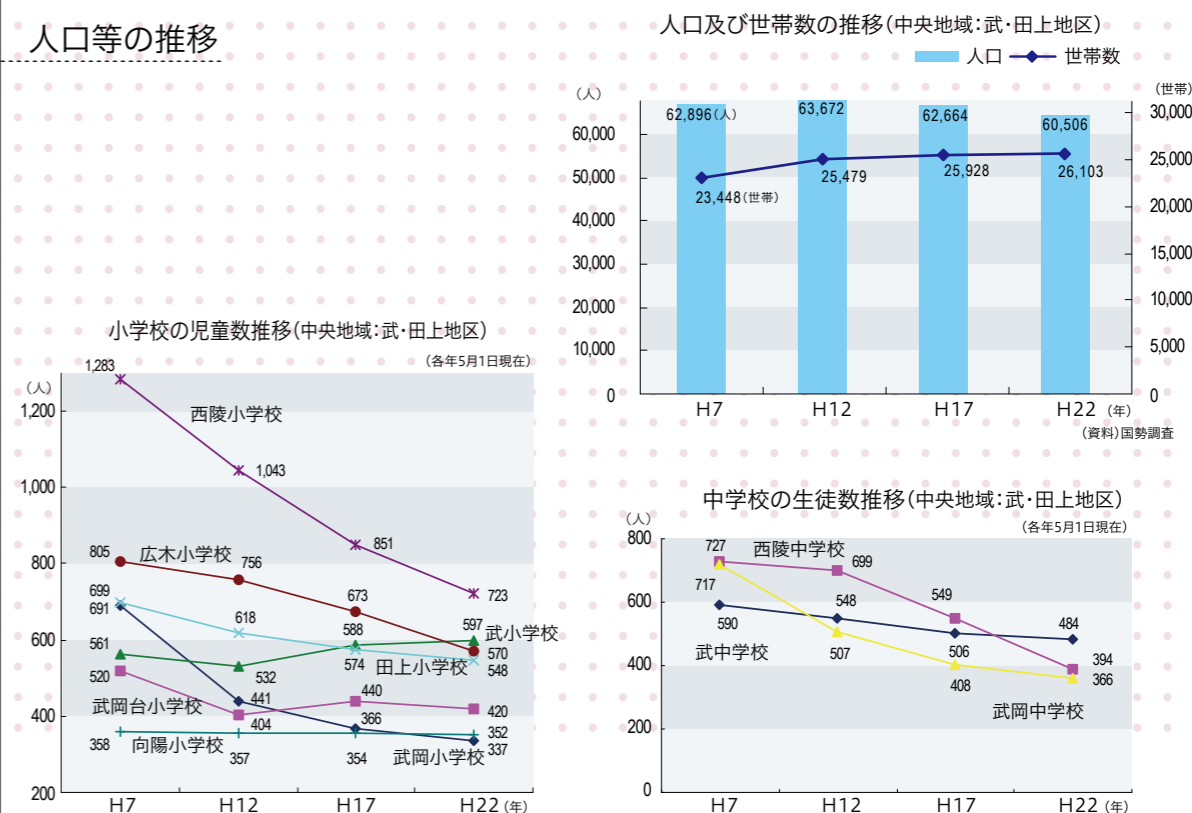
主な施策・事業

- ・鹿児島東西幹線道路の整備促進
- ・街路事業の推進（宇宿広木線）
- ・新川の河川改修の促進
- ・西之谷ダムの建設促進
- ・中央駅西口周辺における都市機能の充実の促進
- ・かごしま文化工芸村の活用

地域の概要



人口等の推移



地域別計画

II 谷山地域 (I) 谷山北部地区

- ・谷山北部地区は、永田川の上流域と下流域左岸に位置し、河岸沿いの平坦地、丘陵地、臨海部の埋立地で構成され、産業道路、国道225号、丘陵部の指宿鹿児島インター線、市電谷山電停等を有しています。
- ・地区の人口は近年増加傾向にあり、他地域・地区との比較では、老年人口比率が最も低く、年少人口比率は、松元地域に次いで高くなっています。
- ・本地区には、星ヶ峯ニュータウンや皇徳寺ニュータウン、桜ヶ丘団地などの大型団地があり、近年では、その隣接地や上福元町、中山町などで新たな宅地開発が進められています。
- ・鹿児島ふれあいスポーツランドや谷山北公民館が整備され、スポーツ・レクリエーションやコミュニティ活動を通じた市民の交流が図られています。
- ・山間部や永田川上流域には、良好な田園集落環境が残されており、水稻や野菜・果樹・畜産等の農業が行われています。



・面積：36.1km²
 ・人口：83,509人
 ・世帯数：32,720世帯

H22国勢調査

現状

課題

- ・住宅団地と谷山電停周辺、臨海部を連絡する東西方向のネットワークが十分でなく、これらを相互に連絡する道路網の整備が求められており、また、地区内の通過交通の緩和を図るため、臨港道路や鹿児島南北幹線道路の整備促進を図る必要があります。
- ・山間部や永田川上流域で行われる農業について、都市型農業の振興のほか、地区の特性を生かした農業の振興を図ることが課題となっています。
- ・永田川流域の景観的にも優れた田園環境について、集落機能の活力の維持・増進を図りつつ、いかに保全していくかが課題となっています。

基本的方向

- ・幹線道路の整備促進等により、地区内の通過交通の緩和を図るとともに、丘陵部住宅地と地区内を相互に結ぶネットワークの形成に努めます。
- ・農村地域において、都市型農業の振興、グリーン・ツーリズムの推進、良好な田園環境の保全、集落機能の活力の増進などを図ります。
- ・公共施設の機能向上を図るとともに、地域資源を生かした、住民主体の多様な地域活動を展開しやすい環境づくりを進めます。

主な施策・事業

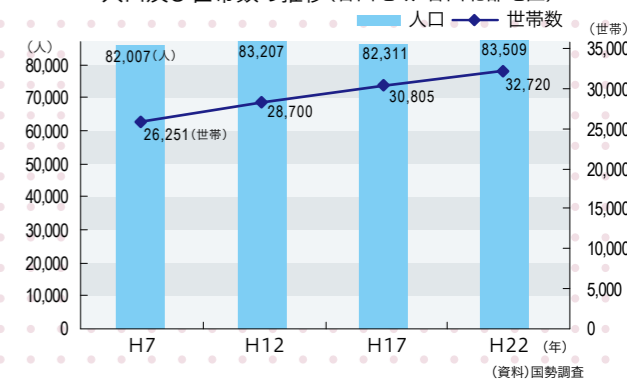
- ・臨港道路・鹿児島南北幹線道路の整備促進
- ・県道小山田谷山線の整備促進
- ・あいばすの運行・利用促進
- ・都市型農業の振興
- ・グリーン・ツーリズムの推進
- ・青果市場のリニューアル
- ・鹿児島ふれあいスポーツランド内の県立サッカー・ラグビー場の整備促進
- ・谷山北公民館や東開庭球場の活用

地域の概要

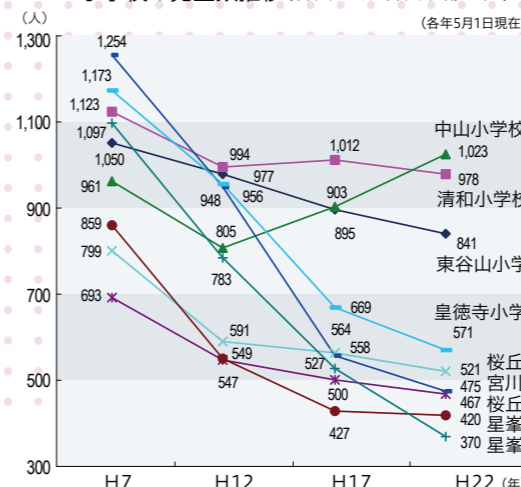


人口等の推移

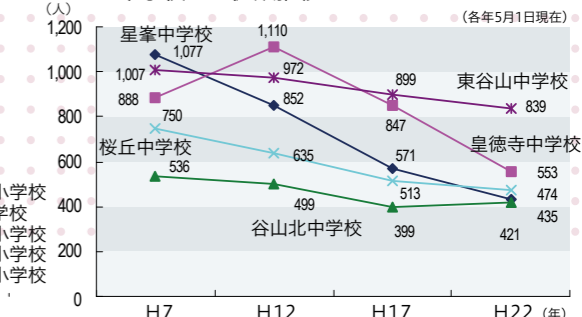
人口及び世帯数の推移(谷山地域:谷山北部地区)



小学校の児童数推移(谷山地域:谷山北部地区)



中学校の生徒数推移(谷山地域:谷山北部地区)



地域別計画

II 谷山地域 (II) 谷山地区

現状

- ・谷山地区は、永田川、和田川等の下流域沿岸の平坦地とそれらを囲む丘陵地、内陸の山間地、臨海部の埋立造成地及び自然海岸で構成されています。
- ・地区の人口は近年増加傾向にあり、他地域・地区との比較では、年少人口比率が松元地域、谷山北部地区に次いで高くなっています。
- ・交通結節点であるJR谷山駅の周辺においては、幹線道路の混雑や中心商店街の活力低下が見られます。
- ・臨海部においては、谷山港の港湾機能を生かし、飼料、機械、金属、食品、印刷等の製造業や卸商業団地が形成されています。
- ・平川地区や玉利地区では、野菜や果樹・畜産等の農業が行われています。
- ・本地区は権現ヶ尾から烏帽子岳にいたる広大な山林や平川の海岸など、豊かな自然環境に恵まれています。
- ・平川地区には、レクリエーション機能を有した平川動物公園、錦江湾公園、ヨットハーバー等の施設があります。



・面積：70.7km²
 ・人口：75,545人
 ・世帯数：30,318世帯

H22国勢調査

課題

- ・鉄道踏切や河川橋りょう部など大量の交通が集中する交通ネットワーク箇所があり、幹線道路の交通渋滞が慢性化しており、これらを解消して交通の円滑化を図る幹線道路網の整備が必要となっています。
- ・宅地化の進行が見られる市街地においては、日常生活を支え、災害時の安全を確保する道路などの整備による生活環境の改善が課題となっています。
- ・豊かな自然、歴史・文化、レクリエーション施設の立地など、本地区が有する多くの魅力を地区の活性化につなげていく必要があります。
- ・地域の特性を生かした農産物の生産と都市型農業の振興、森林など豊かな自然環境を保全する必要があります。

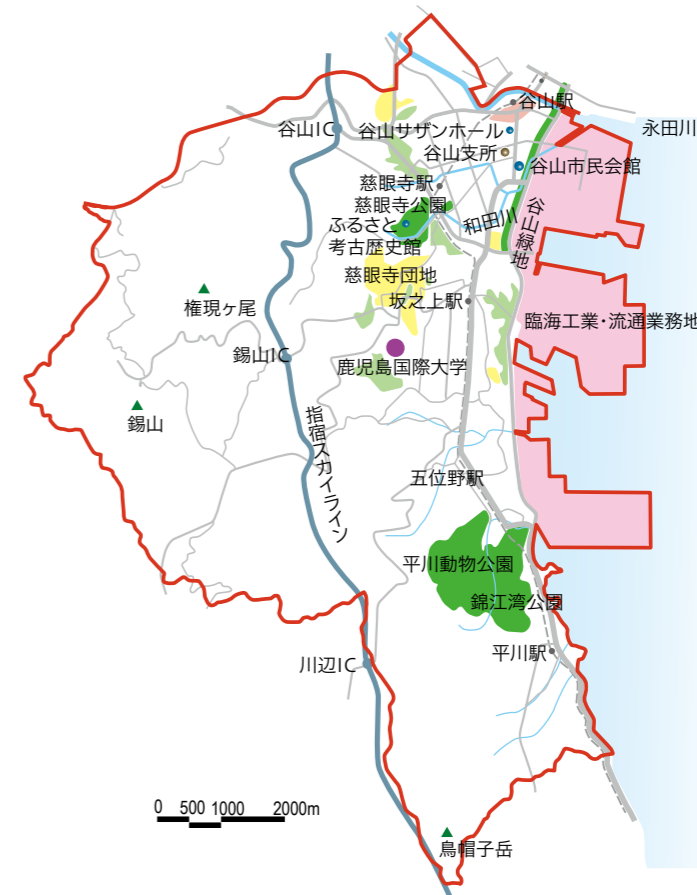
基本的方向

- ・谷山地区連続立体交差事業による鉄道の高架化や幹線道路の整備、交通結節機能の強化など、地区内の交通体系を整備するとともに、面的基盤整備や街区の再編を行い、都市機能の充実を図ります。
- ・宅地化が進行している市街地においては、土地区画整理事業の推進や生活道路の整備等により生活環境の改善を図ります。
- ・平川動物公園のリニューアルを進めるとともに、錦江湾公園、ヨットハーバーなどレクリエーション機能を有する施設の有効活用を図ります。
- ・農村地域において、都市型農業の振興、グリーン・ツーリズムの推進、また、山間部においては森林など豊かな自然環境の保全を図ります。
- ・公共施設の機能向上を図るとともに、地域資源を生かした、住民主体の多様な地域活動を展開しやすい環境づくりを進めます。

主な施策・事業

- ・谷山地区連続立体交差事業の推進
- ・鹿児島南北幹線道路・南薩縦貫道・国道226号平川道路の整備促進
- ・街路事業の推進(谷山支所前通線)
- ・あいばすの運行・利用促進、乗合タクシーの運行
- ・土地区画整理事業の推進(谷山駅周辺地区、谷山第二地区、谷山第三地区)
- ・平川動物公園のリニューアル及び錦江湾公園との一体的活用
- ・都市型農業の振興
- ・グリーン・ツーリズムの推進
- ・親子つどいの広場、新南部保健センターの整備
- ・谷山市民会館の整備

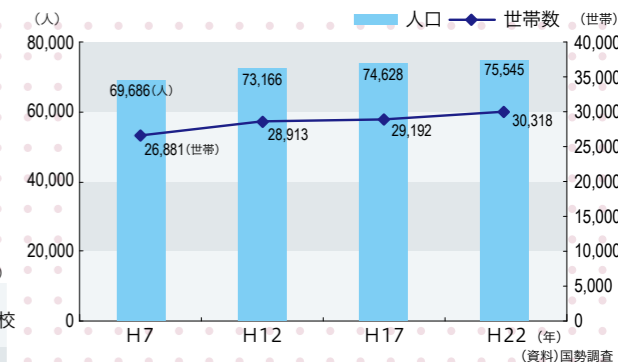
地域の概要



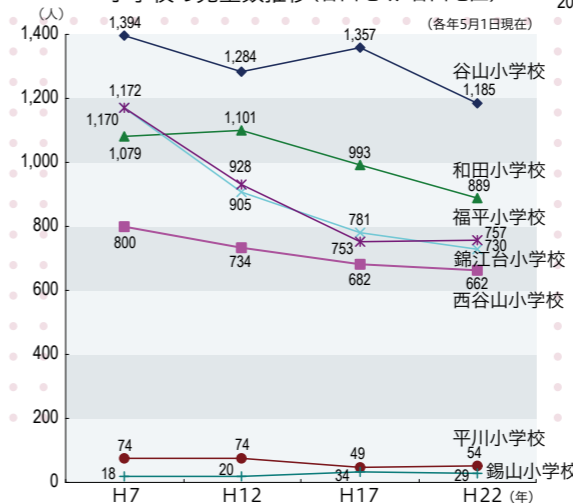
0 500 1000 2000m

人口等の推移

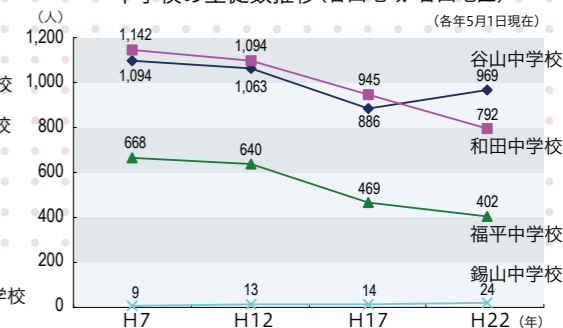
人口及び世帯数の推移(谷山地域:谷山地区)



小学校の児童数推移(谷山地域:谷山地区)



中学校の生徒数推移(谷山地域:谷山地区)



地域別計画

III 伊敷地域

現状

- ・伊敷地域は、本市の北西部、甲突川の中流域に位置し、伊敷支所周辺、国道3号沿道の商業地、丘陵部の住宅団地などの限られた市街地と、地域の大部分を占める山林・山間部の農村集落で構成されています。
- ・地域の人口は近年減少傾向にあり、年齢別人口構成比では老年人口比率が24.5%と全市平均21.2%を上回っています。
- ・伊敷支所周辺には、伊敷公民館や業務施設が立地し、丘陵部には、伊敷団地、千年団地、伊敷ニュータウン、花野団地などの大型団地が整備されています。
- ・主要幹線として国道3号、国道328号、県道坂元伊敷線などがあり、かごしま健康の森公園や都市農業センター等が立地しています。
- ・農村部は、園芸施設を利用した軟弱野菜の産地となっており、緑豊かな田園風景や、三重岳や甲突川など豊かな自然環境が残されています。



課題

- ・本地域の店舗数及び人口は減少しており、伊敷支所周辺などにおいて、地域の生活拠点としての機能が低下している状況にあります。
- ・国道3号には広域交通と地区の生活交通が入り込み、時間帯によって、団地入口交差点などで交通混雑が生じています。
- ・農村集落においては、人口の減少などを踏まえ、集落機能の活力の維持・増進を図るとともに、特色である農業や恵まれた自然環境、立地する公共施設の機能を生かしていく必要があります。
- ・大型団地と農村部の住民間の交流が希薄なこと等により、地域の魅力や資源の情報共有や活用が十分になされていないことが課題となっています。

基本的方向

- ・日常生活の核となる地区への生活利便施設立地誘導に向けた取組を進めます。
- ・国道3号の交通を分散する幹線道路の整備促進や公共交通機関の利用促進等を図ります。
- ・定住促進等による農村集落機能の活力維持・増進、都市型農業の振興、グリーン・ツーリズムの推進、豊かな自然環境やかごしま健康の森公園、都市農業センター等の活用による交流の促進、高齢者福祉施設の整備を図ります。
- ・公共施設の機能向上を図るとともに、地域資源を生かした、住民主体の多様な地域活動を展開しやすい環境づくりを進めます。

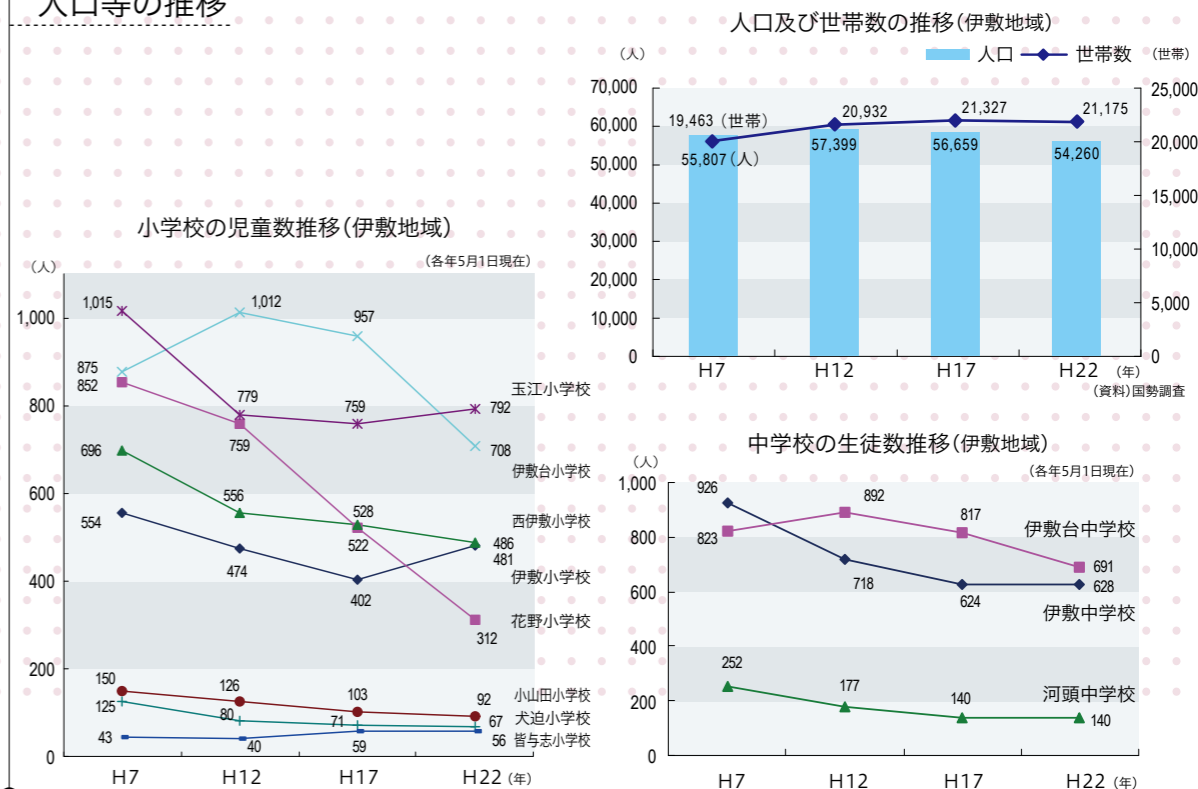
主な施策・事業

- ・県道坂元伊敷線の整備促進
- ・あいばすの運行・利用促進
- ・既存集落活性化住宅の建設
- ・都市型農業の振興
- ・グリーン・ツーリズムの推進
- ・かごしま健康の森公園、都市農業センター、三重岳自然遊歩道等の活用
- ・旧北部清掃工場跡地の整備
- ・高齢者福祉センターの整備
- ・親子つどいの広場の整備

地域の概要



人口等の推移



地域別計画

IV 吉野地域

現状

- ・吉野地域は、本市の北部、稲荷川の上流域に位置し、吉野台地、稲荷川沿いの低地、岡之原の台地から構成されています。
- ・地域の人口は近年増加傾向にあり、年齢別人口構成比では老年人口比率が24.5%と全市平均21.2%を上回っています。
- ・地域を南北に通る県道鹿児島吉田線が主要幹線であり、丘陵部の大明丘、緑ヶ丘等では大型住宅団地が整備されています。
- ・地域の東部には、吉野公園や寺山公園、自然遊歩道など優れた景観風致を利用したレクリエーション施設を有しています。
- ・軟弱野菜等の施設園芸を主体とした農業経営がなされているほか、造園業も盛んに行われています。



・面積：33.2km²
 ・人口：46,310人
 ・世帯数：17,706世帯

H22国勢調査

課題

- ・県道鹿児島吉田線は、広域の通過交通と地域の生活交通が集中し、渋滞が慢性化しています。
- ・県道鹿児島吉田線沿道では、道路など生活基盤が未整備である市街地の生活環境改善に向け、土地区画整理事業を引き続き推進するとともに、県道鹿児島吉田線については、土地区画整理事業との一体的な整備などにより、渋滞の解消を図る必要があります。
- ・農村集落においては、都市部とも調和した良好な生産環境の整備を促進し、都市型農業の振興を図る必要があります。
- ・市民の交流促進に向け、吉野公園や寺山公園などのレクリエーション施設の立地や、農業や造園業が盛んな地域特性を生かした地域づくりが求められます。

基本的方向

- ・土地区画整理事業の推進や幹線道路等の整備を進め、良好な生活環境の形成を図るとともに、高齢者福祉センター吉野や北部保健センターなどの有効活用を通して、日常の生活圏としての機能向上を図ります。
- ・自然環境の保全に配慮した農業生産基盤の整備を推進するとともに、都市型農業の振興やグリーン・ツーリズムの推進を図ります。
- ・豊かな自然の中で、体験活動や散策、スポーツ等を楽しめるレクリエーション機能の活用を図ります。
- ・公共施設の機能向上を図るとともに、地域資源を生かした、住民主体の多様な地域活動を展開しやすい環境づくりを進めます。

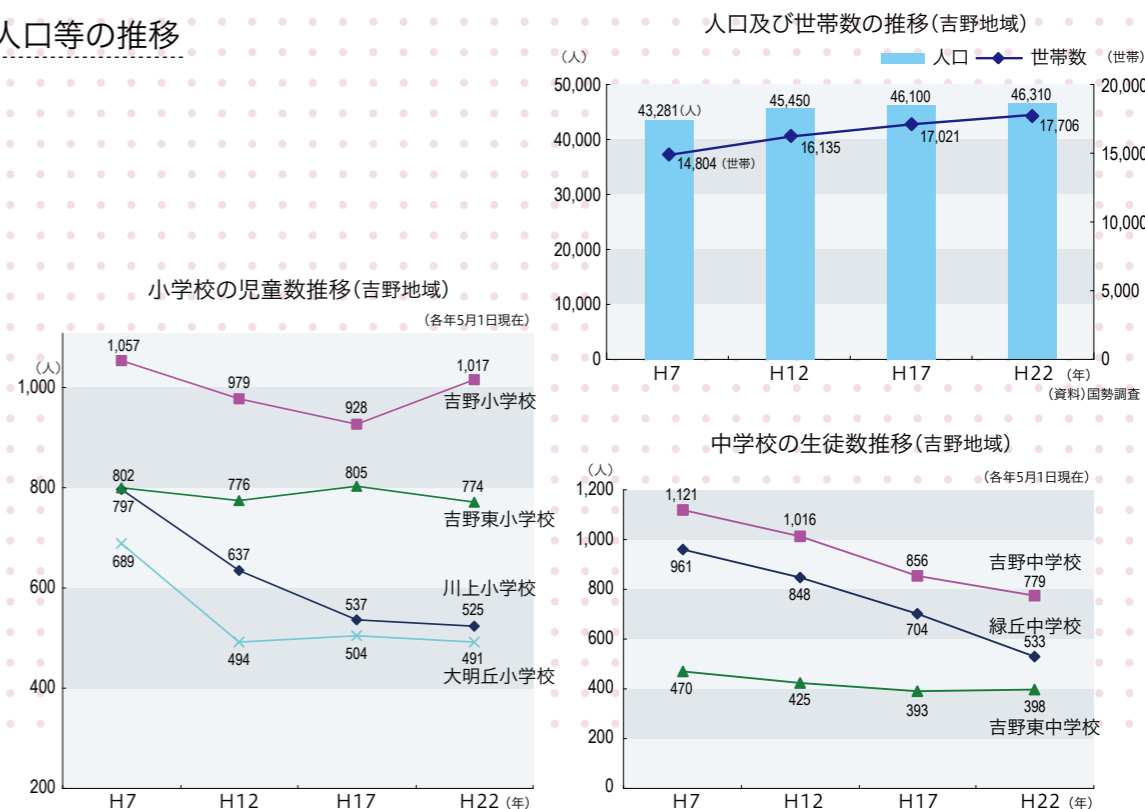
主な施策・事業

- ・土地区画整理事業（吉野地区、吉野第二地区（仮称））の推進
- ・県道鹿児島吉田線の整備促進
- ・あいばすの運行・利用促進
- ・都市型農業の振興
- ・グリーン・ツーリズムの推進
- ・寺山ふれあい公園、吉野公園、寺山公園、寺山自然遊歩道等の活用
- ・親子つどいの広場の整備

地域の概要



人口等の推移



地域別計画

V

桜島地域

現状

- ・桜島地域は、錦江湾に浮かぶ火山活動が活発な桜島にあり、地域内のほとんどが溶岩原、山林及び原野であり、宅地の多くは海岸線に沿って帯状に続いています。
- ・地域の人口は減少傾向にあり、生産年齢人口比率が全市で最も低く、老年人口比率は全市で最も高くなっています。
- ・ほぼ全域が霧島錦江湾国立公園に指定され、溶岩原や温泉等の観光資源に恵まれており、溶岩なぎさ公園足湯、溶岩グラウンド、赤水展望広場、湯之平や有村の展望所などが整備され、24時間運航の桜島フェリーにより市街地と結ばれた、本市を代表する観光スポットとなっています。
- ・ビワ、桜島小ミカン、桜島ダイコン、プリ、カンパチなど特色ある農林水産資源に恵まれています。
- ・桜島の爆発や土石流などの災害が発生しやすい環境にあり、防災行政無線、避難港、避難道路などが整備されています。



課題

- ・住民の日常生活や産業活動は、桜島の火山活動により多大な影響を被る恐れがあり、桜島爆発災害対策等の防災対策を含め、桜島地域の特殊性を考慮した施策を積極的に進め、火山活動から地区の暮らしを守り、地域資源の活用、活火山・桜島との共生を図りながら、活力の維持・増進を図ることが必要です。
- ・地域資源の掘り起こしや情報発信など、地域資源を生かした活力の維持・増進に向けた住民主体の取組が求められています。

基本的方向

- ・今後さらに活発化することが懸念される桜島の火山爆発に対応できるよう、国、県など防災関係機関との緊密な連携を図りながら、総合的な防災対策を推進します。
- ・地域特産物の生産振興、防災営農対策の確立、農村集落の生活環境の改善、グリーン・ツーリズムの推進及び漁業の振興を図ります。
- ・桜島全体を“野外博物館”として捉え、桜島の特性を生かした観光・レクリエーション機能の充実を図ります。
- ・公共施設の機能向上を図るとともに、地域資源を生かした、住民主体の多様な地域活動を展開しやすい環境づくりを進めます。

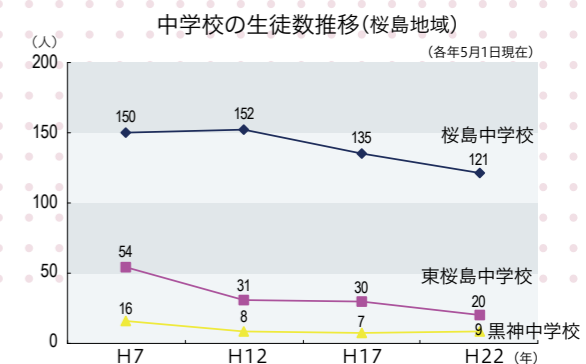
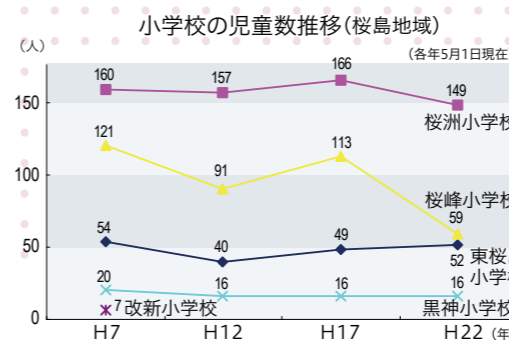
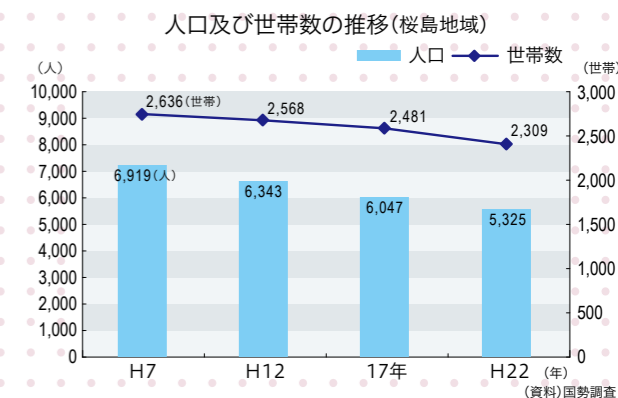
主な施策・事業

- ・市民と一体となった警戒避難体制の確立
- ・ビワ、桜島小ミカン、桜島ダイコンなど地域特産物の生産振興
- ・グリーン・ツーリズムの推進
- ・降灰等に対する防災営農対策事業の実施
- ・桜島港フェリー施設の整備
- ・よりみちクルーズ船の運航、桜島周遊バスの運行・活用
- ・赤水展望広場、溶岩なぎさ公園足湯、湯之平展望所等を活用した観光振興
- ・サイクルフェスタなど魅力あるイベントの創出・充実
- ・県道桜島港黒神線の整備促進
- ・桜島総合体育館、桜島溶岩グラウンド等の活用

地域の概要



人口等の推移



地域別計画

VI 吉田地域

現状

- ・吉田地域は、本市の北部に位置し、周りを山々に囲まれ、溪流や緑豊かな自然環境に恵まれた田園地域です。
- ・地域の人口は近年減少傾向にあり、老年人口比率は26.6%と市内平均21.2%を上回っています。
- ・県の教育・研修施設や、吉田多目的屋内運動場、吉田文化体育センターなど文化・体育施設が整備されています。
- ・地域を南北に縦断する九州縦貫自動車道や県道鹿児島蒲生線など、都心部と鹿児島空港や県北部とを結ぶ幹線道路を有しています。
- ・軟弱野菜を主体とした施設園芸や、ニガウリなどの地域特産物の生産が行われています。



課題

- ・過疎化が進む既存集落における定住促進に向けた取組や、緑豊かな自然環境や農村景観、立地する文化・体育施設等を活用しながら、都市部住民との交流を通じた地域活力の維持・増進を図っていく必要があります。
- ・幹線道路の整備促進等を通じた交通の円滑化を図る必要があります。
- ・農地や森林などの豊かな自然環境の保全、生産基盤の整備等による農林業の振興、農村集落の生活環境の改善を図る必要があります。
- ・地域資源の掘り起こしや情報発信など、地域資源を生かした活力の維持・増進に向けた住民主体の取組が求められています。

基本的方向

- ・地域活性化住宅の建設や公共交通機関の機能強化、幹線道路の整備促進等を進める中で、自然環境と調和した安らぎのある生活環境の形成を図ります。
- ・文化・体育施設や、周辺に残された美しい農村景観、森林などの豊かな自然、農業、温泉などの地域資源の有効活用を図ります。
- ・農地や森林の保全・活用及び水源のかん養に努めながら、地域特産物の生産及び都市型農業の振興、農村集落の生活環境の改善を図るとともに、農業や豊かな自然等を生かしたグリーン・ツーリズムを推進します。
- ・公共施設の機能向上を図るとともに、地域資源を生かした、住民主体の多様な地域活動を展開しやすい環境づくりを進めます。

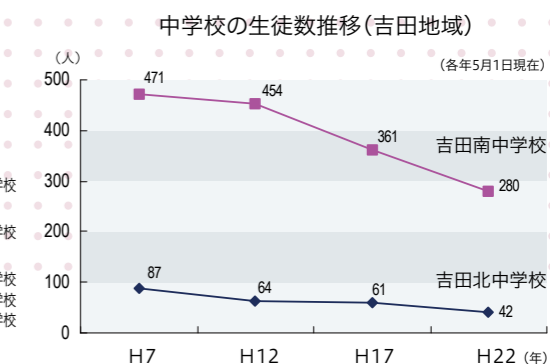
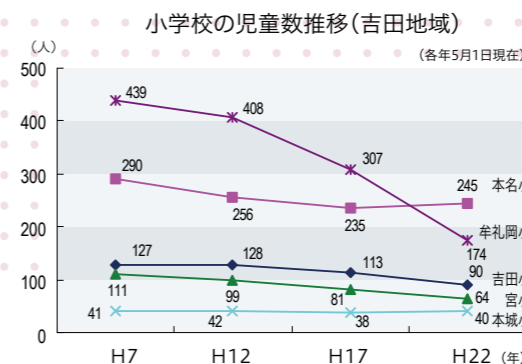
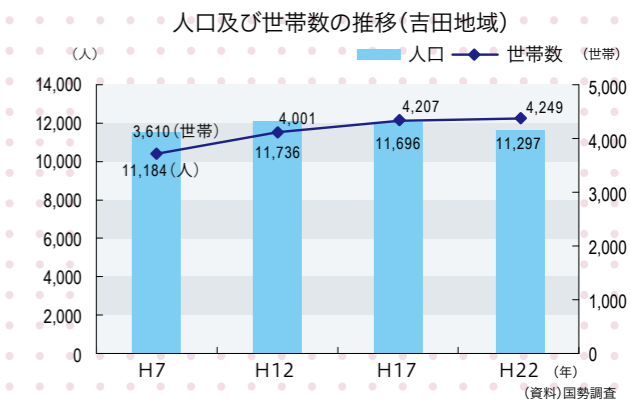
主な施策・事業

- ・地域活性化住宅の建設（宮地区）
- ・あいばすの運行・利用促進
- ・森林資源の育成、水源かん養のための森林整備
- ・地域特産物の生産振興及び都市型農業の振興
- ・グリーン・ツーリズムの推進
- ・吉田文化体育センター、運動場等の活用

地域の概要



人口等の推移



地域別計画

VII 喜入地域

現状

- ・喜入地域は、市域の南部に位置し、錦江湾沿いに細長い形状を成し、その約8割を占める山地と長い海岸線で構成されています。
- ・地域の人口は近年減少傾向にあり、老年人口比率は桜島地域、郡山地域に次いで高くなっています。また、交通面、商業集積など生活の利便性の格差から、北中部への人口集中と南部の過疎化・高齢化の二分化が見られます。
- ・錦江湾沿いの限られた平坦地に国道226号や鉄道が通っています。
- ・気軽な温泉リゾートが楽しめるマリンピア喜入や生見海水浴場等があり、また、地域固有の植生や美しい景観を有する自然海岸や一団の山林自然環境が残されています。
- ・オクラやカボチャなどの地域特産物の生産が行われています。



課題

- ・都心部へのアクセス道路が幹線道路である国道226号等に限られていることから、慢性的な交通渋滞が発生しており、その解消が求められています。
- ・過疎化が進む既存集落における定住促進に向けた取組、海や山林などの自然や地域資源を生かした観光・レクリエーション機能の向上、都市部住民との交流を通じた地域活力の維持・増進を図っていく必要があります。
- ・農地や森林などの豊かな自然環境の保全、生産基盤の整備等による農林業や漁業の振興、農村集落の生活環境の改善を図る必要があります。
- ・地域資源の掘り起こしや情報発信など、地域資源を生かした活力の維持・増進に向けた住民主体の取組が求められています。

基本的方向

- ・都心部と結ぶ交通ネットワークの整備充実など交通の円滑化を図るとともに、地域活性化住宅の建設を進めます。
- ・生見海水浴場、マリンピア喜入のほか、史跡や景勝地など地域資源の有効活用に加え、新たに観光農業公園を整備することにより、観光・レクリエーション機能の向上やグリーン・ツーリズムの推進を図ります。
- ・農地や森林の保全・活用に努めながら、地域特産物の生産及び都市型農業の振興、農村集落の生活環境の改善を図るとともに、漁業の振興を図ります。
- ・公共施設の機能向上を図るとともに、地域資源を生かした、住民主体の多様な地域活動を展開しやすい環境づくりを進めます。

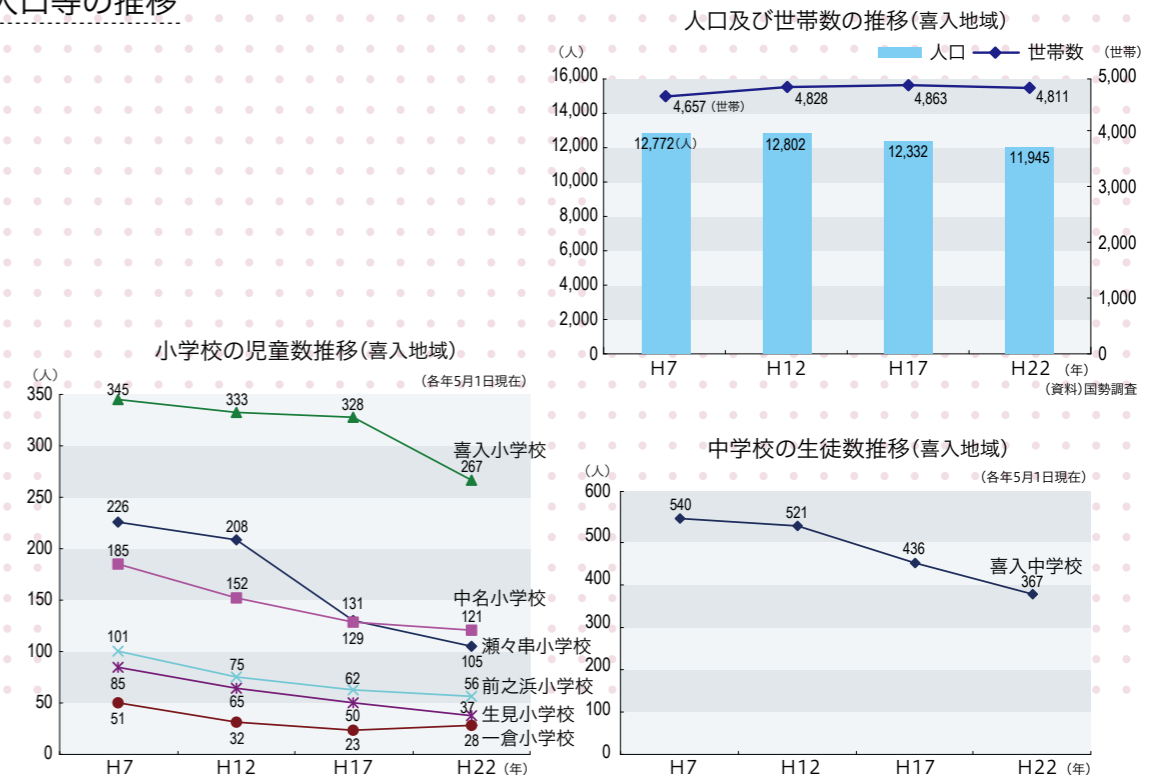
主な施策・事業

- ・国道226号の整備促進
- ・喜入地域と谷山地域を結ぶ市道の整備（五位野高野線（仮称））
※整備箇所は谷山地区
- ・あいばすの運行・利用促進
- ・地域活性化住宅の建設（瀬々串地区）
- ・観光農業公園の整備、マリンピア喜入の活用
- ・グリーン・ツーリズムの推進
- ・地域特産物の生産振興及び都市型農業の振興
- ・喜入分遣隊庁舎の整備、喜入公民館の活用及び多目的ホールの整備
- ・喜入総合体育館、運動場等の活用

地域の概要



人口等の推移



地域別計画

VIII 松元地域

現状

- ・松元地域は、市域の西部に位置し、多くの丘陵と溪谷からなり、河川沿岸や幹線道路沿線の限られた平坦地と主に山地で構成されています。
- ・地域の人口は、平成22年の国勢調査による人口増加率が対前回比12.5%増と、引き続き増加傾向にあり、年少人口比率が全市で最も高くなっています。
- ・近年、ガーデンヒルズ松陽台などの宅地化が進む一方、山林は減少傾向にあります。依然として本地域の広範囲を占め、豊かな自然環境の中で、松元ダムの水を利用し、地域特産物である茶等の生産が行われています。
- ・南九州西回り自動車道や、永吉入佐鹿児島線等4つの県道、2つのJR駅などの交通基盤を有しています。
- ・松元平野岡体育館、運動場や茶山ドームまつもとなど、スポーツ・レクリエーション施設が整備されています。



・面積：51.1km²
 ・人口：14,202人
 ・世帯数：5,225世帯

H22国勢調査

課題

- ・住宅開発が進む中、進展する都市的土地利用について、周辺の田園環境との調和が図られるよう計画的に誘導するとともに、幹線道路における交通の円滑化や小中学校周辺の歩行者の安全確保など、人口増加に対応した都市機能の充実を図る必要があります。
- ・農地や森林などの豊かな自然環境の保全、生産基盤の整備等による農林業の振興、農村集落の生活環境の改善を図る必要があります。
- ・特徴的な景観を形成する茶園等の田園風景や緑豊かな自然環境、立地するスポーツ・レクリエーション施設を活用しながら、都市部住民との交流を通じた地域活力の維持・増進を図っていく必要があります。
- ・地域資源の掘り起こしや情報発信など、地域資源を生かした活力の維持・増進に向けた住民主体の取組が求められています。

基本的方向

- ・市街地においては、用途地域や地区計画などの活用により、田園環境と調和した土地利用の誘導や、良好な住環境の形成を図ります。
- ・県道の整備促進等により、交通の円滑化や生活環境の改善を図ります。
- ・農地や森林の保全・活用に努めながら、地域特産物の生産及び都市型農業の振興、農村集落の生活環境の改善を図るとともに、都市と農村の交流施設を整備し、農業や豊かな自然を生かしたグリーン・ツーリズムを推進します。
- ・スポーツ・レクリエーション施設を、健康づくり、交流の場として利活用を図ります。
- ・公共施設の機能向上を図るとともに、地域資源を生かした、住民主体の多様な地域活動を展開しやすい環境づくりを進めます。

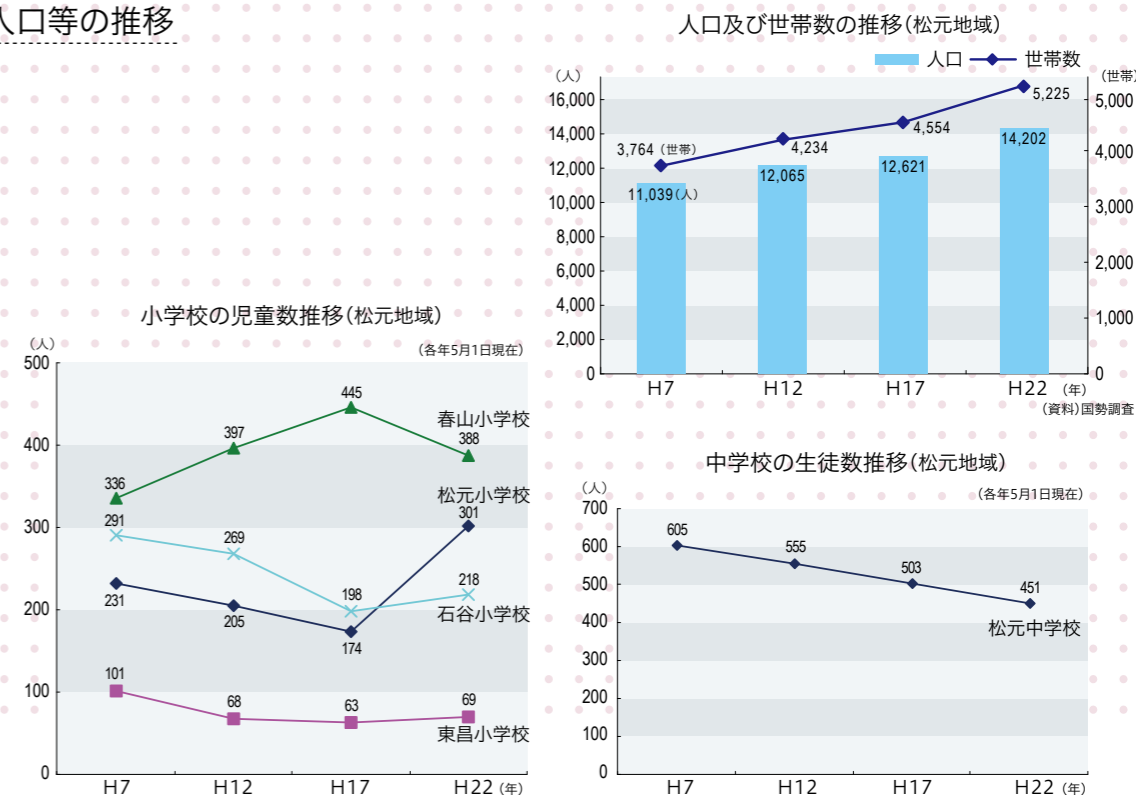
主な施策・事業

- ・松元春山送水施設の整備
- ・県道永吉入佐鹿児島線・県道松元川辺線の整備促進
- ・あいばすの運行・利用促進
- ・茶などの地域特産物の生産振興及び都市型農業の振興
- ・県茶業指導農場跡地の整備
- ・グリーン・ツーリズムの推進
- ・松元平野岡体育館、運動場等の活用

地域の概要



人口等の推移



地域別計画

IX 郡山地域

現状

- ・郡山地域は、本市の北西部、甲突川の上流部に位置し、東の花尾山・三重岳、西の重平山、南の小高い丘陵地帯、北の八重山に囲まれており、平坦地は甲突川、神之川及び川田川流域に開けたわずかな地域に限られています。
- ・地区の人口は、近年減少傾向にあり、老年人口比率は、桜島地域に次いで高くなっています。
- ・本地域の中心部においては、国道328号等の幹線道路沿いに市街地が形成されています。
- ・本地域には、豊富な温泉や花尾神社などの史跡、さらには地域の大半を占める森林や河川流域に広がる田園などの地域資源に加え、スパランド裸・楽・良が立地しています。
- ・肉用牛やニガウリを中心とした農畜産物のほか、早掘りたけのこの等の産地となっています。



H22国勢調査

課題

- ・引き続き郡山中央地区の土地区画整理事業を推進し、良好な市街地環境の形成を図るとともに、公園や緑地等の整備を行う必要があります。
- ・特徴的な田園風景や緑豊かな自然環境、史跡や立地するスパランド裸・楽・良等を活用しながら、都市部住民との交流を通じた地域活力の維持・増進を図っていく必要があります。
- ・農地や森林などの豊かな自然環境の保全、生産基盤の整備等による農林業の振興、農村集落の生活環境の改善を図る必要があります。
- ・地域資源の掘り起こしや情報発信など、地域資源を生かした活力の維持・増進に向けた住民主体の取組が求められています。

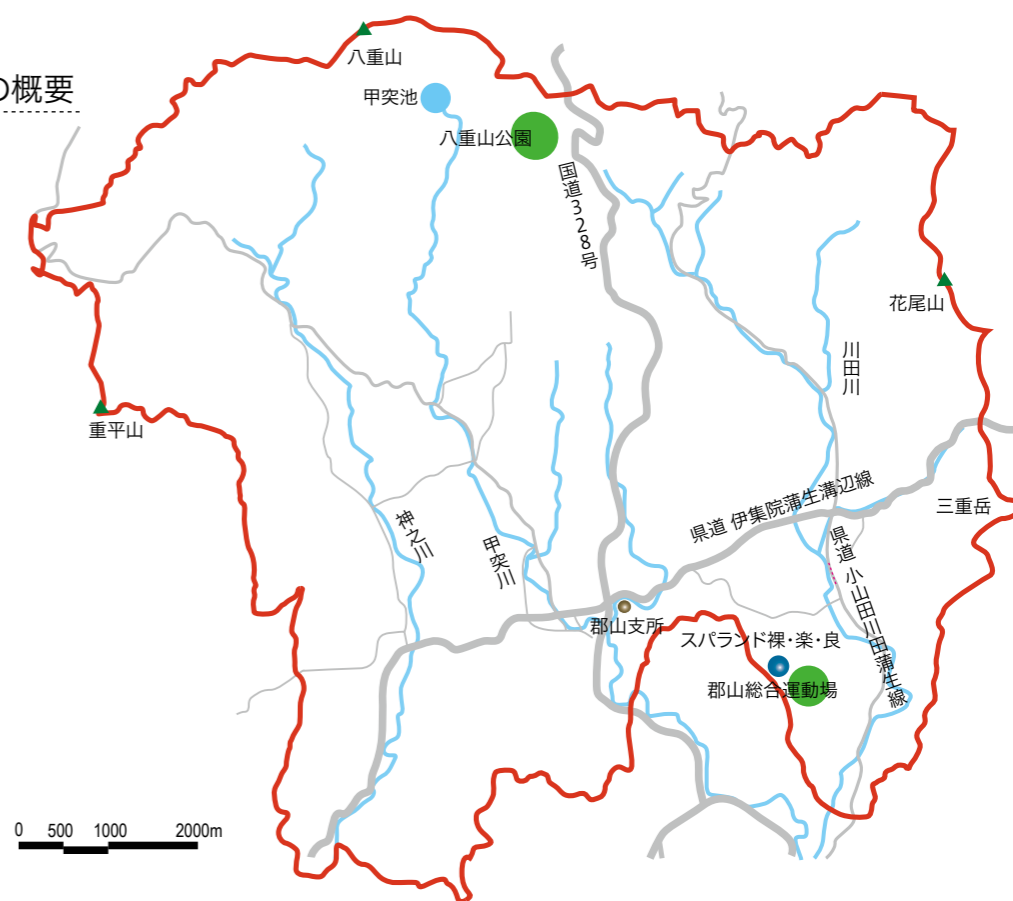
基本的方向

- ・郡山中央土地区画整理事業を推進し、生活環境の整備とともに、地域中心としての機能の充実に努めます。
- ・国道328号等の基幹道路、市街地とのアクセス道路の整備促進により交通の円滑化を図るとともに、屋内運動施設を整備するなどスポーツ・レクリエーション機能の充実に努めます。
- ・八重の棚田や甲突池などに代表される森林・河川・田園・温泉・文化財等の地域資源の有効活用を図ります。
- ・農地や森林の保全・活用及び水源のかん養に努めながら、地域特産物の生産及び都市型農業の振興、農村集落の生活環境の改善を図るとともに、農業や豊かな自然等を生かしたグリーン・ツーリズムを推進します。
- ・公共施設の機能向上を図るとともに、地域資源を生かした、住民主体の多様な地域活動を展開しやすい環境づくりを進めます。

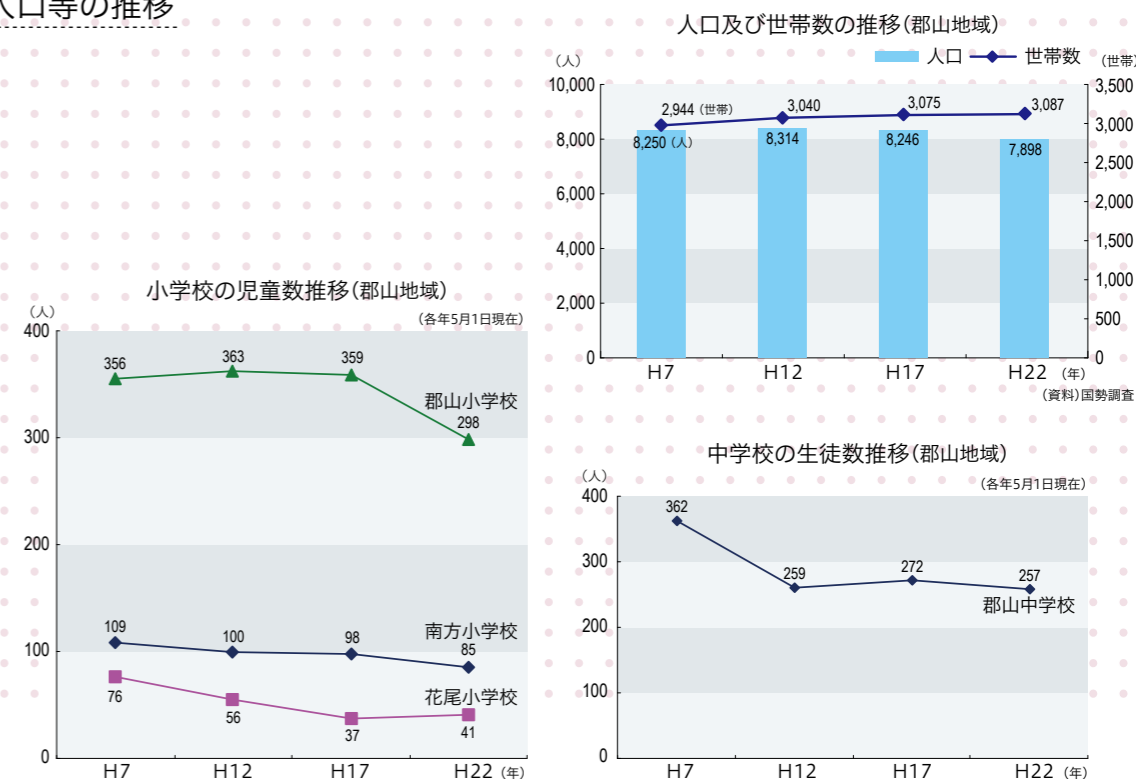
主な施策・事業

- ・土地区画整理事業の推進（郡山中央地区）
- ・県道小山田川田蒲生線の整備促進
- ・あいばすの運行・利用促進
- ・スパランド裸・楽・良等と連携した屋内運動施設の整備・活用
- ・八重の棚田における景観修景の推進や景観保全のための地域活動への支援
- ・森林資源の育成、水源かん養のための森林整備
- ・地域特産物の生産振興及び都市型農業の振興
- ・グリーン・ツーリズムの推進

地域の概要



人口等の推移



第五次総合計画

基本計画

個別計画との関係



個別計画との関係



◇総合計画と個別計画との関係を以下のように整理する

1 ● 基本的な考え方

総合計画の位置づけ、個別計画との関係

- * 総合計画は、まちづくりのあらゆる分野を網羅し、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる、行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画です。
- * 個別計画は、最上位計画である総合計画に即して策定される、まちづくりの特定の分野に関する個別具体の計画※であり、対象となる分野の将来像や目標を掲げ、その実現に向けた具体的な取組等を明らかにするものです。

※概ね、総合計画の基本施策又は単位施策が対象とする分野に関し、中・長期的な視点に立って策定され、公表されている計画

個別計画の策定や見直し等

- * 各個別計画については、第五次総合計画を踏まえ策定するとともに、計画内容の検証及び見直し等を行い、総合計画との整合を図る必要があります。

個別計画との関係

2 主な個別計画一覧

| 個別計画 | 策定年月 | 計画期間 | 所管課 | 備考(関連法令等) |
|---|-----------------------|---------------|--------------|--|
| 1 市民と行政が拓く 協働と連携のまち【信頼・協働政策】 | | | | |
| 鹿児島市と市民活動団体との協働推進について | 平成16年3月 ※平成21年3月改訂 | — | 市民協働課 | |
| 鹿児島市コミュニティビジョン | 平成23年3月 | 平成23年度～ | 地域振興課 | |
| 鹿児島市行政改革大綱 | 平成22年3月 | 平成22年度～平成26年度 | 行政管理課 | |
| 鹿児島市支所機能充実プラン | 平成22年3月 | 平成22年度～ | 地域振興課 | |
| 市有財産利活用に関する基本方針 | 平成21年1月 | 平成20年度～平成24年度 | 管財課 | |
| 鹿児島市人材育成基本方針 | 平成19年3月 | 平成19年3月～ | 人事課 | |
| 第二次鹿児島市地域情報化計画 | 平成20年3月 | 平成20年度～平成24年度 | 情報システム課 | 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 ※新計画(平成25年度～)策定予定 |
| 2 水と緑が輝く 人と地球にやさしいまち【うるおい環境政策】 | | | | |
| 第二次鹿児島市環境基本計画 | 平成24年3月 | 平成24年度～平成33年度 | 環境政策課 | 環境基本法 鹿児島市環境基本条例 |
| 鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン | 平成24年3月 | 平成24年度～平成33年度 | 環境政策課 | 地球温暖化対策の推進に関する法律 |
| 鹿児島市一般廃棄物処理基本計画 | 平成22年3月 | 平成22年度～平成31年度 | リサイクル推進課 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| 鹿児島市まちと緑のハーモニープラン | 平成23年3月 | 平成23年度～平成33年度 | 公園緑化課 | 都市緑地法 |
| 3 人が行き交う 魅力とにぎわいあふれるまち【にぎわい交流政策】 | | | | |
| 第2期鹿児島市観光未来戦略 | 平成24年3月 | 平成24年度～平成28年度 | 観光企画課 | |
| 鹿児島市中心市街地活性化基本計画 | 平成19年12月 | 平成19年度～平成24年度 | 経済政策課 | 中心市街地の活性化に関する法律 ※新計画(平成25年度～)策定予定 |
| 鹿児島市商工業振興プラン | 平成23年3月 | 平成23年度～平成33年度 | 経済政策課 | |
| 鹿児島市グリーン・ツーリズム推進計画 | 平成24年3月 | 平成24年度～平成28年度 | グリーンツーリズム推進課 | |
| 鹿児島市農林水産業振興プラン | 平成24年3月 | 平成24年度～平成28年度 | 農政総務課 | |
| 4 健やかに暮らせる 安全で安心なまち【すこやか安心政策】 | | | | |
| 第二期かごしま市すこやか子ども元気プラン | 平成22年3月 | 平成22年度～平成26年度 | 子育て支援推進課 | 次世代育成支援対策推進法 |
| 第5期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画 | 平成24年3月 | 平成24年度～平成26年度 | 長寿支援課 | 老人福祉法、介護保険法 |
| 鹿児島市地域福祉計画 | 平成24年3月 | 平成24年度～平成28年度 | 地域福祉課 | 社会福祉法 |
| 鹿児島市新障害者福祉保健計画 | 平成16年3月 | 平成16年度～平成24年度 | 障害福祉課 | 障害者基本法 ※新計画(平成25年度～)策定予定 |
| かごしま市民健康55プラン | 平成14年3月 | 平成14年度～平成24年度 | 健康総務課 | 健康増進法 ※新計画(平成25年度～)策定予定 |

| 個別計画 | 策定年月 | 計画期間 | 所管課 | 備考(関連法令等) |
|---------------------------------------|-----------------------|---------------|-------------|----------------------------|
| かごしま市食育推進計画 | 平成21年3月 | 平成21年度～平成25年度 | 健康総務課 | 食育基本法 ※新計画(平成26年度～)策定予定 |
| 第9次鹿児島市交通安全計画 | 平成23年12月 | 平成23年度～平成27年度 | 安心安全課 | 交通安全対策基本法 |
| 鹿児島市地域防災計画 | 平成24年3月 | — | 危機管理課 | 災害対策基本法 ※年次更新 |
| 5 学ぶよろこびが広がる 誇りあるまち【まなび文化政策】 | | | | |
| 鹿児島市教育振興基本計画 | 平成23年1月 | 平成23年度～平成33年度 | 教育委員会総務課 | 教育基本法 |
| 文化薫る地域の魅力づくりプラン | 平成24年3月 | 平成24年度～平成28年度 | 文化課 | |
| 鹿児島市子ども読書活動推進計画(改訂版) | 平成23年3月 | 平成23年度～平成27年度 | 生涯学習課 | 子どもの読書活動の推進に関する法律 |
| 鹿児島市人権教育・啓発基本計画 | 平成19年1月 ※平成24年3月改訂 | 平成19年度～ | 人権啓発室 | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 |
| 第2次鹿児島市男女共同参画計画 | 平成24年3月 | 平成24年度～平成33年度 | 男女共同参画推進課 | 男女共同参画社会基本法 |
| 6 市民生活を支える 機能性の高い快適なまち【まち基盤政策】 | | | | |
| かごしま都市マスタープラン | 平成13年3月 ※平成19年3月改訂 | 平成13年度～平成33年度 | 都市計画課 | 都市計画法 |
| 鹿児島市景観計画 | 平成19年12月 | 平成20年2月～ | 都市景観課 | 景観法 鹿児島市景観条例 |
| 都市再生整備計画(鹿児島市都心部地区(第2期)) | 平成23年3月 | 平成23年度～平成27年度 | 市街地まちづくり推進課 | 都市再生特別措置法 |
| 鹿児島市住宅マスタープラン | 平成8年12月 ※平成15年度改訂 | 平成8年度～ | 住宅課 | |
| 鹿児島市水道ビジョン | 平成21年4月 | 平成21年度～平成30年度 | 水道整備課 | |
| 鹿児島市公共下水道事業基本構想 | 平成15年9月 | 平成15年度～平成35年度 | 下水道建設課 | |
| 鹿児島市新交通パラフリー基本構想 | 平成24年3月 | 平成24年度～平成32年度 | 交通政策課 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 |
| 鹿児島市公共交通ビジョン | 平成22年3月 | 平成22年度～平成33年度 | 交通政策課 | |
| 鹿児島市交通事業経営健全化計画 | 平成23年4月 | 平成22年度～平成28年度 | 交通局総合企画課 | |
| 幹線道路整備事業第6次5カ年計画 | 平成22年9月 | 平成23年度～平成27年度 | 道路建設課 | |

第五次総合計画

基本計画

目標指標一覧



目標指標一覧

平成33年度の目標値は、前期基本計画における達成状況等の検証を行った上で見直していくものである

1 基本目標別計画

| 指標 | 現況 | 目標 (平成28年度) | 目標 (平成33年度) | 算出方法等 |
|---------------------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------|
| 1 市民と行政が拓く 協働と連携のまち【信頼・協働政策】 | | | | |
| 1 地域社会を支える協働・連携の推進 | | | | |
| 「市民との協働によるまちづくりが進んでいる」と感じる市民の割合 | 31.9% | 42.0% | 52.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 過去1年間に何らかの機会を通じて市政に参画したことがある市民の割合 | 7.7% | 11.0% | 15.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 市内のNPO法人数 | 350 団体 | 440 団体 | 540 団体 | |
| 過去1年間に地域コミュニティ活動に参加したことがある市民の割合 | 41.4% | 52.0% | 62.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 町内会加入率 | 59.1% | 65.0% | 70.0% | 町内会加入世帯数/推計人口に基づく世帯数 |
| 2 自主的・自立的な行財政運営の推進 | | | | |
| 「必要な市民サービスが効率的に提供されている」と感じる市民の割合 | 59.3% | 65.0% | 70.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 鹿児島市ホームページアクセス件数 | 2,404,142 件 | 3,000,000 件 | 3,200,000 件 | 総合トップページアクセス数 |
| 実質公債費比率 | 6.4% | 現状水準を維持する | 現状水準を維持する | 実質的な負債返済額が市の財政に占める割合 |
| 将来負担比率 | 34.2% | 現状水準を維持する | 現状水準を維持する | 将来支払う可能性のある実質的な負債額が市の財政に占める割合 |
| 2 水と緑が輝く 人と地球にやさしいまち【うるおい環境政策】 | | | | |
| 1 低炭素社会の構築 | | | | |
| 「地球温暖化対策が進んでいる」と感じる市民の割合 | 40.2% | 46.0% | 50.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 温室効果ガス排出量の削減率(平成2年度比) | 13.4% 増 | 3.0% 減 | 12.0% 減 | 平成2年度を基準とした、排出量の増減率 |
| 住宅用太陽光発電システム設置累計 | 5,054 件 | 15,000 件 | 25,000 件 | 補助件数 |
| 環境管理事業所の認定事業所数 | 426 事業所 | 1,000 事業所 | 1,500 事業所 | |
| 2 循環型社会の構築 | | | | |
| 「ごみと資源物の分別が徹底されている」と感じる市民の割合 | 71.4% | 80.4% | 87.9% | 市民意識アンケート調査 |
| 市民1人1日あたりのごみ・資源物の排出量 | 1,006.4g | 898.0g | 842.0g | 1日あたりのごみ・資源物の排出量/人口 |
| 資源化率 | 19.2% | 18.4% | 21.3% | 資源化したごみ・資源物の量/ごみ・資源物の排出量 |
| 不法投棄確認件数 | 292 件 | 180 件 | 145 件 | |
| 3 うるおい空間の創出 | | | | |
| 「緑や水辺等の自然とのふれあいの場や機会がたくさんある」と感じる市民の割合 | 52.2% | 60.0% | 65.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 屋上・壁面緑化の整備面積 | 8,132 m ² | 9,800 m ² | 13,000 m ² | 公共、民間施設の屋上緑化及び壁面緑化の整備面積の合計 |
| 市民1人あたりの施設緑地面積 | 9.9 m ² /人 | 10.3 m ² /人 | 10.8 m ² /人 | 施設緑地面積/人口 |

| 指標 | 現況 | 目標 (平成28年度) | 目標 (平成33年度) | 算出方法等 |
|---|-------------|----------------|----------------|------------------|
| 4 生活環境の向上 | | | | |
| 「きれいで住みよい生活環境づくりが進んでいる」と感じる市民の割合 | 53.6% | 60.0% | 70.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 水質保全目標達成率 | 95.0% | 100% | 100% | 水質保全目標の達成状況を表す数値 |
| 過去1年間にまち美化活動に参加したことがある市民の割合 | 49.4% | 55.0% | 60.0% | 市民意識アンケート調査 |
| まち美化推進団体認定数 | 192 団体 | 320 団体 | 370 団体 | |
| 3 人が行き交う 魅力とにぎわいあふれるまち【にぎわい交流政策】 | | | | |
| 1 地域特性を生かした観光・交流の推進 | | | | |
| 「観光交流都市である」と感じる市民の割合 | 42.0% | 48.0% | 54.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 宿泊観光客数 | 2,862 千人 | 3,500 千人 | 3,700 千人 | 市観光統計 |
| 外国人宿泊観光客数 | 80 千人 | 160 千人 | 240 千人 | 市観光統計 |
| グリーン・ツーリズム登録団体数 | 32 団体 | 38 団体 | 43 団体 | |
| 2 中心市街地の活性化 | | | | |
| 「中心市街地がにぎわっている」と感じる市民の割合 | 38.1% | 45.0% | 50.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 中心商店街の歩行者通行量(20地点・土日) | 129,869 人/日 | 150,000 人/日 | 155,000 人/日 | 市歩行者通行量調査 |
| 中心市街地の入込観光客数 | 7,185 千人 | 8,000 千人 | 8,400 千人 | 市観光統計 |
| 中心市街地の小売業年間商品販売額 | 1,823 億円 | 2,100 億円 | 2,100 億円 | 商業統計 |
| 3 地域産業の振興 | | | | |
| 「産業振興が図られ雇用機会に恵まれるなど、地域経済が活性化している」と感じる市民の割合 | 8.5% | 20.0% | 50.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 卸売業・小売業年間商品販売額 | 25,365 億円 | 25,390 億円 | 25,400 億円 | 商業統計 |
| 製造品出荷額等(従業者4人以上) | 3,784 億円 | 3,910 億円 | 4,000 億円 | 工業統計 |
| 事業所数(民営)【農林漁業除く】 | 29,057 事業所 | 29,600 事業所 | 30,000 事業所 | 事業所・企業統計調査 |
| 4 農林水産業の振興 | | | | |
| 「農林水産業の振興が図られている」と感じる市民の割合 | 37.5% | 50.0% | 60.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 買い物時に地元の農林水産物を選ぶ市民の割合 | 71.4% | 77.0% | 82.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 認定農業者数 | 175 人 | 185 人 | 195 人 | 市農林水産部統計 |
| 認定農業者の農業所得 | 435 万円 | 470 万円 | 500 万円 | 市農林水産部統計 |
| 遊休農地解消面積 | 9ha | 40ha | 65ha | 市農林水産部統計 |

目標指標一覧



| 指標 | 現況 | 目標 (平成28年度) | 目標 (平成33年度) | 算出方法等 |
|--|------------|----------------|----------------|------------------|
| 4 健やかに暮らせる 安全で安心なまち【すこやか安心政策】 | | | | |
| 1 子育て環境の充実 | | | | |
| 「安心して子どもを生み育てられる環境が整っている」と感じる市民の割合 | 28.2% | 42.0% | 55.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 妊娠11週以下での妊娠届出率 | 84.5% | 100% | 100% | 11週以下での届出者数／届出者数 |
| 保育所の待機児童数 | 85人 | 0人 | 0人 | 年度当初の待機児童数 |
| 2 高齢化対策の推進 | | | | |
| 「高齢者が生きがいを持って健やかに安心して暮らしている」と感じる市民の割合 | 35.6% | 40.0% | 45.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 過去1年間に趣味や地域行事などの活動を行った・参加したことがある高齢者の割合 | 57.5% | 60.0% | 65.0% | 市高齢者等実態調査 |
| 過去1年間に高齢者福祉サービスを利用したことがある高齢者の割合 | 54.2% | 60.0% | 65.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 介護予防プログラムへの参加者数 | 1,000人 | 2,200人 | 3,200人 | |
| 3 きめ細かな福祉の充実 | | | | |
| 「福祉が行き届き安心していきいきと生活できる」と感じる市民の割合 | 22.3% | 28.0% | 33.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 過去1年間にボランティア活動に参加したことがある市民の割合 | 23.3% | 28.0% | 33.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 地域福祉館及び市社協支部における福祉団体の利用件数 | 3,500件 | 4,500件 | 5,500件 | |
| 児童デイサービス(児童発達支援事業)を利用している子どもの数(月平均) | 608人 | 800人 | 1,000人 | |
| 生活保護自立更生件数 | 408件 | 430件 | 450件 | |
| 4 健康・医療の充実 | | | | |
| 「健康づくりへの支援や医療体制が充実している」と感じる市民の割合 | 35.4% | 43.0% | 50.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 日常生活の中で意識的に体を動かすなどの運動をしている市民の割合 | 49.3% | 62.5% | 75.0% | 市民意識アンケート調査 |
| がん検診受診率 | 8.5%～24.4% | 30.0% | 50.0% | 受診者数／対象者数 |
| 5 生活の安全性の向上 | | | | |
| 交通安全、防犯等の対策が充実しているなど「安心・安全に生活できる」と感じる市民の割合 | 43.2% | 50.0% | 58.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 過去1年間に防犯や事故防止活動に参加したことがある市民の割合 | 17.3% | 20.0% | 23.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 交通事故による死者数(10万人あたり) | 2.3人 | 1.7人 | 0.8人 | 県警統計(死者数÷人口×10万) |
| 防犯パトロールの回数 | 3,673回 | 4,040回 | 4,444回 | |

| 指標 | 現況 | 目標 (平成28年度) | 目標 (平成33年度) | 算出方法等 |
|--|---------|----------------|----------------|----------------------------------|
| 6 総合的な危機管理・防災力の充実 | | | | |
| 「災害に強いまちである」と感じる市民の割合 | 15.8% | 40.0% | 50.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 災害時への備えを心がけている市民の割合 | 31.9% | 50.0% | 70.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 自主防災組織のカバー率 | 70.2% | 75.0% | 80.0% | 結成地域世帯数／全世帯数 |
| 普通救命講習受講者数 | 39,000人 | 67,000人 | 94,500人 | |
| 5 学ぶよろこびが広がる 誇りあるまち【まなび文化政策】 | | | | |
| 1 学校教育の充実 | | | | |
| 「学校における教育活動が充実している」と感じる市民の割合 | 37.5% | 44.0% | 50.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 「基礎・基本」定着度調査平均正答率の県との比較(小学校) | +0.6% | +1.0% | +1.5% | 県調査(小学校5年生4教科の平均) |
| 「基礎・基本」定着度調査平均正答率の県との比較(中学校) | +2.2% | +2.8% | +3.0% | 県調査(中学校1・2年生5教科の平均) |
| 市立小・中学校におけるいじめの解消率 | 92.9% | 100% | 100% | (解消件数+一定の解消件数)÷認知件数 |
| 2 生涯学習の充実 | | | | |
| 「生涯にわたり、学び続けることができる環境が整っている」と感じる市民の割合 | 39.7% | 45.0% | 50.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 過去1年間に生涯学習を行ったことがある市民の割合 | 25.4% | 31.0% | 38.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 生涯学習関連施設の利用状況 | 1,667千人 | 1,697千人 | 1,727千人 | 生涯学習プラザ、地域公民館等の年間利用者数 |
| 家庭・地域の教育力向上を図る研修会等への参加状況 | 80千人 | 110千人 | 140千人 | イベント、研修会、社会学級、学校支援ボランティア等の延べ参加者数 |
| 3 市民文化の創造 | | | | |
| 「文化芸術などに親しみ、身近に体験できる環境が整っている」と感じる市民の割合 | 53.3% | 60.0% | 65.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 市民文化祭等への参加者数 | 35,690人 | 41,000人 | 46,000人 | |
| 市内の文化財の指定等件数 | 182件 | 192件 | 197件 | |
| 4 スポーツ・レクリエーションの振興 | | | | |
| 「スポーツ・レクリエーションを楽しめる環境が整っている」と感じる市民の割合 | 52.1% | 60.0% | 68.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 週1回以上スポーツをする人の割合(成人) | 38.0% | 50.0% | 55.0% | 市スポーツ・レクリエーションに関する意識調査 |
| 国民体育大会での本市出身選手・団体の入賞種目数 | 17種目 | 21種目 | 28種目 | |
| 5 人権尊重社会の形成 | | | | |
| 「一人ひとりの人権が尊重されている」と感じる市民の割合 | 20.9% | 23.5% | 26.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 「男性は仕事、女性は家庭」と思う市民の割合 | 44.9% | 40.0% | 35.0% | 市男女共同参画市民意識調査 |
| 審議会等への女性の参画率 | 32.1% | 36.0% | 40.0% | 市参画率調査 |

目標指標一覧

| 指標 | 現況 | 目標 (平成28年度) | 目標 (平成33年度) | 算出方法等 |
|--|-----------|----------------|----------------|------------------|
| 6 市民生活を支える 機能性の高い快適なまち【まち基盤政策】 | | | | |
| 1 機能性の高い都市空間の形成 | | | | |
| 「地域に必要な都市機能が整備されている」と感じる市民の割合 | 62.1% | 64.0% | 67.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 地区計画の決定数 | 20 か所 | 22 か所 | 24 か所 | |
| 景観形成重点地区の指定数 | 0 か所 | 3 か所 | 5 か所 | |
| 2 快適生活の基盤づくり | | | | |
| 「生活道路や上下水道などの都市基盤施設の整備により、安全・快適な生活の基盤づくりが進んでいる」と感じる市民の割合 | 59.2% | 63.0% | 68.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 主要な生活道路の整備延長 | 61.5km | 77.0km | 90.0km | 幹線道路整備計画における整備延長 |
| 住宅の耐震化率 | 85.1% | 90.0% | 90.0% 以上 | 住宅・土地統計調査に基づく推計 |
| 汚水処理人口普及率 | 90.2% | 93.6% | 96.0% | 汚水処理施設の処理人口／人口 |
| 3 市民活動を支える交通環境の充実 | | | | |
| 「道路や公共交通などの交通環境が充実している」と感じる市民の割合 | 57.5% | 60.0% | 65.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 都市計画道路整備率 | 83.0% | 86.0% | 89.0% | 整備済みの延長／全体延長 |
| 公共交通利用者数 | 68,389 千人 | 68,539 千人 | 68,539 千人以上 | |
| 市交通事業経営健全化計画推進による目標効果額 | | 2,410 百万円 | - | 市交通事業経営健全化計画 |

2 豊かさ実感リーディングプロジェクト

| 指標 | 現況 | 目標 (平成28年度) | 目標 (平成33年度) | 算出方法等 |
|---|-------------|----------------|----------------|----------------------|
| “地域で守る”生涯安心安全プロジェクト | | | | |
| 地域の安心安全のための活動に関心を持っている市民の割合 | 68.4% | 78.0% | 90.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 市内の交通事故による子どもの負傷率(子ども1万人あたり) | 21 人 | 20 人 | 16 人 | 県警統計 |
| 市内の交通事故による高齢者の負傷率(高齢者1万人あたり) | 57 人 | 34 人 | 22 人 | 県警統計 |
| “ディスカバーかごしま”文化創造プロジェクト | | | | |
| 「音楽、美術、伝統芸能等の文化振興を通じて、まちの魅力が高まっている」と感じる市民の割合 | 32.3% | 45.0% | 50.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 文化活動に参加している市民の割合 | 13.8% | 20.0% | 25.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 文化関連施設の利用者数 | 3,168,027 人 | 3,500,000 人 | 3,650,000 人 | 地域公民館や市民文化ホールなどの利用者数 |
| “食の都かごしま”チャレンジプロジェクト | | | | |
| 「かごしまが“食の都”である」と感じる市民の割合 | 66.0% | 75.0% | 80.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 食料品製造業における粗付加価値額(従業者4人以上) | 46,232 百万円 | 48,170 百万円 | 49,600 百万円 | 工業統計 |
| 市内の農産加工グループが作った加工品数 | 86 種 | 96 種 | 106 種 | |
| “花と緑の回廊”環境創出プロジェクト | | | | |
| 「街なかに花と緑が充実している」と感じる市民の割合 | 76.1% | 78.0% | 80.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 公園、街路樹等の環境保全活動に関心を持っている市民の割合 | 58.8% | 60.0% | 65.0% | 市民意識アンケート調査 |
| 中心市街地における屋上・壁面緑化の整備面積 | 1,300 ㎡ | 2,000 ㎡ | 2,600 ㎡ | |
| “地域のきずな”活性化プロジェクト | | | | |
| 市民や地域団体、NPO、事業者などが協力しながらまちづくりを進める“地域のきずな”を実感する市民の割合 | 36.9% | 47.0% | 57.0% | 市民意識アンケート調査 |
| NPO法人との協働事業数(委託、補助等) | 31 件 | 45 件 | 60 件 | |
| 地域コミュニティ連携組織数 | 0 団体 | 40 団体 | 79 団体 | |

資料編

- 第五次総合計画の策定経過
- 市民参画の状況
- 鹿児島市総合計画策定条例
- 第五次総合計画の策定体制
- 鹿児島市総合計画審議会条例
- 諮問
- 答申書
- 鹿児島市庁議規程
- 鹿児島市総合計画策定委員会設置要綱
- 鹿児島市次期総合計画研究会設置要綱
- 鹿児島市次期総合計画研究ワーキンググループ
設置要綱
- 用語解説（五十音順）



第五次総合計画の策定経過

【21年度】

平成21年7月15日～11月24日

鹿児島市次期総合計画研究ワーキンググループ（10回開催）

平成21年7月29日～9月3日

市民意識調査

- ・対象者：16歳以上の市民5,000人（無作為抽出）
- ・有効回答数：2,791人

平成21年12月15日～平成22年2月22日

鹿児島市次期総合計画研究会（4回開催）

【22年度】

平成22年4月21日

第1回鹿児島市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）・部会（合同会議）

- ・総合計画策定にあたっての基本的な考えについて
- ・総合計画策定体制について
- ・総合計画策定スケジュールについて
- ・総合計画基礎調査概要について
- ・当面の作業内容について

平成22年6月3日

第2回策定委員会

- ・次期総合計画策定基本方針（案）について
- ・総合計画策定委員会・部会の所掌事務及び部会員（案）について
- ・当面の作業の進め方について

平成22年6月11日

庁議

- ・次期総合計画策定基本方針（案）について

平成22年7月26日

第3回策定委員会

- ・基本構想1次素案について
- ・戦略プロジェクト1次素案について
- ・基本計画1次素案について
- ・当面の作業の進め方について

平成22年10月1日

第4回策定委員会

- ・基本構想素案等の公表資料について
- ・基本計画2次素案等について
- ・当面のスケジュール（案）について

平成22年10月15日

庁議

- ・基本構想（素案）について

平成22年10月25日

議会協議会

- ・基本構想（素案）について

平成22年10月27日

市長定例記者会見

- ・基本構想（素案）について公表

平成22年11月1日～11月30日

パブリックコメント手続

- ・基本構想（素案）について
- ・意見提出者数：56人

平成22年11月1日

基本構想（素案）概要チラシを全戸配付

平成22年11月8日

まちづくり講演会

- ・基調講演「かごしまの魅力と今後のまちづくりについて」
- ・基本構想（素案）の説明
- ・参加者数：約200人

平成22年11月8日

テーマ別市民意見交換会

- ・基本構想（素案）について
- ・参加者数：50団体等（66人）

平成22年11月9日

第1回鹿児島市総合計画審議会（以下「審議会」という。）

- ・委嘱式
- ・会長及び副会長選出
- ・総合計画の策定について
- ・基本構想（素案）について
- ・今後の審議会の進め方等について

平成22年11月10日～11月24日（うち9日間）

地域別市民意見交換会（15地域）

- ・基本構想（素案）について
- ・参加者数：308人

平成22年11月24日～12月21日（うち7日間）

学生会議（4大学で延べ8回）

- ・基本構想（素案）の説明
- ・グループディスカッション
- ・参加者数：211人

平成22年12月7日

第2回審議会

- ・基本構想（素案）について
- ・次回の会議開催について

平成23年1月7日

第3回審議会

- ・基本構想（素案）について
- ・次回の会議開催について

平成23年1月19日

第5回策定委員会

- ・前回以降の経過等について
- ・審議会・市民参画手続における意見等について
- ・基本計画（素案）の作成について
- ・今後のスケジュールについて

平成23年3月17日

第6回策定委員会

- ・基本構想（案）・基本計画（素案）について
- ・豊かさ実感リーディングプロジェクト（素案）について（従前の「戦略プロジェクト」を改称）

平成23年3月23日

第7回策定委員会

- ・基本計画（素案）の内容について
- ・第四次総合計画の検証について
- ・基本構想（素案）に関する意見の検討結果について
- ・当面の作業スケジュール

【23年度】

平成23年4月7日

第8回策定委員会

- ・基本構想（案）について
- ・基本計画（素案）について
- ・第四次総合計画の主な施策の進捗状況について

平成23年4月12日

庁議

- ・基本構想（案）・基本計画（素案）について

平成23年4月26日

議会協議会

- ・基本構想（案）について

平成23年4月27日

市長定例記者会見

- ・基本構想（案）・基本計画（素案）について公表

平成23年4月28日～6月3日

パブリックコメント手続

- ・基本構想（案）・基本計画（素案）について
- ・意見提出者数：49人

平成23年5月1日

基本構想（案）・基本計画（素案）概要チラシを全戸配付

平成23年5月9日～5月24日（うち9日間）

地域別市民意見交換会（15地域）

- ・基本構想（案）・基本計画（素案）について
- ・参加者数：257人

平成23年5月12日～6月9日

市民意識アンケート調査

- ・対象者：16歳以上の市民5,000人（無作為抽出）
- ・有効回答数：2,549人

平成23年5月17日

第4回審議会

- ・基本構想（案）の諮問
- ・基本構想（案）・基本計画（素案）等について
- ・今後の審議会の進め方等について

平成23年5月23日

第5回審議会

- ・基本構想（案）・基本計画（素案）等について
- ・起草委員会について
- ・今後の審議会の進め方等について

平成23年5月26日

テーマ別市民意見交換会

- ・基本構想（案）・基本計画（素案）について
- ・参加者数：74団体等（80人）

平成23年6月2日

第1回鹿児島市総合計画審議会起草委員会（以下「起草委員会」という。）

- ・起草委員会の運営等について
- ・答申（案）の構成について

平成23年6月13日

鹿児島市総合計画策定条例制定の件（第16号議案）を第2回市議会定例会へ提案

平成23年6月14日

第9回策定委員会

- ・前回以降の経過等について
- ・審議会・市民参画手続における意見等について
- ・当面のスケジュール、実施計画策定作業について

平成23年6月14日

第2回起草委員会

- ・答申（案）について

平成23年6月27日
第3回起草委員会
・答申(案)について

平成23年6月29日
鹿児島市総合計画策定条例制定の件(第16号議案)を第2回市議会定例会で原案どおり可決(同日公布)

平成23年7月8日
第6回審議会
・基本構想(案)に対する答申(案)について

平成23年7月26日
基本構想(案)に対する答申

平成23年7月27日
第10回策定委員会
・基本構想(案)に対する答申について
・基本構想(議案)について
・基本計画(案)について
・基本構想(案)等に関する意見の検討結果について

平成23年8月1日
鹿児島市総合計画策定条例の施行

平成23年8月12日
庁議
・基本構想(議案)・基本計画(案)について

平成23年9月7日
第五次鹿児島市総合計画基本構想を定める件(第36号議案)を第3回市議会定例会へ提案

平成23年9月22日
第五次総合計画基本構想審査特別委員会の設置

平成23年10月3日
庁議
・第五次総合計画基本構想審査特別委員会について

平成23年10月12日～10月21日
第五次総合計画基本構想審査特別委員会の開催

平成23年11月22日
第五次鹿児島市総合計画基本構想を定める件(第36号議案)を第4回市議会定例会で原案どおり可決(同日付けで基本構想を策定)

平成24年1月16日
第11回策定委員会
・基本計画等の修正(案)について
・今後のスケジュール等について

平成24年1月26日
庁議
・第五次鹿児島市総合計画基本計画の策定について
・第五次鹿児島市総合計画第1期実施計画(平成24年度～平成26年度)の策定について

平成24年1月27日
基本計画(平成24年度～平成28年度)を策定

平成24年2月13日
第1期実施計画(平成24年度～平成26年度)を策定

平成24年4月1日
基本構想・基本計画・第1期実施計画概要チラシを全戸配布

● 市民参画の状況

【基本構想(素案)について】

1 パブリックコメント手続

- (1) 意見の募集期間
平成22年11月1日(月)～11月30日(火)【30日間】
- (2) 意見の提出者数
56人
- (3) 意見の件数
131件

2 まちづくり講演会

- (1) 開催日
平成22年11月8日(月)
- (2) 参加者数
約200人
- (3) 意見の件数
42件

3 テーマ別市民意見交換会

- (1) 開催日
平成22年11月8日(月)
- (2) 参加者数
50団体等(66人)
- (3) 意見の件数
104件

4 地域別市民意見交換会

- (1) 開催日
平成22年11月10日(水)～11月24日(水)※うち9日間
- (2) 開催地域
15地域
- (3) 参加者数
308人
- (4) 意見の件数
205件

5 学生会議

- (1) 開催日
平成22年11月24日(水)～12月21日(火)※うち7日間
- (2) 開催大学
鹿児島大学(4回)、鹿児島国際大学(2回)、志学館大学(1回)、鹿児島県立短期大学(1回)
- (3) 参加者数
211人
- (4) 意見の件数
85件

6 鹿児島市総合計画審議会

- (1) 開催日
第1回:平成22年11月9日(火)
第2回:平成22年12月7日(火)

第3回:平成23年 1月7日(金)

- (2) 委員数
20人
- (3) 意見の件数
46件

【基本構想(案)・基本計画(素案)について】

1 パブリックコメント手続

- (1) 意見の募集期間
平成23年4月28日(木)～6月3日(金)【37日間】
- (2) 意見の提出者数
49人
- (3) 意見の件数
107件

2 テーマ別市民意見交換会

- (1) 開催日
平成23年5月26日(木)
- (2) 参加者数
74団体等(80人)
- (3) 意見の件数
86件

3 地域別市民意見交換会

- (1) 開催日
平成23年5月9日(月)～5月24日(火)※うち9日間
- (2) 開催地域
15地域
- (3) 参加者数
257人
- (4) 意見の件数
206件

4 鹿児島市総合計画審議会

- (1) 開催日
第4回:平成23年5月17日(火)
第5回:平成23年5月23日(月)
第6回:平成23年7月 8日(金)
- (2) 委員数
20人
- (3) 意見の件数
43件

● 鹿児島市総合計画策定条例

平成23年6月29日
条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定するについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **総合計画** 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) **基本構想** 市政の最高理念であり、都市像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) **基本計画** 市政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) **実施計画** 市政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、鹿児島市総合計画審議会条例(昭和47年条例第10号)第1条に規定する鹿児島市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

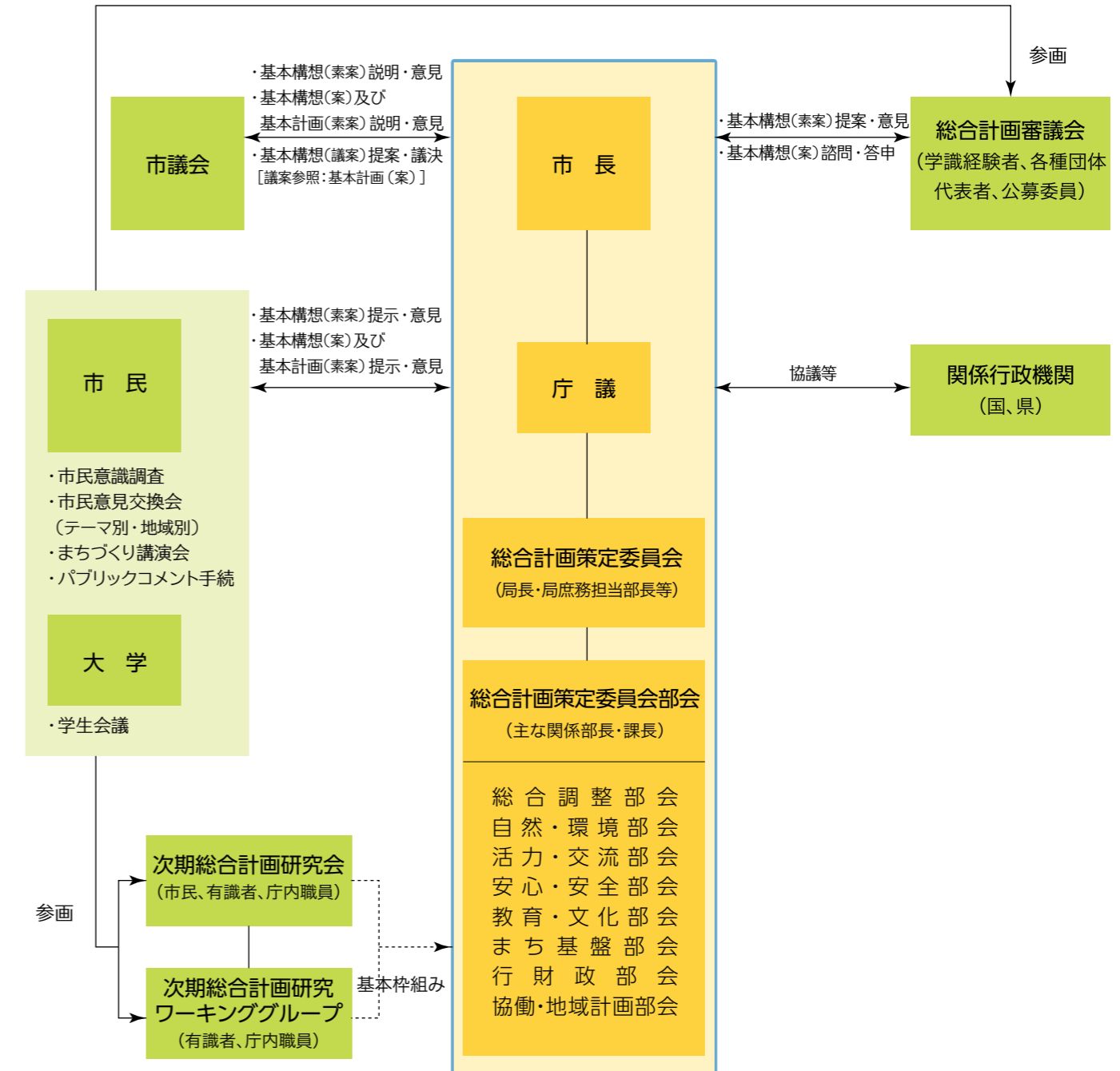
第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、市長が規則で定める日から施行する。

(平成23年7月29日規則第62号で、平成23年8月1日から施行)

● 第五次総合計画の策定体制



鹿児島市総合計画審議会条例

平成47年3月29日
条例第10号

(設置)

第1条 本市の総合計画について、市長の諮問に応じ、審議するため、鹿児島市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもつてあてる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政局企画部政策企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則(昭和51年7月28日条例第31号)

この条例は、鹿児島市事務分掌条例の一部を改正する条例(昭和51年条例第30号)の施行の日から施行する。

付 則(昭和62年3月30日条例第16号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月27日条例第32号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月27日条例第25号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

鹿児島市総合計画審議会

| 役職 | 氏名 | 職名 |
|-----|-------|---------------------------------|
| 会 長 | 宮廻甫允 | 鹿児島大学法文学部教授 |
| 副会長 | 中武貞文 | 鹿児島大学産学官連携推進機構准教授 |
| 委 員 | 青柳俊彦 | 九州旅客鉄道株式会社常務取締役 |
| | 石原みち子 | かごしまボランティア連絡協議会副会長 |
| | 市谷万里 | 鹿児島市PTA連合会副会長 |
| | 岩元純吉 | 株式会社山形屋代表取締役会長 |
| | 北出徹也 | 国土交通省九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長 |
| | 笹川理子 | 笹川法律事務所弁護士 |
| | 末吉竹二郎 | 国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問 |
| | 多々良尊子 | 鹿児島県立短期大学生活科学科教授 |
| | 田原武志 | 公募市民 |
| | 徳田哲也 | 日本労働組合総連合会鹿児島県連合会 鹿児島地域協議会議長 |
| | 永田文治 | 鹿児島経済同友会代表幹事 |
| | 中山慎吾 | 鹿児島国際大学福祉社会学部教授 |
| | 西村佐和子 | 鹿児島市母親クラブ連絡協議会前会長 |
| | 福永彩香 | 公募市民 |
| | 松本洋一郎 | 公募市民 |
| | 柳 佐知 | 公募市民 |
| | 大和弘明 | 株式会社日本政策投資銀行南九州支店長 |
| | 米澤小夜子 | 鹿児島市老人クラブ連合会副会長 |

(敬称略、委員は五十音順、職名は就任当時)

諮問

政 企 第 1 3 号
平成23年5月17日

鹿児島市総合計画審議会

会長 宮廻 甫允 殿

鹿児島市長 森 博 幸

第五次鹿児島市総合計画基本構想(案)について(諮問)

第五次鹿児島市総合計画基本構想(案)について、貴審議会の意見を求めます。

答申書

平成23年7月26日

鹿児島市長 森 博 幸 殿

鹿児島市総合計画審議会
会長 宮廻 甫允

平成23年5月17日に諮問されました第五次鹿児島市総合計画基本構想(案)について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

平成24年度を初年度とする総合計画は、今後10年間ににおける鹿児島市のまちづくりの礎となるものであり、鹿児島市が将来に向けて持続可能な発展を遂げていくための羅針盤となる重要な計画です。

策定にあたっては、これまでとは大きく異なる社会経済情勢の変化を的確に踏まえるとともに、鹿児島市の特性を最大限に生かすという視点が必要であり、また、行政だけでなく、市民や地域団体、NPO、事業者などまちづくりのあらゆる主体が、適切な役割分担の下で協働・連携していくことを、基本理念として大きく打ち出し、この10年間で着実に推進していく覚悟を持って取り組むことが不可欠です。

本審議会においては、このような考えに立ち、基本構想について素案の段階から慎重な審議を行ったところであり、諮問された「第五次鹿児島市総合計画基本構想(案)」については、素案に対する審議会の意見反映に努める中でとりまとめられているものと考えます。

また、計画の策定にあたっては、基本構想の素案及び案のそれぞれの段階において、これまで以上に市民意見の反映に努め

ていることは、これからの協働・連携の推進に先鞭をつけるものと考えます。

その他、基本計画や実施計画の計画期間について、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応できるよう見直すとともに、分野を超えた横断的な施策・事業を展開していくための仕掛けを計画に組み込んだことも、前例にとられない新たな試みであると考えます。

今後、厳しさを増す自治体財政を踏まえ、少子高齢化の進行に伴う将来世代の負担増への配慮、環境負荷の軽減も考慮しながら、必要なハード整備には引き続き取り組む一方、よりソフト面を重視した施策展開を図ることを通して、都市像に掲げる「人～心の豊かさ」、「まち～都市の豊かさ」、「みどり～自然の豊かさ」をみんなで創り、市民満足度を高めていかれるよう要請します。

また、基本構想の最終的なとりまとめを行い、同構想に基づき総合計画を推進していくにあたっては、次の点に十分留意されますよう提言します。

記

1 総合計画の基本に関する事項

(1) 変化を見据え、未来を先取りするまちの姿を描く

- ①政治、経済、社会の不安定な状況、産業構造の転換、アジア諸国における日本の位置づけ、地球温暖化の影響、少子高齢化や人口減少の進行、まちづくりにおける行政の役割変化などを踏まえること
- ②行政が自らの判断でまちづくりのすべてを担う時代ではないという認識の下、「こういう社会を市民みんなで一緒に目指そう」ということを基本構想で示し、それに即して基本計画、実施計画における具体的な取組を示していくこと
- ③東日本大震災の発生を受け、安心安全なまちづくりにおける対応の変化や、人と人とのつながり、コミュニティなどその重要性が再認識されつつあることを踏まえること
- ④10年間の計画期間だけではなく、必要に応じて20年後、30年後、さらには50年後を見据え、「何が鹿児島にとって大切か」を考えること
- ⑤総合計画に掲げた各種施策を同時に達成することが難しいケースが生じた際には、「市民としてどういう尺度で優先順位を決めていくのか」という価値基準を持ち、「選択」を行っていくこと

(2) あらゆる主体、次世代に対する「責任ある約束」を考える

- ①総合計画に掲げることについて、「このレベルで実現していく」ということを示した上で、市民や地域団体、NPO、事業者などまちづくりのあらゆる主体と関わっていくことが必要であり、そのことを具体的に打ち出していくこと
- ②今の世代の人たちが、さまざまな分野で次の世代に何を約束していくのか、そういうことを反映させること

2 基本構想(案)に関する事項

(1) 都市像

- ①あるべき将来像に対し、市民としてどのような意志を持ち、どのような負担を覚悟していくかが重要であり、都市像を踏まえ、「人」、「まち」、「みどり」それぞれの豊かさを協働により実現していくこと
- ②次の世代に多大な負担を残すべきではないという考えに立ち、行政に求めるだけでなく、市民でできることは市民で実行していくという意識を一人ひとりが持つことができるよう取り組むこと
- ③都市像を踏まえ、国内外の競争を見据えて、特色ある都市のイメージや方向性を打ち出し、対外的に発信する都市を目指すこと

(2) 基本目標

- ①今後想定される厳しい財政状況、少子高齢化や人口減少局面への移行などを見据え、あらゆる主体との協働・連携という考えをまちづくりの基本として、自主的・自立的なまちづくりを推進していくこと
- ②経済の発展は、「豊かさ」実感都市の実現に不可欠なものであり、「鹿児島のような自然環境の中でどのような地域経済を構築するのか」という、日本や世界のモデルになるものを10年かけてつくっていくこと
- ③市民一人ひとりの自立性や助け合う心、人と人との絆を基本としながら、環境も大切であるという認識の下、産業の主たるテーマとして、環境や自然の美しさを観光に生かしていくとともに、その成果で市民生活を支えていくことが重要であり、このことを踏まえること
- ④6つの基本目標をベースとして、時代の変化にも即応する、優先順位を付けた施策・事業の展開を図ること
- ⑤基本目標の表現については、達成すべき「ゴール」が明確となる表現とすること
(「低炭素社会の構築を図る」ではなく「低炭素社会を構築する」など)

3 協働・連携による推進に向けて

(1) 分かりやすい計画

- ①市民が主体的にまちづくりに関わるため、鹿児島市が将来どのような方向に進んでいくのか、そこに自分がどのように関係するのかをイメージできるような計画としていくこと
- ②総合計画について、市民にまず知ってもらうことが重要であり、「できるだけ詳しく」ではなく「できるだけ分かりやすく」ということに重点を置くこと
- ③市民がまちづくりに関わりやすくするためには、実施計画に掲げる事業に担当部署を記載するなど、市役所のどこに対応を求めたらよいか分かるよう工夫すること

(2) 豊かさ実感リーディングプロジェクト

- ①都市像の実現に向けては、基本目標ごとの各分野において、専門性を発揮した効率的な施策・事業の推進を図るとともに、現実の諸課題の多くは分野を超えた総合性を有するものであることを踏まえ、分野横断的な施策・事業の展開を図っていくこと
- ②横断的な施策・事業の展開については、「豊かさ実感リーディングプロジェクト」の推進を図るとともに、それを契機として、市役所内の組織、さらにはまちづくりの各主体の枠を超えた協働・連携の動きを拡充していくこと

(3) 実行重視

- ①「市民と行政が拓く 協働と連携のまち」の一つの具体的な形として、市民が策定後の総合計画の進行管理に関わっていく推進体制を構築すること
- ②目標指標については、目標達成に向け、行政の取組に対する市民からのチェック、さらには市民自身の自発的な取組促進につながるよう、可能な限り具体的な目標を掲げるとともに、各施策の的確な状況把握に基づく各面からの評価を行い、適正な進行管理を行うこと

● 鹿児島市庁議規程

昭和48年7月1日
訓令第12号

(目的及び設置)

第1条 市政の基本方針に係る市長の意思決定を補佐して必要な協議を行なうとともに、市の各機関及び各局間の総合的な調整を行なうことにより市政の効率的な運営をはかるため、鹿児島市庁議(以下「庁議」という。)を置く。

(構成)

第2条 庁議は、次の職にある者をもつて構成する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 総務局長
- (4) 企画財政局長
- (5) 市民局長
- (6) 環境局長
- (7) 健康福祉局長
- (8) 経済局長
- (9) 建設局長
- (10) 消防局長
- (11) 教育長
- (12) 市立病院長
- (13) 交通局長
- (14) 水道局長
- (15) 船舶局長
- (16) 総務局市長室長
- (17) 総務局総務部長
- (18) 企画財政局企画部長
- (19) 企画財政局財政部長

2 市長が、付議事項に関連して必要と認めるときは、前項に定める者以外の者を出席させることができる。

(開催期日)

第3条 庁議は、毎月おおむね10日までの日で市長が定める日に開催する。ただし、市長は、特別な理由があるときはこれを変更し、または臨時に開催することができる。

(主宰)

第4条 庁議は、市長が主宰する。ただし、市長が出席できないときは、副市長がその職務を代理する。

(付議事項)

第5条 庁議に付議される事項は、次のとおりとする。

- (1) 市行政の基本方針に関する事項
- (2) 市の制度または行政機能に重大な影響を与える事項
- (3) 新規または異例に属する重要事項
- (4) 市議会提案事項
- (5) 局間調整を必要とする重要事項
- (6) 市長が必要と認める事項
- (7) その他業務に係る報告事項

(付議手続)

第6条 庁議の構成員は、所管業務のうち庁議に付議すべき事項又は報告事項があるときは、文書で企画財政局企画部政策企画課を通じて市長に提出するものとする。

2 付議に必要な資料は、庁議の3日前までに構成員に配布する。
(決定及び記録)

第7条 庁議に付議された事項は、その協議を経て、市長が決定する。

2 企画財政局企画部長は、庁議の経過を記録し、保管しなければならない。

(決定事項の執行)

第8条 庁議で決定された事項は、主管の部局ですみやかに処理しなければならない。

2 主管の局長は、決定事項の執行状況を庁議に報告しなければならない。

(連絡機関)

第9条 庁議の構成員は、庁議で決定された事項その他の事項の周知連絡のため、局内部課長会議を開催しなければならない。

2 局内部課長会議は、それぞれ局内の部課長等で構成し、必要に応じて随時開催する。

(庶務)

第10条 庁議に関する庶務は、企画財政局企画部政策企画課において行う。

付 則

この訓令は、昭和48年7月1日から施行する。

付 則(昭和51年7月31日訓令第7号)

この訓令は、昭和51年8月1日から施行する。

付 則(昭和62年3月31日訓令第5号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則(昭和62年10月7日訓令第11号)

この訓令は、昭和62年10月7日から施行する。

付 則(平成12年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成16年10月22日訓令第8号)

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

付 則(平成17年1月31日訓令第1号)

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役がなお従前の例により在職する場合においては、改正前の第2条第3号の規定は、なおその効力を有する。

付 則(平成21年3月27日訓令第8号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月29日訓令第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

[平成24年4月1日の改正:「船舶部長」→「船舶局長」]

鹿児島市総合計画策定委員会設置要綱

- (設置)
- 第1条** 鹿児島市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に資するため、庁内に鹿児島市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- (所掌事項)
- 第2条** 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 総合計画の基本構想及び基本計画の検討をすること。
- (2) その他総合計画の基本構想及び基本計画に関し必要な事項(組織)
- 第3条** 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、企画財政局長をもって充てる。
- 3 副会長は、総務局長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。(会長等の職務)
- 第4条** 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長を務める。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。(会議)
- 第5条** 会議は、会長が必要に応じて招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (部会)
- 第6条** 会長は、委員会における検討を円滑にするため、部会を設けることができる。
- (庶務)
- 第7条** 委員会の庶務は、企画財政局企画部政策企画課において処理する。
- (その他)
- 第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 付 則
- (施行期日)
- 1 この要綱は、平成22年4月21日から施行する。(鹿児島市総合計画策定委員会設置要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
- (1) 鹿児島市総合計画策定委員会設置要綱(平成元年7月7日制定)
- (2) 鹿児島市策定委員会専門部会設置要綱(平成元年7月7日制定)

別表(第3条関係)

鹿児島市総合計画策定委員会委員

| |
|----------------|
| 市民局長 |
| 環境局長 |
| 健康福祉局長 |
| 経済局長 |
| 建設局長 |
| 消防局長 |
| 教育長 |
| 市立病院事務局長 |
| 交通局長 |
| 水道局長 |
| 船舶部長 |
| 総務局市長室長 |
| 総務局総務部長 |
| 企画財政局企画部長 |
| 企画財政局財政部長 |
| 市民局市民部長 |
| 環境局環境部長 |
| 健康福祉局健康福祉部長 |
| 経済局商工振興部長 |
| 建設局建設管理部長 |
| 消防局次長 |
| 教育委員会事務局管理部長 |
| 交通局次長 |
| 水道局総務部長 |
| 総務局総務部行政管理課長 |
| 企画財政局企画部政策推進課長 |
| 企画財政局財政部財政課長 |
| 市立病院事務局総務課長 |
| 船舶部総務課長 |

(役職名は就任当時)

鹿児島市次期総合計画研究会設置要綱

- (設置)
- 第1条** 次期総合計画基本構想の策定に資するため、鹿児島市次期総合計画研究会(以下「研究会」という。)を設置する。(所掌事項)
- 第2条** 研究会の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 次期総合計画の基本枠組みの検討をすること。
- (2) その他次期総合計画基本構想に関し必要な事項(組織)
- 第3条** 研究会は、座長、副座長及び委員をもって組織する。
- 2 座長、副座長及び委員は、別表に掲げる者とし、市長が囑し、又は任命する。(座長等の職務)
- 第4条** 座長は、研究会を代表し、会務を総理し、研究会の会議(以下「会議」という。)の議長を務める。
- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。(会議)
- 第5条** 会議は、座長が必要に応じて招集する。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。(庶務)
- 第6条** 研究会の庶務は、企画財政局企画部政策企画課において処理する。(その他)
- 第7条** この要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が別に定める。
- 付 則
- (施行期日)
- 1 この要綱は、平成21年12月4日から施行する。(鹿児島市次期総合計画研究ワーキンググループ設置要綱の廃止)
- 2 鹿児島市次期総合計画研究ワーキンググループ設置要綱(平成21年7月10日制定)は、廃止する。

別表(第3条関係)

| 役職 | 職名 | 氏名 |
|---------------------------|--------------------------|-------|
| 座長 | 鹿児島市企画財政局企画部長 | 宇治野和幸 |
| 副座長 | 鹿児島市企画財政局企画部政策企画課長 | 久保英司 |
| 委員 | 鹿児島工業高等専門学校土木工学科准教授 | 内田一平 |
| | 株式会社 日本政策投資銀行南九州支店業務課調査役 | 奥直子 |
| | 鹿児島大学生涯学習教育研究センター准教授 | 小栗有子 |
| | 鹿児島大学水産学部教授 | 佐野雅昭 |
| | 鹿児島大学教育学部准教授 | 下原美保 |
| | 鹿児島商工会議所企画産業部企画課長 | 田中文裕 |
| | 鹿児島大学大学院理工学研究科教授 | 富安卓滋 |
| | 鹿児島国際大学福祉社会学部准教授 | 中山慎吾 |
| | 鹿児島大学教育学部教授 | 有倉巳幸 |
| | 鹿児島純心女子大学国際人間学部准教授 | 吉田ゆり |
| | era色彩計画代表 | 江良喜代子 |
| | tau works代表 | 川邊佳乃 |
| 鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター長 | 清水建司 | |
| 株式会社 島津興業林業部 | 城本昌澄 | |
| 一級建築士事務所 株式会社 アーキプラン主任技術者 | 古川真樹子 | |
| 公募市民 | 末満裕孝 | |
| 公募市民 | 竹本哲也 | |
| 公募市民 | 田原武志 | |
| 公募市民 | 丸山和夫 | |
| 公募市民 | 柳佐知 | |
| 鹿児島市職員 20名 | | |

(敬称略、職名は就任当時)

鹿児島市次期総合計画研究ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 次期総合計画基本構想の策定に資するため、鹿児島市次期総合計画研究ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワーキンググループの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市の現状の把握をすること。
- (2) 事例の調査・研究をすること。
- (3) 基本的な課題の抽出をすること。
- (4) 次期総合計画の視点の検討をすること。
- (5) 次期総合計画の基本枠組みの素案の作成をすること。
- (6) その他次期総合計画基本構想に関し必要な事項

(組織)

第3条 ワーキンググループは、座長、副座長及び委員をもって組織する。

2 座長は、企画財政局企画部長をもって充てる。

3 副座長は、企画財政局企画部政策企画課長をもって充てる。

4 委員は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める人数を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 10人以内
- (2) 本市職員 21人以内

(座長等の職務)

第4条 座長は、ワーキンググループを代表し、会務を総理し、ワーキンググループの会議(以下「会議」という。)の議長を務める。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が必要に応じて招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(分科会)

第6条 ワーキンググループの所掌事項に関する具体的な事項について検討させるため、ワーキンググループに分科会を置く。

2 分科会の組織は、座長が別に定める。

(庶務)

第7条 ワーキンググループの庶務は、企画財政局企画部政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年7月10日から施行する。

鹿児島市次期総合計画研究ワーキンググループ委員名簿

| 役職 | 職名 | 氏名 |
|--------------------|--------------------------|-------|
| 座長 | 鹿児島市企画財政局企画部長 | 宇治野和幸 |
| 副座長 | 鹿児島市企画財政局企画部政策企画課長 | 久保英司 |
| 委員 | 鹿児島工業高等専門学校土木工学科准教授 | 内田一平 |
| | 株式会社 日本政策投資銀行南九州支店業務課調査役 | 奥直子 |
| | 鹿児島大学生涯学習教育研究センター准教授 | 小栗有子 |
| | 鹿児島大学水産学部教授 | 佐野雅昭 |
| | 鹿児島大学教育学部准教授 | 下原美保 |
| | 鹿児島商工会議所企画産業部企画課長 | 田中文裕 |
| | 鹿児島大学大学院理工学研究科教授 | 富卓卓滋 |
| | 鹿児島国際大学福祉社会学部准教授 | 中山慎吾 |
| | 鹿児島大学教育学部准教授 | 有倉巳幸 |
| 鹿児島純心女子大学国際人間学部准教授 | 吉田ゆり | |
| 鹿児島市職員 21名 | | |

(敬称略、職名は就任当時)

用語解説(五十音順)

ア行 ICT

情報通信技術。

Information and Communications Technology の略。

アミューズメント

娯楽。楽しみ。

AEA・ALT

AEA(小学校の英会話活動協力員)・ALT(中学校や高校の外国語指導助手)

NPO

Non Profit Organization(非営利組織)の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う民間の組織、団体のこと。

カ行 介護予防プログラム

要支援又は要介護になるおそれのある高齢者「元気づくり高齢者」を対象に、楽しく運動し、バランス良くおいしく食事がとれるよう支援するなど、機能向上を目的とした教室や個別支援。

環境管理事業所

鹿児島市環境保全条例に基づいて適正に環境管理を行い、環境への負荷の少ない事業活動を自主的にを行っている事業所。

環境マネジメントシステム

組織が自ら環境方針を設定し、計画の立案(Plan)、実施・運用(Do)、点検・是正(Check)、見直し(Action)という一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施していく仕組み。

グローバル化

国を超えて地球規模で活動が拡大すること。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。

コミュニティサイクル

複数のサイクルポート(自転車貸出拠点)を配置し、どのサイクルポートでも貸出・返却ができるようにしたシステムのこと。

コミュニティバス

地域住民の利便性向上等のために一定地域内を運行するバスで、主に自治体が主体となって導入するバスのこと。

サ行 サブターミナル

さまざまな交通機関が集まり、補助的な役割をする交通の結節拠点のこと。

施設緑地

都市公園や、都市公園以外の公共用地で都市公園に準じる公園・緑地の機能を持つ公共施設。

実質公債費比率、将来負担比率

これらの数値が財政健全化法(地方公共団体の財政の健全化に関する法律)で定める早期健全化基準(実質公債費比率25%、将来負担比率350%)以上の場合、早期健全化計画の策定と外部監査の要求が義務付けられる。

水質保全目標

水遊びなどの親水活動にふさわしい水質を保全することを目的に設定された本市独自のBODの目標値。

ストックマネジメント

既存の施設(ストック)を有効に活用し、長寿命化等を図る体系的な手法のこと。

3R (スリーアール)

Reduce (リデュース:発生抑制)、Reuse (リユース:再使用)、Recycle (リサイクル:再生利用) の3つの頭文字をとったもの。

生物多様性

すべての生物の間に違いがあることで、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルでの多様性がある。

創エネ

太陽光発電システムや家庭用燃料電池などを利用してエネルギーをつくり出すこと。

夕行

第三次救急医療

ただちに救命処置を要する重篤な救急患者に対する医療

地域コミュニティ活動

町内会の活動(自主防災組織、衛生連、あいご会等の活動を含む。)、校区での活動(校区公民館運営審議会、校区社協等の活動を含む。)、その他の活動(防犯パトロール、老人クラブ等の活動を含む。)、NPO等の非営利活動(ボランティア、その他市民活動等を含む。)のこと。

地域包括ケア

地域の高齢者に対し、介護・医療サービスのほか見守りなどのさまざまな生活支援を、包括的、継続的に提供すること。

地区計画

比較的小さい地区を単位として、それぞれの特性に応じたきめ細かなまちづくりを行うための計画で、道路、公園などの配置や規模、建築物の建て方のルールなどについて、住民等の意見を反映して定めるもの。

DV (ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

都市型農業

地域の特性を生かした農畜産物を生産し、安全安心かつ新鮮で良質な農畜産物を供給するとともに、防災や緑地保全などの農業の持つ公益的機能の点から都市と農業の共存を図ろうとする農業。

都市機能

店舗、病院、銀行などの生活利便施設や、道路、公園、学校などの公共公益施設。

ナ行

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者自らが作成した農業経営改善計画の認定を受け、経営感覚に優れた農業経営体を目指している農業者。

農業の6次産業化

農業者が、農産物の生産(1次産業)だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売等(3次産業)に主体的かつ総合的に関わることで、高付加価値化を図るもの。

ノーマライゼーション

障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることがなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

ハ行

BOD(生物化学的酸素要求量)

有機物などによる水質汚濁の指標で、この数値が高いほど汚濁が大きくなる。

扶助費

生活保護費、子育て支援など、福祉や医療に係る費用。

ポータルサイト

関連する分野別に情報が整理され、リンク先が表示されているウェブサイト。

マ行

モビリティ・マネジメント

公共交通の便利な利用方法や環境面・健康面でのメリットなどの情報を提供することにより、一人ひとりのモビリティ(移動)が望ましい方向へ自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通政策のこと。

人・まち・みどり みんなで創る
“豊かさ”実感都市・かごしま

第五次鹿児島市総合計画

平成24年5月

発行・編集： 鹿児島市（企画財政局 企画部 政策企画課）
〒892-8677 鹿児島県鹿児島市山下町11番1号
TEL 099-216-1106 FAX 099-216-1108
Eメール seisaku-k@city.kagoshima.lg.jp
URL <http://www.city.kagoshima.lg.jp>

表紙イラスト： 大寺 聡

印刷： 淵上印刷株式会社

表紙、イラストの無断転載を禁じます。